博士学位論文(東京外国語大学) Doctoral Thesis (Tokyo University of Foreign Studies)

氏 名	内村 俊太
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	博甲第 197 号
学位授与の日付	2015年6月24日
学位授与大学	東京外国語大学
博士学位論文題目	16 世紀後半のスペイン王国における歴史編纂

Name	Uchimura Shunta	
Name of Degree	Doctor of Philosophy (Humanities)	
Degree Number	Ko-no. 197	
Date	June 24,2015	
Grantor	ntor Tokyo University of Foreign Studies, JAPAN	
Title of Doctoral	Historiographies in the Spanish Monarchy in the second half of	
Thesis	the sixteenth century	

16世紀後半のスペイン王国における歴史編纂

内村 俊太

序章 スペイン王国の国制と歴史編纂 ······1
はじめに1
第一節 スペイン王国の国制3
(一) エリオットの複合王政論4
(二) 地域国家カスティーリャ王国の統治構造9
(三) 複合王政のなかの地域国家アラゴン王国14
第二節 歴史編纂に関する先行研究18
第三節 問題の所在と本稿の構成24
(一) 問題の所在24
(二) 本稿の構成26
第一章 16世紀後半におけるスペイン王権の修史事業30
はじめに30
第一節 国王修史官による歴史編纂31
(一) 国王修史官制度31
(二) 16 世紀後半における歴史編纂33
第二節 インディアス修史官による歴史編纂37
第三節 建白書「歴史叙述に必要な事柄について」(1555年)40
(一) 国王修史官フアン・パエス・デ・カストロ41
(二) 建白書「歴史叙述に必要な事柄について」42
第四節 地誌報告書の収集47
(一) 前史(1517~1574年)
(二) 地誌報告書のための質問状(1575~1578年)49
(三) 地誌報告書の提出 (1575~1586年)53
小括55
第二章 16 世紀後半におけるスペイン王権の歴史編纂 ······57
はじめに57

	第一節 『スペイン総合年代記』を執筆した国王修史官	58
	(一) フロリアン・デ・オカンポ	58
	(二) アンブロシオ・デ・モラレス	60
	第二節 『スペイン総合年代記』の叙述内容	63
	(一) 第1巻の概要	63
	(二) 第2巻の概要	65
	(三) 第3巻の概要	66
	(四) 第4巻の概要	68
	第三節 『スペイン総合年代記』における王家の出自伝承	70
	第四節 スペイン王権のための正統性の論理とその限界	76
	(一) スペイン王権のための正統性の論理	76
	(二)王権側の論理の限界	81
	小括······	84
第三章	16世紀後半のカスティーリャ都市における歴史編纂	86
	はじめに	86
	第一節 16世紀後半のトレードにおける聖俗権力	90
	(一) トレードにおける都市支配層	90
	(二) トレード教会	94
	第二節 トレードの都市年代記	97
	(一) アルコセールとピサ	98
	(二) 『トレード史』の概要	100
	(三) 『トレード記』の概要	102
	第三節 歴史叙述のなかの都市と王権	105
	第三節 歴史叙述のなかの都市と王権 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第四章		113
第四章	小括	113
第四章	小括	113

第三節 聖レオカディア遷座祭126
第四節 スペイン王権のための戦勝祈願132
第五節 『トレード記』における聖人に関する記述136
小括141
第五章 16世紀後半のアラゴン王国における歴史編纂······145
はじめに145
第一節 アラゴン王国修史官と『アラゴン連合王国年代記』148
(一) アラゴン王国修史官の概要149
(二) 初代アラゴン王国修史官へロニモ・スリータ152
(三)『アラゴン連合王国年代記』の概要155
第二節 『アラゴン連合王国年代記』におけるソブラルベ伝承156
第三節 ソブラルベ伝承と政体理念161
(一) 政体起源論としてのソブラルベ伝承162
(二) 政体理念とアラゴン王国史の展開164
第四節 地域国家としての政体理念と歴史解釈167
(一) ソブラルベ伝承由来の政体理念と歴史解釈168
(二) 諸王国不分割の原則の追加172
第五節 地域国家にとっての歴史編纂174
(一) ブランカスが提示した政体理念174
(二) アラゴン王国における歴史編纂の意義178
小括180
終章
第一節 本論の総括183
第二節 『スペイン全史』との比較190
第三節 今後の課題194
図表198
史料・参考文献一覧208

序章 スペイン王国の国制と歴史編纂

はじめに

フェリーペ2世の治世(1556~1598年)にあたる 16世紀後半に、スペイン王権が統治する版図は最大の規模に達した。フェリーペ2世は、父カルロス1世(神聖ローマ皇帝カール5世)から、ヨーロッパ内ではカスティーリャ王国、アラゴン連合王国(アラゴン、カタルーニャ、バレンシア、マジョルカ、サルデーニャ、シチリア、ナポリの各王国から構成される)、ナバーラ王国、ミラノ公国、低地諸州などを相続した。皇帝の位と、中欧の諸地域はオーストリア・ハプスブルク家に移ったが、フェリーペ2世の版図は治世当初から広大なものであった。そして、1580年にはアヴィス朝の断絶に乗じてポルトガル王としての即位を宣言し、翌年にはポルトガル議会においてこの王位継承を承認させた。ここに、8世紀初頭に西ゴート王国が滅亡してからはじめて、イベリア半島がひとりの君主によって統治される時代が到来したのである。

しかし、これらの諸国はあくまでそれぞれの国の君主としてフェリーペ2世を擁していたにすぎず、各国で中世から育まれていた政体は旧来のまま維持されていたため、統一的な制度をもつという意味での国家統合が実現したわけではない。イベリア半島内にかぎってみても、フェリーペ2世の曽祖父母であるカトリック両王以降、カスティーリャ王国Corona de Castilla とアラゴン連合王国Corona de Aragón は同一君主の存在をつうじて同君連合を形成していたものの、両国はそれぞれの法と制度を維持しつづけていた。とくにアラゴン連合王国においては、それを構成するアラゴン王国Reino de Aragón、カタルーニャ公国Principado de Cataluña、バレンシア王国Reino de Valenciaのレベルにおいて、それぞれの身分制議会をはじめとする固有の政体が存続しており、各国の特権身分層が王権を制約する政治的伝統(統治契約主義)が強かった1。このようななか、フェリーペ2世が新たに継承したポルトガル王国もまた、固有の政体を保ったまま彼をポルトガル王フィリーペ1世として戴いたにすぎず、他の諸国との制度的な統一化が試みられたわけではない。カト

¹ 以下、本稿では Corona de Aragón を「アラゴン連合王国」、その一角を占めた Reino de Aragón を「アラゴン王国」と訳し、両者を明確に区別する。また、アラゴン連合王国を構成する上記の諸王国をさす場合には、「アラゴン諸国」と表記する。

リック両王期以降、スペイン王権が統治する版図をさす表現として「スペイン王国 Monarquía Hispánica」という語が登場するものの、複数形の「スペイン諸王国 reinos de España」という表現が併用されたことが示唆するように、スペイン王国の国制とは、さまざまな諸 地域が同一君主の下で緩やかに結びつきつつも、それぞれの政体を維持することを原則としていた。後述するように、このようなスペイン王国の国制にいちはやく注目し、それを 出発点として、近世ヨーロッパに広くみられた政治秩序を分析するために「複合王政(複合君主制)」という概念を提起したのが、スペイン近世史家の J・H・エリオットであった。 内外のスペイン史研究者はこの複合王政論を積極的にとりいれ、上でみたようなスペイン 王国の国制像を共有してきたといってよい。

本稿は、このような複合王政論にもとづく国制理解を前提としながら、16世紀後半のスペイン王国において、第一には王権の下で、第二には王権を支えるカスティーリャ王国の有力都市であるトレードの支配層の下で、そして第三にはアラゴン王国の支配層の下で、それぞれおこなわれた歴史編纂を明らかにし、それぞれのなかで歴史的な正統性を主張するために用いられた論理を考察するものである。前述のように、フェリーペ2世はスペイン王国全体に一円的・排他的な統治権を行使できたわけではなく、とりわけアラゴン諸国では各国の特権身分層との協力関係が必要であった。さらに、後述するように、アラゴン諸国と比較して王権への制約が相対的には弱かったカスティーリャ王国においても、王権による地方統治は有力な都市社団とその支配層に依存することではじめて実現できたといってよい。したがって、スペイン王権や、その複合王政の下にある各地の支配層がどのような歴史編纂をおこなっていたかを考察することは、スペイン王国のなかで多層的に存在していた政治権力のさまざまな担い手が、それぞれどのような歴史的正統性の論理を主張していた政治権力のさまざまな担い手が、それぞれどのような歴史的正統性の論理を主張していたかを明らかにするという、国制史研究の一環としての意義をもつものとなろう。

なお、本稿の対象として16世紀後半に焦点をあわせるのは、以下の理由にもとづく。第一には、歴史編纂研究からみた重要性による。G・パーカーの指摘によると、フェリーペ2世がポルトガル王位を継承する期待が高まり、1581年にそれが実現したことが示すように、16世紀後半は神意を体現する地上の権力としてのスペイン王権という自己意識がスペイン宮廷で高揚した時期であった²。そのようななか、16世紀後半の宮廷では王権の下で積極的に歴史編纂が試みられたため、スペイン王権が歴史的正統性を主張するために用いら

_

² G. Parker, *Grand Strategy of Philip II*, New Haven and London, 1998; Idem, *The World is not Enough. The Imperial Vision of Philip II of Spain*, Waco, 2000.

れた論理を分析するためには最適の時期といえよう。また、後述するようにアラゴン王国で1548年に創設されたアラゴン王国修史官 cronista del Reino de Aragón 職にある人文学者が歴史編纂を本格化させたのも、16世紀後半のことであった。第二の理由としては、複合王政論からみた重要性がある。フランドルで生まれ育ち、終生ヨーロッパ各地の諸国を遍歴し、各国の特権身分層とみずから接触しようとした父カルロス1世とは異なり、カスティーリャ王国で生まれ、1561年以降は移動宮廷の慣習を廃したフェリーペ2世は、恒久的な宮廷所在地となったカスティーリャ都市マドリードから複合王政下の諸国を統治する方式へと移行した。このため、スペイン王国の複合王政としての構造は共通していても、フェリーペ2世の治世を境として、その統治技法や、王権と特権身分層との関係のあり方は一定の変化があったとみなさざるをえない。本稿では、そのような変化が王権・特権身分層双方の歴史編纂にどのような影響を与えたかを考察するためにも、16世紀後半を主たる対象としたい。

以下、本章では本稿全体の予備的な考察として、次の諸点を確認しておく。

第一節では、エリオットが一貫して示してきた問題関心を検討したうえで、その複合王 政論にもとづいて 16 世紀後半のスペイン王国の国制を概観する。とくに、スペイン王権の 財政的な基盤となったカスティーリャ王国においても、特権的な地位を占めた都市社団と その支配層との協力関係にもとづく統治構造が機能していた点を確認しておきたい。第二節では、スペイン近世史学界において歴史編纂に関する問題がどのように論じられてきた かを、とくに R・L・ケーガンの業績を中心にしながら整理する。そのうえで第三節では、スペイン王国の国制と歴史編纂についての問題の所在を明らかにし、本稿全体の構成を述べたい。

第一節 スペイン王国の国制

本節では、ヨーロッパ近世史研究における複合的な国家構造への関心の高まりについて 述べた後に、エリオットによる複合王政論を確認する。そのうえで複合王政の具体的なあ り方を一瞥するために、王権の基盤となったカスティーリャ王国の統治構造と、アラゴン 王国が維持していた独自の政体を概観したい。

(一) エリオットの複合王政論

すでに20世紀後半の歴史学研究では、近世ヨーロッパの国制に関して、官僚制と常備軍によって国土の全域を一円的に支配する絶対主義国家という古典的なイメージははやくから修正を迫られていた。日本での研究動向をふりかえっても、1970年代からドイツ史家の成瀬治、フランス史家の二宮宏之らによって、ヨーロッパ近世国家は社会の身分制的・社団的な編成原理を前提とした統治構造によって成り立っていたことが強調されてきた³。また1990年代からはイギリス史家の近藤和彦が、H・G・ケーニヒスバーガ、エリオット、H・グスタフソンらの議論をうけ、ヨーロッパ近世国家は社会の身分制的構造や社団的編成に規定されていただけでなく、各地域に固有な政体を維持したまま緩やかに結びつくという意味でも複合的な構造であった点を論じている⁴。このように、現在の日本での西洋史学界では近世国家の複合的な構造についての認識が定着し、とくに地域的な意味での複合性を表す場合に複合国家または複合王政(複合君主制)という呼称が用いられることが多い⁵。そして現在では、このような認識を出発点として、ヨーロッパ各地の複合的な国制を比較しつつ、ひとりの主権者の下に由来も法制も異なる諸地域がどのように結びついたのか、さらにはこのような複合的な国制が解体する場合にはいかなる過程をたどったのかという、変動のメカニズムとしてヨーロッパ近世国家を考察する段階に入りつつある⁵。

このような研究上の関心の高まりをふまえたうえで、その源流のひとつであるエリオットの複合王政論について、彼の問題意識に留意しながらここで再確認しておきたい。

エリオット自身が言及しているように、複合国家 composite state という語を分析概念と

_

³ 吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』木鐸社、1979年。成瀬治『絶対主義国家と身分制社会』山川出版社、1988年。二宮宏之『フランス アンシアン・レジーム論―社会的結合・権力秩序・叛乱―』岩波書店、2007年。

⁴ 最新のものとして、近藤和彦「礫岩政体と普遍君主」『立正史学』113 号、2013 年、25-41 頁。近藤は、グスタフソンの議論(H. Gustafsson, "The Conglomerate State; A Perspective on State Formation in Early Modern Europe", *Scandinavian Journal of History*, 23-3/4, 1998, pp. 189-213.)に着想を得て、複合的な国制を「礫岩国家」「礫岩政体」と表現している。

⁵ たとえば、以下のような定義づけがなされている。「複合王政: 法や慣習の異なる諸国を 単一の君主が統治し、なおかつ諸国の独自のあり方を保ち、諸国を融合させて単一国家を 作ろうとしない状態のこと。複合王政下の諸国を合わせて複合国家と呼ぶ」(大津留厚・水 野博子・河野淳・岩崎周一編『ハプスブルク史研究入門―歴史のラビリンスへの招待』昭 和堂、2013 年、2 頁)

⁶ 科学研究費助成事業基盤研究 (B)「近世ョーロッパ周縁世界における複合的国家編成の比較研究」(代表者・古谷大輔、研究課題番号 22320145、2010 年度~2012 年度)、基盤研究 (B)「歴史的ヨーロッパにおける複合政体のダイナミズムに関する国際比較研究」(代表者・古谷大輔、研究課題番号 25284145、2013 年度~)

して明示したのはケーニヒスバーガであり、エリオットの議論もケーニヒスバーガとの対 話のなかで形成された側面があるため、まずその論旨を確認しておこう⁷。 ケーニヒスバー ガは、近世の複合国家をひとりの君主の下に複数の地域がそれぞれの政体を維持したまま 結びついたものとして捉え、複合国家を構成する各地域における政体の中核として、身分 制議会の重要性を再評価した。すなわち、君主が各地域の身分制議会を尊重し、立法や課 税に際して地域ごとの議会をつうじて特権身分層の同意を得る政治形態こそ、近世の複合 国家の緩やかな統合を維持していくうえで適合的であったとされる。ケーニヒスバーガは、 15 世紀イングランドの法学者フォーテスキュがイングランド国制の二元性を表すために 用いた「政治共同体と王の支配 dominium politicum et regale」という表現こそ、近世ヨーロ ッパの複合国家が機能しうる政体像を的確に表しているとする8。

このようなケーニヒスバーガの議論をうけ、エリオットは1992年に「複合王政のヨーロ ッパ」論文を発表した9。これは、エリオットによる近世国制の理解がもっとも明確に示さ れた論文であり、内外のヨーロッパ史研究者によってしばしば言及される重要な業績であ る。日本でも、前述の近藤をはじめとして、スペイン近世史の文脈では立石博高や五十嵐 一成らがスペイン王国の国制を理解するために不可欠の文献として評価してきた¹⁰。ただ し、五十嵐が適切に整理しているように、すでに1960年代からエリオットは近世国制の複 合的な構造を明確に認識していた点には留意しておく必要があろう。後述するように、こ の論文は 1960 年代以降のエリオットの問題意識が連続的に発展したものとして位置づけ られるものだが、まずはこの論文自体で示された複合王政論の要諦を確認しておきたい。 エリオットは、ケーニヒスバーガによる議論をふまえて、近世ヨーロッパ各地の複合的 な国制について、複数の地域がそれぞれの法、制度、特権、慣習、税制、言語などを維持

したまま、主に王朝としての相続をつうじて、ひとりの君主の下に緩やかに結びつけられ た「複合王政 composite monarchy」であったと論じる。このような複合的な構造について

⁷ H. G. Koenigsberger, "Monarchies and Parliaments in Early Modern Europe; Dominium Regale or Dominium Politicum et Regale", Theory and Society, 5-2, 1978, pp. 191-217; Idem, "Composite States, Representative Institutions and the American Revolution", *Historical Research*, 62, 1989, pp. 135-153.

^{8 「}政治共同体と王の支配」という訳は近藤和彦による(近藤和彦「マンチェスタ騒擾と ジョージ1世」近藤和彦編『歴史的ヨーロッパの政治社会』山川出版社、2008年、336頁)。

⁹ J. H. Elliott, "A Europe of Composite Monarchies", *Past and Present*, 137, 1992, pp. 48-71. 10 立石博高「『スペイン王国』の構造」立石博高・関哲行・中川功・中塚次郎編『スペイ ンの歴史』昭和堂、1998 年、138-144 頁。五十嵐一成「帝国と『モナルキーア・イスパニ カ』(中)」『経済と経営』34巻2号、2003年、107-126頁。

エリオットは、17世紀スペインの法学者ソロルサノ・イ・ペレイラを参照しながら、一方の国が他方の法制に組みこまれる従属的な連合とは対照的に、各国がそれぞれの政体を保ちながら少なくとも原理上は対等な立場で結びついた連合体であったとしている。なお、エリオットは複合国家という表現も用いており、複合王政と複合国家は代替可能な語とみなすことができるが、王政(君主制)という言葉を意識的に用いることによって、君主(王朝)を不可欠の要素として国制が成り立っていた近世という時代の固有性を強調する意図があったように思われる。というのも、エリオットはこの論文において、近世ヨーロッパにおける国制の歴史的な位置づけを考える際に、近代中心の国家形成史の発想からは距離を置き、近現代の主権国家や国民国家の一元的なモデルと比較して不十分な統合段階とみなすことや、近現代の国家へと連続的に発展していくための前段階とみなすことを戒めているからである。つまり、地域ごとに濃淡の差がありながらも君主制原理が刻印された近世ヨーロッパにおいて君主を結び目として雑多な地域が結びついたために、近代中心の発想からはいびつな形にみえてしまうような近世の国制を、その実態にそくして認識するためにこそ、複合王政論は提起されたといえよう。

なお、以下本稿においては、スペイン王国をはじめとする複合王政・複合国家のレベルに対して、複合王政の下で固有の政体を堅持していた個々の地域(カスティーリャ王国、アラゴン王国、カタルーニャ公国など)のレベルをさす場合には、便宜上、「地域国家」と表記する。ただし、これに関して以下の2点に留意しておきたい。第一に、地域という表現を用いるとはいえ、個々の地域が複合国家のなかに不可逆の形で組みこまれてその一地域に同化されたことを意味するのではなく、むしろ地域国家は独自の法と制度を維持しつづけ、その政体が侵害される場合には王権から離反することもありえるという、強い主体性をもつものであった。また第二に、身分制議会をはじめとする制度的な実体があるために国家という表現を用いるとはいえ、地域国家の内部で単一の制度による均一な支配がなされていたわけではなく、カスティーリャ王国について後述するように、地域国家の内部でもさまざまな身分団体や社団がもつ特権が錯綜していた。これらの点に留意しつつ、本稿では便宜上、複合王政の下にある各領域を表すために地域国家という表現を用いることにしたい。

さてエリオットによると、複合王政が政治的な秩序として機能するためには、それぞれの地域国家の政体を君主が尊重し、地域国家の統治はその地の特権身分層による自治に委ねつつ、彼らからの忠誠心を確保しつづける必要があった。このような、君主と各地の特

権身分層のあいだの「相互契約」にもとづく複合王政は、社団的編成という近世ョーロッパ社会の特質に由来するものであり、王朝の共有のみにもとづく諸地域国家の緩やかな結びつきを維持するためにはきわめて適合的であった。また、それぞれの地域国家の特権身分層にとっても、君主に対してはみずからの利害を主張しうる一方で、他方ではその君主との政治的な協力関係にもとづいて当該地域における社会的・経済的な支配権を保障されるという利点があったため、近世ヨーロッパにおいて複合王政は安定的に機能しえた、とエリオットは考えている。

このようにエリオットは、1992年の論文において、近代的な国家像をゴールとして措定する近代中心の国家形成史のなかに近世国家を安易に位置づけることを戒めながら、近世独自の国制としての複合王政がもつ歴史的意義を強調した。この点について服部良久は、20世紀末に現れはじめた、「19世紀的な国民国家史的ヨーロッパ史像」を相対化する視点のひとつとしてエリオットの議論を評価している¹¹。ただし、エリオットが複合王政という語を自覚的に用いはじめたのは国民国家概念が本格的に再検討されはじめた 1990 年代以降のことだが、王権が特権身分層に自治を認め、両者の協力関係を維持することによってはじめて安定的な統治を実現できたという、近世ヨーロッパに関する彼の国制理解そのものは、すでに 1960 年代から発表された概説書や、個別テーマの専門論文でも指摘されていた¹²。このようなエリオット自身による具体的な研究蓄積にもとづいていたことが、複合王政論がすみやかに受容された一因であったといえよう。

それらの専門論文のなかでエリオットは、カタルーニャをはじめとする地域国家レベルの高位聖職者、貴族、都市支配層などの特権身分層を「政治的国民 political nation」という特徴的な語で表現し、その重要性に注意をうながした。これらの特権身分層は、各地における旧来からの政体が王権によって尊重され、みずからを頂点とする地域レベルの自治が

11 服部良久「地域と国家 非「国民国家」型統合」谷川稔編『歴史としてのヨーロッパ・アイデンティティ』山川出版社、2003 年、135-151 頁。

¹² J. H. Elliott, *Imperial Spain, 1469-1714*, London, 1963 (藤田一成訳『スペイン帝国の興亡 1469-1714』岩波書店、1982 年); Idem, "A Provincial Aristocracy; The Catalan Ruling Class in the Sixteenth and Seventeenth Centuries", J. Maluquer de Motes (ed.), *Homenaje a Jaime Vicens Vives*, vol. II, Barcelona, 1967, pp. 125-141; Idem, "Revolution and Continuity in Early Modern Europe", *Past and Present*, 42, 1969, pp. 35-56; Idem, "Revolts in the Spanish Monarchy", R. Forster and J. P. Greens (eds.), *Preconditions of Revolution in Early Modern Europe*, Baltimore, 1970, pp. 109-130; Idem, "A Non-revolutionary Society; Castile in the 1640s", J. Viguerie (ed.), *Études d'Histoire Européenne*, Angers, 1990, pp. 253-269; Idem, "The Spanish Monarchy and the Kingdom of Portugal, 1580-1640", M. Greengrass (ed.), *Conquest and Coalescence. The Shaping of the State in Early Modern Europe*, London, 1991, pp. 48-68.

認められるかぎりは王権との協力関係を維持するが、王権が地域固有の法や制度の改変や特権の侵害を試みると離反する可能性をはらむ存在であった。スペイン王国においてそれがもっとも顕著な形で表面化した事例が、1640年に発生したカタルーニャとポルトガルの反乱であった。これらの背景には、フェリーペ4世の寵臣オリバーレスが各地域国家に対して旧来からの一時的な上納金に代えて恒常的な財政負担を求めたことに対して、それを独自の政体への侵害とみなした両地域国家の特権身分層からの反発があった。しかしその一方で、特権身分層の王権からの離反と連動して民衆暴動が誘発され、特権身分層を頂点とする地域レベルでの秩序が動揺する場合には、特権身分層は王権に帰順し、その威信の下で民衆蜂起を鎮圧する側にまわる傾向にあったことも、エリオットは強調している。このような近世の特権身分層とは、みずからの地域支配とそれを保障する地域国家の政体を上下どちらの圧力からも守ることを志向したのであり、王権はこのような特権身分層との協力関係を保つことができた場合にのみ安定的に近世社会を統治できたのである。

これらの研究においては、スペイン王国のような複合国家のレベルではなく、個々の地域国家レベルでの特権身分層が主たる考察対象になっていた。また、1960年代からエリオットが使用していた政治的国民という特徴的な表現は、1992年の「複合王政のヨーロッパ」論文では一度も用いられておらず、地域エリートや支配階層というごく一般的なものに置き換えられている。しかし、エリオットによる近世国制の理解としては、地域国家を掌握していた特権身分層との相互協力関係は君主にとって欠かせないものであり、特権身分層にとっても地域支配のためには君主による後見が必要であったという認識は一貫している。このような王権と特権身分層とのいわば同盟関係が地域国家ごとに連なった結果として生成された国制をエリオットは複合王政と名づけたのである。そして、彼の関心がこのような国制を成り立たせていたダイナミズムにむけられていたからこそ、その国制がどのような場合に危機に瀕するかをエリオットは当初から視野に入れていたといってよい。このような出発点をもつ複合王政論とは、狭い意味での制度論としてではなく、王権と各地域国家の特権身分層のあいだで形成された、あるいは地域国家内において王権による後見の下で特権身分層が他階層とのあいだで形成した、動的な諸関係を主題とする議論として理解せねばならない。

さて、このような複合王政論は、エリオットの学術的な影響力もあってスペイン近世史 研究者にすみやかに受容され、現在では、カトリック両王期からハプスブルク期にかけて のスペイン王国に関する標準的な国制理解として定着している。日本でも、複合王政とい う用語がスペイン史の概説書を記述するための分析概念として用いられはじめてから久しい。 ただし現在では、エリオットが詳細にはとりあげなかった側面に注目する必要性も指摘されている。

たとえば、エリオットの議論が王権と特権身分層に偏っているとする L・R・コルテゲラは、個々の地域国家レベルにおいて公共善を実現する王を期待した民衆の政治的行動を複合王政論に組みこむ視点が必要だとする¹³。また、複合王政の議論では王権と特権身分層のあいだの関係性が強調されたが、そのようないわば垂直方向の関係性にくわえて、各地の特権身分層が複合国家の枠組みのなかで相互に取り結んでいたネットワーク状のつながりという、水平方向の関係性も明らかにすることによって、複合王政の全体像をより立体的に認識する必要性も指摘されている¹⁴。たしかに、近世ヨーロッパの国制を硬質な制度としてではなく、動的な関係性が多層的に折り重なったものとしてとらえるためには、ある地域国家の特権身分層が王権とだけでなく、民衆や他地域の特権身分層とのあいだにどのような関係を構築していたのか、そしてそれが複合国家全体にいかなる影響を与えたのかという点は、今後より具体的に明らかにしていくべき課題であろう。

以上のように、エリオットの複合王政論にもとづくスペイン王国の国制像が広く共有されているとはいえ、カトリック両王期からハプスブルク期にかけてのスペイン王国にふくまれる各地域国家の政体や特権身分層の分析を基礎として、王権と特権身分層が多方向的につくりあげていた動的な関係性を総体として把握することは、まだ開拓の余地のある分野であろう。本稿は、このような問題意識を念頭におきながら、歴史編纂とそこにこめられた正統性の論理をてがかりとして、16世紀後半のスペイン王国における王権と特権身分層の関係性の一端を明らかにすることを課題にしたい。

(二) 地域国家カスティーリャ王国の統治構造

前述のように、フェリーペ2世期のスペイン王国の国制は、イベリア半島内にかぎって みても、カスティーリャ王国、アラゴン諸国(アラゴン王国、カタルーニャ公国、バレン シア王国)、ナバーラ王国、ポルトガル王国という地域国家がそれぞれの政体を維持したま

¹³ L. R. Corteguera, "Popular Politics in Composite Monarchies; Barcelona Artisans and the Campaign for a Papal Bull against Hoarding (1580-5)", *Social History*, 26-1, 2001, pp. 22-39.

¹⁴ B. Yun Casalilla, "Entre el imperio colonial y la monarquía compuesta. Élites y territorios en la Monarquía Hispánica (ss. XVI y XVII)", B. Yun Casalilla (dir.), *Las redes del Imperio. Élites sociales en la articulación de la Monarquía Hispánica*, *1492-1714*, Madrid, 2009, pp. 11-35.

ま緩やかに結びついたものであった。そのなかでも、イベリア半島最大の領域を誇り、人口においてもアラゴン諸国やポルトガルを凌駕したカスティーリャ王国は、他の地域国家と比較した場合、王権に対する制約は相対的に弱かったとされている。たしかにスペイン史学では、アラゴン諸国の統治契約主義との対比において、カスティーリャ王国では中世末期の段階で強権的王政とよばれる王権優位の政体が確立していたとされるのが常である。また、エリオットの「複合王政のヨーロッパ」論文でも、複合王政の下にある諸国のなかでも君主がほぼ常在し、王権の基盤となった中核国家として、スペイン王権にとってのカスティーリャ王国、ステュアート王権にとってのイングランド王国が挙げられ、その他の周辺地域と対比的に扱われている。それに対して本項では、このようなカスティーリャ王国を複合王政の下にあった地域国家のひとつとして位置づけ、その統治構造が在地レベルの特権身分層が掌握する都市社団に依存するものであった点を確認することによって、王権と特権身分層の同盟にもとづく複合王政像を明確にしておきたい。

そもそもカスティーリャ王国 Corona de Castilla は、レオン王国 Reino de León とカスティーリャ王国 Reino de Castilla の王位を 1230 年にフェルナンド 3 世が最終的に統合したことで形成されたが、同じようにアラゴン王国とカタルーニャの同君連合によって成立したアラゴン連合王国とは異なり、その後のカスティーリャ王国では身分制議会をはじめとする制度上の統合が早期に進んだ¹⁵。このカスティーリャ議会は、当初は聖職者、貴族、平民(都市)の諸身分代表によって構成されていたが、中世末期には第一、第二身分の出席が激減し、1538 年を最後に聖職者身分と貴族身分は議会への出席をとりやめ、宮廷と直接的に結びつくことを選択した。さらに平民身分を代表する都市代表 procuradores に関しても、カスティーリャ王国全土の都市が派遣できたわけではなく、15 世紀末には代表権は 18 の有力都市に限定され、その代表職も各都市の寡頭支配層が独占するようになった¹⁶。したがって、16 世紀後半のカスティーリャ議会が、18 都市が各 2 名派遣する 36 名の都市代表のみによって構成された、きわめて限定的な代表機関になっていたことは事実である。またその権限としても、議会側の主体的な立法権は認められず、王権からの財政的な要求に

_

¹⁵ 以下、「カスティーリャ王国」という表記は、基本的に Corona de Castilla の訳語として用いる。また、1230年以前の「カスティーリャ王国 Reino de Castilla」について言及する際には原語表記を添えることとする。

¹⁶ レオン、バリャドリー、サモーラ、トロ、パレンシア、ブルゴス、ソリア、セゴビア、 グアダラハーラ、マドリード、クエンカ、トレード、サラマンカ、ムルシア、ハエン、コ ルドバ、セビーリャ、グラナダの 18 都市。

対して課税協賛権を行使するにとどまったとされてきた。

しかし、現在のカスティーリャ議会史研究によると、16世紀後半のカスティーリャ議会 は、むしろこの課税協賛権を足がかりとして王権と積極的に交渉し、上納金とひきかえに 王権とのあいだで契約関係を成立させていたという¹⁷。フェリーペ 2 世期のスペイン王権 は、対外戦争による財政的な負担が増すなかで、各地の身分制議会によって課税額が大幅 に制限されていたアラゴン諸国ではなく、カスティーリャ王国の担税能力とそれを担保と した借入金に依存していった。そのようななか、議会代表権をもつ諸都市 ciudades y villas con voz y voto en las Cortes (以下、議会都市と表記する) はみずからが独占する課税協賛権 にもとづいて王権と交渉し、地域国家のなかで最重要の社団としての地位を確立していっ たのである。すなわち、J・I・フォルテア・ペレスが示すように、議会都市はたんに議場 で課税の可否や軽重について審議するだけでなく、一括割当制 encabezamiento general を契 約として王権に承認させることによって、各議会都市が管轄する財政管区における負担額 の割り当てや徴税業務を委任され、財政管区の実務を掌握したのである18。この財政管区 のなかには、議会都市以外の国王都市(王領地の都市)や聖俗の領主所領がふくまれてい たため、議会都市は他の社団に財政上の管轄権を行使することになった。北濱佳奈が紹介 しているようにフォルテア・ペレスは、議会都市に委任された財政上の広範な権限は自治 的な共同体の集合体であったカスティーリャ王国の構造そのものに合致しており、王権は みずからの財政基盤であるカスティーリャ王国内においてすら画一的な統治を実現できな かったと指摘している。これを複合王政論の観点からみれば、議会都市を掌握する都市支 配層は地域国家カスティーリャ王国における特権身分層のひとつとして位置づけることが でき、また議会都市は地域国家における序列的な社団編成の最上位にあったとみなすこと ができよう。

さらに、カスティーリャ王国の統治構造のなかでは、議会都市ではない一般の国王都市 もまた重要な社団であり、地方統治の要としての役割を果たしていた¹⁹。中世の再征服・

ェリーペ2世時代を中心に一」『史学』76巻1号、2007年、67-81頁。

¹⁷ 研究史の概観として、五十嵐一成「16 世紀末から 17 世紀初めのカスティーリャ王室財政と王国コルテス、而してメスタ協議会問題」『経済と経営』31 巻 2 号、2000 年、67-84頁。北濱佳奈「近世初頭カスティーリャ王国コルテスについて―最近の研究動向より、フ

¹⁸ J. I. Fortea Pérez, *Monarquía y Cortes en la Corona de Castilla. Las ciudades ante la política fiscal de Felipe II*, Salamanca, 1990; Idem, "The Cortes of Castile and Philip II's Fiscal Policy", *Parliaments, Estates and Representation*, 11-2, 1991, pp. 117-138.

¹⁹ カスティーリャ王国の統治構造における国王都市の位置づけに関する見取り図として、M. Á. Ladero Quesada, "El poder central y las ciudades en España del siglo XIV al final del Antiguo

再植民運動の過程において、カスティーリャ王権は征服地における拠点となる国王都市を 選定または建設し、免税をふくむ広範な特権を与えて入植者を勧誘した。また、国王都市 には広大な周辺農村部が属域として与えられ、属域における入植事業が委任された。その 属域に建設された村落(属村)に対して、国王都市は上級裁判権や土地所有権にもとづい た支配をおこない、集団的な領主権を行使した。

中世末期には周辺の有力貴族による属域への侵害が深刻化して政情不安の一因になったが、国王都市を重視したカトリック両王は都市支配層との提携をはかった。カスティーリャ中世都市では、下級貴族や有力商人などからなる少数の支配層による寡頭政治が展開しており、王権は14世紀中頃から市参事会 regimiento 制を個別に各都市に導入し、その市参事会員 regidor 職の世襲化を都市支配層に認めることで、彼らとの協力関係を形成していた20。カトリック両王期以降のスペイン王権もまた、60以上のカスティーリャ都市に代官 corregidor を派遣してその市参事会を主宰させるだけでなく、都市支配層との協力関係を築くことによって、都市そのものだけでなく、国王都市が支配する農村部を間接的に掌握することを試みたのである。

このようにカスティーリャ王国の統治構造は、議会都市であれ、一般の国王都市であれ、 在地社会の中核であった都市社団に依存したものであり、それを掌握する都市支配層はカスティーリャ王国の特権身分層の一角を占めていた。このような都市社団とその支配層の 重要性を、第三章・第四章でとりあげるトレード市を例として確認しておこう²¹。

かつて西ゴート王国の都であったトレードは、1085年にアルフォンソ6世によって征服されて以降、重要な国王都市としての役割を担ってきた。中世の段階で 5,000 世帯程度の人口を擁したトレード市は、9,000平方キロメートルをこえる属域を王権から与えられ、イタリア都市国家のコンタードに比肩する広さの周辺農村部における入植を監督した。この広大な属域は、中世末期に周辺の貴族による侵害をうけて 6,200平方キロメートルまで後退するものの、それでも 16世紀のトレード市が支配する属村の数は 66 カ村におよんだ。16世紀中頃には都市人口も5万人をこえ、トレードはスペイン王国屈指の大都市に成長し、

Régimen", Revista de Administración Pública, 94, 1981, pp. 173-198; Idem, "Monarquía y ciudades de realengo en Castilla; siglos XII a XV", Anuario de Estudios Medievales, 24, 1994, pp. 719-774.

20 ブルゴスを事例とした研究として、大内一「ブルゴス市寡頭支配層の成立と王権(1250-1350 年)」『Estudios Hispánicos』 14 号、1989 年、57-84 頁。同「15 世紀ブルゴス市の少数支配者層に関する一考察」『Estudios Hispánicos』 15 号、1990 年、47-61 頁。

21 都市史としての近世トレードの歴史については、J. Montemayor, Tolède entre fortune et déclin (1530-1640), Limoges, 1996.

絹織物を中心とする手工業も栄えた。

また、都市の内部においては、王権の後見の下で少数の都市支配層によって市政が掌握 される過程が中世末期から 16 世紀初頭にかけて進行した²²。トレードの寡頭制については 第三章で詳述するが、同市にも 1422 年に市参事会が導入され、王権と協力する都市支配層 がその議席を独占する体制が形成された。このとき、一般市民の代表として市参事会を牽 制する教区代表 jurados 制度も設けられたものの、15 世紀末にはこの教区代表も都市支配 層によって形骸化されたため、寡頭政治に対する一般市民層の不満が蓄積されていったと される。P・サンチェス・レオンは、このような都市支配層と一般市民層の対立がコムニ ダーデスの乱 (1520~1521年) において作用した点を重視している²³。その指摘によると、 トレードをはじめとするカスティーリャ諸都市の支配層は、ハプスブルク王朝からの財政 的要求をきっかけとして反乱を起こすが、それと連動して各都市において一般市民層や、 市参事会からは排除されていた下級貴族などが市政への参加権を要求しはじめると、みず からを頂点とする都市社会の秩序を再建するために王権に帰順し、その後見の下で他階層 からの要求を斥けたとされる。このようにサンチェス・レオンは、トレードをふくむカス ティーリャ都市における寡頭政治の最終的な確立をこの市政開放運動が鎮圧された時点に 見出しており、寡頭制の形成を中世から近世初頭にかけてのより長い過程として認識して いる。いずれにせよ、トレードの都市支配層は王権による後見の下で在地レベルでの秩序 維持を志向するという意味で、地域国家における特権身分層の典型であったといってよい。 また、トレード市は議会都市としても広大な財政管区を管轄していた²⁴。カスティーリ ャ王国中南部の新カスティーリャ地方には四つの議会都市(トレード、マドリード、グア ダラハーラ、クエンカ)があったが、そのなかでトレードは最大の財政管区を担当してい た。その管区には、トレード市自体とその66属村だけでなく、国王都市としては同格の地 位にあるシウダー・レアル市をはじめとする王領地、大貴族パチェーコ家のエスカローナ 公領をはじめとする世俗の領主所領、そしてトレード大司教やサンティアゴ、カラトラー

²² F. J. Aranda Pérez, *Poder municipal y cabildo de jurados en Toledo en la Edad Moderna (siglos XV-XVIII)*, Toledo, 1992; Idem, *Poder y poderes en la ciudad de Toledo. Gobierno, sociedad y oligarquías urbanas en la Edad Moderna*, Cuenca, 1999.

²³ P. Sánchez León, *Absolutismo y comunidad. Los orígenes sociales de la guerra de los comuneros de Castilla*, Madrid, 1998; Idem, "La constitución histórica del sujeto comunero; orden absolutista y lucha por la incorporación estamental en las ciudades de Castilla, 1350-1520", F. Martínez Gil (ed.), *En torno a las Comunidades de Castilla*, Cuenca, 2002, pp. 159-208.

²⁴ J. M. Carretero Zamora, "Las fuentes fiscales y la división territorial de los servicios de Cortes", *Corpus documental de las Cortes de Castilla (1475-1517)*, Toledo, 1993, pp. 45-57 y 143-192.

バ、聖ヨハネ各騎士団の領地をはじめとする聖界所領など、多様な社団がふくまれていた。 この管区編成が確立した 1500 年の上納金を例にとると、トレード管区が負担した 365 万マ ラベディのうち、トレード市とその属村が負担した額 36 万マラベディに対して、残り 90 パーセント以上は残余の社団に割り当てられたものをトレード市が管理する方式がとられ た。議会都市トレードは、このような徴税管理をつうじて財政管区の実務を掌握したので ある。

このように、王権を支えるカスティーリャ王国では、議会がもつ課税協賛権を独占して財政管区を管轄する議会都市が上位に立ち、その他の社団がその下位におかれるという、序列的な社団編成にもとづく統治構造をしていた。そのなかでトレード市は、国王都市としてだけでなく、議会都市としても、王権にとってもっとも重要な都市社団のひとつであり、王権はその都市支配層との協力関係を必要としていたのである。またトレード支配層の側にとっても、コムニダーデスの乱の帰結にみられるように、みずからの在地支配を維持するためには王権による後見が不可欠であり、王権との結びつきを志向した。本稿の第三章・第四章では、このようなトレード支配層の下での歴史編纂によって提示された歴史像と、それを都市社会に発信するために用いられた手段を考察することによって、スペイン王権を支える地域国家の内部ではどのような歴史的正統性の論理が生成されていたかを明らかにしたい。

(三) 複合王政のなかの地域国家アラゴン王国

さて、複合王政論の観点からみて、スペイン王権の下にあったイベリア諸国のなかでより注目されてきたのは、特権身分層による王権に対する制約が中世から強かったアラゴン諸国であろう。1137年にアラゴン王国のペトロニーラ王女とカタルーニャ公国の君主バルセローナ伯ラモン・ベレンゲール4世が結婚し、両国の同君連合によって成立したアラゴン連合王国は、マジョルカ、バレンシア、サルデーニャ、シチリア、ナポリの各王国を征服または相続の結果として版図にくわえていった。これらの地域国家は、経済的にはカタルーニャが優越的な地位にあったとはいえ、政治的には独立した政体をもつ対等な王国格として扱われ、制度上の統合がおこなわれたわけではない。これらのアラゴン諸国では、それぞれの特権身分層が王権を制約する統治契約主義とよばれる政治的伝統があり、立法と課税には身分制議会による同意が不可欠とされた。また13世紀末以降、議会の閉会中は各国の議会常設代表部が王権を監視し、実質的に各地域国家の自治機関となった。

本項では、このようなアラゴン諸国のうち、第五章で扱うアラゴン王国の政体に関する 基本事項を一瞥しておきたい。ここでは、アラゴン王国において特権身分層による地域支 配の核となった中世以来の制度として、身分制議会、議会常設代表部、そしてアラゴン大 法官をとりあげる²⁵。

まずアラゴン王国の身分制議会は、聖職者部会、大貴族部会、一般貴族部会、都市部会の四つの部会で構成された。貴族身分は二つの部会にわかれ、大貴族 ricos hombres 部会にはリバゴルサ伯をはじめとする名門貴族が出席した一方で、一般貴族部会は騎士 caballeros や郷士 infanzones とよばれた下級貴族によって構成された。都市 universidades 部会には、サラゴーサ市をはじめとする 26 都市の代表者が出席した。これら四つの部会からなるアラゴン王国議会は、国王のみが召集する権利を有し、諸身分側が自主的に開催することは認められていなかった。なお、中世からアラゴン王国、カタルーニャ、バレンシア 3 国の各議会を同時に召集する慣行が成立していたが、それはあくまで同一都市(主にアラゴン王国のモンソン)で開催することが国王にとって利便性が高かったからにすぎず、三つの地域国家の身分制議会が制度的に統合されたわけではない。

議会常設代表部 Diputación は、閉会期間中にアラゴン議会の権限を代行するために 13 世紀末から形成されはじめ、15 世紀に恒常化した機関である。この代表部は 8 名の代表委員からなり、各部会から 2 名ずつ選出された²⁶。この常設代表部の権限は、議会閉会中における徴税管理に起源があったが、15 世紀には財政以外の分野にも拡大され、アラゴン王国の法と特権に対する侵害を監視する役割を担い、地域国家としての政体を守り、王権に対抗する機関としての地位を確立した。このような議会常設代表部は 16 世紀中頃にアラゴン王国修史官という官職を新設し、歴史編纂でも重要な役割を果たすことになる。

アラゴン大法官 Justicia mayor de Aragón は、13世紀末から漸進的に形成されたアラゴン 王国独自の官職であり、議会とその常設代表部とは異なりカタルーニャやバレンシアには 存在しない。大法官は国王が貴族のなかから任命し、「王と王国 Rey y Reino」、すなわち王 権と諸身分のあいだに立つ裁定者としての権限を有した。第五章でみるように、アラゴン 王国の法と特権に反して国王やその官吏が臣民の権利を侵害する危険性が生じた場合には、

²⁵ 政治史・制度史としてのアラゴン王国史の概観として、VV. AA., *Historia de Aragón*, vol.1, Zaragoza, 1989.

²⁶ 聖職者部会からは高位聖職者と聖堂参事会の代表、大貴族部会からは爵位貴族とそれ以外の大貴族、一般貴族部会からは騎士と郷士それぞれの代表、都市部会からはサラゴーサ市とそれ以外の都市の代表が選出される慣行であった。

その者の申し立てにもとづいて大法官がその身柄を引きうけ、保護できる権限を有した。 また、このアラゴン大法官は15世紀には大貴族のラヌーサ家が世襲化するようになるが、 たんなる司法官というよりは、アラゴン王国の政治における高官としての地位にあった。 第五章で論じるように、このような大法官は、16世紀後半にアラゴン王国修史官が提示し た歴史解釈のなかでは、アラゴン王国の政体の象徴に位置づけられ、建国時点に遡って地 域国家の中核としての役割を与えられることになろう。

以上のように、アラゴン王国における中世以来の政体の中核としては、身分制議会、議会常設代表部、アラゴン大法官という三つの制度があった。カトリック両王以降のスペイン王権はこのような政体をそのまま維持しつつ、国王の代理人たる副王をアラゴン連合王国各国に派遣していた。その一方で、1494年に宮廷に設けられたアラゴン顧問会議 Consejo de Aragón ではアラゴン王国、カタルーニャ、バレンシアから2名ずつ代表者が派遣され、各国の特権身分層からの意見表明が宮廷でおこなわれ、王権との意思疎通がはかられた²⁷。複合王政論の観点からみれば、アラゴン王国の特権身分層は身分制議会、議会常設代表部、アラゴン大法官を中心とする独自の政体にもとづいて、王権からの過度の介入を防ぎつつ、その王権との同盟関係を円滑に維持することによって、みずからを頂点とする地域国家における支配体系を維持していたといってよい。

このようなスペイン王権とアラゴン王国特権身分層との関係性は、フェリーペ2世期にはある程度の変化をみた。前述のように、宮廷をつねに移動させたカトリック両王やカルロス1世とは異なり、フェリーペ2世は1561年以降マドリードに宮廷を定めたため、アラゴン王国をはじめとする他の地域国家に行幸する機会は激減した。これによって、アラゴン王であるみずからの君主と直接的に接する局面が減り、アラゴン特権身分層とスペイン宮廷との距離感に変化が生じたことは否めないであろう。J・ガスコン・ペレスによると²⁸、このような王権とアラゴン王国特権身分層のあいだの齟齬は、アラゴン王国の副王に非アラゴン王国出身者(カスティーリャ貴族)を任命することがあらためて問題視された1580年代にさらに広がり、1591年のサラゴーサ暴動の背景のひとつになったという²⁹。

²⁷ Elliott, *op. cit.*, "A Europe of Composite Monarchies", pp. 55-56.

²⁸ J. Gascon Pérez, "Aragón y la Monarquía de los Austrias", *Aragón en la monarquía de Felipe II. II. Oposición política*, Zaragoza, 2007, pp. 11-32.

²⁹ 投獄中の元国王秘書官アントニオ・ペレスがアラゴン王国に逃亡し、大法官に保護を求めたのに対し、王権がサラゴーサ異端審問所をつうじて拘禁を試みたことをきっかけとして、1591年にサラゴーサ市の群衆が起こした暴動事件のこと。フェリーペ2世はカスティーリャから国王軍を派遣して暴動を平定し、アラゴン大法官フアン・デ・ラヌーサを処刑

しかしその一方で、エリオットも指摘するように、王権との距離感が広がったことは、 王権からの過度の介入をうけずに地域国家における自治を享受できることにもつながる。 低地諸州での反乱に苦慮していたフェリーペ2世自身も、他の地域国家には不必要な干渉 をすることは望まない傾向にあった。大法官の処刑にいたったサラゴーサ暴動鎮圧後に召 集した 1592 年のアラゴン議会においてさえ、暫定的に王権に認められた非アラゴン出身者 の副王任命をふくむ小規模な改革はおこなわれたものの、身分制議会、議会常設代表部、 アラゴン大法官の三者を柱とするアラゴン王国の政体そのものは維持されたのである。ガ スコン・ペレスによると、このサラゴーサ暴動と 1592 年の議会を境にアラゴン王国と王権 との関係がどのようになったかという点については断絶説と連続説があり、断絶説は実質 的な王権の強化(17世紀にはカスティーリャ貴族の副王就任が常態化する)を強調し、連 続説では基本的な政体が維持された点を重視するという30。たしかに、移動宮廷の停止に よって君主や宮廷との直接的な対面が激減したことや、16世紀末以降の王権の実質的な伸 長を軽視することはできないものの、複合王政論の観点からみても、アラゴン王国の特権 身分層にとって王権の下での地域支配を維持するための政体としての要件は保たれたとい ってよい。第五章では、サラゴーサ暴動以前の1580年代までの歴史書が主たる史料となる が、このようなアラゴン特権身分層の下での歴史編纂のなかでは、アラゴン王国がスペイ ン王国の国制のなかで占める地位についてどのように認識されていたかを分析したい。

さて、複合王政論で強調されているように、スペイン王国の複合的な国制そのものが変容するのは、18世紀初頭のスペイン継承戦争と、その帰結としての新組織王令 Nueva Plantaによってである。スペイン継承戦争においてオーストリア・ハプスブルク家を支持したアラゴン諸国に対し、カスティーリャ王国の軍事力にもとづいて「征服」を達成したブルボン家のフェリーペ5世は、アラゴン王国とバレンシア王国に対しては1707年に、カタルーニャ公国に対しては1716年に一連の新組織王令を発した。これによって、中世からアラゴン諸国が保持してきた固有の政体は解体され、アラゴン王国でも身分制議会、議会常設代表部、アラゴン大法官をはじめとする諸制度が廃止された。そのうえで、旧アラゴン連合王国領にカスティーリャ王国の統治機構を導入することで、スペイン王国における制度上

したうえで、後に大赦を布告した(林邦夫「アントニオ・ペレス研究のための覚書」『鹿児島大学教育学部研究紀要人文社会科学編』37号、1985年、43-67頁; J. Gascón Pérez, "El Aragón del siglo XVI y la rebellion de 1591", *op. cit.*, II, pp. 129-167.)。

³⁰ J. Gascón Pérez, "El reino de Aragón a principios del siglo XVII", J. Martínez Millán (coord.), *La monarquía de Felipe III*, vol. 4, 2008, pp. 173-195.

の統合がおこなわれたのである。18世紀以降もナバーラやバスクの地方特権が残るとはいえ、複合王政論では、新組織王令によってスペインにおける複合的な国制は解体し、より統一的な国制が成立したとみなされている。とはいえ、およそ2世紀半にわたる複合王政の時代をつうじて、アラゴン王国の統治がその地の特権身分層の自治に委ねられ、彼らと王権との協力関係がおおむね維持されたことは、ハプスブルク朝の複合王政が長期にわたって安定的に機能しえた一因であったといってよい。

本節でみたように 16 世紀後半のスペイン王国は、複合王政によってさまざまな地域国 家が緩やかに結びついたものであり、王権は地域国家ごとの政体を尊重し、その特権身分 層との同盟関係によってこそ統治を安定させることができた。アラゴン王国では身分制議 会、議会常設代表部、アラゴン大法官の三者を支柱とする固有の政体がハプスブルク期を つうじて維持され、王権はアラゴン特権身分層による自治を容認することを統治の指針に していた。カスティーリャ王国においては、議会による制約は相対的に弱かったとはいえ、 その統治構造は議会都市・国王都市とそれを掌握する都市支配層によって支えられていた。 本節では、地域国家の事例としてカスティーリャ王国とアラゴン王国のみに言及したが、 このような王権と特権身分層との同盟関係によってこそ複合王政が維持できたことは、そ の関係が破綻したネーデルラント諸州が 16 世紀後半から、カタルーニャとポルトガルは 1640年に複合王政からの離脱を試みたという結果が示しているとおりである。それゆえに こそスペイン王権は、たんに現実政治の上で地域国家とその特権身分層を尊重するだけで なく、複合国家を統べる君主として、あるいは個々の地域国家の君主として、みずからが 正統性をそなえた王であることを示す必要があったのである。そのため第一章・第二章で は、王権による歴史編纂の試みとそのなかで提示された歴史的正統性の論理を考察する。 そこで次節では、ハプスブルク期スペインにおける歴史編纂に関する先行研究を概観して おきたい。

第二節 歴史編纂に関する先行研究

近代的な学問としての歴史学が誕生する以前のヨーロッパにおいても、年代記や歴史書の類はさかんに執筆され、書物の重要な一分野であった。中世のイベリア半島でも、主に

修道士などの教会知識人による年代記がラテン語で著され、対イスラーム戦争の記録や、再征服・再植民のなかで生まれた諸国の由来が語られた。その一方でカスティーリャ王国では、俗ラテン語から派生した中世カスティーリャ語が口語としての勢力を伸ばしていたが、13世紀後半のアルフォンソ 10世はこの俗語を積極的に書記言語として用い、『第一総合年代記 Primera crónica general』をはじめとする歴史書も中世カスティーリャ語によって編纂させた。このように中世イベリア諸国でさかんに著された年代記については、はやくから基本情報を整理する研究がおこなわれてきた³¹。さらに、ルネサンス期から 17世紀にかけてのスペインではどのような歴史書が著されたかについても、通史の一部として整理されている³²。

また、後述するように近世スペインでは、王の近侍としてその言動を記録することを職務のひとつとした国王修史官の制度が存在したこともあり、カトリック両王からハプスブルク朝の時代を対象とする歴史学研究において、修史官やその他の文筆家が残した年代記や覚書などが同時代史料として重視されてきた。現在でも多くの近世史研究者が、イサベル1世の修史官フェルナンド・デル・プルガールや、フェリーペ2世の事績を記録したルイス・カブレーラ・デ・コルドバなどが書き記した文書を同時代史料として利用している³³。その一方で、20世紀末以降、歴史学全体の動向として集団的アイデンティティや記憶にまつわる問題が注目されるなかで、スペイン近世史の分野でもさまざまなレベルの共同体におけるアイデンティティのあり方と、その基盤のひとつとしての歴史に関する言説が注目されはじめた。前節でみたように複合王政論が受容されるなかで、スペイン王国の下でさまざまな地域国家が固有の政体を維持していた点が再確認されていったが、そのようななか、多層的に成り立っていたスペイン近世社会における多様な共同体のアイデンティテ

_

³¹ B. Sánchez Alonso, *Historia de la historiografia española*, Madrid, 1947.

³² J. Cepeda Adán, "La historiografía", J. M. Jover Zamora (dir.), *Historia de España fundada por Rámon Menéndez Pidal*, t. XXVI, Madrid, 1986, pp. 523-643; L. Gil Fernández, "Líneas maestras del humanismo español", *Ibid.*, t. XXI, Madrid, 1999, pp. 211-303.

³³ 近世スペインで出版された書物とその著者の総覧として、N. Antonio, *Biblioteca hispana nueva*, o de los escritores españoles que brillaron desde el año MD hasta el de MDCLXXXIV, 2 tomos, edición por M. Martín Sánchez, Madrid, 1999. がある。その著者ニコラス・アントニオ(1617~1684 年)はスペイン王権に仕え、ローマで外交に従事するかたわら書誌学の研究をおこない、1672 年、上記の本のラテン語原著を出版した。シャルチエが指摘するように、そこでは 16 世紀から 17 世紀にかけてのスペインの文筆家が洗礼名のアルファベット順に列挙され、著者ごとの本の書誌情報が網羅されている(ロジェ・シャルチエ(長谷川輝夫訳)「壁のない図書館」『書物の秩序』ちくま学芸文庫、1996 年、138 頁)。また、より簡便に書誌情報を得るためには、E. García Hernán, *Políticos de la Monarquía Hispánica (1469-1700)*. *Ensayos y diccionario*, Madrid, 2002. も有益である。

ィが表出したものとして、あるいはそれを構築したものとして、近世の知識人による歴史 に関する言説が注目されている。

たとえば、近現代にまで視野を広げて歴史叙述の変遷をおった論集のなかで、B・クアルト・モネルは 16世紀スペインにおける歴史書を分析し、「スペイン España」という枠組みの歴史がどのように叙述されたかを概観している³⁴。国制史家 P・フェルナンデス・アルバラデホは、ブルボン期もふくめたスペイン近世をつうじて、歴史に関する言説が政治文化としてどのように機能したかを検討しており、本稿の議論においてもしばしば言及することになろう³⁵。また A・アルバル・エスケラは、16世紀の文筆家が「史実 verdad」にもとづいた歴史叙述を志向していた点に注目し、人文主義が浸透していくなかで歴史を叙述する際にどのような史料が必要とみなされていたかという、歴史編纂の方法論的な観点から論じている³⁶。

これらの近年の研究においては、スペイン王国の下でのさまざまなレベルでの集団的なアイデンティティを分析する一助として歴史に関する言説が注目されており、それぞれの先行研究については本論において適宜参照することになろう。このような先行研究のなかでもとりわけ重要な業績だと思われるのが、R・L・ケーガンによる一連の研究である。ケーガンは、近世スペインにおける歴史叙述・歴史編纂研究の画期となった論文「クリオと王権」をはじめとして多くの論文を発表し、その成果を 2009 年に同名の著作『クリオと王権』にまとめている³⁷。そこで本節では、ケーガンによる研究の要諦を確認することをつうじて、本稿で扱う 16 世紀後半における歴史編纂の基本的な情報を整理しておきたい。

ケーガンは、近世スペインに登場したさまざまな歴史書のなかでも、公的な政治権力の 担い手からの承認や支援をうけたものを公定史(オフィシャル・ヒストリー)と位置づけ、

_

³⁴ B. Cuart Moner, "La larga marcha hacia las historias de España en el siglo XVI", R. García Cárcel (coord.), *La costrucción de las historias de España*, Madrid, 2004, pp. 45-126.

³⁵ P. Fernández Albaladejo, *Materia de España. Cultura política e identidad en la España moderna*, Madrid, 2007.

³⁶ A. Alvar Ezquerra, "La historia, los historiadores y el rey en la España del humanismo", A. Alvar Ezquerra (coord.), *Imágenes históricas de Felipe II*, Alcalá de Henares, 2000, pp. 217-254.

³⁷ R. L. Kagan, "Clio and the Crown; Writing History in Habsburg Spain", G. Parker and R. L. Kagan (eds.), *Spain, Europe and the Atlantic World*, Cambridge, 1995, pp. 73-100; Idem, "La corografia en la Castilla moderna; género, historia, nación", *Studia historica. Historia moderna*, 13, 1995, pp. 47-60; Idem, "La historia y los cronistas del rey", VV. AA., *Philippus II Rex*, Barcelona, 1998, pp. 87-119; Idem, "Los cronistas del emperador", VV. AA., *Carolus V Imperator*, Barcelona, 1999, pp. 183-211; Idem, *El rey recatado. Felipe II, la historia y los cronistas del rey*, Valladolid, 2004; Idem, *Clio and the Crown. The Politics of History in Medieval and Early Modern Spain*, Baltimore, 2009 (スペイン語版は Idem, *Los cronistas y la corona*, Madrid, 2010. 以下本稿においては、英語版を Kagan [2009]と略記する).

分析の中心にすえている。前節でみたように、スペイン王国における公的な政治権力は王権のみに一元化されていたわけではなく、地域国家におけるさまざまなレベルの特権身分層と分有されていた。ケーガンは、このように多層的に存在した政治権力の担い手が支援した公定史のなかでも、まず「クリオと王権」論文では、スペイン各地の都市支配層が編纂・出版を後援した都市年代記 corografia から分析をはじめた。都市年代記とは、16世紀から17世紀にかけてさかんに出版された特定都市の歴史と地誌に特化した歴史書であり、カスティーリャ都市だけでなく、カタルーニャ語圏の都市からもカスティーリャ語(スペイン語)で出版され、広範な読者層が想定されたものであった。

ケーガンによると、このような都市年代記には二つの特徴がみられるという。第一の特徴は、みずからの都市を世俗的にも宗教的にも理想化された姿で表現する傾向である。世俗的な共同体としては、属域における土地の肥沃さ、農業・商業・手工業に支えられた都市経済の繁栄、市民が重んじる秩序、市参事会が公共の安寧のためにおこなう賢明な統治などが強調された。宗教的な共同体としては、ローマ帝国がキリスト教を禁圧していた時代から住民がカトリックに帰依し、イスラーム支配時代もそれを捨てず、当代にいたるまで信仰に篤い共同体であり、市内にはさまざまな教会や修道院があることが語られる傾向にあった38。第二の特徴としては、政治的にみると、都市共同体は王権につねに忠実であったことが強調される傾向が指摘されている。その歴史像のなかでは、イスラーム勢力に対する再征服運動をはじめとする軍役に際して王権に忠節を尽くし、その褒賞として歴代の王は当該の都市にさまざまな特権を与え、保護してきたことが論じられ、歴史をつうじてその都市が王権と直接に結びついてきたことが語られた。このような都市年代記についてケーガンは、王権の庇護下にみずからを位置づけつつ、都市特権への侵害が生じないようにその正統性を主張するものであったとしている。

このような都市年代記の特徴を概観したのち、ケーガンの関心はスペイン王権による歴史編纂へと移り、その成果が単著『クリオと王権』にまとめられた。その際、ケーガンが王権の下での公定史の書き手として注目したのが、国王修史官 cronista del rey であった。第一章で詳述するように、国王修史官とは、カスティーリャ王国において15世紀中頃に確立した宮廷官職であり、ハプスブルク朝もこれを引き継ぎ、16世紀には人文学者や宮廷に

-

³⁸ この点は、書物としての都市年代記にかぎらず、図像などによる都市の表象全般に認められるとされている (R. L. Kagan, "Urbs and Civitas in Sixteenth- and Seventeenth Century Spain", D. Buisseret (ed.), *Envisioning the City. Six Studies in Urban Cartography*, Chicago and London, 1998, pp. 75-108.)。

仕える教会知識人などが登用された。また、16世紀後半にはアメリカ植民地に関する歴史編纂を担当するインディアス修史官 cronista mayor de las Indias という官職もインディアス顧問会議に新設され、スペイン王権によるアメリカ支配を正統化するための歴史書を執筆した。ケーガンは、これらの国王修史官とインディアス修史官、および宮廷への仕官を希望する文筆家などが著した歴史書を王権にとっての公定史として考察の対象にしている。

さらにケーガンは、このような公定史を分析するために、王権の下で編纂された歴史書を以下の四つに分類している。第一に、実録 historia pro persona とケーガンがよぶ形式の歴史書は、特定の君主による事績に特化したものであり、ハプスブルク朝ではカルロス1世がみずからの実録を志向したという。第二に、国史 historia pro patria とは一国全体を対象とする通史的な歴史書をさす。フェリーペ2世は父とは異なり、自身の実録は虚栄の罪にあたるとして敬遠し、国史形式の歴史書を好んだという。ただし国史については、その叙述対象としてどのレベルの共同体が想定されているのか、すなわち政治的には緩やかな複合国家であったスペイン王国をさしているのか、それとも制度的な実体をもったカスティーリャ王国などの地域国家をさしているのかが問題となろう。公定史の第三の分類としては、インディアス修史官が担当するアメリカ植民地史がある。そして第四の区分としては、他の3分野と重なりあいながら、国際情勢が悪化する16世紀末から17世紀にかけてさかんに編纂された、王権の政治的・軍事的行動を擁護する同時代史(本稿ではこのような意味で当代史と表記する)が挙げられる。このようにケーガンは、スペイン王権にとっての公定史を実録、国史、植民地史、当代史の四つに大別しつつ、ハプスブルク期にどのような修史官が登用され、歴史編纂にあたったかを論じているのである。

ケーガンによると、これら四つの分野での公定史の編纂は均等な形で進められたわけではなく、王個人の志向や、王権が直面している現実の情勢に応じて、重点がおかれる分野には変化があった。上で述べたように、カルロス1世は実録を、フェリーペ2世は国史をそれぞれ好んだが、フェリーペ2世の治世末期には政治上の必要から当代史が重視されるようになったとされる。また、17世紀前半に執政の任にあたったオリバーレスは、よりプロパガンダ性の強い当代史を望み、とくに1640年に複合王政からの離脱をはかったカタルーニャ公国に対しては、その特権身分層には君主を廃立する権利はないことを歴史書によって論証しようとした。このような王権の下での修史事業の変遷については、本稿の第一章でその見取り図を提示する。

なお、このように公定史の重点が変化した一因として、国史に関しては、16世紀末にス

ペイン王国の歴史的起源を語る歴史書が修史官以外の書き手によって完成してしまったため、長大な国史の編纂をつづける必要性が薄れたことが指摘できよう。イエズス会士フアン・デ・マリアナによる『スペイン全史 Historia general de España』(ラテン語版 1592 年、カスティーリャ語版 1601 年)がそれである³⁹。この歴史書は、旧約聖書にもとづいてイベリア半島における人類の起源から説き起こし、古代地中海世界における諸民族の興亡、ローマ帝国による属州ヒスパニアの時代、西ゴート王国、イスラーム支配時代、そしてポルトガルをふくむ中世イベリア諸国の歴史を叙述し、カトリック両王の治世までを描ききった長大なイベリア史であった。

第二章で述べるように、国王修史官による国史『スペイン総合年代記 Crónica general de España』 (1553~1586年)では11世紀前半までしか記述できず、地域的にもカスティーリャ王国領しか対象にしていなかったのに対して、マリアナの『スペイン全史』はイベリア半島で形成されたすべての地域国家(カスティーリャ王国、アラゴン諸国、ナバーラ王国、ポルトガル王国)の歴史を網羅的に扱っていた。前述のクアルト・モネルが指摘するように、それまでの16世紀における「スペイン史」記述は、『スペイン総合年代記』のように実際には個々の地域国家の歴史にすぎなかったものや、複数の地域国家の歴史をたんに巻ごとに並置したものにとどまっていた。それに対してマリアナの『スペイン全史』は、イベリア諸国のそれぞれの歴史を仔細に描きながらも、それらすべてを同時代に起きた相互連関をもつものとして交互に叙述し、すべての地域国家が最終的にフェリーペ2世というひとりの君主の下に集まることを歴史的な必然として提示するものであった⁴⁰。このような完成された構図をもつ『スペイン全史』は、近世スペインにおける歴史叙述の到達点としての地位を確立し、19世紀に近代歴史学がスペインにも浸透するまで、後代のできごとを加筆されながら版を重ね、基本的な文献としての役割を保ちつづけるのである。

したがって、ケーガンをはじめとする先行研究でも、歴史叙述としての完成度や、後世に与えた影響という意味では、『スペイン全史』の重要性が強調されている。また、個々の地域国家の歴史を詳細に記述しつつ、それらがひとつの複合国家にまとまっていく過程を示す『スペイン全史』は、地域国家の特権身分層にとってもスペイン王権にとっても、きわめて親和性が高いものであろう。本稿でも、このようなマリアナの『スペイン全史』が

³⁹ J. de Mariana, *Historia general de España (Biblioteca de Autores Españoles desde la formación del lenguaje hasta nuestros días, t. XXX y t. XXXI)*, 2 tomos, Madrid, 1950.

⁴⁰ Cuart Moner, *op. cit.*, pp. 110-124.

もつ意義を十分に評価したうえで、それが登場する 16世紀末までのあいだに王権や特権身 分層の下ではどのような歴史編纂の試みがなされたかを明らかにしたい。また終章では、 このような公的な歴史叙述についての分析をふまえながら、再度、マリアナの『スペイン 全史』の意義を複合王政論の観点から考察する。

第三節 問題の所在と本稿の構成

本節では、本稿全体に関わる問題の所在を述べ、議論の展開を明確にしておきたい。

(一) 問題の所在

前節でみたように、近年、ケーガンをはじめとして近世スペインにおける歴史編纂に関する研究が進みつつある。それによって、王権や特権身分層がどのような歴史編纂をおこなっていたかについての知見は蓄積されつつあるといってよい。その一方で、第一節でみたように、複合王政によって緩やかに結びついていたスペイン王国の国制を理解するためには、王権とさまざまな特権身分層が多方向的に取り結んでいた動的な諸関係を明らかにする必要がある。したがって、王権の下ではどのような歴史的正統性の論理が示されようとしたか、あるいは地域国家におけるさまざまな特権身分層の下ではその権力の正統性がどのように王権や他階層に示されたか、そしてそれらがどのような接点をもっていたかを考察することによって、歴史編纂に関する研究は複合王政論にもとづく国制史の一環としての意義をもつことができよう。このように本稿では、国制史の観点から、16世紀後半のスペイン王国における歴史編纂を分析していきたい。

ところで、ケーガンはまず都市年代記を、次に王権の下での公定史をとりあげ、それぞれの概要を示すことに成功しており、本稿もその成果に依拠するところが大きい。しかし、ケーガンの問題関心が王権側に移った後は、それを都市年代記にみられる在地の特権身分層による歴史編纂との関連において考察する視点は希薄になっているといわざるをえない。また、都市年代記の研究においても、スペイン各地の都市年代記を視野に入れ、その全般的な特徴を論じたことはケーガンの功績であるが、個々の都市の文脈に立ち入ったうえでの個別具体的な考察がなされているとはいいがたい。さらに、地域国家レベルでの歴史編纂についての言及も散発的なものにとどまっている。もちろん、スペイン王国におけるす

べてのレベルでの歴史編纂をひとりで検討できるはずもなく、上記の諸点によってケーガンの業績の価値が下がるわけでは毛頭ない。しかし本稿の立場としては、王権と特権身分層の下で提示された歴史的正統性の論理をそれぞれの固有の文脈にそくして理解したうえで、王権と特権身分層の同盟関係によって成立していた複合王政という全体秩序のなかに位置づける作業が必要となろう。

したがって本稿では、スペイン王権だけでなく、カスティーリャ王国における最重要の都市社団であったトレードの都市支配層と、アラゴン王国の特権身分層を例にとり、16世紀後半のスペイン王国において王権と特権身分層がそれぞれの立場からどのような歴史編纂をおこなっていたかを検討する。王権を支えたカスティーリャ王国についても、その特権身分層側の歴史解釈を検討することによって、王権の論理と安易に同一視するのではなく、地域国家カスティーリャ王国の在地社会における固有の論理に着目したい。そのうえで、それぞれの歴史的な正統性の論理を複合王政という全体的な秩序のなかに位置づけることによって、スペイン王国の国制を歴史編纂というてがかりをつうじて考察することを本稿の課題としたい。

なお、歴史書を歴史学研究の史料としてとりあげるに際して、筆者の方法論的な立場をここで明確にしておきたい。どのような歴史書であれ、書き手にとっての「現在」の時点から「過去」を叙述するものである以上、書き手が意図するか否かにかかわらず、その「現在」を出発点とする性格は拭いきれないであろう。まして、「現在」における権力の担い手のために紡ぎだされる歴史の語りとは、その権力の来歴を論証し、「現在」を肯定することを本来的な目的としているとみなさなければならない。その意味では、スペイン王権であれ、特権身分層であれ、政治権力の下で編纂された歴史書が権力の正統性を示すこと自体はとりたてて論じるべきことではないようにも思われる。しかし、歴史書にかぎらず、すべてのテクストは書き手がおかれていた時代や文化の枠組みのなかで叙述されるのであり、その同時代人である読み手が理解し、共感することを期待するのであれば、そのテクストにおける語彙と、それを用いて組みたてられるテクスト内の論理は、書き手と読み手の属する特定の文化のなかで共有されていた一定の規範に従って選択されなければならない41。

で用いられている「語彙と文法 the vocabulary and the grammar」を内在的に理解し、史料が語ることと語らないことを見抜く力を経験的に体得することを挙げている(G. Parker, "A Man's gotta know his Limitations; Reflections on a Misspent Past", T. Andrade and W. Reger (eds.), *The Limits of Empire. European Imperial Formations in Early Modern World History*, Farnham,

そのため、むしろ政治権力の下で編纂された歴史書であるからこそ、ある特定の歴史的文脈のなかで、権力の正統性を同時代人にむかって提示するためにどのような語彙が用いられ、いかなる論理が展開していたかを具体的に考察するためには好適な史料となる可能性をもっているといえよう。

本稿ではこのような立場から、16世紀後半に著された歴史書のなかでの語彙と論理をその時代固有の文脈にそくして明らかにすることによって、いわば歴史学研究としての基礎作業でもある「史料の内在的な読解」をおこなう。スペイン王権や特権身分層の下で生まれた歴史書もまた、「現在」を肯定する性格を本来的にそなえていたわけだが、本稿ではむしろこの点をてがかりとして、複合王政という全体秩序が王権や特権身分層によってそれぞれどのような語彙と論理を用いて肯定されたかを分析する。すなわち、複合王政そのものとその下にある地域国家、そして在地における特権的な社団が併存している歴史的な状況がどのように整合的に理解されていたかを、史料の内在的な読解をつうじて明らかにしたい。それによって、政治秩序としての複合王政がもちえた持続性ないし生命力の一端に迫ることが本稿全体を貫く筆者の問題関心である。

(二) 本稿の構成

まず第一章「16世紀後半におけるスペイン王権の修史事業」では、フェリーペ2世の治世に王権の下で展開していた修史事業の全体像を把握する。ここでいう修史事業とは、たんに歴史書の執筆だけにかぎらず、歴史編纂のためにどのような制度が整えられたか、その制度によってどのような準備がおこなわれていたかという、王権によるプロジェクト全体を意味している。この修史事業を概観するために、ケーガンなどの先行研究を援用しつつ、国王修史官をはじめとしてスペイン宮廷内外で王権のために歴史を叙述した人材についてまとめたうえで、彼らが編纂した歴史書の基本情報を整理する。また、国王修史官フアン・パエス・デ・カストロによる建白書「歴史叙述に必要な事柄について」(1555年)の内容を紹介し、王権の下での歴史編纂のためにはどのような史料が必要だと宮廷で論じられていたかを明らかにする。そして、この史料論にもとづいて1570年代にカスティーリャ王国領でおこなわれた地誌報告書 relaciones topográficas の収集を修史事業の一環として再評価したい。

第二章「16 世紀後半におけるスペイン王権の歴史編纂」では、『スペイン総合年代記』

2012, p. 368.)_o

を史料として用い、フェリーペ2世に仕えた国王修史官アンブロシオ・デ・モラレスがどのように歴史を叙述したか、そしてその歴史像からはどのような正統性の主張を読み解くことができるかを検討する。たしかに、前述のように『スペイン総合年代記』は11世紀までしか描いておらず、西ゴート王国滅亡後の歴史に関しては空間的にもカスティーリャ王国の領域に限定されているため、マリアナの『スペイン全史』と比較すると偏りがあるといわざるをえない。しかし、本稿の問題関心からするとまさにこの偏差にこそ、王権側が提示しようとした歴史解釈を読み解くためのてがかりがあるように思われる。すなわち、複合王政によってスペイン王国を治めていたハプスブルク王権がみずからの歴史的な起源をどこに求めたかを『スペイン総合年代記』は示唆しているのではないだろうか。したがって第二章では、王権の修史事業の全体像を前提としたうえで、そのなかで国史としての役割を期待されていた『スペイン総合年代記』の分析によって、スペイン王権にとっての歴史的正統性の論理とその表現方法を明らかにし、その意義を複合王政という全体秩序のなかで考察したい。

そして第三章「16世紀後半のカスティーリャ都市における歴史編纂」では、カスティーリャ王国の特権的な都市社団であるトレード市を例にとり、その寡頭支配層の下で編纂された都市年代記を分析する。トレードはケーガンが都市年代記に注目するきっかけになった都市ではあるが、トレード固有の文脈に立ち入った検討がなされているわけではない。逆に、近年の地方史・都市史の高まりのなかで、F・マルティネス・ヒルをはじめとしてローカルな文脈において都市年代記に言及する研究者は多いものの、それらの研究ではより広域の地域国家カスティーリャ王国や、複合国家スペイン王国の全体秩序まで視野に入れたものになっているとはいいがたい⁴²。したがって第三章では、スペイン王権が依存していたカスティーリャ王国の特権身分層のひとつであるトレード支配層の位置づけをふまえつつ、その下ではどのような歴史書が編纂され、いかなる歴史像が示されたかをみたい。そのために、フェリーペ2世の治世をはさんで出版された2冊の都市年代記(1554年、1605年)を史料として用いる。

そのうえで第四章「16世紀後半のカスティーリャ都市における祭典と歴史」では、フェリーペ2世期にトレードでおこなわれた都市祭典を検討したい。どのような歴史書であれ、 識字率の低い近世社会ではそれをみずからの読書行為によって受容できる人々の数はかぎ

⁴² たとえば、F. Martínez Gil, *La invención de Toledo. Imágenes históricas de una identidad urbana*, Ciudad Real, 2007.

られている。しかしトレード市では、16世紀後半にさまざまな都市祭典がおこなわれたのだが、その祭りの場において、都市支配層が年代記をつうじて示そうとした「都市の歴史」が参照されただけでなく、それにもとづいてフェリーペ2世その人が過去の王がトレードのためにとった行為を反復していたのである。そこで第四章では、トレード固有の聖人(初代司教とされた聖エウへニオ、最後の大迫害での殉教者とされた聖レオカディア)への崇敬のための祭典をとりあげ、これらの聖人に仮託された「都市の歴史」が祝祭ではどのように表現されたかを分析する。さらに、このように都市社会の眼前でおこなわれた祭典が次の都市年代記の叙述内容としてとりこまれていく様相を確認することによって、歴史編纂研究をより近世社会に近い地平に位置づけ、たんに書物のなかにとどまらない広がりのなかで考察したい。また、第三章・第四章をつうじて、カスティーリャ王国の在地社会における歴史の語られ方や歴史に関わる表象のあり方を史料にもとづいて検討することによって、王権の下での歴史編纂との比較を試みたい。

そして第五章「16世紀後半のアラゴン王国における歴史編纂」では、もうひとつの地域国家であるアラゴン王国の特権身分層の下で編纂された歴史書に言及する。アラゴン王国議会は1547年に同国独自の歴史編纂のための官職としてアラゴン王国修史官の新設を王権に請願し、翌年に議会常設代表部が人文学者へロニモ・スリータをその官職に任命した。16世紀後半には、この初代アラゴン王国修史官スリータが『アラゴン連合王国年代記 Anales de la Corona de Aragón』(1562~1579年)を、第2代のヘロニモ・ブランカスが『アラゴン王国要覧 Aragonensium rerum comentarii』(1588年)を出版し、アラゴン王国史の編纂が活発に進められた。第五章では、アラゴン王国の特権身分層の下での公的な歴史編纂として著されたこれらの歴史書を分析することによって、複合王政のなかで独自の政体を保つ地域国家における特権身分層の下では、みずからの地域国家の政体や、スペイン王国全体の国制のなかでの位置づけがどのように論じられたかを考察する。

このように本稿では、複合王政によって治められた 16世紀後半のスペイン王国において、 王権、トレードの特権身分層、アラゴン王国の特権身分層の下で、それぞれどのような歴 史編纂がおこなわれたか、そのなかではいかなる正統性の論理が唱えられ、利用されたか を考察する。もちろん、本稿で分析できる対象は限定的なものであり、これによってスペ イン王国における歴史編纂の全容を解明できるわけではない。たとえば P・フリーダムに よると、近世カタルーニャでもいくつかの建国伝承が語られていた。それによると、貴族 層が農民に対する支配の正統性を主張するために用いた建国伝承では、対イスラーム戦争

に協力しなかった「臆病な農民」という伝承がその後の農民の隷属状態についての歴史的 根拠として語られ、1486年に法的には人身支配が廃止された後も近世にこの歴史物語は残 存したという。その一方で、シャルルマーニュの同時代人とされたフランク系のウジェー・ カタローと9人の騎士がカタルーニャでの対イスラーム戦争を始めたという伝承が15世紀 に形成された。これは、カタローたちの末裔とされたカタルーニャ貴族層はバルセローナ 伯家の始祖ギフレよりも1世紀先行して同地を治めていたと主張するものであり、近世を つうじて建国伝承として普及していたという43。これを複合王政論からみれば、有力な地 域国家カタルーニャにおける特権身分層の中核であった貴族層が、みずからの地域支配を 支えるカタルーニャ公国の身分制的秩序の正統性を主張しつつ、バルセローナ伯家の継承 者でもあるスペイン王権に対しても地域国家におけるみずからの特権的地位の根拠を示す ものであったといえよう。本来であれば、このようなカタルーニャでの歴史叙述も史料に そくして内在的に読み解いていく必要があるが、本稿では筆者の限界から、また国王修史 官やアラゴン王国修史官という明確な制度的背景があった点に積極的に着目したことから、 前述のように論を進めていく。それをつうじて、王権から在地の都市支配層にいたるまで の事例をカスティーリャ王国とアラゴン王国にそくしてできるかぎり具体的に検討するこ とにより、歴史編纂をてがかりとして、スペイン王国の国制を史料の内在的な読解をつう じて考察するためのひとつの視点を提示したい。

_

⁴³ P. Freedom, "Cowardice, Heroism and the Legendary Origins of Catalonia", *Past and Present*, 121, 1988, pp. 3-28.

第一章 16世紀後半におけるスペイン王権の修史事業

はじめに

本章では、16世紀後半にスペイン王権の下で展開していた修史事業の全体像を確認する。 序章で述べたように、ここでいう修史事業とは、歴史を編纂するための制度、そこに登用 された人材、彼らによる歴史書の構想とそれにもとづく執筆活動だけでなく、その前段階 としての史料収集活動とその基礎となった史料に関する認識もふくめて、歴史編纂に関わ るプロジェクト全体をさす。

前述のように、この時期にスペイン王権のための修史事業を担ったのは、中世のカスティーリャ宮廷に由来する国王修史官 cronista del rey と、1571年にインディアス顧問会議に設けられたインディアス修史官 cronista mayor de las Indias であり、前者はイベリア半島に関する歴史の編纂を、後者はアメリカ植民地についてのそれを担当した。第二章で詳述する『スペイン総合年代記』は、国王修史官による成果のひとつであった。本章の第一節・第二節では、ケーガンをはじめとする先行研究に依拠しながら、国王修史官とインディアス修史官に関する基本情報を整理し、彼らが編纂した歴史書について概観しておきたい。

そのうえで第三節では、国王修史官のひとりであったフアン・パエス・デ・カストロ(在任 1556~1570年)をとりあげ、その建白書「歴史叙述に必要な事柄について De las cosas necesarias para escribir la Historia」の内容を紹介する¹。というのも、スペイン王国という地理的にも政治的にも広大で多様性に富む空間を治める王権のための歴史編纂には相応の質と量の史料が必要であることは想像にかたくないが、この建白書は、16世紀後半の修史官が史料に関わる問題を重視していたことをよく示しているからである。この文書は、スペイン王国の歴史を描くためにはさまざまな性格の史料が必要であることを訴え、具体的に列挙し、その収集を提言するものであった。したがって、この建白書の内容を分析することによって、スペイン王権の修史事業を、最終的な成果である歴史書だけでなく、準備段階にあたる史料収集の構想までをふくめて全体像として理解する一助としたい。そして第四節では、従来は近世の農村社会を研究するための史料とされてきた地誌報告書を、パ

¹ J. Páez de Castro, "De las cosas necesarias para escribir la Historia", *La ciudad de Dios*, 28, 1892, pp. 601-610 y 29, 1892, pp. 27-37.

エス・デ・カストロ修史官が歴史編纂のために必要性を訴えた史料のひとつとして再評価 し、1570年代から 1580年代にかけてカスティーリャ王国とアメリカ植民地でおこなわれ た地誌報告書の収集を修史事業の一環として位置づけたい。

第一節 国王修史官による歴史編纂

本節では、15世紀から18世紀までつづいた国王修史官の制度を概観したうえで、そのなかでも本稿が主たる対象とする16世紀後半にはいかなる人物が任命され、彼らがどのように歴史編纂をおこなったかを整理したい。

(一) 国王修史官制度

そもそも、13世紀のカスティーリャ王アルフォンソ 10世の下で編纂された『第一総合年代記』やアラゴン連合王国のハイメ 1世による『勲功録』の例が示すように、中世イベリアでも王や王国を賛美する年代記はさかんに執筆されていた²。しかし、歴史編纂を任務とする国王修史官という官職が正式に制度化されたのは、1450年代のカスティーリャ宮廷においてのことだった³。ケーガンによると、16世紀以降の国王修史官は、カスティーリャ顧問会議の管轄下での終身職とされた。定員は設けられず、同時期に複数の国王修史官が在任している状態が多かった。この宮廷官職にある者は、1年間のうち最低でも4ヵ月間は宮廷に滞在し、毎年末にその年のできごとに関する報告書を提出する義務を負った⁴。また、この国王修史官やインディアス修史官は、出版認可権をもつカスティーリャ顧問会議やインディアス顧問会議による検閲にも参加することが多かった。このような職務を託された国王修史官には、ハプスブルク期をつうじて23名の人文学者や教会知識人が任命された(表 I 参照)。

このような制度上の起源と位置づけのために、国王修史官にはカスティーリャ王国出身

² 橋本一郎訳註『第一総合年代記』大学書林、1981 年。尾崎明夫、ビセント・バイダル訳 『征服王ジャウメー世勲功録』京都大学学術出版会、2010 年。

³ R. Tate, "El cronista real castellano durante el siglo quince", VV. AA., *Homenaje a Pedro Sáinz Rodríguez*, t. III, Madrid, 1986, pp. 659-668; E. García Hernán, "La España de los cronistas reales en los siglos XVI y XVII", *Norba. Revista de Historia*, 19, 2006, pp. 125-150.

⁴ Kagan [2009], p. 68.

の人材が多く起用された。表 I にあるように、カルロス 1 世の治世初期にはイタリアの人 文学者が任命された事例があるものの、ハプスブルク期をつうじて国王修史官にはカスティーリャ王国出身者が好んで登用される傾向があった。バスク地方やアラゴン王国の出身 者が起用された例が散見されるものの、彼らの経歴としては、カスティーリャの大学で学 ぶなどカスティーリャ王国を活動基盤としていたといってよい。そのため、カスティーリャ を確立しつつあったこともあり⁵、国王修史 官やインディアス修史官による歴史書は、一部はラテン語で著されたものの、ほとんどが カスティーリャ語で執筆された。このように、国王修史官はカスティーリャ起源の性格が 強い官職であったといってよい。

しかしその一方で、第五章で論じるアラゴン王国修史官が地域国家アラゴン王国の特権身分層の下におかれたのとは異なり、国王修史官の任免は王権の専権事項であり、カスティーリャ議会からの請願をうけることはあったものの、それに強制力はなかった。つまり、国王修史官はその名のとおりに王に仕える宮廷の役職者であり、王権に直属する立場にあったのである。さらにケーガンは、国王修史官がシマンカスやエル・エスコリアルにある王権所蔵の書籍や文書を独占的に閲覧できる特権を有していた点を重視している。というのも、近世においてはこの点こそが、修史官による歴史叙述が他の市井の文筆家によるそれを上回る説得力をもつ根拠とみなされていたからである。このように、国王修史官はカスティーリャ由来の性格を残しつつも、地域国家のひとつであるカスティーリャ王国の特権身分層からの影響はうけずに王権に直属するという意味において、スペイン王国のなかで特権的な立場にある歴史の書き手であった。

なお、このような国王修史官は 18 世紀に姿を消すことになる。18 世紀のブルボン朝は、スペイン継承戦争と並行してアラゴン諸国に出した新組織王令にもとづく中央集権化のなかで、歴史編纂のための体制も大きく変更した。まず 1709 年には、アラゴン王国の他の官職と同じくアラゴン王国修史官も廃止され、地域国家独自の歴史編纂が否定された。そればかりではなく、ブルボン朝は国王修史官も廃止の対象とし、ハプスブルク朝によって最後に任命された国王修史官ルイス・デ・サラサール・イ・カストロ(在任 1685~1734 年)が死去しても後任を任命せず、国王修史官を空席のままとした。そして、ブルボン王権は

⁵ 岡本信照『「俗語」から「国家語」へ―スペイン黄金世紀の言語思想史』春風社、2011 年。

⁶ Kagan [2009], p. 104.

1738 年に王立歴史アカデミア Real Academia de la Historia を公認し、それまで国王修史官が担っていた王権の下で歴史を編纂する権限を移管したのである⁷。ここに、複合王政の時代に地域国家の管轄下にあったアラゴン王国修史官も、ハプスブルク王権に直属しながらもカスティーリャ由来の性格が強かった国王修史官も消滅した。これ以降は、新組織王令によって複合王政を脱却したブルボン朝のスペイン国家の下、王立歴史アカデミアがかつての地域国家の枠をこえてスペイン全体における歴史研究に影響力をふるう体制が築きあげられていくことになる。

(二) 16世紀後半における歴史編纂

では、16世紀の国王修史官はどのような歴史書を執筆していたのであろうか。本稿でもケーガンによる分類を援用しながら、王権の下で編纂された歴史書を実録、国史、植民地史、当代史の四つに便宜的にわけて整理したい。この四つの分類のうち、植民地史はインディアス修史官が主に担当することになったため、国王修史官による歴史編纂としては実録、国史、当代史があった。たとえば、フェリーペ3世期の国王修史官プルデンシオ・デ・サンドバル(在任 $1599\sim1620$ 年)がカルロス1世の生涯を描いた『皇帝カルロス5世実録 Historia de la vida y hechos del emperador Carlos V』(出版は 1634年)は、実録の典型例にあたる8。それに対して、一国全体の通史を扱う国史には第二章で論じる『スペイン総合年代記』などがふくまれる。

さて、王権の下での修史事業は、歴史叙述に関する王の個人的な志向から強い影響をうけた。ケーガンによると、騎士道理念を奉ずるカルロス1世はみずからの実録を望み、著名なアリストテレス学者フアン・ヒネス・デ・セプルベダ(在任1526~1573年)をはじめとして8名の国王修史官を任命した。たとえば、国王の聴罪師でもあったアントニオ・デ・ゲバラ修史官(在任1526~1545年)は皇帝のチュニス遠征(1535年)に同行し、その十字軍的な理想にもとづく事績を讃える実録を執筆することが期待されたという。

ケーガンによると、カルロス1世期の8名の国王修史官のうち、国史を担当したのはサモーラ聖堂参事会員でもあったフロリアン・デ・オカンポ(在任1539~1558年)のみであ

⁷ *Ibid.*, pp. 278-279.

⁸ フェリーペ3 世期の国王修史官については、*Ibid.*, pp. 185-194.

⁹ *Ibid.*, pp. 71-73.

った。オカンポ修史官は、1541 年に前述の『第一総合年代記』を校訂出版したうえで¹⁰、1543 年にはみずからの筆になる『スペイン総合年代記』の第 1 巻初版(1553 年に第 2 版)を刊行し、原初の時代からポエニ戦争までの古代イベリア史を叙述した¹¹。ここに 16 世紀における国史編纂の先鞭がつけられたものの、カルロス 1 世が実録を重視していたため、その動きはいまだ限定的であった。

これに対して、フェリーペ2世は父とは異なり、虚栄の罪にあたるとして自身の実録を敬遠し、カルロス1世期には副次的な位置づけにあった国史の編纂を優先させた。そのためにオカンポの後任に起用された人物が、アルカラ・デ・エナレス大学の修辞学教授アンブロシオ・デ・モラレス(在任 1563 頃~1591 年)であった。モラレス修史官は多作な書き手であり、『スペイン総合年代記』の続編を次々と公刊した。その第2巻(1574年)はローマ帝国の属州時代、第3巻(1577年)は西ゴート時代、第4巻(1586年)は711年から1037年までのアストゥリアス王国、レオン王国、カスティーリャ伯領の歴史を扱うものであった¹²。

この『スペイン総合年代記』の具体的な内容は次章で述べるが、モラレス修史官が王権の下で国史を編纂していた時期は、第五章で論じるアラゴン王国の歴史編纂が進んでいた時期と重なる点に留意しておきたい。後述するように、初代のアラゴン王国修史官に任命された人文学者へロニモ・スリータ(在任1548~1580年)は、カスティーリャ王国のアルカラ・デ・エナレス大学で学び、後に国王修史官に任命されることになるモラレスやパエス・デ・カストロとそこで親交を結んだ同時代人であった。このスリータがアラゴン王国修史官として『アラゴン連合王国年代記』を公刊した1562年から1579年にかけては、まさに彼の旧友である国王修史官モラレスがスペイン王権のために国史『スペイン総合年代記』を編纂していた時期と一致する。このように16世紀後半とは、スペイン王国を率いる王権とアラゴン王国を治める特権身分層が、それぞれ積極的にみずからにとっての国史を編纂していた時期であったといってよい。ただし、その担い手であったモラレスとスリー

¹⁰ F. de Ocampo, Las cuatro partes enteras de la crónica de España que mandó componer el sereníssimo rey don Alonso llamado el Sabio, Zamora, 1541.

¹¹ Idem, Los cuatro libros primeros de la crónica general de España, Zamora, 1543; Idem, Los cinco libros primeros de la crónica general de España, Medina del Campo, 1553. なお、1543 年の 初版では第4編までだが、1553 年の第2版では第5編が加筆されているため、本稿では後者を『スペイン総合年代記』の第1巻として扱う。

¹² A. de Morales, *La crónica general de España*, Alcalá de Henares, 1574; Idem, *Los otros dos libros undécimo y duodécimo de la crónica general de España*, Alcalá de Henares, 1577; Idem, *Los cinco libros postreros de la crónica general de España*, Córdoba, 1586.

タの親交からも窺われるように、両者の歴史解釈が単純に対立するようなものだったかに ついては、第二章および第五章でそれぞれの歴史叙述にそくして考察したい。

さて、このようにモラレス国王修史官によって国史の編纂が進んだものの、その叙述対象は時間的にも空間的にも限定されていた。そのためフェリーペ2世は、モラレスの死後にバスク出身のエステバン・デ・ガリバイを後任の国王修史官に任命した(在任1592~1599年)。ガリバイは1571年に『スペイン史概略 Los XL libros del compendio historial de las crónicas y universal historia de todos los reinos de España』という本を出版し、カスティーリャ王国、ナバーラ王国、アラゴン連合王国、そしてイベリアのイスラーム諸国の歴史を1492年にいたるまで描いた実績があったため、王権の下での国史編纂の続行を期待されたのである。ただしクアルト・モネルは、ガリバイが『スペイン史概略』において諸地域国家の歴史を一書にまとめて包括的に論じた点を評価しつつも、後のマリアナによる『スペイン全史』がポルトガル王国もふくめて各国の歴史を相互に有機的に結びつけた記述になっているのと比較すると、ガリバイはあくまでさまざまな地域国家の並列的な叙述にとどまっていると指摘している¹³。

ケーガンによると、フェリーペ2世の治世末期になると国王修史官の目標は、長大な通史である国史よりも、同時代を対象とする当代史に移っていった。その背景としては、敵対するオランダ、イングランド、フランスなどにおいてスペイン王権を非難するいわゆる「黒い伝説」が台頭してきたなかで、それに反論する必要が生じていたことが指摘されている¹⁴。そのようななかガリバイ修史官は、当代史の執筆構想を整理するために「カトリック王フェリーペ2世の年代記構想 Traza y orden para la crónica del Católico Rey Felipe II」(1593年)という文章を作成した。そのなかでガリバイは、王が生まれた 1527年から 1574年までのスペイン、イタリア、フランドル、インディアスにおけるできごとを編年体で叙述することを提唱し、たんに君主個人を称揚する実録とは一線を画そうとした¹⁵。しかし、ガリバイ修史官はこのような当代史を完成させることのないまま、世を去った。

そのため、当代史の編纂はアントニオ・デ・エレーラ・イ・トルデシーリャスに引き継がれた。彼はすでに1580年代から、フェリーペ2世の重臣に仕えながら、ポルトガル、オスマン帝国、イングランド、フランスに関する当代史の執筆・翻訳をおこない、スペイン

¹³ Cuart Moner, *op. cit.*, pp. 110-124.

¹⁴ Kagan [2009], pp. 128-129.

¹⁵ Kagan, op. cit., El rey recatado, pp. 47-103.

王権の行動を擁護していた。その結果、エレーラは1596年に後述するインディアス修史官に起用され、さらに1598年には国王修史官も兼任したのである(在任1598~1625年)。エレーラ修史官は、ガリバイによる構想をふまえつつ、『慎重王フェリーペ2世治下の世界史 Historia general del mundo del tiempo de Felipe II el Prudente』(1601~1612年)という当代史を出版した。ケーガンによるとこの歴史書は、16世紀後半を対象とし、スペイン、イングランド、フランス、フランドル、ドイツ、ポーランド、モスクワ大公国、オスマン帝国、インディアス、そしてアジア各地におけるできごとを編年体で叙述したものであった¹⁶。

このように 1590 年代以降、国王修史官の関心は、古代からの通時的な国史よりも、王 権の政治利害とより直接的に関係する当代史へと移っていった。この変化の一因としては、 「黒い伝説」への対抗にくわえて、近世スペインにおける第一級の歴史書として知られる 前述の『スペイン全史』が 1592 年にラテン語で出版され、さらに 1601 年にはより広範な 読者のためにカスティーリャ語で公刊されたことを指摘しておかねばならない。 序章で述 べたように、この『スペイン全史』は、ポルトガルをふくめてイベリア半島におけるすべ ての地域国家の歴史を仔細に論じつつ、それらを相互に関連づけながら記述し、これらの 諸王国を最終的にフェリーペ2世が同君連合によって緩やかに統合することになったスペ イン王国の歴史的な由来を示す長大な歴史書であった。このような『スペイン全史』の登 場をもって、国王修史官による国史『スペイン総合年代記』の編纂続行はかならずしも必 要ではなくなったといえよう。実際に、『スペイン総合年代記』第4巻が1586年に出版さ れて以降、続編の公刊が止まっただけでなく、既刊の巻が重版されることもなくなったの である(たとえば、第4巻の2版は 1791 年まで出されなかった)。R・ガルシア・エルナ ンによると、晩年のマリアナに対して 1622 年には無俸給ながら国王修史官の称号が贈られ たことが示すように、王権も17世紀前半には『スペイン全史』を高く評価していたとされ 5^{17} 。17世紀にも、各種の実録を執筆した前述のサンドバルや、1640年に反乱を起こした カタルーニャ特権身分層を批判する『カタルーニャ公国の理念 La idea del Principado de Cataluña』(1642 年) を著したホセ・ペリセール (在任 1629~1679 年) など、筆が立つ国 王修史官がいなかったわけではない18。それにもかかわらず、国史『スペイン総合年代記』

¹⁶ Kagan [2009], pp. 135-149.

¹⁷ R. García Hernán, "Construcción de las historias de España en los siglos XVII y XVIII", R. García Cárcel (coord.), *op. cit.*, pp. 127-154.

¹⁸ ペリセールをはじめとして、オリバーレス期に起用されて、プロパガンダ的な当代史の執筆にあたった国王修史官については、*Ibid.*, pp. 223-244.

の正式な続編は編纂されないまま、より包括的なスペイン史解釈を提示しえたマリアナの 『スペイン全史』が近世スペインにおける最重要の歴史書としての地位を確立していった のである。このような『スペイン全史』がもつ重要性については、本稿全体をつうじて公 的な歴史編纂を検討したうえで、終章において立ち返ることになろう。

さしあたり本節の結論としては、16世紀後半の国王修史官による歴史編纂は次の2点に要約することができる。第一の活動はオカンポ修史官、モラレス修史官が担った国史『スペイン総合年代記』の編纂であり、1580年代までの国王修史官の主たる活動になっていた。またこの時期には、アラゴン王国でも歴史編纂が開始され、王権の下での修史と並行して進められていた点に留意しておきたい。第二の活動としては、1590年代以降はガリバイ修史官とエレーラ修史官によって当代史の編纂が進められた一方で、国史編纂は終息していったといえる。さて、16世紀後半は王権がアメリカ植民地史の編纂も本格化しはじめた時期でもあり、次節はこの点をみておきたい。

第二節 インディアス修史官による歴史編纂

本節では、国王修史官とならんで王権のための歴史編纂を担ったインディアス修史官に ついて整理する。

スペイン王権によるインディアス統治という点では、16世紀後半は植民地支配体制が確立していった時期にあたる。1560年代末から、マドリードの宮廷ではインディアス顧問会議が改革される一方で、現地にはペルー副王フランシスコ・デ・トレードのような辣腕家が派遣され、植民地支配のための各種の制度が整備されていった。宮廷でのインディアス顧問会議の改革を指揮し、1571年にその議長になったフアン・デ・オバンドは、同会議の再編の一環として、インディアス修史官とインディアス地理編纂官 cosmógrafo mayor de las Indias という二つの官職を新設した(ともに定員は1名)。前者はアメリカ世界の歴史編纂を、後者はその地理情報の管理を担当するものであった19。

オバンド議長は、側近のフアン・ロペス・デ・ベラスコにこれらを兼任させた(在任1571

-

¹⁹ Kagan [2009], pp. 151-162.

~1591 年)²⁰。ロペス・デ・ベラスコは、歴代議長に秘書官として仕えた能吏であり、インディオ宣教用にカスティーリャ語の手引書を作成した経験もあった。彼は、インディアス顧問会議の修史官と地理編纂官を兼任すると、アメリカ植民地の歴史と地理・海洋情報をまとめ、『インディアスの地理と全体的描写 Geografia y descripción universal de las Indias』を1574 年までに完成させた。ただし、情報の国外流出を恐れたインディアス顧問会議自体がその出版を禁じたため、19 世紀末まで刊行はされなかった。また、シエサ・デ・レオン、サアグン、ラス・カサスなどの書物に対する検閲も担当し、インディアスに関する情報統制にも貢献した。

このロペス・デ・ベラスコが 1591 年に国王秘書官に転出した際、インディアス修史官とインディアス地理編纂官は分離され、それぞれに別々の人物が起用された。その後、地理編纂官には3名の学者が任命されたが、1628年に廃止され、その職務はイエズス会に委託された²¹。なお、16世紀後半のスペイン王権は、セビーリャにあるインディアス通商院の地理編纂官(1563年)や、地図・海図を作成するマドリードの数学アカデミア(1582年)を設置し、アメリカ世界の地理を学術的に把握するための制度を整備しており、宮廷におかれたインディアス地理編纂官もその一環として位置づけられる²²。

一方、インディアス修史官は1755年に王立歴史アカデミアに吸収されるまで存続した。 ハプスブルク期には通算10名がこの官職に起用されたが、そのうち5名は国王修史官との 兼任であり、スペイン王権の下での歴史編纂を担う二つの修史官職は密接な関係にあった といってよい²³。

²⁰ J. P. Berthe, "Juan López de Velasco (ca. 1530-1598), cronista y cosmógrafo mayor del Consejo de Indias; su personalidad y su obra geográfica", *Relaciones*, 75, 1998, pp. 143-172; Kagan [2009], pp. 162-171.

 $^{^{21}}$ 歴代のインディアス地理編纂官は以下の 4 名(括弧内は在任期間)。フアン・ロペス・デ・ベラスコ(1571~1591 年。インディアス修史官を兼任)、ペドロ・アンブロシオ・デ・オルデリス(1591~1596 年。数学アカデミア教授を兼任)、アンドレス・ガルシア・デ・セスペデス(1596~1611 年)、フアン・セディーリョ・デ・ディアス(1611~1628 年。数学アカデミア教授を兼任)。

²² A. Sánchez Martínez, "La institucionalización de la cosmografía americana; la Casa de la Contratación de Sevilla, el Real y Supremo Consejo de Indias y la Academia de Matemática de Felipe II", *Revista de Indias*, LXX-250, 2010, pp. 715-748.

²³ ハプスブルク期に任命されたインディアス修史官は以下の 10名。フアン・ロペス・デ・ベラスコ(1571~1591 年)、フアン・アリアス・デ・ロヨーラ(1591~1596 年)、アントニオ・エレーラ・イ・トルデシーリャス(1596~1625 年、国王修史官と兼任)、ルイス・トリバルドス・デ・トレード(1625~1635 年)、トマス・タマーヨ・デ・バルガス(1635~1641 年、国王修史官と兼任)、ヒル・ゴンサレス・ダビラ(1643~1658 年、国王修史官と

その典型例が、前述のアントニオ・デ・エレーラ・イ・トルデシーリャスである(インディアス修史官としての在任 1596~1625 年)。国王修史官としてのエレーラは当代史の執筆をおこなったが、インディアス修史官としての業績は『大洋の島嶼部と大陸部におけるカスティーリャ人の全事績 Historia general de los hechos de los castellanos en las islas y tierra firme del mar océano』(1601~1615 年)の編纂である²⁴。『年代記 Décadas』の通称で知られるこの歴史書は、1492 年から 1554 年までの期間を八つの年代 década にわけ、初期の発見航海から、ペルー副王領の政情が安定するまでを扱った植民地史であった。エレーラ修史官は、先行する文筆家による書物だけでなく、副王・総督・司教・聴訴院をはじめとする植民地当局から宮廷のインディアス顧問会議に提出された文書を利用し、王権に仕える特権的な立場を活用しながら歴史を叙述した。また、カスティーリャ人による征服の前史としてアステカとインカの歴史が位置づけられたが、そこでは両者による支配は暴君 tiranoによる暴政 tiranía として非難された一方で、カスティーリャ人とスペイン王権は法と理性にもとづく文明的な統治をもたらしたと称揚され、あからさまに植民地支配が正当化された。このような『年代記』は、17世紀以降、ヨーロッパの諸言語に翻訳され、スペイン王国公認のインディアス史として宣布されていったのである。

また 16 世紀後半には、植民地に赴いた経験のないまま本国宮廷に仕えたインディアス修 史官だけでなく、現地の副王府でも王権のための植民地史を描く試みがなされた。軍人・ 航海者のペドロ・サルミエント・デ・ガンボアによる『インカ史 Historia de los incas』(1572 年完成)がそれである²⁵。彼は大西洋と太平洋で活躍した提督であるが、1560 年代末から 1570 年代にかけてはペルー副王府に出仕し、地理編纂官を務めた。着々とアンデスでの植

兼任)、アントニオ・デ・レオン・ピネーロ(1658~1660年)、アントニオ・デ・ソリス(1660~1686年、国王修史官と兼任)、ペドロ・フェルナンデス・デル・プルガール(1686~?)、ルイス・サラサール・イ・カストロ(1698~1734年、国王修史官と兼任)。

²⁴ A. de Herrera y Tordesillas, Historia general de los hechos de los castellanos en las Islas y Tierra Firme del mar Océano que llaman Indias Occidentales, 2 tomos, Madrid, 1601-1615. なお、次の版の解説文を参考にした。 Idem, Historia general de los hechos de los castellanos en las islas y Tierra Firme del mar océano o décadas de Antonio de Herrera y Tordesillas, edición por M. Cuesta Domingo, 4 tomos, Madrid, 1991.

^{25 『}インカ史』は近世には出版されていないため、本稿では以下の版を参照した。P. Sarmiento de Gamboa, *Historia de los incas*, Madrid, 2007. サルミエント・デ・ガンボアによる歴史解釈については、ルイス・ハンケ(染田秀藤訳)『スペインの新大陸征服』平凡社、1979年、256-271頁。グスタボ・グティエレス(染田秀藤訳)『神か黄金か』岩波書店、1991年、57-107頁。岡田裕成「インカ表象の創出と所有」関雄二・染田秀藤編『他者の帝国』世界思想社、2008年、274-300頁。

民地支配体制を整える副王トレードの下、インカ貴族からの聞きとりをおこなったうえで、サルミエントはかつてのインカ王権の正統性を否定する歴史書を執筆した。1572年にフェリーペ2世に献上されたこの『インカ史』は、初代インカ王マンコ・カパックがクスコに入城した年とサルミエントが考えた西暦 565年から、第12代のワスカルが簒奪者アタワルパに殺害された 1532年までをインカの歴史とした。そのなかでは、かつては自由で独立した家を単位として形成されていたインディオ社会に対して、インカ王は正当な理由なく武力による侵略を開始して勢力を拡大し、周辺諸民族を無法に支配した暴君であったと非難され、アンデスを治める王権としての正統性が否定された。そのうえでサルミエントは、スペイン人征服者は神がインカの「罪を罰する死刑執行人 verdugos」として派遣したのだと断じ、スペイン王国による支配を正統化したのである²⁶。

もちろん、このようなペルー副王府による『インカ史』にせよ、本国宮廷でエレーラ修 史官が編纂した『年代記』にせよ、アメリカ先住民の歴史をスペイン王権とカスティーリャ人の観点から一方的に断罪するという意味において、植民地国家スペイン王国の独善的な暴力性を明示するものである。このような歴史叙述とは、グスタボ・グティエレスが『インカ史』を評して述べたように、「虐げられた人々の記憶を歪曲する」ものにほかならず、その内容を史実として受け容れるわけにはいかない²⁷。しかし、本稿の問題関心としては、イベリア半島における王権の正統性のために国王修史官が歴史編纂を進めていた 16 世紀後半に、それと並行してインディアス修史官職が新設され、アメリカ支配の歴史的正統性を主張するための修史事業が推し進められていた事実そのものを強調しておきたい。フェリーペ2世期の王権の下でおこなわれた歴史編纂とは、大西洋をはさんで広大な領域に君臨するスペイン王国存立の根拠を支えるという、きわめて政治的な性格を帯びたものとならざるをえなかったのである。

第三節 建白書「歴史叙述に必要な事柄について」(1555年)

前節までは、国王修史官とインディアス修史官による歴史編纂について、16世紀後半を

²⁶ Sarmiento de Gamboa, *op. cit.*, p. 169.

²⁷ グティエレス前掲書、97-98 頁。

中心にして概観してきた。しかし、フェリーペ2世期の修史官による活動は、『スペイン総合年代記』などの書物そのものの執筆だけにかぎられたものではなかった。というのも、国王修史官やインディアス修史官は、歴史を編纂するためには多様で良質な史料が必要であることを強く認識しており、その収集を積極的に試みていたからである。本節では、このような史料に関する認識をもっとも明確に表明していたパエス・デ・カストロ国王修史官による建白書にそくして、この点を確認しておきたい。

(一) 国王修史官フアン・パエス・デ・カストロ

まず、パエス・デ・カストロの経歴を一瞥しておこう28。

彼は 1510 年頃、新カスティーリャ地方のグアダラハーラ市近郊で生まれた。1530 年代にアルカラ・デ・エナレス大学とサラマンカ大学で学び、法学や諸言語を習得した。アルカラ・デ・エナレスでは同年代の友人として、後の国王修史官モラレスや、アラゴン王国修史官となるヘロニモ・スリータと親交を結んでいる。その後、パエス・デ・カストロはカスティーリャ顧問会議高官の知己を得て、1545 年からトレント公会議に派遣され、その報告書をスペイン宮廷に提出して文才を評価されるようになったという。そのまま 1553 年までイタリアに滞在し、ローマではスペイン出身の枢機卿をはじめとして教皇庁に人脈を築き、司祭に叙された。そして 1554 年にはその人脈を頼って当時カルロス 1 世の宮廷がおかれていたブリュッセルに赴き、翌 1555 年に本節で論じる「歴史叙述に必要な事柄について」という建白書をカルロス 1 世に提出した。それが認められて国王修史官に任命されると、1556 年には王室図書館の創設案を提言し、さまざまな書籍、文書、文物を宮廷に収集することをフェリーペ2 世に勧めた。この構想は、後のエル・エスコリアル図書館の着想源のひとつになったとされている。1559 年にはフェリーペ2 世に従ってカスティーリャに帰国したが、1560 年代に入ると宮廷を退いて隠棲し、1570 年に故郷で没した。

このような経歴をたどったパエス・デ・カストロは、スペイン王国を代表するアルカラ・デ・エナレス、サラマンカ両大学で学び、さまざまな学問やラテン語、ギリシア語、アラビア語、ヘブライ語を習得しており、人文学者としての素養をそなえていた。また、トレント公会議の報告書や建白書などを執筆し、それらが高い評価をうけていることから、文筆の才という点でも修史官にふさわしい人物であった。しかし、同世代の友人である国王

²⁸ T. Martín Martín, "Juan Páez de Castro; aproximación a su vida y obra", *La ciudad de Dios*, 201, 1988, p. 35-55; Kagan [2009], pp. 96-98.

修史官モラレスが『スペイン総合年代記』を、アラゴン王国修史官スリータが『アラゴン 連合王国年代記』を著したことと比較すると、パエス・デ・カストロはまとまった歴史書 を完成させることはなかったため、歴史の書き手としては無名に近い人物であろう。

しかしながら、彼の才幹が発揮されたのは、修史事業の基礎段階としての史料収集についての考察においてだった。そこで、国王修史官に任命される決め手になった建白書の内容を検討してみたい。

(二) 建白書「歴史叙述に必要な事柄について」

この建白書は、1555年にブリュッセルでカルロス1世に提出された。その内容は、何らかの具体的な対象についての歴史そのものを叙述したものではなく、歴史書の編纂のためにはどのような史料が必要であるかを論じるものであり、いわば修史事業にとっての基礎となる方法論的な考察であった。

まずパエス・デ・カストロは、この建白書の目的を次のように明示する。彼は歴史書をはじめとする書物全般を建築物に喩え、風雨に負けない堅牢な建物のためには最初に素材materiales を吟味せねばならないように、よい歴史書を書くためにも良質な素材、すなわち史料を集めなければならないと述べる²⁹。このように、歴史を書くという行為を執筆者の文才のみに還元するのではなく、執筆に先立っての史料収集を重視する姿勢は、次の一文に凝縮されている。「歴史を書くということは、創作 invención にもとづくことではなく、機知 ingenio のみに頼っておこなうことでもございません。それは、記述すべき事柄を収集する労苦 trabajo y fatiga にもとづくことであるため、それらを探し歩くことが必要であります³⁰」。このように歴史叙述に必須のものとされた史料とは具体的にはどのようなものか、それを論じることがこの建白書の目的であった。

パエス・デ・カストロは、歴史の書き手がそなえておくべき素養として、諸言語の知識、 雄弁術や幾何学などの基礎的な学問、自然界と人間界に関する幅広い見識を挙げたうえで、 歴史書の執筆に先立つ準備工程を以下の3点にわけて示した。

第一の工程は、その歴史書が扱おうとする空間と時代についての認識を深めることである。彼自身の言葉でいえば、「場所(どこで)el dónde」と「時(いつ)el cuándo」を認識

²⁹ Páez de Castro, *op. cit.*, pp. 604-605.

³⁰ *Ibid.*, p. 35.

することである。スペインの歴史に関していえば、ローマ帝国の属州区分にしたがって各地方の特質を理解すべきだとされたが、その際に「あまりにも味気のないもの」にしないために、スペイン全土について次のような多様な情報を集めることをパエス・デ・カストロは提言した。

我々がみるべきなのは、[人々によって一筆者補足、以下同じ]用いられてきて、人の移ろいを表す諸言語や、都市や山河です。同時に、装束、法、慣習、信仰もみるべきです。王、諸身分、大貴族、騎士団も扱うべきでしょう。これらの大半の事柄は何年間つづいたのか。その始まりと終わりの原因は何か。どの都市が失われ、それはどこにあったのか。どの都市が新しく、誰がいつ建設したのか。それぞれの都市の属域はどのような農産物、動物、鉱物を産するのか。[その都市で]学識、信仰、武芸にもっとも秀でた人物が巧みに成し遂げたことは何か。これらの都市と属域において、記憶に値するできごとは何か。[スペインの]諸王国 reinos においてどのような学芸が古くからあり、どの学芸は新しいのか。装束のような習慣はどのようなものであり、現在までに失われた言語は何か³1。

ケーガンが指摘するように、このような個々の都市についての細やかな情報とは、地誌 topografia の概念にあてはまるものであった。カルロス1世に仕え、フェリーペ2世にも影響を与えたとされる学者ペトルス・アピアヌスは、世界全体や一地方全体を考察する地理学 geografia とは異なり、地誌学は個々の都市や村落の自然環境や建造物などを具体的に描写することが目標であるとして、地誌学と地理学を区別した³²。この区分自体は古代ギリシア以来のものだが、このようなヨーロッパの伝統的な概念をふまえながら、パエス・デ・

³¹ *Ibid.*, p. 33.

³² R. L. Kagan, "Felipe II y los geógrafos", R. L. Kagan (dir.), Ciudades del Siglo de Oro. Las vistas españolas de Anton Van den Wyngaerde, Madrid, 1986, pp. 40-53. ペトルス・アピアヌス自身の言葉によると、地誌学は次のように定義される。「地誌とは、ある土地の相貌を描くことである。個々の土地をそれ自体として細かく描写して考察することであり、それらのあいだで、あるいは他のものと比較することではない。とはいえ、たいへんな緻密さをもって、独特な特色のあるあらゆるものを考察することであり、対象とする土地について記すべき価値のあるものは、いかに微細なものであっても扱う。つまり港、村、集落、川の流れ、あるいは家々、塔、市壁などの建造物である。地誌学がめざすのは、ある特定の土地を描写することである。あたかも、画家が耳や目などの顔の部分を描くようなものである。」(P. Apianus, La cosmografía de Pedro Apiano, Amberes, 1575, f. 2r)

カストロは地誌情報が歴史を書くために必要だと提言したのである。

そのうえで第二の準備工程とされたのは、スペインの歴史的な形成過程を確認しておくことであった³³。これも彼自身の言葉を借りれば、「どのように el cómo」歴史が展開したかを明らかにしておくことであった。ここで具体的に想定されていたのは、「スペイン人los españoles」という呼称で一括されたイベリア半島の人々のあいだでの、あるいは他国との、戦争と征服の過程を学ぶことであり、カルロス1世の時代までに「諸王国がどのように結びついたか cómo se juntaron aquellos reinos」を知悉しておくことであった。いわば、イベリア半島で形成された中世国家の由緒をふまえつつ、それらを緩やかにまとめあげた当代のスペイン王国の形成過程を理解することであるといえよう。第一工程が歴史の舞台となる「場所」と「時」という基本的な枠組みを整理することだとすれば、第二工程はその枠組みのなかで「どのように」歴史事象が展開したかを把握することであった。そしてパエス・デ・カストロは、カルロス1世の治世には歴史の舞台はイベリア半島という枠をこえ、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、アメリカにまでおよんでいるため、歴史を叙述する際にも視野を世界規模に広げる必要性を説いている。とくにインディアスに関しては、これまでのヨーロッパの文筆家が思いもしなかった自然や民族が存在するため、とくに念入りに情報を収集する必要があると強調されている。

以上のように、「どこで」「いつ」「どのように」歴史が展開したかを確認したうえで、第 三の準備工程として、さまざまな史料を実際に収集すべきだとパエス・デ・カストロは説 いた。彼は、歴史書を書くために必要と考えた史料を次のように具体的に挙げている³⁴。

最初に挙げられたのは、第一工程で強調された地誌情報が記された「集落についての覚書 memoriales del sitio」である。パエス・デ・カストロは、スペイン全土のみならず、カルロス1世が統治する世界中の領地からくまなく収集することを目標とした。また、皇帝に仕える高貴な人物たちの「列伝 relaciones de personas y diligentes」の作成も求められた。これらの「集落についての覚書」と「列伝」は、既存のものではないため、新たに作成することが想定された種類の史料である。

そのうえでパエス・デ・カストロは、既存の文書・書籍を集成する必要性も力説した。 まず、各地にある石碑・墓碑に記された文章や、古い公証人文書を集めることが主張され

³³ Páez de Castro, *op. cit.*, pp. 33-34.

³⁴ *Ibid.*, pp. 35-36.

た。それらには、王や貴族についての言及や、有力者が関わった訴訟内容などが記されていたからである。また、各地の修道院や学院にある書架や、諸都市の「文書庫 archivos」を探訪し、各都市の「特権、財産、共有地、都市法、規約」を調査することや、さらには「スペイン諸王国それぞれの共通法 derecho común de cada reino de España」を把握することが提言された。これらは法に関する史料であるが、特定の都市社団とその属域にのみ適用される局地性の強い都市法と、スペイン王国の下にあって固有の政体を堅持していたそれぞれの地域国家が保持していた各国法をさしている。序章で述べたように、複合王政の下ではスペイン全体に共通する世俗的な法制度は存在しなかったため、都市法と各国法の集成とは、16世紀中葉の時点で存在したほぼすべての世俗法を網羅することと同義であったといえよう。そしてパエス・デ・カストロは、これらの史料にくわえて、良書か否かを問わずに「古今のあらゆる書物」を漏らさず集め、歴史編纂に資するべきとした。

最後に、君主みずからが毎日のできごとを書き記す「備忘録 comentarios」の必要性が強調された。これは、一日ごとにその日に起こったできごと、謁見した人物、滞在した場所などをカルロス1世自身が箇条書きで記録するものとされた。パエス・デ・カストロは、古代にはほとんどのローマ皇帝がこのような備忘録を遺しているとして、神聖ローマ皇帝でもあるカルロスに作成を促しているが、この簡潔な備忘録による君主についての基礎的な情報をもとにしてこそ、修史官は歴史書を編纂できるとしている。

以上が、パエス・デ・カストロが第三工程で集めるべきと論じた史料の数々である。その種類は多岐にわたるが、一見して明らかなように、それらの収集は王権にしかなしえないことだといってよい。スペイン王国各地の「集落についての覚書」、スペイン宮廷の重臣や大貴族の列伝、都市法と地域国家ごとの各国法、それまでに世に出たあらゆる書物、そして君主自身が執筆する備忘録。いずれをとっても、市井の文筆家が収集できるようなものではなく、スペイン王権に直属する特権的な立場の国王修史官でなければ集められないものであった。この意味において、建白書のなかで頻出する「歴史を叙述する escribir la Historia」という表現は、歴史を書く行為一般のことではなく、16世紀のスペイン王権の下での歴史編纂という特殊な行為を限定的にさしているのである。

では、このような多様な史料を集めることを修史事業の基礎作業として提言したパエス・デ・カストロは、どのような歴史書を構想していたのであろうか。残念ながら、前述のように彼自身は具体的な歴史書を書いていないため、本項でみてきた建白書で論じられた史料の性格から推定することしかできない。この建白書は王自身による備忘録の作成を

進言しているが、これは明らかに実録を好んだカルロス1世の下での実録の執筆を意図したためであろう。その一方で、都市法や都市社団の公文書、地域国家レベルの国法、重臣・大貴族の列伝、そしてスペイン王国全土からの「集落についての覚書」などを史料として収集することは、王個人の事績ではなく、国家の通史としての国史を目的としたことだといってよい。パエス・デ・カストロ自身はカスティーリャ王国の出身だが、史料収集のための視野はスペイン王国全体に広がっていた。少なくとも構想のレベルとしては、君主の事績録である実録と、地域国家の集合体であるスペイン王国の国史を叙述するために多様な史料を集めることをパエス・デ・カストロは考えていたといえよう。

その一方で、王権という強大な政治権力のための歴史編纂とはいえ、恣意的な叙述が許 されていたわけではなく、読み手に対して歴史書としての説得力をそなえるためには多角 的な史料による裏付けが必要であると認識されていたことも、この建白書の内容は明示し ている。このような、史料にもとづいて歴史を叙述するという姿勢自体は、パエス・デ・ カストロ個人に特有なものではなく、国王修史官モラレスやアラゴン王国修史官スリータ といった同時代の修史官たちや、17世紀フランスで学問としての古文書学を確立したジャ ン・マビヨンとも共通するものであった35。パエス・デ・カストロ自身が「記述すべき事 柄を収集する労苦」である実際の史料収集活動に携わったわけではないが、できるかぎり の史料を集めるという彼の発想は、後述するようにモラレスがアストゥリアス地方などの 修道院を、スリータがイタリアもふくめたアラゴン連合王国各地を、そしてマビヨンがフ ランス国内だけでなくドイツとイタリアも文書収集のために探訪した姿勢と共鳴するもの だといえよう。またイングランドについても、16世紀前半にヘンリー8世に仕えたジョン・ リーランドが修道院や文書庫を探訪して文書収集をおこなっただけでなく、17世紀前半に はジェントリ出身の知識人による史料収集のネットワーク形成が試みられた事例が明らか になっている36。この意味において本節でみた建白書は、16世紀後半から17世紀にかけて ヨーロッパ規模で存在していた、史料収集を重視する知的潮流のなかに位置づけられるも のであろう。

しかし、パエス・デ・カストロが歴史を書くという行為を、史料にもとづいて、あるい

³⁵ マビヨンについては、佐藤真一『ヨーロッパ史学史』知泉書館、2009 年、182-202 頁。 36 鶴島博和「「歴史」の誕生―エドワード・デリング卿の知的ネットワークと「歴史学」 c. 1620-c. 1644」高田実・鶴島博和編『歴史の誕生とアイデンティティ』日本経済評論社、 2005 年、1-37 頁。

は史料による制約を抱えながらおこなわれる営みだと自覚し、それを王権にも説いていたことはたしかであるが、集めた史料の真贋をどのように吟味するか、またその史料からどのような史実が読み取れるのかという点にはほとんど注意を払っていないように思われる。佐藤真一によると、古文書の真贋を判定する学問としての古文書学が成立するのはあくまで17世紀に入ってからのことであり、マビヨンの功績は文書を収集するだけでなく、それを批判的に吟味する手法を『古文書学』(1681年)において確立した点にこそあるといってよい³⁷。またケーガンによると、17世紀後半のスペインでも史料の真正性を客観的に評価しようとする「革新派 novatores」と称された知識人が登場し、そのひとりであった国王修史官ペドロ・アバルカ(在任 1682~1697年)にはマビヨンの強い影響が認められるという³⁸。このような17世紀後半における古文書学とその影響をうけた革新派の姿勢と比較すると、史料収集の必要性を力説しつつもその史料をどう扱うかについては多くを語らない16世紀中葉のパエス・デ・カストロは、史料批判についての考察がまだ深化していない段階にあったといえるのではないだろうか。とはいえ、網羅的に史料を収集しようとする彼の構想は、16世紀後半の修史事業に強い影響を残すことになったのである。

第四節 地誌報告書の収集

本節では、パエス・デ・カストロが言及したさまざまな史料のひとつである「集落についての覚書」という発想が、どのように具体化していき、実際に史料としての地誌報告書が収集されたかを確認したい。

(一) 前史(1517~1574年)

さて、現在のスペイン近世史研究においては、パエス・デ・カストロの名は国王修史官としてよりも、むしろ「地誌報告書 relaciones topográficas」の発案者として知られているといってよい³⁹。地誌報告書とは、1570 年代後半にマドリードの宮廷からカスティーリャ王

³⁷ ジャン・マビヨン (宮松浩憲訳) 『ヨーロッパ中世古文書学』 九州大学出版会、2000年。

³⁸ Kagan [2009], pp. 256-268.

³⁹ 地誌報告書の収集に関する研究史整理として、H. F. Cline, "The Relaciones Geográficas of the Spanish Indies, 1577-1586", *Hispanic Historical Review*, 44, 1964, pp. 341-374; J. U. Martínez Carreras, "Las <Relaciones> histórico-geográficas del siglo XVI", M. Jiménez de la Espada (ed.),

国領の新カスティーリャ地方とインディアス植民地の都市・村落に送られた質問状に対して、都市・村落当局がその地理、歴史、世帯数、生産力、自治制度、教会制度などについての多岐にわたる情報を回答した報告書である。新カスティーリャ地方だけでも、主に農村部から 700 点以上の地誌報告書が宮廷に提出された。この地誌報告書は、現在のスペイン近世史研究者にとっては 16 世紀後半の農村社会のさまざまな側面を記録した貴重な史料群であり、社会経済史、制度史、心性史などの史料として利用されてきた。日本でも五十嵐一成がはやくからその学術的な価値に注目し、基本史料として用いてきた40。

ところで、このように個々の都市・村落レベルの地誌情報を収集するスペイン王権の試みは、すでに 16 世紀前半からはじまっていた。そのもっとも早期の事例としては、1517年から 1523年にかけて、スペイン王権の下にある諸国についての地理事典を編纂するためにフェルナンド・コロン(コロンブスの庶子)が都市・村落の名称、法的地位、世帯数、自然環境、建造物、伝承などを調査した活動が挙げられる。これによって、カスティーリャ王国を中心として、アラゴン連合王国、ナバーラ王国、ポルトガル王国からのものをあわせて 1,322 ヵ所の地誌情報が集められた⁴¹。

しかし先行研究によると、1570 年代におこなわれた地誌報告書の収集にとって、より直接的な発想の源になったのは、パエス・デ・カストロによる建白書「歴史叙述に必要な事柄について」であったという。前述のようにこの建白書のなかでは史料のひとつとして「集落についての覚書」が挙げられていたが、地誌報告書研究の第一人者である F・J・カンポス・イ・フェルナンデス・デ・セビーリャによると、1559 年にパエス・デ・カストロ国王修史官はどのような地誌情報が必要かを具体的に検討し、51 項目の調査案にまとめたとい

Relaciones geográficas de Indias. Perú, t. I, Madrid, 1965, pp. XLI-LXVI; 五十嵐一成「16世紀スペイン帝国における諸調査の実態と意義―「スペイン諸村落の報告」を中心に」『北大史学』 15号、1975年、10-20頁; F. Arroyo Ilera, "Las Relaciones Geográficas y el conocimiento del

territorio en tiempos de Felipe II', *Estudios Geográficos*, LIX-231, 1998, pp. 169-200; F. J. Campos y Fernández de Sevilla, "Las relaciones topográficas de Felipe II; índices, fuentes y bibliografía", *Anuario Jurídico y Económico Escurialense*, 36, 2003, pp. 441-574.

⁴⁰ 地誌報告書を基本史料として用いた主な研究として、N. Salomon, *La vida rural castellana en tiempos de Felipe II*, Barcelona, 1973 (1964 年の初版はフランス語); S. de Moxó, *Los antiguos señorios de Toledo*, Toledo, 1974; 五十嵐一成「16 世紀新カスティーリャにおける諸村落の売却と村落自治」『史学雑誌』84巻7号、1975年、1-38頁; 同「16世紀後半の新カスティーリャにおける領主制の構造」『土地制度史学』70号、1976年、40-55頁; W. A. Christian, *Local Religion in Sixteenth-Century Spain*, Princeton, 1981; F. J. Campos y Fernández de Sevilla, *La mentalidad en Castilla la Nueva en el siglo XVI*, Madrid, 1986; H. Nader, *Liberty in Absolutist Spain*. *The Sale of Towns, 1516-1700*, Baltimore, 1990.

⁴¹ A. Laborda, Descripciones de don Fernando Colón, 1517-1523, Madrid, 2002.

う (表 II 参照)。この調査案のなかでは、所在地の自然・地理や、景観・建造物などの物理的な意味での集落についての情報にくわえて、制度的・社会的な側面(統治制度、結婚の習俗、災厄への対処法など)に強い関心が寄せられていた。この調査案の質問内容が、1570年代に用いられた実際の質問状のそれと共通していることから、パエス・デ・カストロの着想が地誌報告書の直接的な源になったと考えられている⁴2。ただし、彼自身は国王修史官に在任のまま 1560 年代には隠棲したため、実際の収集作業には関与しなかった。

地誌報告書の収集をスペイン王権による事業として具体的に企画し、実行にまでこぎつける役割を担ったのが、歴史編纂に強い関心を寄せ、インディアス修史官職を新設したインディアス顧問会議議長オバンドであった。オバンドは植民地の情報収集に積極的であり、1571年にインディアス修史官・地理編纂官にロペス・デ・ベラスコを任命すると、「インディアス全体と各地方についての調査書、描写、報告書を作成する」ために、1571年には200項目の、1573年には135項目の調査案をロペス・デ・ベラスコに作成させ、それにもとづいた現地調査を副王以下の植民地当局に命じた43。さらにオバンドは、1574年に財務顧問会議の議長も兼任すると、出身地のコリア司教区(エストレマドゥーラ地方)の村落に対して24項目の質問状(表Ⅱ参照)を送り、村落当局からの回答を求める方式による地誌報告書の収集を試験的におこなった。というのも、それまでのフェルナンド・コロンによる調査や、インディアスでの植民地当局による情報収集では、官吏が現地に赴いて調査書を作成する方式がとられていたのに対して、より詳細な情報を得るためには在地の村落当局からの報告の方が望ましいと考えられたためである。そのうえでオバンドは、1575年から新カスティーリャ地方全域の都市・村落に質問状を送り、地誌報告書の収集を本格化したのである。

(二) 地誌報告書のための質問状 (1575~1578年)

地誌報告書の収集は、カスティーリャ王国の新カスティーリャ地方では 1575 年に、インディアス植民地では 1577 年に質問状の送付が始まり、前者については 1578 年に修正した質問状が再送され、報告書の提出が促された(表 II 参照)。

まず、1575年に新カスティーリャ地方の村落に送られた59項目の質問状のなかでは、

⁴² Campos y Fernández de Sevilla, *op.cit.*, "Las relaciones...", pp. 447-450.

⁴³ F. de Solano (ed.), *Cuestionarios para la formación de las Relaciones Geográficas de Indias, siglos XVI-XIX*, Madrid, 1988, pp. 16-74.

世帯数(第39問)や、農業・牧畜業の生産能力を表す十分の一税額(第26問)についての質問がふくまれるなど、村落の経済力を把握しようとする政治的な意図が王権側にあったことは明らかである。また、現在の近世史研究においてもその史料価値としては、このような質問への回答をつうじて、1570年代におけるカスティーリャ農村社会の農業、制度、心性などの諸側面が記録されている点が高く評価されている。

しかし本稿の問題関心としては、パエス・デ・カストロが修史事業に必要な史料として 考えた「集落についての覚書」としての側面に注目したい。というのも、1575 年の質問状 に同封された訓令書には、次のように歴史編纂のための史料としての位置づけが明記され ていたからである⁴⁴。

現在に至るまで [スペインの] 諸王国の村々にまつわる個々の記述がなされておらず、それゆえにそれが存在しないことに鑑み、こうした記述が [スペイン] 諸王国の威信と威容を示すのに適しているため、村々の特色と特筆すべき事柄についての記述と歴史を描くべきと決したものである。

そのうえで、村落の来歴を問う質問が以下のようになされた。

この村は古いものか、新しいものか。また、いつの時代に建設され、創設者は誰であったのか。いつの時代にモーロ人から勝ち取られたのか。あるいは、これらについて思うところを述べよ(第2問)。

この村の領主にして所有者は国王であるのか、個人の領主であるのか。あるいは、サンティアゴ、カラトラーバ、アルカンタラ、聖ヨハネのいずれかの騎士団が領主であるのか。または自由集落であるのか。その原因はなぜか。もし、そのような[いずれかの領主所領の]状態であるならば、いつ王冠 corona から譲渡され、現在の状態になったのか(第7問)45。

⁴⁴ Campos y Fernández de Sevilla, *op.cit.*, "Las relaciones...", pp. 453-456.

⁴⁵ ここでいう王冠 corona は王領地 realengo の同義語として用いられている。

先行研究ではこれらの点をふまえて、地誌報告書を収集する目的は、少なくとも当初の構想段階では、「スペイン諸王国の全体的な歴史書・地理書の編纂」であったとされている 46。とくにアルバル・エスケラはこの点を強調し、地誌報告書を収集する王権の意図とは、人口・経済力の把握や、村落への統制強化といった実利的な目的ではなく、各集落の個別的・具体的な「小歴史」を集成することでスペイン全体の「大歴史」を描く歴史編纂を試みることであったとしている。また、アルバル・エスケラはこのような見通しをふまえて地誌報告書の内容を分析し、カトリック両王の治世が 16 世紀後半の在地社会でどのように記憶されていたかを考察している47。

このように、地誌報告書の収集が修史事業の一環としてはじまったという点については、 先行研究は一致している。しかし先行研究では、建白書「歴史叙述に必要な事柄について」 がその着想源とされながらも、第三節で引用したパエス・デ・カストロのいう「集落につ いての覚書」の箇所だけが強調され、彼の修史事業の構想が全体として理解されていると はいいがたい。パエス・デ・カストロが「集落についての覚書」を重視したことはたしか だが、それはあくまでさまざまな史料のひとつに位置づけられていたのであり、それだけ を積み重ねていけば自然と歴史書ができあがると考えられていたわけではない。前節でみ たように、パエス・デ・カストロが「集落についての覚書」として提唱した地誌報告書と は、王権の下で歴史書を編纂するためのさまざまな史料のひとつであって、それ以外の多 様な史料とともに利用されることではじめて意味をもつものとして認識されていたのであ る。また、王権の地方統治の必要上から、在地の各村落についての情報収集としての実利 的な側面もあったと考える方が自然であろう。

さて、質問状をうけとった各村落では、多くの場合、質問について村役人や古老が述べた内容を聖職者や公証人などが筆記することで地誌報告書を作成し、各都市に派遣されていた国王代官をつうじて宮廷に提出した。その一方で1577年には、アメリカ植民地でも地誌報告書の収集が開始されたが、先住民村落の場合は、村落住民への聴き取りにもとづいて植民地官吏が筆記する形で作成された。このときの王令でも、「我らがインディアス、そ

⁴⁶ Martínez Carreras, *op.cit.*, p. XLVI.

⁴⁷ A. Alvar Ezquerra, "Memoria de un reinado; los Reyes Católicos y la Descripción de los pueblos de España de setenta años después", L. A. Ribot García, J. Valdeon Barque y E. Maza Zorilla (coords.), *Isabel la Católica y su época*, vol. 2, Valladolid, 2007, pp. 1099-1105; Idem, "Sobre la descripción de los pueblos de España y su ambiente historiográfico (circa 1575)", D. García Hernán (ed.), *La historia sin complejos. La nueva visión del Imperio Español*, Madrid, 2010, pp. 79-98.

の島嶼と諸地方の全体についての全般的記述」を作成することが目的に掲げられ、50項目の質問状が送られた⁴⁸。そのなかから歴史的な事柄についての質問を挙げると、以下のようになる⁴⁹。

当該地方の発見者と征服者は誰か。誰の命令によって発見されたか。発見と征服は何年のことだったか。知りうることはすべて述べよ(第2問)。

各都市や村落の名称や異称を述べよ。なぜそのように呼ばれるのか。命名者と 建設者は誰か。誰の命令によって入植がなされたのか。建設は何年のことか。入 植当初の家長は何名であったか。現在は何名か(第9問)。

[先住民集落の場合] 異教時代にはどのような者たちだったのか。彼らの領主が有していた支配権、領主に納めていた税、良き崇拝と慣習、あるいは悪しき崇拝と慣習を述べよ(第14問)。

[異教時代には] どのように統治され、誰が戦争を指揮し、どのように戦っていたのか。往時と現在の装束はどのようなものか。往時と現在の食べ物はどのようなものか。現在よりも往時の方が多少なりとも健康に生活していたのか。その理由は何か(第15問)。

このような質問によって、先スペイン期にまで遡って歴史に関わる情報を集めることが 意図されていたといってよい。征服以前の「異教時代」についての調査自体は 16 世紀前半 からおこなわれていたが、前述のように先住民自身が口述した内容にもとづく報告書をイ ンディアス全土から提出させる方式がとられたのは、この 1577 年がはじめてのことであり、 本国のカスティーリャ王国における事業と連動したものであったことがわかる。

そして翌 1578 年には、新カスティーリャ地方における未提出の村落から提出させるために、45 項目の質問状が送られた。五十嵐が指摘しているように、1575 年の質問と比較する

⁴⁸ Solano, *op.cit.*, pp. 79-87.

⁴⁹ *Ibid.*, pp. 81-83.

と、十分の一税額の質問が削られるなど、村落の経済力を把握しようとする志向は後退しているが、前述の歴史関係の質問項目はそのまま踏襲されている(第3間、第8間)⁵⁰。

(三) 地誌報告書の提出 (1575~1586年)

このように発送された質問状に対して、現存するかぎり、新カスティーリャ地方からは 1581 年までに 721 通、アメリカ植民地からは 1586 年までに 208 通がマドリードの宮廷に 提出された⁵¹。これらの地誌報告書は、国王修史官モラレスやインディアス修史官ロペス・デ・ベラスコが閲覧したと考えられている⁵²。さらに F・ボウサによると、ロペス・デ・ベラスコは 1583 年にアラゴン連合王国とポルトガル王国でも地誌報告書の収集を実施する ようにフェリーペ 2 世に進言したという⁵³。たしかに、新カスティーリャ地方での質問状には次のような表現があり、地誌報告書の収集をより広域の範囲でおこなうことが想定されていたと考えられる。

通常、この村落はどの王国 reino に属すとされているのか。カスティーリャ、レオン、ガリシア、トレード、グラナダ、ムルシア、アラゴン、バレンシア、カタルーニャ、ナバーラのいずれの王国に属すのか。それらの諸王国のどの地方に属すのか。カンポス、リオハ、アルカリーア、ラ・マンチャなどの地方名を述べよ(第5問)54。

「王国 reino」という語がさす意味内容は、カスティーリャ王国とアラゴン連合王国で異なる。 序章で述べたように前者では中世起源の王国 reino は制度的な実体を失っていたため、カスティーリャ王国 Corona de Castilla のなかでの地方の呼称になっていたのに対し、アラゴン連合王国では固有の政体にもとづいて自治をおこなう地域国家であるアラゴン王国、カタルーニャ公国、バレンシア王国を意味した。 したがってこの第5間は、カスティ

⁵⁰ Campos y Fernández de Sevilla, *op. cit.*, "Las relaciones...", pp. 461-468.

⁵¹ *Ibid.*, p. 533; Cline, *op. cit.*, p. 350.

⁵² Martínez Carreras, *op. cit.*, p. LVIII; Alvar Ezquerra, *op. cit.*, "Sobre la descripación...", pp. 86-89.

⁵³ F. J. Bouza Álvarez, "Monarquía en letras de molde; tipografía y propaganda en tiempos de Felipe II", *Imagen y propaganda. Capítulos de la historia cultural del reinado de Felipe II*, Madrid, 1998, pp. 134-152.

⁵⁴ Campos y Fernández de Sevilla, *op. cit.*, "Las relaciones...", p. 464.

ーリャ王国だけでなく、アラゴン王国、カタルーニャ、バレンシア、ナバーラという他の 地域国家にまで拡大して実施することを想定したものだったといってよい。パエス・デ・ カストロが 1555 年の建白書で論じたように、「集落についての覚書」、すなわち地誌報告書 はスペイン王権が統治する諸領域から広く収集することが意図されていたのである。

しかし実際には、この事業はカスティーリャ王国領である新カスティーリャ地方とアメリカ植民地で実施されたにとどまった。その原因としては、国王修史官の関心が1580年代から1590年代にかけて国史から当代史に移ったことも一因として挙げられるだろうが、地誌報告書の収集に利用できるだけの統治制度がカスティーリャ王国以外には存在しなかった点も影響したのではないだろうか。新カスティーリャ地方では、トレード市をはじめとする諸都市に国王代官などの地方官が派遣され、在地の都市社団と協力しながら統治をおこなっていた。序章で述べたように、この在地把握の方法は有力な社団とその支配層に依存するものではあったが、この経路をつうじて王令が村落まで伝達され、そこからの地誌報告書のとりまとめもおこなわれたのである。しかし、このような地方統治制度は他の地域国家には存在しなかったため、地誌報告書を収集することは困難だったといってよい。

いずれにせよ、1570 年代後半から 1580 年代前半に収集された地誌報告書はエル・エスコリアル図書館に収蔵されることになった。しかし、実際に収集された地誌報告書も、国王修史官によって史料として積極的に利用されることはなかった。そのまま保管された地誌報告書は、18 世紀後半に王立歴史アカデミアが歴史・地理事典を編纂する際に参照されることはあったが、歴史学研究において本格的に利用されるのは 19 世紀以降のことになる 55。このように、地誌報告書は 16 世紀後半における修史事業に直接的に貢献することはなかったものの、スペイン王権がパエス・デ・カストロの構想にもとづき、歴史編纂に必要だと考えられたさまざまな史料のひとつとして地誌報告書を収集したこと自体は事実である。したがって、スペイン王権の修史事業を考察する際には、国王修史官やインディアス修史官による執筆行為という狭義の意味での歴史編纂だけでなく、そのための準備段階に位置づけられた史料収集の構想とその実施までをふくめて、全体像として把握しなければならない。

⁵⁵ C. Manso Porto, "El diccionario geográfico-histórico de España de la Real Academia de la Historia", *Iura Vasconiae*, 2, 2005, pp. 283-332.

小括

本章は、16世紀後半にスペイン王権の下でおこなわれていた修史事業の全体像を把握す ることを課題としていた。第一節では国王修史官を、第二節ではインディアス修史官をと りあげ、それぞれの制度の概要と、16世紀後半にどのような歴史書が編纂されたかを整理 した。国王修史官はカスティーリャ王国起源の宮廷官職であり、起用される人材もカステ ィーリャ出身者が多かったが、地域国家としてのカスティーリャ特権身分層からの干渉は うけずに王権に直属する立場にあった。フェリーペ2世の治世には、モラレス修史官が次 章で論じる国史『スペイン総合年代記』(1553~1586年) を相次いで出版したものの、1590 年代以降の国王修史官はより政治的な意図が明確な当代史に活動の重心を移していった。 アメリカ植民地の歴史を叙述する役割は 1571 年に新設されたインディアス修史官が担っ たが、現地のペルー副王府でもインカ暴君論にもとづく歴史編纂がおこなわれていた。こ のような概要をふまえたうえで、第三節では、国王修史官フアン・パエス・デ・カストロ による建白書「歴史叙述に必要な事柄について」(1555 年)の内容を紹介し、実録と国史 を編纂するために、君主自身による備忘録、当時の地誌概念にもとづく「集落についての 覚書」、重臣の列伝、各種の法文書、そしてあらゆる出版物を集めることが修史事業の基礎 作業として提言されたことを確認した。第四節では、この建白書で示された「集落につい ての覚書」としての地誌報告書が 1570 年代後半からカスティーリャ王国とそのアメリカ植 民地で収集された過程をみた。

本章で明らかにしたように、16世紀後半におけるスペイン王権の修史事業とは、史料の収集からはじまって、実際の歴史書の執筆・出版にいたるまでの包括的な歴史編纂のプロジェクトとして構想されていた。ただし第四節でみたように、修史官の構想を実行しようとすると、制度的な制約に直面した点を見落とすことはできない。地誌報告書に関していえば、パエス・デ・カストロはスペイン王国全土から広く「集落についての覚書」を作成・収集することを進言したが、実際に集めることができたのはカスティーリャ王国とそれに従属するアメリカ植民地のみであった。カスティーリャ王国においては、都市社団と協力することによって王権による在地把握の経路が存在していたのに対して、アラゴン諸国などの他の地域国家では在地社会まで浸透するための制度的な経路が欠けていたためである。また第五章で後述するように、16世紀後半にはアラゴン王国独自の歴史編纂が王権の修史事業と並行しておこなわれていたが、王権はこのような動きに対して介入することもでき

なかった。

このように王権の修史事業は、スペイン王国の全体秩序のなかでおこなわれていたのであり、序章でみた複合的な国制による制約を抱えていたと考えなければならない。これをうけて次章では、16世紀後半の修史事業において中心的な位置づけにあった国史『スペイン総合年代記』をとりあげ、王権の下で編纂された歴史書ではどのような論理が展開されていたか、そしてそれが現実の国制とは何らかの関連がありえたのか否かを考察したい。

第二章 16世紀後半におけるスペイン王権の歴史編纂

はじめに

本章では、16世紀後半にスペイン王権によって推進されていた修史事業の全体像をふまえながら、その中心的な位置づけにあった国史『スペイン総合年代記』を史料として、王権の下で生みだされた歴史書と、そのなかで示された歴史像を具体的に考察する。前述のように16世紀後半の修史事業では、1550年代から1580年代まではこの『スペイン総合年代記』の編纂が国王修史官にとってもっとも重要な活動であり、1570年代からの地誌報告書の収集も国史編纂の準備工程としての意味あいがあった。そのような『スペイン総合年代記』が、どのような内容の歴史書であり、いかなる語彙や論理展開によって叙述されているかを史料にそくして内在的に読み解くことによって、スペイン王権のための歴史編纂によって生みだされた歴史書がどのような歴史解釈にもとづいていたかを明らかにすることを本章の課題としたい。

なお、この『スペイン総合年代記』は国王修史官による歴史書として先行研究でも言及されてはいるものの、その内容にまで立ち入った分析はほとんどなされていない。たとえばケーガンも、執筆者のひとりモラレス修史官が史料収集に熱心な人物であったことを評価したうえで、『スペイン総合年代記』のおおまかな内容にふれているものの、ローマ帝国期のキリスト教化、西ゴート王国のカトリック改宗、イスラーム統治下でのモサラベの信仰など、キリスト教スペインとしての事項について表面的に述べているにとどまっている。また、後述するようにスペイン王権の歴史的正統性を示すためにもっとも重要な議論が展開された第4巻についても、ペラーヨ以降のアストゥリアス、レオン、カスティーリャの歴史に内容が限定されていることは紹介されているが、この限定性の理由は、同時期に編纂された『アラゴン連合王国年代記』でアラゴン諸国の歴史が論じられていることと、モラレスが「カスティーリャの愛国者 patriot」としての立場からアラゴン諸国やナバーラの歴史を割愛したことに求められている¹。この点が誤っているわけではないが、あくまで歴史書をとりまく外形的な状況からの考察にとどまっているように思われる。したがって本

¹ Kagan [2009], pp. 112-114.

章では、この国史のなかでの語彙と論理をテクストの記述そのものにもとづいて具体的に 考察することとしたい。

そのために、本章は次のように論を進める。まず第一節では、『スペイン総合年代記』の 執筆を担った国王修史官であるフロリアン・デ・オカンポとアンブロシオ・デ・モラレス の経歴を確認する。そのうえで第二節では、4巻にわたって出版された『スペイン総合年 代記』の概要を紹介し、この国史の構図を概観しておきたい。そして第三節では、『スペイン総合年 といる年代記』のなかでスペイン王家の出自がどのように叙述されたかを確認し、第四節 において、このような記述がスペイン王権にとっていかなる意味をもつものであったかを 考察したい。

第一節 『スペイン総合年代記』を執筆した国王修史官

前述のように、16世紀に国史『スペイン総合年代記』を執筆した国王修史官は、第1巻を著したフロリアン・デ・オカンポと、第2巻から第4巻までを担当したアンブロシオ・デ・モラレスの2名であった。本節では予備的な考察として、両名の経歴を確認しておきたい。

(一) フロリアン・デ・オカンポ²

フロリアン・デ・オカンポは、1495年にカスティーリャ王国のサモーラ市で生まれ、アルカラ・デ・エナレス大学において『カスティーリャ語文法』で名高いアントニオ・デ・ネブリーハに師事してラテン語とギリシア語の研鑽を積んだ。その後は聖職の道を進み、故郷のサモーラにおいて聖堂参事会員まで昇進したが、1539年、師も務めた国王修史官にカルロス1世によって任命された(在任1539~1558年)。

前章で述べたようにカルロス 1 世はみずからの実録の作成を優先的に考えていたため、 彼が任命した国王修史官には実録の執筆が期待されたが、オカンポのみは国史の編纂を任 された。ケーガンはその一因として、1523 年、1525 年、1528 年、1538 年の 4 回にわたっ て、カスティーリャ議会がカスティーリャ王国の歴史を描くための修史官をおくように請

² Antonio, *op. cit.*, t. I, pp. 395-397; García Hernán, *op. cit.*, *Políticos de la Monarquía Hispánica*, pp. 561-562.

願していたことを挙げている³。たとえば1523年には、「歴史書と年代記、および偉大な記憶のなかにいるカスティーリャ歴代国王によってなされた功績、戦時と平時に彼らの治世になされた業績」を編纂するために適した人物を修史官に起用するようにカスティーリャ議会は請願している⁴。ただし前述のように、国王修史官は宮廷に属する官職のため、カスティーリャ議会がその任免に直接的に関与できたわけではなく、ケーガンが述べているように、最初の請願から16年間も国史担当の修史官が任命されなかったことが、カスティーリャ王国の特権身分層が国王修史官の人事に影響力をもてなかったことの傍証になっているといえよう。

さて、このような形で国王修史官に就任したオカンポは、前章でも述べたように、まずアルフォンソ 10世の命によって編纂されたと考えられていた『第一総合年代記』の校訂・出版をおこなった。オカンポ自身が新たに書いた序文によると、13世紀の作である『第一総合年代記』はいまだに手稿本でしか流通していないため、より広範な読者のために印刷本として上梓したことになっている5。ただし現在の研究では、『総合年代記』は中世盛期以来、第一から第四までが書き継がれたが、オカンポ修史官が出版したのは実際には 14世紀末に書かれた『第三総合年代記』だとされている6。とはいえ、中世カスティーリャで著された『総合年代記』をあらためて印刷物として公刊し、その書名を16世紀の国史編纂にも受け継いだことは、カスティーリャ王権の下での歴史編纂としての伝統を継承することを意味したといってよい。

このような予備的な作業を終わらせたうえで、オカンポ修史官はみずからの筆になる 『スペイン総合年代記』第1巻の最初の版を1543年に出したが、10年後に加筆した増補 版を出しているため、本稿では後者を『スペイン総合年代記』の第1巻(1553年)として 論を進める⁷。なお、オカンポが死去したのは5年後の1558年のことであった。

³ Kagan [2009], pp. 63-64.

⁴ Cortes de los antiguos reinos de Castilla y León, t. IV, Madrid, 1882, p. 382.

⁵ Ocamp, op.cit., Las cuatro partes de la crónica de España que mandó componer Alonso llamado el Sabio, ff. 1r-2v.

⁶ 林邦夫「ペドロ1世時代史関係史料覚書―ペドロ1世時代史研究序説(二)」『東京学芸大学紀要 第3部門』54号、2003年、1-17頁。

⁷ Ocampo, op. cit., Los cinco libros primeros de la crónica general de España. なお本稿の註では C(rónica) G(eneral de) E(spaña)-1 と略記する。

(二) アンブロシオ・デ・モラレス8

アンブロシオ・デ・モラレスは 1513 年にコルドバの医師の家に生まれた。叔父のフェルナン・ペレス・デ・オリーバも著名な人文学者であり、その薫陶をうけたとされる。また後にモラレス一族からは、国王顧問官や、ヌエバ・エスパーニャのトラスカラ司教が輩出されており、有力な家系であったことが窺われる。アンブロシオ自身はアルカラ・デ・エナレス大学、後にサラマンカ大学で学び、神学者メルチョール・カノなどに師事して学問を修めた。前述のように、アルカラ・デ・エナレスで同年代のパエス・デ・カストロやスリータと出会っている。そしてモラレスは、アルカラ・デ・エナレス大学の修辞学教授に就任すると多くの後進を育て、門弟のなかには後にトレード大司教・枢機卿となるベルナルド・デ・サンドバル・イ・ロハスなどがいた。カトリック両王期にトレード大司教シスネーロスが創設したアルカラ・デ・エナレス大学は、国王修史官のパエス・デ・カストロ、オカンポ、モラレスや、後述するアラゴン王国修史官のスリータを次々と輩出したことになる。

1563 年ないし 1564 年に、フェリーペ 2 世はモラレスを国王修史官に任じ、オカンポ修 史官の死によって中断していた国史編纂を引き継がせた。モラレスは数年前に起用された パエス・デ・カストロと同じく、歴史を叙述する際には史料の収集が必要であると明確に 認識しており、みずからガリシア、アストゥリアス、レオンなどの各地方を旅し、教会や 修道院が所蔵する手稿文書や、碑文の読解をつうじて国史編纂の準備を進めていった。またモラレスは、古今の書物とならんで、ローマ帝国時代の遺構や硬貨などの古遺物を史料として利用することにも積極的であったとされる⁹。さらにモラレスは、『スペイン総合年代記』で碑文のテクストを引用する際には、墓碑などの形状の装飾模様のなかに記す技法を多用することによって、みずからが調査した碑文を視覚的に再現して史料の真正性を高める効果を狙っていた。

このように史料の収集を熱心におこなったうえで、『スペイン総合年代記』の第2巻(1574年) 10 、第3巻 (1577年) 11 、第4巻 (1586年) 12 を次々と出版していったことはモラレス

⁸ Antonio, *op. cit.*, t. I, pp. 71-74; García Hernán, *op. cit.*, *Políticos de la Monarquía Hispánica*, pp. 549-550; A. Alvar Ezquerra, "Sobre la historiografia castellana en tiempos de Felipe II", *Torre de los Lujanes*, 32, 1996, pp. 89-106.

⁹ M. Capel Margarito, "Ambrosio de Morales y la moderna investigación histórica", VV. AA., *Jerónimo Zurita. Su época y su escuela*, Zaragoza, 1986, pp. 443-450.

¹⁰ Morales, op.cit., La crónica general de España. 以下、CGE-2 と略記。

修史官の功績であった。また、これらと前後して 1575 年に公刊した『スペイン諸都市の由緒 Las antigüedades de las ciudades de España』は、『スペイン総合年代記』のなかで登場するイベリア半島の諸都市を解説するものであった¹³。 その内容自体は狭義の歴史書とは異なるものの、後述する「イスパニア」像が『スペイン総合年代記』と同じように冒頭部で使用されるなど、明らかに国史編纂と連動して出版されたものであった。

その一方でモラレスは、国王修史官と兼任しつつ修辞学教授を務めていた大学都市アルカラ・デ・エナレスの殉教聖人(ディオクレティアヌス帝の大迫害で殉教したフストとパストールの兄弟)についての聖人伝・祝祭報告記も1568年に出版している¹⁴。この書物は、同年におこなわれた聖人兄弟のための祝祭(アラゴン王国領ウエスカにあった兄弟の聖遺物を故郷であり、殉教地でもあったアルカラ・デ・エナレスに戻す祭り)でどのような装飾や演出がおこなわれたかを報告するものであった。本稿では第四章においてトレード市の事例にそくして詳述するが、16世紀後半にはスペイン各地の都市でみずからの故郷に固有な聖人への崇敬が高揚しており、モラレス修史官もまたその潮流のなかで、若い頃から学究生活を送ってきた都市の聖人についての書物を著したのである。

以上のように旺盛な執筆活動をおこなったモラレスであるが、晩年には故郷のコルドバに引退し、1591年にそこで死去している。モラレス修史官による『スペイン総合年代記』は11世紀前半の内容までは進んでいたが、その翌年、イエズス会士マリアナが『スペイン全史』のラテン語初版を上梓することになり、モラレス以降の国王修史官の関心は『スペイン総合年代記』の執筆から離れていくことになったのである。

本節でみたように、『スペイン総合年代記』の編纂を担ったオカンポとモラレスは、両者ともパエス・デ・カストロと同様、スペイン王国を代表するアルカラ・デ・エナレス大学で人文主義の素養を身につけたという意味で、16世紀スペインにおける典型的な知識人であったといってよい。とくにモラレスは、実地で見聞した文書類や古遺物を史料として用い、『スペイン総合年代記』の本文内でも碑文をたびたび引用するなど、史料にもとづいて歴史を書くという姿勢を強く意識していた。その意味では、前章でみたパエス・デ・カス

¹¹ Idem, op.cit., Los otros dos libros undécimo y duodécimo de la crónica general de España. 以下、CGE-3 と略記。

¹² Idem, op.cit., Los cinco libros postreros de la crónica general de España. 以下、CGE-4 と略記。

¹³ Idem, Las antigüedades de las ciudades de España, Alcalá de Henares, 1575.

¹⁴ Idem, La vida, el martirio, la invención, las grandezas y las translaciones de los niños mártires San Justo y Pastor y el solemne triunfo con que fueron recibidos sus santas reliquias en Alcalá de Henares, Alcalá de Henares, 1568.

トロによる史料収集の提言はけっして特異な発想ではなく、むしろスペイン宮廷の知識人にとっては共通の学問的な基盤にもとづくものであったといえよう。ただし、実際に執筆された『スペイン総合年代記』をみると、オカンポ、モラレス両修史官が利用した主要な史料としては、中世イベリアで叙述されたさまざまな年代記を参照していたことがわかる。主なものとしては、西ゴート時代に活躍したセビーリャのイシドルスによる『ゴート、ヴァンダル、スエヴィ諸王の歴史 Historia de regibus Gothorum, Wandalorum et Suevorum』、13世紀のトゥイ司教ルーカスによる『世界年代記 Chronicon Mundi』、そしてオカンポ自身が校訂して出版した前述の『第一総合年代記』などが挙げられる。その成果である国史『スペイン総合年代記』とは、イベリアにおける中世からの歴史叙述の伝統のうえに立って、それらを巧みに編みあわせながら、近世王権のために編纂されたものであった。

ただしモラレスに関していえば、王に直属する国王修史官の立場にあったからといって、その地位に拘束されて知識人としての自主性を失ったわけではないことも指摘しておきたい。モラレスはアルカラ・デ・エナレス大学で同世代のヘロニモ・スリータと親交をもったが、その関係はモラレスが国王修史官に、スリータがアラゴン王国修史官になった後も継続していた。スリータが『アラゴン連合王国年代記』の前編を1562年に出版すると、カトリック両王とカルロス1世の実録を執筆していたアロンソ・デ・サンタ・クルス(セビーリャ通商院地理編纂官)は、『アラゴン連合王国年代記』のカスティーリャ領内での出版申請に際しての検閲において、スリータを批判する文章を作成した。クアルト・モネルによると、その批判はスリータがカスティーリャ王国史を不当に軽視していると難ずるものであったという。これに対して、サンタ・クルスと同じく王権に仕えていた国王修史官モラレスはむしろスリータの側に立ち、『アラゴン連合王国年代記』を擁護する文章によってサンタ・クルスに対する論陣を張ったのである¹⁵。

アンブロシオ・デ・モラレスという知識人にとって、フェリーペ2世に仕えてスペイン 王権のために歴史書を編纂することと、アラゴン王国のための歴史を描く友人を弁護する ために同僚ともいうべき王の官吏と論戦におよぶこととは、かならずしも矛盾することで はなかったのである。このように、政治権力に仕える修史官とはいえ、それに任命された それぞれの知識人がどのような立ち位置にあったか、あるいは場面に応じてそれをいかに 使い分けていたかは、本来、ひとつひとつの文脈にそくして明らかにする必要があろう。

¹⁵ Cuart Moner, *op. cit.*, pp. 103-110.

ただし本稿では、このようにひとりひとりの修史官をとりまく知識人としての交流や論争をつうじてのネットワークが存在していたであろうことには留意しつつも、さしあたりはそれぞれの歴史書というテクストの内在的な読み解きによって、スペイン王国のなかのさまざまな次元でおこなわれていた歴史編纂の具体的な姿を明らかにすることをめざしたい。

第二節 『スペイン総合年代記』の叙述内容

本節では、オカンポとモラレスによって著された 4 巻の『スペイン総合年代記』が、具体的にはどのようなできごとに言及しながら叙述されたかを確認したい。ごく大まかにいえば、各巻が対象とする時代はそれぞれ、現在の歴史学研究でいう先ローマ期、ローマ帝国の属州期、西ゴート王国期、初期のレコンキスタ期 (11 世紀前半まで)に該当している。本節では、これらの歴史がどのような流れで描かれているかをみておきたい。なお、本稿では出版された 4 冊の本ひとつひとつを巻として数えているが、『スペイン総合年代記』そのものは 17 の編 libro をもっとも大きい単位として叙述され、さらに各編は章 capítulo で区切られている。したがって、本稿でいう巻にあたる表現が原文にあるわけではないが、あくまで便宜上のものとして用いていきたい。

(一) 第1巻の概要

オカンポ修史官が執筆した第1巻の増補版(1~5編)は、1553年にメディナ・デル・カンポで出版された。

この第1巻では、イベリア半島における人類の起源についての旧約聖書の記述からはじまり、古代地中海世界の覇権をめぐるローマとカルタゴの戦いが前3世紀の第2次ポエニ戦争で最高潮に達するまでが描かれた。近世スペインで著された歴史書では、イベリア半島における歴史の起点として、旧約聖書にいうノアの大洪水後にその孫トバルが到来したことから叙述するものが多く、マリアナの『スペイン全史』や多くの都市年代記でもトバルのイベリア到来から書きはじめられている。オカンポ修史官もこの歴史書をトバルから開始し、このトバルを祖とする、『スペイン総合年代記』でいう「スペイン人(エスパーニャ人)españoles」という集団がイベリア半島の先住集団として描かれている。この「スペイン人」が古代地中海世界で興隆した諸民族とどのように交流し、対立してきたかが、こ

の第1巻の大きな軸になっている。

ただし、オカンポ修史官が古代イベリアの先住集団として措定した「スペイン人」とは、祖としてのトバルを共有するという一定の共通性をもちながらも、この第1巻の段階では「スペイン(エスパーニャ)España」に住む者という緩やかな意味あいで用いられた表現にすぎないといってよい。第1編2章では、このような「スペイン人」の居住する「スペイン」の地理的な外縁が設定されている。それによると、北のピレネー山脈からはじまり、地中海沿岸、ジブラルタル海峡、ポルトガルをふくむ大西洋岸をへて、ふたたびピレネー山脈にいたるものとして「スペイン」の枠組みが設定されている¹⁶。ここでいう「スペイン」とは、その語源であり、イベリア半島全体をさしていたイスパニア(ヒスパニア)Hispania という語がもった意味内容を引き継いでおり、イベリア半島の同義語として用いられている。

きらに、次の第1編3章ではこのような「スペイン」内部での区分に移り、ローマ帝国時代のルシタニア、バエティカ、タラコネンシスの属州区分に言及したうえで、西ゴート王国の滅亡後に形成された「当世のスペイン諸王国 reinos españoles modernos」として、ポルトガル王国、レオン王国、カスティーリャ王国 reino de Castilla、ナバーラ王国、アラゴン王国 reino de Aragón の5 王国が挙げられ、これらが『スペイン総合年代記』の叙述対象だと表明されている「7。ここでいうアラゴン王国とは、カタルーニャとバレンシアもふくむとされているため、実際にはアラゴン連合王国のことをさしている。そのうえで、ノアの孫トバルの到来とその後の諸王の治世(1編)、ギリシア系諸民族によるイベリア半島への入植(1編)、フェニキア人による入植とカルタゴの隆盛(2編)、イベリア先住民「スペイン人」とギリシア人やフェニキア人との交流と対立(3編)、入植都市の建設(4編)、第2次ポエニ戦争の開戦とハンニバルのイベリア進出(4編)、第2次ポエニ戦争の展開(5編)という流れで叙述されていった。

このように第 1 巻の段階では、『スペイン総合年代記』が扱う地理的な範囲がイベリア 半島全体だとされ、中世の再征服運動のなかで形成されたすべての地域国家が叙述対象と して想定されていたことがわかる。オカンポ自身が執筆できたのは第 1 巻の先ローマ期の 歴史までであったが、少なくとも編纂当初はイベリア半島における全王国が『スペイン総

¹⁶ CGE-1, f. 8r.

¹⁷ CGE-1, f. 17v.

合年代記』の対象にふくまれていたのである。フェルナンデス・アルバラデホによると、オカンポ修史官の構想としては、このような個々の地域国家の歴史を単純に合算することが目的だったのではなく、それらの上位観念であり、トバルの末裔としてイベリア半島で連綿とつづいてきたものとして描かれた「スペイン人」、あるいは「我らがスペインの民nuestra nación española」の歴史を描くことが目的であったとされている¹⁸。

(二) 第2巻の概要

『スペイン総合年代記』第2巻(6~10編)は、1574年にアルカラ・デ・エナレスにおいて、モラレス修史官によって上梓された。この巻では、前2世紀の第3次ポエニ戦争から、ローマ帝国によるイベリア属州支配の確立をへて、禁教であった時代のキリスト教が普及する歴史が4世紀初頭まで描かれた。

モラレスは、まず冒頭でローマ帝国の国制を解説したうえで、ローマによるイベリア半島制圧 (6編)、属州体制の形成 (7編)、ヌマンティアの蜂起と抵抗 (7~8編)、カエサルとアウグストゥスの時代 (8編) という順で、ローマ帝国による属州支配が確立した過程を記述している。これが第2巻の前半部分になっているが、後半ではローマ帝国による禁圧をうけていたキリスト教がイベリア半島でどのように普及していったかが論じられている。モラレス修史官は、みずからが収集した聖人伝や教会所蔵文書にもとづいて叙述していることを強調したうえで、「スペインの守護聖人」使徒大ヤコブによる最初の宣教 (9編)、使徒ペテロとパウロの弟子である「7人の最初の司教たち」や、スペイン各地の初代司教たちによる布教と、それに対するローマ帝国の迫害 (9編)、そしてディオクレティアヌス帝によるキリスト教徒に対する最後の大迫害における殉教者たち (10編)を描き、キリスト教が深く定着していく様相が諸聖人の殉教をつうじて語られて第2巻は終わっている。

このように、『スペイン総合年代記』第 2 巻はローマ帝国の属州時代が対象になっていたが、前半は世俗的な側面、後半は宗教的な側面が扱われている。前節でみたように、モラレス修史官はアルカラ・デ・エナレスの殉教聖人フストとパストールの兄弟についての聖人伝・遷座記を 1568 年に出版しており、その経験が第 2 巻の後半部分の編纂に役立ったことは明らかである。その 9 編と 10 編では、大ヤコブのようにスペイン全体やカトリック世界全体で崇敬の対象になっていた著名な聖人についての記述もあったが、フストとパス

¹⁸ Fernández Albaladejo, *op. cit.*, pp. 41-64.

トールのように、個別の都市においてのみ崇敬をうける地方的な聖人に関する記述の比重 が大きいことがわかる。たとえば、ディオクレティアヌス帝による大迫害で殉教した地方 的な聖人としては、聖フェリクス(ヘローナ)、聖エウラリア(バルセローナ)、聖エング ラシア(サラゴーサ)、聖フストと聖パストールの兄弟(アルカラ・デ・エナレス)、もう 一人の聖エウラリア (メリダ)、聖レオカディア (トレード)、聖ビンセンシオ、聖サビー ナ、聖クリステーラの兄妹(アビラ)、リスボンの数多くの殉教者たち、聖ビクトル(ブラ ガ)、聖ソイロ(コルドバ)、聖フスタと聖ルフィナ(セビーリャ)などの事績が第10編で 詳しく述べられた¹⁹。ローマ帝国の禁圧下でキリスト教が伝えられた都市は古代から存在 したものにかぎられるものの、この9編から10編にかけての記述は、トバル以来のイベリ ア先住民「スペイン人」がイエスの福音をはやくから受けいれ、大迫害に際しては無数の 殉教者を出すほどキリスト教信仰を内面化させていた証左として叙述されたといってよい。 本稿の第三章・四章で後述するように、16世紀後半に出版されたスペイン各地の都市年 代記でも、これらの地方的な聖人は都市の歴史を描く際に重要な意味を割り当てられてい た。これらの都市年代記と並行して王権の下で編纂された国史のなかでも、歴史をつうじ て存続しつづける「スペイン人」のカトリック信仰の篤さを強調するための叙述方法とし て、地方的な聖人が主題化され、その記述が積み重ねられたのである。そして、このよう なカトリック信仰と「スペイン人」の結びつきが第3巻の構図にも強く反映されていくこ とになる。

(三) 第3巻の概要

第3巻(11~12編)もまた、アルカラ・デ・エナレスにおいてモラレスによって1577年に出版された。この巻は西ゴート王国史を対象とし、ゴート族がローマ帝国領内に進入してから、イベリア半島に拠点を移して繁栄をとげた後、どのように滅亡したかまでが描かれた。

まず 11 編では、ゴート族の出自について述べたうえで、ヴァンダル族、アラン族、スエヴィ族につづいて西ゴート族がイベリア半島に進出した後、レオヴィギルド王(在位 568~586年)の治世までの王国史が語られた。12 編では、レオヴィギルドの次男レカレド王(在位 586~601年)の治世開始とカトリック改宗から、7世紀における歴代の王とトレー

¹⁹ CGE-2, ff. 333r-381v.

ド公会議や、セビーリャの聖イシドルスやトレードの聖イルデフォンススなどのカトリック聖職者の活躍などが論じられた。そして、最後の西ゴート王ロデリック(在位 710~711年)のときに「アラブ人」によって王国は滅亡したが、イスラーム勢力がイベリア半島の大部分を支配していくなかでも、生き残ったゴート王族のひとりである「聖王ペラーョsanto rey don Pelayo」がアストゥリアスに落ちのびていったことまでが第3巻では叙述された。

このような流れで描かれた西ゴート王国史であるこの第3巻では、イベリア半島におけ る人間集団が次のように描かれた。第一に、『スペイン総合年代記』のなかでトバル以来の イベリア先住民とされていた「スペイン人」という語はこの第3巻においても頻出し、ロ ーマ帝国期にカトリックに帰依した信徒として登場する。第二に、ローマ帝国の属州時代 に入植してきた人々の子孫は「ローマ人romanos」と表現され、帝国がキリスト教を公認・ 国教化した後はこの「ローマ人」もカトリック信徒の集団として描かれた。したがって、 現在の歴史学研究でいうところのヒスパノ・ローマ人にあたる、西ゴート王国時代の被支 配層であるこれらの「スペイン人」と「ローマ人」はともにカトリックの信者として叙述 された。それに対して、第三の集団であり、この時代の支配層であった「ゴート人 godos」 はキリスト教徒ではあったが、少数派のアリウス派であったため、西ゴート王国ではレオ ヴィギルド王の治世まで支配層と被支配層の宗派が異なっていた。第11編15章では民族 移動期のイベリア半島について、「この土地の真の出身者であり、居住者である古くからの スペイン人 españoles antiguos, verdaderos naturales y moradores de la tierra」、その「スペイン人」 を服従させた「ローマ人」、そして新たに進出してきたヴァンダル人、アラン人、スエヴィ 人、ゴート人の存在によって、「人々のあいだの甚だしい相違 tal diversidad de gentes y naciones」が生じていたと説明されている。さらに、「スペイン人」と「ローマ人」がカト リックであったのに対して、「異邦の人々gentes extranjeras」のゲルマン系諸族が偶像崇拝 かアリウス派であったため、「当時、スペイン教会のなかにも甚だしい相違があった」とモ ラレスは記している²⁰。

この宗派的な断絶がレカレド王による王国全体のカトリック改宗 (589 年) によって解消されたことは、現在の歴史学研究においてと同様に、モラレス修史官によっても強調されている。その記述では、レカレドの即位が「当時存在していたアリウス派の過ちからス

²⁰ CGE-3, ff. 20v-21v.

ペインを救い、スペイン全体を真の信仰へと立ち戻らせることによって、このときに神がスペインにおこなったくださった二つとない恩寵」であったと表現されている²¹。そして、西ゴート王国滅亡後に関する記述においては、カトリック信徒内部での下位区分となった「スペイン人」「ローマ人」「ゴート人」という区分は後景に退き、それにかわって「キリスト教徒 cristianos」と「モーロ人 moros」という二項対立的な自他意識が前面にでてくるのである²²。

(四) 第4巻の概要

第4巻(13~17編)は、モラレス修史官の故郷コルドバにおいて1586年に出版された。モラレスにとっては最後の著作である。この第4巻の内容としては、8世紀前半にペラーヨが「モーロ人」との戦いのなかでアストゥリアス王国を建国し、このアストゥリアス王国を源流としてレオン王国 Reino de León とカスティーリャ伯領 Condado de Castilla が生まれ、11世紀前半にこれら2国のあいだで最初の同君連合が形成されるまでが扱われた。そのなかでは、アストゥリアス=レオンとカスティーリャの歴代の君主がイスラーム勢力と戦い、あるいは教会や修道院を建立することをつうじて、聖俗の両面においていかに優れた人物であったかが中心的な叙述対象になった。それに対して、他地域に関する言及は極端に少なかった。たとえば第14編では、後ウマイヤ朝の下でのコルドバについての言及があるものの、それは弾圧を耐える、あるいはそれに抗して殉教するキリスト教徒(モサラベ)に関するものであり、イスラーム圏そのものが記述されたわけではない²³。また、キリスト教徒の勢力圏についても、再征服運動の初期段階で誕生したナバーラ王国や、アラゴン、カタルーニャの諸伯領に関する言及はきわめて少なく、ケーガンも指摘しているように、この第4巻が対象とする地理的な範囲は、アストゥリアス、レオン、カスティーリャに局限されているといってよい。

このように『スペイン総合年代記』第4巻では、アストゥリアス王国と、その流れを継ぐレオン王国とカスティーリャ伯領の歴史が主題になっていた。しかし、その叙述は平板なものではなく、レオンとカスティーリャの歴史はときに合戦にもいたる紆余曲折に満ちたものとして描かれている。まず9世紀前半において、それまではイスラーム勢力に服属

²¹ CGE-3, f. 91v.

²² CGE-3, ff. 213v-215r.

²³ CGE-4, ff. 89r-145v.

していたカスティーリャ地方の豪族たちがアストゥリアス王に臣従した²⁴。10 世紀前半にはアストゥリアス王国はレオン市への遷都によって国号がレオン王国になるが、それと前後して、カスティーリャ地方がレオン王権に対する独立性を強めていく動きがはじまった。すなわち、同地方の世襲君主としてのカスティーリャ伯 conde de Castilla (初代フェルナン・ゴンサレス)の誕生である。モラレス修史官の記述では、すでに10世紀半ばすぎには、カスティーリャ伯家はレオン王家の宗主権を脱し、対イスラーム戦争も主導するようになったとされている²⁵。

そして、両国の勢力が逆転する時期が11世紀前半であったとされる。当時、勢威を誇っ ていたナバーラ王サンチョ 3 世 (在位 1000~1035 年) の妃はカスティーリャ伯家の出身で あった。そのため同伯家が断絶すると、サンチョ3世がカスティーリャ伯位を継承するこ とになった。さらにサンチョ3世は、レオン王ベルムード3世(在位1028~1037年)に合 戦をしかけ、これを屈服させた。そして和議の条件として、サンチョ3世の次男フェルナ ンドとレオン王の姉妹を結婚させること、このフェルナンドにカスティーリャ伯領を継承 させること、レオン王はフェルナンドに対してカスティーリャ王 rey de Castilla の称号を承 認すること、という3点が取り決められた。ここに、レオン王国やナバーラ王国と対等な 格式のカスティーリャ王国 Reino de Castilla が成立したのである。この初代カスティーリャ 王フェルナンド1世(在位1035~1065年)は、後に義兄弟にあたるレオン王ベルムード3 世と戦い、これを敗死させ、1037年にはみずからレオン王にも即位してしまう。こうして、 レオンとカスティーリャの力関係が完全に逆転したうえで、両国の最初の同君連合が成立 したのである。モラレス修史官はこのような流れで第4巻の記述を結び、これ以降の歴史 はカスティーリャが主導するものだと示唆している²⁶。しかし前述のように、モラレスに よる『スペイン総合年代記』の編纂はここで終わり、この先の時代を扱う国史が国王修史 官によって正式に執筆されることはなかった²⁷。

以上が、『スペイン総合年代記』第4巻の大まかな叙述内容である。その特徴として指摘できるのは、第3巻までは頻出したイベリア半島全体やローマ帝国時代のヒスパニアの同

²⁴ CGE-4, ff. 53v-55r.

²⁵ CGE-4, ff. 224r-243r.

²⁶ CGE-4, ff. 319v-328v.

 $^{^{27}}$ なお、サンドバル国王修史官が 1615 年に出版した『カスティーリャとレオンの諸王の歴史 Historia de los reyes de Castilla y de León』は、フェルナンド 1 世以降、 5 代の王について叙述するものであり、『スペイン総合年代記』第 4 巻の次の時代を扱うものだったが、その題名を受け継いだ正式な続編とはなっていない(Cepeda Adán, 6 7 7 7 7 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 9

義語としての「スペイン」という枠組みがにわかに後退し、物語の舞台がその北西部(ア ストゥリアス、レオン、カスティーリャ)に限定され、叙述の対象が一方向に収斂してい った点である。前述のように、第4巻のなかではイベリア半島の大半を占めるイスラーム 圏や、ピレネー山脈沿いのナバーラ、アラゴン、カタルーニャなどのキリスト教勢力は、 あくまで脇役として言及されたにすぎない。また、フランク王国などのイベリア外の国々 についても、レオンやカスティーリャの君主と関係をもった場面でしか登場しない。この ような『スペイン総合年代記』に対して、マリアナの『スペイン全史』では万国史の体裁 がとられ、イベリア諸国はおろか、他のヨーロッパ諸国も射程におさめた歴史叙述がなさ れており、著しい対照をなしている。前述のように、前任のオカンポ修史官の構想として は「当世のスペイン諸王国」すべてが対象として考えられていたはずである。それにもか かわらず、モラレス修史官はなぜこのように空間的に視野を限定した歴史像を世に問うこ とになったのであろうか。たしかに、老境にいたったモラレスにはさらに筆を進める余力 や時間がなかったことも一因ではあろう。しかし、『スペイン総合年代記』で用いられた語 彙とそれにもとづくテクスト内の論理を内在的に読解していくと、このような論述の集中 化にはどのような意味がみえてくるであろうか。ここで節をあらため、モラレス修史官が なぜこのような歴史叙述をおこなったのかを考えてみたい。

第三節 『スペイン総合年代記』における王家の出自伝承

本節では、とくに『スペイン総合年代記』の第3巻と第4巻においてモラレス修史官がくりかえし言及していたアストゥリアスからレオン、カスティーリャにかけての王家の出自がどのように描かれていたかに着目したい。というのも、この王家の出自伝承にこそモラレスに特徴的な歴史の描き方が認められ、彼の歴史叙述を読み解くてがかりがあると思われるからである。まずは予備的な考察として、草創期のアストゥリアス王国史について、現在の歴史学研究ではどのように理解されているかを概観しておこう。

まず、フランコ体制までの官学的な歴史学研究によれば、アストゥリアス王国とは、西ゴート貴族のペラーヨが建国した西ゴート王国の後継国家とされ、両者の連続性が強調されてきた。またそのなかでは、ペラーヨがコバドンガの戦い(722 年頃)でイスラーム勢力に勝利して再征服運動がはじまったことが称揚され、ペラーヨまたはコバドンガの戦い

はスペインという国民国家の歴史的な連続性を象徴するものと位置づけられてきた28。

これに対して、20世紀後半からのスペイン史研究においては、このようなフランコ体制 寄りの歴史像への批判がなされ、それが民主化以降、現在のスペイン史学の主流になっている²⁹。それによるとアストゥリアス王国とは、西ゴート王国の支配がほとんどおよばなかったバスク系住民を主体として生まれたとされ、両者の連続性は否定されている。たとえば、この断絶性は王位継承原理にも認められる。バスク系先住民は母系制社会を営んでおり、初期のアストゥリアス王国では母系制原理にもとづく王位継承(王の娘の配偶者による即位をふくむ)も認められていた。それが、ゴート人が尊重していた父系制に一本化されるのは9世紀のことだとされており、この点が西ゴート王国とアストゥリアス王国の非連続性を例証するもののひとつとされている。このように、アストゥリアス王国を西ゴート王国の後継国家とし、失われた土地をとりもどすための再征服運動の担い手とみなす歴史解釈は、現在の歴史学においては、9世紀を境にして形成されはじめたひとつの神話にすぎないとされている。

では、現在の歴史学による理解をふまえたうえで、前節でみた 16世紀後半の国王修史官による『スペイン総合年代記』をどのように読み解いていくべきであろうか。もちろん、本稿でおこないたいのは、近世における歴史叙述を現代歴史学の知見にもとづいてあげつらうことではない。むしろ関心をむけるべきは、アストゥリアス王国や、その流れを受け継ぐものとされたレオンとカスティーリャについての叙述において、何が重要視され、その背景にはどのような論理が込められていたか、という点であろう。その意味で注目されるのが、西ゴート王国史を扱った『スペイン総合年代記』の第3巻で登場したゴート王レカレドの名が、アストゥリアス以降の歴史を描いた第4巻においても頻出している事実である。

前述のように、レカレド王は589年の第3回トレード公会議において、西ゴート王国全体のカトリック改宗を断行し、アリウス派を異端として放擲した。これ以降の西ゴート王国とは、王と民がともにカトリック信仰を奉じながら、イベリア全土を統治する王国として描かれている。いわばそれは、1580年以降、ひとりの君主がイベリア半島を同君連合に

²⁸ C. P. Boyd, *Historia Patria*. *History and National Identity in Spain*, 1875-1975, Princeton, 1997; 立石博高・関哲行・中川功・中塚次郎編『スペインの歴史』昭和堂、1998 年、i-viii 頁。 29 現在の研究水準にもとづいた邦語概説として、関哲行・立石博高・中塚次郎編『世界歴史体系スペイン史 1』山川出版社、2008 年、136-148 頁。

よって緩やかに治めていたフェリーペ2世のスペイン王国にとって、立ち戻るべき理想の 王国の姿であったといえよう。複合王政論においても強調されているように、それぞれの 地域国家の政体を維持したままの複合的なスペイン王国の国制のなかでは、カトリック信仰を共有し、異端や異教から教会を護持することが統合理念としての役割を果たしていた。 立石博高が強調するように、カトリック両王以降のスペイン王権については、フランス王が主張する「篤信王le Très Chretien」の称号に対して、君主号としての「カトリック王el Católico」、国号としての「カトリック王国 Monarquía Católica」という表現が定着していった30。後述するようにとくにカトリック王の称号は、都市年代記においても王号として要所で用いられ、カトリック信仰を守護する君主像を端的に表す語として、近世スペインで広く好まれていたことが窺われる。このような近世の王国観を前提とする『スペイン総合年代記』のなかでは、レカレド以降の西ゴート王国は当代のカトリック王国の原型としての意味を帯びていたといってよく、このようなカトリック王国としての歴史の原点に立つレカレドこそ、その始祖たる王にほかならなかったのである。異端のアリウス派からカトリックに改宗したという意味において、このレカレド王はフランス王国史解釈におけるクロヴィス王に相当する役割を与えられていたのである。

しかし、16世紀後半のスペイン王権の下で編纂された『スペイン総合年代記』のなかで レカレド王という表象が担っていた意味は、これにとどまらない。

アストゥリアス王国以降の歴史を扱った第4巻では、8世紀のペラーヨから、11世紀のフェルナンド1世へとつづく王の系譜が綴られている。その際、モラレス修史官が強調したのが、アストゥリアス王国の王位継承原理としては、選挙王政ではなく、血統による世襲王政こそが確立していき、神の恩寵によって王家の断絶にあうこともなく、連綿と王位が受け継がれてきた、という点である。モラレス修史官は、ペラーヨ以降、「スペイン人」は王の子だけを次の王として忠誠を誓い、「他のすべての帝国と王国ではたびたび生じてきた、王や皇帝の家系と継承における変転と奇異なこと」、すなわち王朝交代を経験しなかったことが他国にはないスペインの誉れである、と述べている³¹。このような観点からモラ

³⁰ 立石博高「『スペイン王国』の成立とコンベルソ問題に関する覚書」『Quadrante』1号、1999年、142-154頁;同「『スペイン王国』成立に関する一考察―バルセローナ市への異端審問制度導入をめぐって―」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』東京大学出版会、2002年、339-360頁。

³¹ CGE-4, f. 13v. なお、ペラーヨから9世紀中頃のラミーロ1世までは、貴族による推戴 行為(盾のうえに新王を乗せる)が即位時におこなわれ、正統な血統をもつ王を祝福した

レスが記述した歴代の王の系図を再構成すると、図のようになる(図 I 参照)。

しかしながら、この系図には現代歴史学のそれとは一点だけ、しかし根本的に異なっている箇所がある³²。というのも、現在のスペイン史学では、アストゥリアス王の系譜における最初の世代は初代ペラーヨとカンタブリア公ペドロ(ペラーヨの娘婿である第3代アルフォンソ1世の実父)の世代とされ、それ以上に遡ることはほとんどない。つまり、両者に共通する祖先としてレカレド王が記されている箇所こそ、『スペイン総合年代記』が現在の歴史学研究と決定的に異なる点である。現在の歴史学ではこの部分は否定され、ペラーヨ王とカンタブリア公はまったく別々の出自だとされている。では、この差異は何を意味しているのであろうか。

前述のようにモラレス修史官は、血統による世襲王政をアストゥリアス王国以降の王位継承原理として強調し、王の血統にくりかえし言及した。しかし、そこで重視されたのは、実は建国者である初代アストゥリアス王ペラーヨの血統ではない。なぜなら、モラレス自身が明言したように、歴代のアストゥリアス王のうち、ペラーヨの血を受け継ぐ子孫は3人にすぎず、曾孫の代を最後として、その子孫は男系であれ女系であれ、すべて断絶してしまったからである33。他方で、このようなペラーヨ系統と入れ替わりつつ、ペラーヨの血を一滴も引いていないカンタブリア公の子孫が、ゴート人の貴族による推戴を得て王に奉じられるようになり、9世紀中頃のラミーロ1世(在位842~850年)以降は、このカンタブリア公系統がペラーヨ系統に代わって、王位を独占的に世襲することになった34。カンタブリア公系統のうち、アルフォンソ1世(在位739~757年)だけはペラーヨの娘婿であり、ペラーヨ系統における母系制にもとづく即位とみなすことも可能ではあるが、それ

という。また、このラミーロ1世からレオン・カスティーリャ王アルフォンソ7世(在位 1126~1157年)までは、王が存命中に後継者を指名する慣行があったとされている(CGE-4, f. 86v)。だが、いずれの場合でもあくまで世襲王政を補強するものにすぎず、モラレス修史官にとっての王位継承原理は血統による世襲王政として叙述されている。

³² 現代歴史学における標準的な系図としては、*Enciclopedia de historia de España dirigida por Miguel Artola*, t. VI, Madrid, 1993, pp. 1046-1047.

^{33 2} 代ファヒラ (在位 737~739 年)、4 代フルエラ 1 世 (在位 757~768 年)、9 代アルフォンソ 2 世 (在位 791~842 年) の 3 人。なお、6 代シーロ (在位 774~783 年) はペラーヨの孫娘の配偶者にすぎず、彼自身がペラーヨの血を引いているわけではない。

^{34 3} 代アルフォンソ1世、5 代アウレリオ (在位 768~774年)、7 代マウレガート (在位 783~788年)、8 代ベルムード1世 (在位 788~791年) がペラーヨ系統と入れ替わりながら王位につき、10 代ラミーロ1世以降はこのカンタブリア公系統が王位を独占していく。なお、アルフォンソ1世はペラーヨの娘婿だが、その子マウレガートは庶子であり、ペラーヨの血は継いでいない、とモラレス修史官は述べている。

以外の王はこのアルフォンソ1世の庶子か、あるいは弟の子孫であるため、ペラーヨの血筋との接点はまったくない。モラレスが強調した血統による世襲王政という観点からみれば、ここには、初代の王の血統が断絶するという、大きな問題性があることになる。

これを解決するために用いられたものこそ、アストゥリアス建国から百年以上遡る、レカレド王の血という表象であった。というのも、前掲の系図から明らかなように、現代歴史学のようにペラーヨとカンタブリア公のそれぞれの子孫を別々の一族としているかぎり、血統による世襲王政という歴史解釈は成り立ちえない。その場合には、ペラーヨ系統の断絶とカンタブリア公系統への王朝交代を認めざるをえなくなる。そこで『スペイン総合年代記』のなかでは、ペラーヨとカンタブリア公は西ゴート王族の末裔とされていたのだが、その際に用いられている「王の血 sangre real」や「王の血統 linaje real」とは、漠然とした王家という意味ではなく、歴代のゴート王のなかでもレカレド王の子孫という特定の意味で用いられ、この断定がくりかえされるのである。それによって、系図にあるように、歴代すべてのアストゥリアス王に共通する祖としてレカレドが位置づけられることになった。つまり、モラレス修史官のいう血統による世襲王政とは、ペラーヨの子孫だけでなく、カンタブリア公の子孫もふくめて、この国史のなかで措定されたレカレド王の末裔全体によって担われるべきものだったのである。

このような論理を構築するために、モラレスは具体的にはどのような叙述をおこなっていたのであろうか。まず、ペラーヨの子孫でも婿でもないにもかかわらず即位した最初の人物である第5代アウレリオについては、次のように述べられている。

栄光ある流れ、すなわち、論じてきた [ペラーヨの子孫による] スペインの王 位継承はここではじめて途絶えることになった。しかし、アウレリオが王の息子 ではないにしても、王の血のよき流れにとっては、[アウレリオが] 我らの王 [アルフォンソ1世] の甥、つまりその弟 [フルエラ] の子であることだけで十分である。というのも、たしかにアウレリオ王はペラーヨ王の子孫ではないが、だからといって、レカレド王の末裔であることには変わりはないからである35。

また、ペラーヨ系統の断絶をうけて即位したラミーロ1世については、次のように述べ

³⁵ CGE-4, f. 36v.

られている。

明確に、ペラーヨの末裔は除かれることになった。というのも、これより先、 ラミーロ [1 世] の子孫が父から息子へ、あるいは娘、兄弟、叔父へとつづくこ とは周知のことであり、この年代記でも後述する。しかし、ペラーヨ王の子孫が ここで絶えたとはいえ、レカレド王の栄光に満ちた、非常に大きな愛情が途絶え てしまったわけではない。なぜなら、この [ラミーロ1世] 王の祖父はカトリッ ク王アルフォンソ [1 世] の弟 [であるフルエラ] だったからである³⁶。

系図にあるように、『スペイン総合年代記』のなかでは、アルフォンソ1世とフルエラの 兄弟はカンタブリア公の子であり、したがって西ゴート王レカレドの末裔であることにな っている。レカレドからどのような系譜をたどってペラーヨやカンタブリア公にいたるか はモラレスは明示できていないが、『スペイン総合年代記』第3巻でレカレド王を論じた箇 所でも次のように叙述されている。

この栄光あるフラビオ・レカレド王より、我らのカスティーリャ王は直接に出自し、我らのカトリック王フェリーペ2世にまでいたっている。カスティーリャの王統はゴートの高貴な血を受け継ぐという多大な栄誉をそなえているが、はるかに大きな栄誉は、すべてのゴート王のなかでもっとも傑出した優秀な君主[レカレド]の正統かつ真正な末裔である点に求められる。[レカレドは]殉教者の弟、4人の著名な聖人の甥、スペインにおけるカトリック信仰の再興者、フランスに対する勝利者、ローマ人を手懐けた者であった。人格において勇敢であり、善良さによって愛され、権勢によって恐れられた。[レカレドにつづく] ゴート王の継承においては、さまざまな理由によって王位についた家系や人物にまとまりがなく、けっしてひとつの家族 casa や家柄 casta で継承されたわけではなかった。しかし、私 [モラレス] が述べてきたことが正しいことは、あらゆる道筋が示している。古来の年代記作者たちは、深い信仰心によってカトリック王と呼ばれたアルフォンソ1世と、王ではなかった彼の弟 [フルエラ] を描いた際に、これにつ

³⁶ CGE-4, f. 82v.

いて述べている。すべての年代記作者が、この君主とその弟がこのレカレド王の 家系から出た子孫だと認めている³⁷。

このようにモラレス修史官は、カンタブリア公系統がレカレド王の末裔であることをくりかえし強調しているが、かならずしもその証拠を明確に提示しているわけではない。しかし、ここで重要なのは、このようないわば「レカレド王朝」像の虚構性をあげつらうことではない。むしろ確認しておくべきは、血統にもとづく世襲王政という歴史像を前面にうちだすためには、子孫が死に絶えたことが明白なペラーヨではなく、系譜関係が曖昧なために意図的な解釈が生じる余地があり、かつカトリック改宗を断行したレカレドこそが王統の原点としてきわめて適合的であった、という点である。さらにここで注目されるのは、上の引用箇所ではレカレドの血統が当代のフェリーペ2世にまでつづいていることが示唆されていた点であろう。次節では、これに関してはどのような歴史の描き方がなされていたかをみてみたい。

第四節 スペイン王権のための正統性の論理とその限界

(一) スペイン王権のための正統性の論理

前節でみたように『スペイン総合年代記』では、ペラーョとカンタブリア公が西ゴート 王レカレドの子孫だとされたことで、アストゥリアス王国の王をすべてレカレドの末裔と する叙述がなされていた。本節ではまず、この「レカレド王朝」史観が『スペイン総合年 代記』全体の論述のなかではどのような位置づけを与えられていたかを分析しておきたい。 まず、レカレドの末裔としての王家という理念は、11世紀前半のフェルナンド1世によ るレオンとカスティーリャの同君連合成立の叙述においても強調されている。実は、前述 のようにナバーラ王サンチョ3世の子であるフェルナンド1世自身はレカレドの末裔だと はされていない。しかし、その妃はレオン王ベルムード3世の姉妹であり、その祖先であ るカンタブリア公を経由して、レカレド王の血を受け継いでいたことになっていた。その ため、彼女の存在をつうじて「ゴートの血統、とりわけ高名なるレカレド王の家系は失わ

³⁷ CGE-3, f. 105v.

れなかった」ため、この夫妻以降の子孫もまた、レカレドの末裔だとモラレスは強調している。むしろ、この婚姻によって、レカレドの子孫とされたレオン王家と、フェルナンド1世が受け継ぐナバーラ王家とカスティーリャ伯家の血筋が合流し、その王統が16世紀のフェリーペ2世までつづいていることが力説されたのである³⁸。

このように、レカレド王を起点として、カトリック信仰を守護する王権が血統にもとづく世襲王政によって継承され、その流れがアストゥリアス、レオン、カスティーリャへとつづく王統を貫いていたことが、『スペイン総合年代記』の基本的な構図になっていた。そこでは、レカレドの末裔であること(例外的には、その子孫の配偶者であること)が正統な王の要件になっており、それによって、レカレドが象徴する信仰の守護者としての王の理念的な姿が、歴代の王の身体を流れる血という生命的な表象と混然となって、スペイン王権の正統性を根源において支える役割を与えられていた。そして、時の移ろいのなかで王国の姿がどのように変遷しようとも、北の山麓でみずから剣を振るって戦うペラーヨから、エル・エスコリアルの礼拝堂で祈りを捧げるフェリーペ2世にいたるまで、古のレカレド王の末裔として信仰を守護する王はつねにスペインの歴史に屹立しつづけるとされたのである。これこそ、スペイン王権に仕える国王修史官が国史において示そうとした歴史像にほかならない。

このような歴史像を端的に物語るものこそ、フェルナンデス・アルバラデホも注目する 39、『スペイン総合年代記』の第2巻と第3巻の冒頭に掲げられた、女性の姿で擬人化された「イスパニア」像と、そこに添えられた説明文である。第2巻の該当箇所では、この「イスパニア」像とは、古代ローマ人がイベリア半島を表すために用いた表象であることが紹介され、イベリアの民の武勇を象徴する武具(2本の槍と盾)と、土地の豊穣さを示す小麦の束をもった女戦士として描かれている40。また第3巻では、このように可視化されたスペインにとっての栄光が論じられている。すなわち、

ゴート人の高貴なる血をもつ王を擁し、800 年以上にわたって王位が継承されてきたことこそ、まことに大いなる栄光である。なぜなら、レカレド王について

³⁸ CGE-4, ff. 326v-328v.

³⁹ Fernández Albaladejo, *op. cit.*, pp. 304-305. また、同じ箇所での指摘では、モラレスによる歴史叙述のなかでは、カスティーリャ王家がレカレド王の末裔とされていた点への言及はあるが、その意味までは考究されてはいない。

⁴⁰ CGE-2, sin foliar. (フェリーペ2世への献辞の直前)

の箇所で詳述するように、ペラーヨ王から当代 [のフェリーペ2世] にいたるまで、カスティーリャ王国は父から息子へ、あるいは兄から弟へと受け継がれ、これを逸脱することはけっしてなかったためである。また、スペインの大いなる栄光と同じく真実であることに、ペラーヨ王から当代 [のフェリーペ2世] にいたるまでカスティーリャ人は、その父親の手に [王への臣従を意味する] 接吻をしたことのない者の手に、王に対する接吻をけっしておこなわなかった。同じく誉れ高いことに、カスティーリャの王統は800年以上にわたって何らの混淆もなくつづき、純潔でまさに王にふさわしい血筋を堂々と堅持してきたのである。このようなことは、天地創造以来、聖書に記された歴史にも、異教徒の歴史にもなかったことである。五度にわたって女性が王位を継承したが、[これらの女王は] みな王統に属し、威厳を増し高め、[王家の] 血を確固たるものにした。一度だけ、貴族の母をもつ庶子 [であるエンリケ2世] が王位についたが、後に [その異母兄弟] ペドロ1世王の孫娘と結婚した [エンリケ2世の孫] エンリケ3世王において、[王統は] 再建されたのである41。

ここには、16世紀のスペイン王権にとっての正統性の論理が凝縮された形で示されている。この国史のなかでは、ペラーョ以降の王はすべてレカレドの末裔に措定されており、この広い意味での王朝が世襲王政によって、「ゴート人の高貴な血」をもつ「純潔でまさに王にふさわしい血筋」を受け継ぎ、それがフェリーペ2世まで連綿とつづいていることこそが「イスパニア」像が象徴するスペインの歴史そのものなのである。その望ましい王位継承のあり方は、王の息子ないし弟によるものだとされたが、カスティーリャ王国では、女性であっても王の子であり、子孫にレカレドの王統を伝えうるかぎりは容認された。また14世紀には、王の庶子エンリケ2世(在位1369~1379年)が異母兄弟で嫡出のペドロ1世(在位1350~1369年)を殺害して王位につくが、これもまた、彼らの孫同士の結婚に

⁴¹ CGE-3, sin foliar. (フェリーペ2世への献辞の直後) なお、モラレス修史官はカスティーリャ王国の女王を5名と数えているが、16世紀までの女王はウラーカ (在位 1109~1126年)、ベレンゲーラ (在位 1217年)、イサベル1世 (在位 1474~1504年)、フアナ1世 (在位 1504~1555年) の4名である。これがたんなる誤記なのか、あるいはイサベル1世と王位を争ったその姪フアナを女王として数えたためなのかは不明だが、フェリーペ2世の曾祖母にあたるイサベル1世の敵対者を正式な女王としたとは考えにくく、誤記ではないかと思われる。

よって血統が合流し、レカレドの王統が損なわれなかったことで、モラレス修史官が考え ていた歴史像のなかでは許容されていた。

そして、このように歴史をつうじて屹立しつづける王家とは、あくまで、レカレドの末裔たる「カスティーリャの王統」であることが強調されており、『スペイン総合年代記』という題名にもかかわらず、アラゴンやナバーラの歴史がほとんど言及されていない理由も、ここに明示されているといってよい。イベリアそのものを表象する「イスパニア」にとっての栄光がカスティーリャ王家のゴート起源論によって示されているように、この国史のなかで示された歴史像とは、西ゴート王国の記憶と結びつきながら、カスティーリャ的な言説によって表明されるものだったのである。

なお、ケーガンはこの『スペイン総合年代記』第4巻について言及するなかで、ペラーヨが「フェリーペ2世の直接の先祖」として叙述されたと述べている⁴²。しかし、ここまでの考察から明らかなように、この理解はテクスト内の論理にもとづいたものとはいいがたい。たしかに、アストゥリアス王国以来の王権の継承者としてのフェリーペ2世の先祖という意味でならば、ペラーヨはフェリーペ2世の先行者であるといってよく、モラレス修史官もペラーヨを重要な存在として位置づけていた。だが『スペイン総合年代記』という歴史叙述のなかでは、フェリーペ2世の血統上の先祖はカンタブリア公ペドロであって、ペラーヨの血は絶えたことが明言されていた。そのためモラレス修史官による歴史解釈としては、王朝の原点はゴート王レカレドであり、この「レカレド王朝」の分枝のひとつから出たペラーヨはアストゥリアス王国を建ててイスラーム勢力との戦いをはじめた重要な王ではあるが、別の分枝からレカレドの血を継ぐフェリーペ2世にとっての直接の先祖ではなかった。したがって、16世紀後半に著された『スペイン総合年代記』というテクストのなかで用いられた語彙と論理にそくして考えれば、アストゥリアス王国からカスティーリャ王国にいたる王統の流れを律するゴート起源論とは、ペラーヨではなくレカレドという象徴を中心として構築されたものであった。

ところで、このようなゴート起源論という発想そのものが、16世紀の修史官によって独 自に案出されたわけではない。むしろ、中世以来、イベリアにおける歴史叙述の一潮流と してゴート起源論はいくども語られており、とくにカスティーリャ王国では王家のゴート

⁴² Kagan [2009], p. 113.

起源論がさかんに唱えられていた(いわゆる新ゴート主義)⁴³。さらに、クアルト・モネルによると、15世紀後半のカトリック両王期のスペイン宮廷でも、カトリック改宗以降の西ゴート王国をイベリア半島の統一権力の原型とみなし、ゴート王の子孫であるカトリック両王がそれを復活させたという「ヒスパニア再興 Restauratio Hispaniae」論が登場していたという⁴⁴。したがって、モラレス修史官による『スペイン総合年代記』におけるゴート起源論は、彼の独創によるものではなく、中世以来の歴史解釈のひとつを継承したものとみなすべきであろう。ただし、たとえば新ゴート主義の出発点のひとつとなった9世紀末の『アルフォンソ3世年代記 Crónica de Alfonso III』とは異なり、16世紀後半の『スペイン総合年代記』では、ゴート起源論がレカレドの血統についての議論に集約されていた点は注目に値する⁴⁵。パーカーが「メシア帝国主義」とも表現するように、フェリーペ2世はみずからの戦略を神の摂理と同一視し、スペイン王権が神意を体現していると確信しており、その理念は廷臣や知識人のあいだでも共有されていたという⁴⁶。このように神意と王権の一体感が高揚していくなか、その国史においても、信仰の守護者たるレカレドがカトリック王国の源流として重視されていったのである。

そして、このようにカスティーリャ王家をレカレド王の末裔とする歴史解釈は、ただ宮廷に仕える国王修史官のみが固守していただけのものではなかった。たとえば『スペイン全史』の著者マリアナは、終章でも述べるように、イベリア諸国の歴史を網羅的に扱いつつも、カスティーリャ王家こそがレカレドの末裔であったと論じている⁴⁷。つまり、レカレドの血筋がカスティーリャ王家を経由して当代のフェリーペ2世にいたっているという点では、国王修史官による『スペイン総合年代記』と、近世スペインで読み継がれていくことになる『スペイン全史』の構図は共通しているのである。また、第五章で述べるように、モラレスの友人であるアラゴン王国修史官スリータが編纂した『アラゴン連合王国年代記』でも、カンタブリア公系統をふくむ広義のアストゥリアス王家がレカレドの末裔であると言及されており、「レカレド王朝」という歴史解釈が16世紀後半のスペイン王国に

⁴³ J. N. Hillgarth, "Spanish Historiography and Iberian Reality", *History and Theory*, 24-1, 1985, pp. 23-43.

⁴⁴ B. Cuart Moner, "Los romanos, los godos y los Reyes Católicos a mediados del siglo XVI; Juan Ginés de Sepúlveda y su *De Rebus Gestis Caroli Quinti Imperatoris et Regis Hispaniae*", *Studia historica*. *Historia moderna*, XI, 1993, pp. 61-87.

⁴⁵ 『アルフォンソ 3 世年代記』における王位継承原理については、A. Isla Frez, "Consideraciones sobre la monarquía astur", *Hispania*, 189, 1995, pp. 151-168.

⁴⁶ Parker, op. cit., The World is not Enough.

⁴⁷ Mariana, *op. cit.*, t. I, p. 178.

おける知識人のあいだで一定の広がりをもっていたことが示唆されている。

(二) 王権側の論理の限界

前章で述べたように、国王修史官はスペイン王権に直属する宮廷官職である一方で、登 用された人材の出身地はカスティーリャ王国に集中していた。『スペイン総合年代記』の第 4 巻で叙述対象がアストゥリアス=レオン王国とカスティーリャ伯領(王国)に限定され ている背景には、このような著者の出自も影響を与えていたとみるべきであろう。 しかし より積極的な理由としては、上でみたように、カトリック王国としての歴史の原点に立つ レカレド王の血がアストゥリアス、レオン、カスティーリャの王家へと受け継がれてきた という、『スペイン総合年代記』が提示する歴史像そのものの構造に由来しているである。 しかし、これはあくまでスペイン王権の下にある国王修史官が宮廷官職の立場から提起し た歴史像であり、前述のように一定の広がりがあったとはいえ、スペイン王国において生 みだされたすべての歴史叙述で共有されていたわけではない。むしろ、スペイン王国の版 図にはヨーロッパ各地の地域国家がふくまれ、かつアメリカ植民地をはじめとするヨーロ ッパ外世界にも広がっていた以上、スペイン王国のなかの多様な特権身分層や民族集団は それぞれに固有の出自や来歴についての伝承を語っていたのではないだろうか。第五章で は、複合王政の下で自治を享受していた地域国家の特権身分層が示そうとした歴史像の一 例として、「レカレド王朝」史観を認めながらも独自の歴史解釈を提示した、アラゴン王国 における歴史編纂を検討するが、ここでは、カスティーリャ王国の領域内においてすら王 権のための歴史像とはまったく異なる歴史像が存在していたことを指摘しておきたい。

『スペイン総合年代記』のような近世のゴート起源論のなかでは、ゴート人はレカレド 王の改宗によってカトリック王国を最初に担った民としての位置づけにあった。しかしそ の一方で、ローマ帝国の瓦解に乗じてはるかな異郷からイベリア半島に移住してきた外来 の民であった点は否定しようがない。フェルナンデス・アルバラデホは、これに対して「山 麓の民 los montañeses」を中心とする歴史像が対置されていた点を強調している。その代表 例として挙げられているのが、後に国王修史官に起用されるバスク人エステバン・デ・ガ リバイが在野にあった 1571 年に出版した、前述の『スペイン史概略』である。フェルナン デス・アルバラデホは、この『スペイン史概略』における歴史像のなかでは、『スペイン総 合年代記』にも登場した、ノアの孫トバルの末裔とされた「スペイン人」の土着性・連続 性が強調されていたと評価する。すなわち、ローマ帝国、ゲルマン諸部族、イスラーム勢 力という外敵がイベリア半島に侵入するたびに、この「スペイン人」が北の山麓(ガリシア、アストゥリアス、カンタブリア、バスク)へと退避し、ノアの箱舟にも擬された山々に抱かれて力を蓄え、神に約束された土地としてのイベリア半島を奪い返していく、という歴史像を提示するものであったとフェルナンデス・アルバラデホは位置づけている。イベリア半島において連綿とつづくこの「スペイン人」、すなわち「山麓の民」が歴史をつうじて有していた意義を強調する言説のなかでは、ピレネー山脈の彼方から到来した西ゴート王国には、外来王朝としての低い価値しか与えられないことは明らかである⁴⁸。

このように、16世紀後半のスペイン王国では、後述するアラゴン王国独自の歴史編纂によって提示された歴史像にくわえて、王権の基盤となるカスティーリャ王国の領内においてさえ、このような「山麓の民」起源論が一定の広がりをもっており、王権の下で編纂された『スペイン総合年代記』が一翼を担うゴート起源論と並び立っていたのである。

以上のような 16 世紀スペインにおけるさまざまな由来をもつ歴史像の存在を想定するとき、王に仕える修史官が編纂した『スペイン総合年代記』をとりまく布置関係がかいまみえてくる。この国史は、王権のために上梓された公定の歴史書ではあったが、けっしてスペイン王国における唯一の歴史像だったわけでも、スペインの歴史に関する解釈を独占できていたわけでもない。むしろ、それに対抗しうる歴史像、少なくともそれとはまったく異なる語彙や構図にもとづいて提示された歴史像との潜在的な緊張関係のなかに置かれていたとみるべきである。複合王政のなかで独自の政体を維持していたアラゴン王国における歴史像の特質については後述するが、独自の政体を背後にもたない「山麓の民」起源論も、旧約聖書に記されたノアの孫からの連続性を主張することで、ゴート起源論におけるわずか800年程度の王家の来歴をはるかに凌駕する射程をもち、王権のための歴史物語を相対化させかねない潜在力を有していたといってよい。

『スペイン総合年代記』をこのような布置関係に位置づけてみれば、この歴史像のなか

⁴⁸ Fernández Albaladejo, *op. cit.*, pp. 287-321. なおフェルナンデス・アルバラデホによると、16 世紀末から 17 世紀初頭にかけて、ガリバイ以外にも聖書的な選民のイメージによって「山麓の民」の系譜を語る歴史家がいたが(フアン・ピネダ、アルフォンソ・ロドリゲス・デ・ゲバラなど)、特筆すべきは 17 世紀前半の国王修史官フアン・デ・ラ・プエンテ(在任 1605~?)である。彼による『二つのカトリック王国の利点 *Conveniencia de las dos Monarquías Católicas*』(1612 年)では、ゴート人が蛮族視され、レカレドの改宗も先住の被支配層のための行動であったとされたうえで、トバルの末裔とされた「山麓の民=スペイン人」が「新しいイスラエル」として顕彰されたという。ラ・プエンテについては、Antoio、*op. cit.*, t. I, pp. 810-811; García Hernán, *op. cit.*, *Políticos de la Monarquía Hispánica*, pp. 603-604.

で、カスティーリャ王家のゴート起源論がスペイン王権の歴史的な正統性の論理になっていた意味が明確になる。そもそもこの論理は、あくまで地域国家のひとつであるカスティーリャ王国の世襲君主としての正統性の根拠にすぎないレカレド王の末裔という論拠を、さまざまな地域国家を統べるスペイン近世王権のそれとしてそのまま横滑りさせたものにほかならない。I・A・A・トンプソンの指摘によれば、16世紀のカスティーリャでは、カスティーリャとスペインを同一視する意識の台頭が認められるというが、『スペイン総合年代記』はこのようなカスティーリャ中心主義を王権の視点にもとづいて言説化したものだといってよい⁴⁹。この意味でレカレド王とは、カトリック王国理念・ゴート起源論・カスティーリャ中心主義という三つの潮流が合流する地点において、王権を中心にすえた「スペインの歴史」を編みあわせるために不可欠の装置だったのである。

その一方で、『スペイン総合年代記』の第4巻からはナバーラ、アラゴン、カタルーニャ などの歴史が排除されていたが、それは、カスティーリャ以外の地域国家独自の歴史や「山 麓の民」起源論に言及すれば、ゴート起源論やカスティーリャ中心主義に立脚する王権に とっての正統性の論理が相対化されかねなかったためである。モラレス修史官は、「イスパ ニア」像という統一的な表象を用いて『スペイン総合年代記』を飾っていたが、それにも かかわらず、この国史はカスティーリャ王家の出自と来歴を語ることでしか西ゴート王国 滅亡後のスペインの歴史を語りえないものだったのであり、その背後には、国王修史官が 示す歴史像とは異なる複数の歴史像が存在していたことを明記しておかねばならない。本 稿の主題である近世スペインにおける歴史編纂を考察する際にも、何らかの解釈がテクス トの内部では一貫性のある安定した物語になっていたとしても、それをとりまく歴史的・ 文化的な場のなかでは他のテクストとのあいだに潜在的な緊張関係を強いられていた可能 性を念頭においておく必要があるだろう。また、このような『スペイン総合年代記』と比 較して、マリアナの『スペイン全史』がスペイン王国で広く受け入れられた一因として、 一方ではカスティーリャ中心主義にもとづく王家のゴート起源論を唱えつつ、他方ではカ スティーリャ以外の地域国家の歴史もそれとして記述することによって、さまざまな歴史 像の視点から読み解くことが可能になっていた点をあらためて指摘しておきたい。

⁴⁹ I. A. A. Thompson, "Castile, Spain and the Monarchy; The Political Community from Patria Natural to Patria Nacional", R. L. Kagan and G. Parker (eds.), *op. cit.*, pp. 125-159. ただし、トンプソン自身が重点を置いているのは、16 世紀から 17 世紀のカスティーリャでは、スペインと同一化していく意識と、むしろそこからの逃避を願う地方意識がせめぎあっていた点である。この論点については、次章で後述したい。

小括

本章では、16世紀後半におけるスペイン王権の修史事業のなかで中核的な位置づけにあった『スペイン総合年代記』の内容を検討し、その叙述から浮かびあがってくる、王権にとっての正統性の論理を考察した。モラレス修史官が1586年に出版した第4巻では、アストゥリアス王国の王はペラーヨの子孫であれ、カンタブリア公の子孫であれ、全員が西ゴート王国のレカレドの末裔であるとされ、カトリック信仰を守護する王としての血統的な連続性が強調された。イベリア半島全体を治めるべきカトリック王国という理念は、「スペインの崩壊 destrucción de España」とよばれたイスラーム勢力による西ゴート王国の滅亡によっても消えることはなく、王の身体に流れるレカレドの血とともにアストゥリアス=レオン王国からカスティーリャ王国へと受け継がれ、当代のフェリーペ2世にまでつづいているものとされたのである。このような語彙と論理によって叙述された『スペイン総合年代記』の内在的な読解によって明らかになる王権のための歴史像とは、カトリック王国理念、ゴート起源論、カスティーリャ中心主義という三つの要素によって成り立っていたといってよい。

さて、このような歴史像の特徴をみると、16世紀後半のスペイン王国の複合的な国制を前提としたものであったことがわかる。本章でみたように、スペイン王権がみずからの出自と来歴の物語を紡ぎだすためには、カスティーリャ王家としての正統性の論理を用いざるをえなかった。というのもカスティーリャ王国では、アストゥリアス王国以来、血統による世襲王政の枠組みが確立しており、少なくとも理念上は特権身分層が王位継承の原理そのものに干渉することはできなかったため、王権が諸身分に優越する政体理念にもとづいて歴史を編纂するためにはカスティーリャ王国を中心にすえることが好適であったためである。その一方で、16世紀の時点で一定の広がりをもって受容されていたカスティーリャ王家のゴート起源論に対して、第五章でみるように、アラゴン王国、ナバーラ王国、カタルーニャ諸伯領の君主家門の出自についてはゴート起源論とはまったく異なる正統性の論理が展開していた。そのため、各地域国家の特権身分層が王権の下で自治を享受していたスペイン王国のなかでは、王権はカスティーリャ王国の歴史物語と一体化することでしか歴史をつうじての自己の存在を誇示する論理を構築しえなかったのである。しかしなが

ら、そのカスティーリャ王国でもまた、在地社会のレベルでは特権身分層が強固な自治的権力を有していたのであり、彼らが王権による歴史解釈をそのまま共有していたかどうかは、それ自体として考察する必要があろう。したがって次章では、トレードを具体的な事例として、地域国家のひとつであるカスティーリャ王国における特権身分層が歴史書に関してどのような立場をとり、いかなる形で歴史を解釈していたのかを検討していきたい。

第三章 16世紀後半のカスティーリャ都市における歴史編纂

はじめに

ここまではスペイン王権による歴史編纂を検討し、王権のための国史『スペイン総合年代記』では、王朝と宗教を結びつけたレカレド王朝史観ともいうべき歴史解釈にもとづいて、カスティーリャ王家のゴート起源論がカトリック王国を治めるスペイン王権の歴史的連続性を象徴する役割を担っていたことをみた。いわばハプスブルク王権は、財政的・軍事的な基盤としていたカスティーリャ王国を正統性の論理としても支柱とし、その歴史物語と一体化しようとしていたのである。しかし、序章でみたようにカスティーリャ王国を複合王政の下にあった地域国家のひとつとして捉えると、王権との同盟関係にもとづいて地域支配をおこなっていた特権身分層の側がこのような王権側の論理と一体化していたかどうかは、また別個の分析を要する問題であろう。

そこで本章では、地域国家カスティーリャ王国も序列的な社団編成のなかでの特権身分層との協力関係にもとづく統治構造で成り立っていた点をふまえ、議会都市としても国王都市としても最上位の特権的な地位を享受していたトレード市を例にとり、16世紀後半を中心とする時期にどのような歴史書(都市年代記)が編纂されていたかを整理し、そのなかで示された歴史解釈を分析したい。トレードではフェリーペ2世の治世をはさんで、1554年にはペドロ・デ・アルコセールによる『トレード史』「、1605年にはフランシスコ・デ・ピサによる『トレード記』2という、2冊の都市年代記が出版された。近世スペインにおける都市年代記の重要性に着目したケーガンは、前者の『トレード史』をスペイン各地で都市年代記がきそって出版される動きの先駆けになった作品として評価している。また、後述するように、後者の『トレード記』の序文では都市当局の監督をうけて公刊されたことが明言されており、トレードの都市支配層が歴史書の編纂に積極的であったことを示す好

¹ P. de Alcocer, Historia o descripción de la Imperial Ciudad de Toledo con todas las cosas acontecidas en ella desde su principio y fundación. A donde se tocan y refieren muchas antigüedades y cosas notables de la Historia General de España, Toledo, 1554.

² F. de Pisa, Descripción de la Imperial Ciudad de Toledo y historia de sus antigüedades y grandeza y cosas memorables que en ella han acontecido de tiempos. Y de los arzobispos de Toledo principalmente de los más celebrados. Primera parte, repartida en cinco libros con la historia de Santa Leocadia, dirigida y dedicada al Senado de la misma ciudad, Toledo, 1605.

適な史料である。そこで本章では、これら2冊の都市年代記を史料として用い、カスティーリャ王国における特権的な都市社団を掌握するトレードの都市支配層の下ではどのような歴史編纂がおこなわれていたか、そしてそれがスペイン王国の全体秩序のなかではいかなる意味をもっていたかを考察したい。それによって、地域国家としてのカスティーリャ王国の特権身分層からみたスペイン王権との関係性のあり方を国制史の観点から分析する一助とすることを本章の課題とする。

さて、トレードの都市年代記については先行研究でもしばしば言及され、本稿もそれらの成果に依拠する点が多いため、S・ケサーダ、ケーガン、マルティネス・ヒルによる先行研究を概観しておきたい。

ケーガンよりも先に都市年代記に関する研究を公表したのは、ケサーダであった³。それによると、アメリカ植民地もふくめて近世のスペイン王国で編纂された都市年代記は 127点におよび、主にその都市の教会知識人、下級貴族、法曹家などが執筆したものであった。ケサーダは、自都市を理想化された共同体として表現するための手法として、世俗的な意味での市民共同体として理想化して描くアリストテレスの議論を淵源とする手法と、よきキリスト教信徒の共同体として描くアウグスティヌス以来の手法という、二つの側面から理想都市が描かれたとし、それが個々の都市年代記ではどのように表現されたかを整理している。なお、このような都市年代記の評価はケーガンもほぼ同様であるが、ケサーダは書物としての都市年代記における表現そのものを重視しているのに対して、ケーガンは都市年代記を生みだすことになった近世都市をとりまく政治的・社会的な文脈により重点をおいているといえよう。

序章で言及したようにケーガンの論文でも、都市年代記の全般的な特徴として、第一に 聖俗両面で理想化された自都市のイメージが提示されることが挙げられているが、第二の 特徴として、王権に忠実であった自都市の歴史が主張される点が強調されている⁴。いわば、 都市年代記が編纂された理由として、都市が中世から有した特権の由来を近世王権に説い てその尊重を期待するという、近世における王権と都市のあいだの政治的な関係性に注目 したことがケーガンの特徴であるといえよう。

このような都市年代記についての全般的な研究をふまえながら、都市年代記を史料のひ

³ S. Quesada, La idea de ciudad en la cultura hispana de la Edad Moderna, Barcelona, 1992.

⁴ Kagan, *op. cit.*, "Clio and the Crown...", p. 95.

とつとして用いて、近世トレードにおける集団的アイデンティティや自都市の歴史についての解釈に関する研究を進めているのが、トレード都市史家マルティネス・ヒルである。まず2000年の論文で彼が着目したのは、古代から西ゴート時代にかけてのトレードで活躍した聖人への崇敬が16世紀に高揚した点であった5。後述するように、聖エウヘニオ(1世紀の最初の伝道者であり、初代司教と考えられたエウゲニウス)、聖レオカディア(306年の大迫害での殉教者)、聖イルデフォンソ(6世紀のトレード大司教イルデフォンスス)の3聖人がカトリック共同体としてのトレードの歴史を象徴する人物として都市年代記のなかで強調されただけでなく、これらの聖人の聖遺物を外部からトレードに帰還させる運動が都市当局と教会当局によって推進されたのである。その結果として、1565年には聖エウヘニオの聖遺物がフランスから、1587年には聖レオカディアのそれがフランドルから返還され、それを祝う祭典がトレードで挙行されたが、それについては次章で詳述する。マルティネス・ヒルは、このような聖人崇敬の高まりは都市支配層が人為的・政策的に創出したものであり、自都市の歴史を象徴する固有の聖人への崇敬行為をエリート層と民衆層で共有することによって、集団的アイデンティティを再構築し、都市社会の統合を保つことが意図されていたと指摘している。

また、マルティネス・ヒルは 2008 年の論文では、16世紀から17世紀にかけてのトレードにおいて自都市の歴史がどのように認識されていたかを検討している6。彼は、都市年代記をはじめとするさまざまな史料を用いながら、16世紀のトレードにおける自都市の歴史についての解釈を次のように整理している。すなわち、カトリック改宗以降の西ゴート王国時代が、トレードがその都であったことから歴史上の黄金時代に位置づけられ、それが末期ゴート諸王の堕落に対する神罰としてのイスラーム教徒の侵攻(いわゆる「スペインの崩壊 destrucción」)によって終わりを迎えるが、アルフォンソ 6世によるトレード攻略(1085年)によってカスティーリャ王国の下で復興 restauración が進められ当代にいたっている、というのが16世紀のトレードにおいて共有された歴史像の枠組みであったとされる。そのような歴史解釈のなかで、西ゴート王国では「王の都 Civitas Regia」、アルフォン

_

⁵ F. Martínez Gil, "Religión e identidad urbana en el arzobispado de Toledo (siglos XVI-XVII)", J. C. Vizuete Mendoza (coord.), *Religiosidad popular y modelos de identidad en España y América*, Cuenca, 2000, pp. 15-57.

⁶ Idem, "De civitas regia a civitas Dei. El imaginario histórico de Toledo en los siglos XVI y XVII", J. C. Vizuete Mendoza y J. Martín Sánchez (coords.), *Sacra loca toledana. Los espacios sagrados en Toledo*, Cuenca, 2008, pp. 319-367.

ソ6世の下では「皇帝の都 Ciudad Imperial」という称号がトレード市に与えられことが重視され、歴代の王権との特別な結びつきが主張されたとマルティネス・ヒルは指摘している。だが、16世紀後半にフェリーペ2世の宮廷がマドリードに固定されるにしたがって、王権との関係性を強調する歴史像は後景に退くようになり、17世紀にはスペイン首席大司教座 primacía de España の所在地である教会都市としてのイメージが前面に出てくるとマルティネス・ヒルは論じている。

このように、本章で扱うトレードの都市年代記とそのなかでの歴史解釈については、すでにマルティネス・ヒルによって研究が深化しつつあり、本稿も彼の研究に多くを負っている。本章では都市年代記ではどのような歴史解釈が提示されたかを主に都市の世俗的な側面から考察し、次章では聖人崇敬に象徴される都市の宗教的な側面が都市年代記でどのように描かれ、それがさらに祭典での表象にいかなる影響を与えたかを分析するが、上記の2論文から示唆をうけていることは、ここに明記しておきたい。ただし、彼の研究のなかでは、『トレード史』と『トレード記』というテクストそれぞれが全体として、また具体的な論述として、どのように歴史を物語っているかは明確には示されず、断片的に引用される場合が多いため、本章ではそれぞれの都市年代記の構成にまで立ち入り、より体系的に検討することにしたい。また、聖遺物遷座を祝う祭典についてもかならずしも細部にわたる詳細な分析がおこなわれているわけではないため、次章では祭典における表象がもっていた意味を検討しつつ16世紀後半のトレードにおける多様な史料をあわせてもちいることによって、書物としての歴史書と社会のなかでの祭典の関係を分析し、歴史編纂を近世社会との接点において考察することを試みたい。

したがって、本章ではトレード支配層の下でおこなわれていた歴史編纂とそれによる歴史解釈を検討し、次章での都市祭典との関連性についての分析につなげたい。第一節では本章と次章に関する予備的な考察として、16世紀のトレードにおける都市当局と地方教会について整理しておきたい。第二節では、アルコセールの『トレード史』とピサの『トレード記』という2冊の都市年代記の書誌情報を一瞥したうえで、それぞれの歴史書としての構成を把握する。そして第三節では、マルティネス・ヒルをはじめとする先行研究をふまえながら、トレードの都市年代記では自都市の歴史が主に世俗的な側面からはどのように叙述されたかを検討したい。その際、都市と王権の関係性についての認識をとりあげ、都市と王権の結びつきが世俗的な文脈ではどのように表象されたかを本章で考察したうえで、次章でおこなう分析のための前提を理解しておきたい。

第一節 16世紀後半のトレードにおける聖俗権力

本節では予備的な考察として、16世紀のトレードにおける都市支配層と地方教会を概観する。

(一) トレードにおける都市支配層

まず、トレード支配層の権力基盤となっていた都市当局の制度を一瞥しておきたい?。

カスティーリャ中世都市では、少なくとも征服直後は開放型市会(住民総会)によって 一般の家長であっても市政に参加することができたが、13世紀前半にアンダルシーア征服 が達成されるまでイスラーム勢力との前線地帯に位置したトレードでは、武装自弁の必要 から、騎士(下級貴族)caballeros 層や、平民ではあるが富裕な有力市民 hombres buenos 層 が当初から実権を握っていた。13世紀後半以降、王権は騎士・有力市民に各種の免税特権 を与え、積極的に支配層としての地位を公認する一方で、14世紀にはいると国王代理官の 派遣を散発的におこない、トレード市への介入を進めていった。そして、1422年にトレー ドにも市参事会制度が王権によって導入され、終身制の市参事会員が市政決定権を独占す る体制が確立した。国王都市の市参事会員は国王による任命制とされたため、王権はそれ をつうじて各都市の支配層と協力関係を築くことを試みていた。トレードの市参事会には、 最上位の都市官職である大判事 (マケーダ公カルデナス家)、上訴大判事 (シフエンテス伯 シルバ家)、メスタ判事(モンテマヨール侯リベーラ・シルバ家)、旗手長(シルバ家)、警 吏長(フエンサリーダ伯アヤーラ家)を永代保有して近郊に所領をもつ有力貴族も参加し ており、トレードの市参事会はこれらの最上位官職の保有者と市参事会員24名によって構 成された(16世紀後半に定員は36名とされる)。このような市参事会制にもとづく15世 紀のトレード支配層とは、最上位官職を永代保有する有力貴族、征服以来の騎士・有力市 民の家系、そして中世末期に台頭しはじめたコンベルソをふくむ富裕市民層の三者からな っていたといってよい。

⁷ 近世トレードの都市制度とその支配層については、序章でふれたアランダ・ペレスの研究にくわえて、E. Lorente Toledo, *Gobierno y administración de la ciudad de Toledo y su término en la segunda mitad del siglo XVI*, Toledo, 1982.

ただしトレードに関しては、市参事会と同時に教区代表 jurado 制もあわせて導入することによって、都市支配層が市政を壟断しないように配慮がなされていた⁸。教区代表とは、すべての家長が参加できる小教区ごとの集会で互選によって選出される終身職であり、投票権はないものの市参事会に陪席してその議論を監視し、市参事会が都市全体の利益に反する決定を下した場合には国王に直訴する権利を有した。このような教区代表とは、市参事会を牽制して都市支配層と一般市民層のあいだで均衡を保つために都市社団の一部として導入された制度であった。

しかしトレードでは、少数の都市支配層の影響力が増していくにつれて、この市参事会と教区代表の二元的な体制は機能しなくなっていった。本来、市参事会員も教区代表もあくまで終身職であるため、在任者が死亡した場合、前者は国王が、後者は教区集会が後任を任命するものであった。しかし15世紀後半には、どちらの官職でも特権として後継指名委譲 renuncia が慣例化した。後継指名委譲とは、在任者が後任を指名して辞任するものであり、特定家門による世襲化を可能にした。また、血縁や姻戚関係が希薄な相手への後継指名委譲の場合は、事実上の官職売買や、債務返済の手段としても用いられた。他のカスティーリャ都市でも市参事会員は後継指名委譲によって特定家門による世襲財産に変質していったが、J・F・アランダ・ペレスによると、トレードでは教区代表も1480年代にはこの特権を享受するようになり、教区集会は後任候補を追認する場になってしまい、教区代表の本来の機能は失われて富裕層による官職購入の対象になりつつあったという。

序章で述べたようにサンチェス・レオンは、このような市政の閉鎖化の最終段階として、コムニダーデスの乱における各都市の内部での権力闘争を分析している¹⁰。それによると、王権からの財政要求への反発によって 1520 年にはじまったコムニダーデスの乱は、事態が推移していくなかで各都市の内部においては、市参事会から排除された一般市民や下級貴族が市政の開放を要求する運動も誘発することになったという。トレードの場合では教区集会が、従来の教区代表 jurado とは異なる 1 年任期の教区委員 diputado を選出し、この教区委員が集まる会議 Congregación が市参事会にかわって市政を主導することを要求した。これに対して、従来の支配層が集まる市参事会は一般市民層から離反して、王権との和平

⁸ 教区代表については、Aranda Pérez, op. cit., Poder municipal y cabildo de jurados en Toledo en la Edad Moderna (siglos XV-XVIII).

⁹ Aranda Pérez, op. cit., Poder y poderes..., pp. 213-237.

¹⁰ Sánchez León, op. cit., Absolutismo y comunidad.

を模索した。その一方で、教区委員会議は1年任期の教区委員を制度として残すことを主張したため、トレード市の降伏交渉は1522年まで長引くことになった。しかし、反乱中につくれた制度は戦後すべて解体され、市参事会の支配権が再建されたため、そこに結集する少数の支配層による都市社団の掌握が完成したのである¹¹。

その後の16世紀前半には、カスティーリャ全体の好況を背景として、トレード市は人口 も5万人以上に増加し、商人・手工業親方・金融家などの新興の富裕市民層が台頭してき た。彼らは、官職売買としての機能をもった後継指名委譲を利用して、まず教区代表の職 を購入し、数世代をかけて市参事会に参入するという社会上昇のパターンをみせるように なった12。アランダ・ペレスは、近世トレードの教区代表の後継指名委譲530件のうち、 世襲目的のものは3割に満たず、多くの場合は私人間の官職売買であったと推定している。 たとえばコンベルソ家系のパルマ家は、1540年に最初の教区代表職を購入し、17世紀まで に一族で 12 名の教区代表を輩出した。そして 1609 年にはじめて市参事会員職を獲得し、 最終的には市参事会において一族で3議席を占めるようになり、トレード支配層のなかで も有力な家門としての地位を確立した。このように、経済的な実力を蓄えた富裕市民層が まず教区代表を経験し、都市社会における名声を確立したうえで、市参事会員職を購入し て都市支配層に参入するという社会上昇の経路が 16世紀から 17世紀前半にかけてのトレ ードでは機能し、前述のパルマ家だけでなく、シスネーロス家、バリャドリー家、ウルタ ード家、ロブレス・コルバラン家などの新興家系の台頭を可能にした。それに対して中世 以来の都市支配層のなかでは、アヤーラ家やシルバ家などの有力貴族の分家を別とすれば、 パディーリャ家やカリーリョ家などの家門は 17 世紀にはいると市参事会員の職を維持で きず、都市支配層から脱落している。このように、1422年に導入された時点では市参事会 を牽制する役割を期待されていた教区代表制は、コムニダーデスの乱における市政開放運 動が失敗した結果として、都市支配層への参入を望む新興富裕層が市参事会まで上昇する ための社会的階梯に転化し、新旧の都市支配層が入れ替わる経路として機能したのである

¹¹ トレードのコムニダーデスの乱の展開については、F. Martínez Gil, *La ciudad inquieta*. *Toledo comunera*, *1520-1522*, Toledo, 1993, pp. 70-122.

¹² Aranda Pérez, *op. cit., Poder y poderes...*, pp. 88-103, 166-169, 210-211 y 233-234. また、トレード支配層のプロソフォグラフィー研究として、F. J. Aranda Pérez, "<Nobles, discretos varones que gobernáis a Toledo.> Una guía prosopográfica de los componentes del poder municipal en Toledo durante la Edad Moderna (corregidores, dignidades y regidores)", F. J. Aranda Pérez (coord.), *Poderes intermedios, poderes interpuestos. Sociedad y oligarquías en la España moderna*, Cuenca, 1999, pp. 227-309.

13

このように 16世紀のトレードでは、市参事会員を上位、教区代表を下位とする序列的な 権力秩序が確立したが、市参事会を構成する都市支配層そのものは固定的な存在ではなく、 社会的な流動性が高かった。16世紀のスペイン王権は、二つの経路によってこのようなト レード支配層を把握しようとした。第一の経路は、1477年からトレードへも恒常的に派遣 されるようになった国王代官であった。国王代官は、市参事会の議長役に位置づけられ、 国王都市トレードが自都市内部と周辺農村部に行使していた自治裁判権にもとづく法廷も 主宰することになった。これによって王権による在地把握が進んだことはたしかであるが、 実際には国王代官が市参事会を統率していくためには都市支配層との協力関係を維持する 必要があった¹⁴。第二の経路は、王権と都市支配層の各家門とのあいだの個別的な恩顧関 係である。前述の後継指名委譲は、市参事会員の最終的な任命権は国王が留保していたた め、形式上は国王による個別の許可にもとづいておこなわれた。したがって王権は、個々 の後継指名委譲に際して認可を与えることをつうじて、都市支配層との良好な関係を保つ ことに成功したのである。また、最上位の都市官職を永代保有した有力貴族であるアヤー ラ家やシルバー族は、市政において国王代官と協力するだけでなく、当主がガリシアやセ ビーリャなど他地方での国王代官を務めるなど、王権との良好な関係を個別的にとりむす んでいたのである¹⁵。

以上のように 16世紀後半のトレード支配層は、一方では王権やそれを代理する国王代官との良好な協力関係を保ちつつ、他方では市参事会に都市社団としての決定権を集中させて独占し、新興の富裕市民層をみずからのうちにとりこむことによって、都市社会での権力を安定化させていった。個々の家系にとっての盛衰はあったものの、社会的な流動性の高いトレード支配層という集団による権力掌握のシステムそのものは 16世紀には安定期に入り、カトリック両王以前に頻発していた暴力的な党派抗争は根絶され、コムニダーデスの乱を最後として王権への反抗もみられなくなる。本章であつかう都市年代記が出版された 16世紀後半前後のトレード市とは、このような都市支配層による在地支配が安定して

¹³ Aranda Pérez, *op. cit.*, *Poder municipal*..., pp. 147-149.

¹⁴ Aranda Pérez, op. cit., Poder y poderes..., pp. 346-351.

¹⁵ M. Lunenfeld, Keepers of the City. The Corregidores of Isabel I of Castile (1475-1504), Cambridge, 1987, pp. 196-218; J. R. Palencia Herrejón, Los Ayala de Toledo. Desarrollo e instrumentos de poder de un linaje nobiliario en el siglo XV, Toledo, 1995; 椎名浩「15世紀末のセビーリャにおける都市・王権関係の一側面―国王役人フアン・デ・シルバと下級役人の動向を中心に、1482~92年」『スペイン史研究』20号、2006年、1-14頁。

いた時期であったといってよい。

(二) トレード教会

16世紀のトレード社会において、世俗の都市支配層とならんで重要な存在であったのが、スペイン最大の地方教会としてのトレード教会であった。教会当局自体が都市年代記を出版したわけではないが、後述するように『トレード記』の著者ピサは大聖堂の役職を務めた教会知識人であり、ケーガンやケサーダが指摘するように都市年代記のなかでは宗教面も重要な意味をもっていた。また次章で述べるように、トレード教会は祭典においては市参事会とならんで主導的な役割を果たしていた。したがって本項では、トレード教会の制度的な基盤を一瞥しておきたい。まず、地方教会としての権威の源泉であったトレード大司教のもつ権能を確認したい。

トレード大司教の権限がおよぶ教会行政上の単位は、トレード教会管区 provincia eclesiástica とトレード大司教区 archidiócesis の二つがあった¹⁶。前者の教会管区とは、管区大司教(首都大司教) metropolitano の資格において大司教が管轄する教会行政単位である。その内部は、大司教がみずからの司教区として司牧をおこなう大司教区と、他の司教の下にある所属司教区 diócesis sufráneo からなっている。16世紀のトレード教会管区は、トレード大司教区と七つの所属司教区(セゴビア、シグエンサ、オスマ、クエンカ、コルドバ、カルタへーナ、バリャドリー)で構成されていた。教会管区では、大司教が管区会議 concilio provincial に司教を召集し、そこで管区全体に関わる事項を討議した。ただし本来、司教はそれぞれが使徒の後継者として対等な立場にあり、大司教もそのひとりにすぎないため、大司教区と所属司教区の差異もたんに名称上のものにすぎず、両者は同格のものである。したがって、管区大司教としてのトレード大司教が教会管区に行使できたのは一定の監督権にすぎず、それぞれの司教区では司教こそが裁治権の行使者であった。

さて、本稿でいうトレード教会とは、大司教が直接的な裁治権をもち、彼を補佐する聖 堂参事会の権能がおよぶトレード大司教区の教会組織をさす。同大司教区は、ヨーロッパ

_

¹⁶ D. Mansilla, "Geografía eclesiástica", Q. Aldea Vaquero (dir.), *Diccionario de historia eclesiástica de España*, t. II, Madrid, 1972, pp. 983-1015; Idem, "Panorama histórico-geográfico de la Iglesia española en los siglos XV y XVI", R. García Villoslada (dir.), *Historia de la Iglesia en España*, III-1, 1980, pp. 3-23. なお本稿では、カトリック教会用語の日本語表記については、上智学院新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典』全4冊、研究社、1996~2002 年に準拠する。

最大規模の面積を誇る司教区であった。そもそも、近世スペインの司教区数は55 (8 大司教区と47 司教区)であり、315 のイタリアや113 のフランスと比較すると、司教区ひとつあたりの規模が大きい傾向にあった¹⁷。そのなかでもトレード大司教区は最大の面積であり、新カスティーリャ地方(クエンカ司教区をのぞく)の364 小教区から構成された。同大司教区は、6 名の大助祭 arcediano が分掌する六つの大助祭分区(トレード、マドリード、グアダラハーラ、タラベーラ・デ・ラ・レイナ、カラトラーバ、アルカラス)にわかれ、それぞれの大助祭が大司教から委任された裁治権を行使した¹⁸。そして、その下位には首席司祭 archipreste、さらに教区司祭 párroco、cura とつづく階層状の教会組織があった。また、司教区のひとつであるトレード大司教区では司教区会議 sínodo diocesano が開かれ、そこに大助祭以下の聖職者が参集した。ただし、トレント公会議では管区会議は3年ごとに、司教区会議は毎年開催して教会刷新を図るように決定されたにもかかわらず、16世紀後半にはトレード管区会議(1565、1582 年)もトレード司教区会議(1566、1583 年)も2回ずつしか開かれなかった。

なお、トレード大司教はスペイン首席大司教 primado de España という称号も有していたが、これはトレードが西ゴート王国の都であったことから12世紀にアルフォンソ7世から贈られたものであり、儀礼上、同大司教を聖職者の筆頭として扱うものであった。ただし、この称号は実質的な権限をともなわず、トレード大司教が有していた教会制度上の重要性は、スペイン最大の司教区であるトレード大司教区の裁治権者であった点にもとめられる。1523年にスペイン王権が教皇から国王教会保護権 patronato real を認められると、16世紀にはトレード大司教をふくむスペイン国内の司教は王権の推挙にもとづいて教皇が任命することになった。フェリーペ2世期に推挙された人物としては、王権の主導下での教会の統制と刷新のために、大貴族の子弟や外国人が対象から外され、中小貴族の子弟、神学者、教会法学者が好んで登用された19。フェリーペ2世が指名したトレード大司教でも、学識に富んだ聖職者であったバルトロメ・カランサやガスパル・デ・キローガはその典型例で

¹⁷ H. Rawling, *Church, Religion and Society in Early Modern Spain*, New York, 2002, pp. 58-67.

¹⁸ Á. Fernández Collado, "Jerarquía e instituciones eclesiásticas", F. García González (coord.), *Castilla-La Mancha en la Edad Moderna*, Ciudad Real, 2004, pp. 213-235.

¹⁹ T. de Azcona, "Reforma del episcopado y del clero de España en tiempos de los Reyes Católicos y de Carlos V (1475-1558)", García Villoslada (dir.), *op. cit.*, pp. 115-210; 林邦夫「カトリック両王期の教会政策」『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』34 号、1982 年、21-44頁。H. Rawling,"The Secularization of Castilian Episcopal Office under the Habsburg,c. 1516-1700", *Journal of Ecclesiastical History*, 38-1, 1987, pp. 53-79.

あったといってよい²⁰。

しかし、16世紀のトレード大司教は任地には不在であることが多かった。というのも同大司教は、異端審問所に長期にわたって拘束されたカランサは例外としても、カスティーリャ王国の摂政を務めたシスネーロスのように、重臣として宮廷の顕職を兼ねることが常態であったためである。たとえばキローガは、イタリア顧問会議の議長、異端審問長官、国務顧問会議の顧問官を歴任したため、地方教会の監督をみずからおこなうわけにはいかなかった。そこで、大司教に代わって地方教会の実質的な運営にあたったのが、聖堂参事会であった。

トレードの聖堂参事会は 1085 年の征服直後に発足し、16 世紀には 14 名の顕職衆 dignidades と 40 名の聖堂参事会員 canónigos からなっていた²¹。顕職衆とは、聖堂参事会長、神学教授、聖歌隊長などの大聖堂そのものの役職者 8 名と、前述の 6 名の大助祭からなり、『トレード記』の作者ピサはこの神学教授職を務めていた。Á・フェルナンデス・コリャードによると、16 世紀のトレード聖堂参事会の構成員 220 名のうち、出身地が特定できるのは 81 名であった。同大司教区にあたる地域としては、トレード市とその属域から 19 名 (23%)、それ以外の新カスティーリャ地方からは 20 名 (25%) であった。その一方で大司教区外の旧カスティーリャ地方出身者も 20 名 (25%) にのぼり、アンダルシーア、ナバーラ、バレンシアの出身者も登用されていた²²。トレード市出身者のなかには都市支配層の子弟もふくまれていたが、トレード聖堂参事会は大司教区の内外から集まった人材で構成されていたことが示唆される。これに対して他の司教座では、その都市の支配層の子弟が聖堂参事会を占める傾向にあったことを考えれば、スペイン最大の地方教会を管轄するトレード聖堂参事会は在地の都市支配層から一定の自立性を有していたといってよい²³。

この聖堂参事会の権能がおよぶのは、大聖堂そのもの、大司教区における傘下の諸教会、および大聖堂に付属する諸施設である。そのうち大聖堂では、大司教に代わって日々の典

^{20 16}世紀のトレード大司教は以下のとおり(括弧内は在任年)。フランシスコ・ヒメネス・デ・シスネーロス(1495~1517年)、ギジェルモ・ヤコボ・ド・クロイ(1517~21年)、アロンソ・デ・フォンセカ(1523~34年)、フアン・タベーラ(1534~45年)、フアン・マルティネス・デ・シリセオ(1546~57年)、バルトロメ・カランサ(1557~76年)、ガスパル・デ・キローガ(1577~94年)、アルベルト大公(1595~98年)、ガルシア・デ・ロアイサ(1598~99年)。

²¹ Á. Fernández Collado, *La catedral de Toledo en el siglo XVI*, Toledo, 1999, pp. 23-45.

²² *Ibid.*, pp. 61-104.

²³ たとえば、アビラ聖堂参事会は都市支配層の子弟によってほぼ独占されていた。J. Blinkoff, *The Avila of Saint Teresa. Religious Reform in a Sixteenth-Century City*, New York, 1989.

礼をおこない、人事も決定していた。また、大助祭が参加することによって、大司教区全体に対する監督も担っていた。これらの狭義の意味での教会行政にくわえて、聖堂参事会は市内で教育施設や施療院も運営し、都市社会との重要な接点になっていた。聖職者養成のための教育施設としては、サンタ・カタリーナ学院(1485年設立)や幼年学院(1552年設立)があり、前者は1521年以降、学位授与権をもつ教皇立のトレード大学として自由学芸、神学、教会法、医学の4学部を擁しており、ピサはこの神学部でも教授を務めていた。また施療院としては、病人や捨て子を200名収容できるサンタ・クルス施療院(1494年設立)や、「狂人locos」の治療を目的としたヌンシオ施療院(1480年設立)があった²⁴。

このように聖堂参事会は、大聖堂での司牧や典礼という霊的な事柄とならんで、地方教会としての行政的な機能も果たしていた。さらに、トレード大司教は領主として広大なトレード大司教領 arzobispado de Toledo を有していたが、その統治も聖堂参事会が担っていた。同大司教領は、モラレスやスリータが研鑽を積んだ大学があるアルカラ・デ・エナレスをふくめて、中小の都市とその属村から構成され、1590年時点での大司教領全体で145村落、合計世帯数3万4654に達し、カスティーリャ王国屈指の大所領を形成していた25。このように、トレード大司教は世俗の貴族をはるかに凌ぐ規模の領主所領を有していたが、その実際の運営は、トレード市におかれた聖堂参事会と、領主裁判権の最終審として設置された大司教領評議会 Consejo arzobispal が担っていた。

16世紀のトレードでは、市街の中心部でむきあっている、市庁舎のなかの世俗の市参事会と大聖堂のなかの聖堂参事会が「二つの参事会 dos Cabildos」とよばれ、都市における聖俗権力の担い手として考えられていた。そして、次章でみるように大規模な祭典を実施するためには、聖俗の「二つの参事会」と王権による協力関係が必要になったのだが、本章ではこれらの在地権力のあり方をふまえたうえで、都市年代記の検討を進めていきたい。

第二節 トレードの都市年代記

本節では、『トレード史』と『トレード記』という2冊の都市年代記についての書誌情報

²⁴ Fernández Collado, *op. cit.*, "Jerarquía...", pp. 227-229.

²⁵ Moxó, *op. cit.*,pp. 29-38; Montemayor, *op. cit.*, pp. 310-330.

を整理したうえで、それぞれの歴史書がどのような構成にもとづいて都市の歴史を物語っていたかを確認し、トレードの都市年代記を体系的に把握しておきたい。

(一) アルコセールとピサ

『トレード史』の著者とされるペドロ・デ・アルコセールについては不明な点が多い。トレード市民であることはみずから言及しているが、生没年は不明である。17世紀スペインの書誌学者ニコラス・アントニオによると、国王修史官トマス・タマーヨ・デ・バルガス (在任 1625~1641 年)は『トレード史』の実際の作者はアルコセールではなく、トレード聖堂参事会員フアン・デ・ベルガーラなる人物だと論じているというが、確定的なことは不明である²⁶。ただしニコラス・アントニオは、アルコセールという人物の実在自体を疑っているわけではなく、アルコセールはコムニダーデスの乱についての手稿文書を執筆していたとしている²⁷。マルティネス・ヒルもアルコセールについては不明な点が多いとしているが、グアダラハーラを拠点とする有力貴族インファンタード公メンドーサ家に仕えた、トレード出身の知識人だとしている²⁸。いずれにせよ、都市年代記『トレード史』という書物が 1554 年にトレードで出版されたことは歴史的な事実である。

その一方で、『トレード記』の作者フランシスコ・デ・ピサについてはより明確に経歴が判明している²⁹。彼は1534年にトレード市民の家に生まれたが、ピサ家はコンベルソ家系として伝わっている。神学を習得したピサは、トレード教会における聖職者・神学者としての経歴を歩みはじめた。彼は、大聖堂の礼拝堂付き司祭、聖堂参事会の構成員としての神学教授職、そしてトレード大学の神学部教授を兼任し、地方教会におけるエリート知識人としての地位を確立した。そして、文筆の才にも恵まれたピサは多くの書物を公刊していった。まず1589年には、トレード固有の聖人である聖レオカディアについて、『栄光ある乙女にして殉教者たる聖レオカディアの歴史』という本を出版しているが、この書物は現存しないためどのような内容かは不明である。ただし、後述するように1605年に出版さ

²⁶ Antonio, *op. cit.*, t. II, p. 194.

²⁷ この手稿史料は 19 世紀に公刊された。P. de Alcocer, Relación de algunas cosas que pasaron en estos reinos desde que murió la Reina Católica Doña Isabel, hasta que se acabaron las Comunidades en la ciudad de Toledo, Sevilla, 1872. ただし、本稿の注では煩雑な表記になることを防ぐため、アルコセールの著作は『トレード史』のみをさすことにしたい。

²⁸ F. Martínez Gil, "Historia y cohesión urbana; la escuela historiográfica toledana del Siglo de Oro", R. Villena Espinosa (coord.), *Ensayos humanísticos. Homenaje al profesor Luis Lorente Toledo*, Cuenca, 1997, pp. 303-318.

²⁹ Antonio, *op. cit.*, t. I, p. 463.

れた『トレード記』の末尾がレオカディアの聖人伝と遷座祭の報告記になっているため、 それと重複するものではないかと推定される。1593年にはトレードのモサラベに関する典 礼や役職についての解説書を、1617年にはフランシスコ会の聖人についての書物を出版す るなど、ピサは旺盛な執筆活動をおこなっていた。むしろ、ピサの経歴を全体としてみた 場合には、都市年代記の作者としてよりも、神学者・教会知識人としての教育・文筆活動 こそが主たる業績であったといえよう。

このように、16世紀末から17世紀初頭のトレードにおいて教会知識人としての立場にあったピサが1605年に出版した都市年代記が、『トレード記』であった。その序文でピサは、この歴史書の執筆に14年間を費やしたが、その原動力になったのは「我が故郷 patriaであるトレードに奉仕すること」であったと述べている30。そして、この書物はたんに一個人が自発的に執筆したものではなく、トレード市参事会の下で編纂されたことを明言している。すなわち、「市参事会員のヘロニモ・デ・カバーリョス学士殿と教区代表フアン・デ・バリャドリー殿」が内容を審査したうえで出版許可を申請したことが冒頭で述べられ、この歴史編纂がトレード市当局の支援と監督の下でおこなわれたことが明らかにされているのである31。したがって、ピサ自身は国王修史官やアラゴン王国修史官のような正式な称号をもって政治権力に登用された修史官というわけではないが、都市年代記『トレード記』とは、カスティーリャ王国の特権身分層のひとつであるトレード支配層の下で編纂された歴史書とみなすことができる。

さて、ピサは冒頭部分において、みずからが参照した先行する年代記・歴史書の作者を列挙し、それによって『トレード記』の叙述内容に説得力をもたせようとしている³²。その一覧によると、カスティーリャ王アルフォンソ 10世(『第一総合年代記』)やトゥイ司教ルーカス(『世界年代記』)などの中世カスティーリャにおける文筆家からはじまり、イサベル1世に近侍した国王修史官フェルナンド・デル・プルガール、そして 16世紀の国王修史官であるフロリアン・デ・オカンポとアンブロシオ・デ・モラレス(『スペイン総合年代記』)や、エステバン・デ・ガリバイ(『スペイン史概略』)、アラゴン王国修史官へロニモ・スリータ(『アラゴン連合王国年代記』)、そして『スペイン全史』を出版したばかりのイエ

³⁰ Pisa, op. cit., sin foliar. 冒頭の読者への序言 (Prólogo al lector) での言及。

³¹ *Ibid.*, sin foliar. 冒頭の国王代官への献辞(Al corregidor y ciudad imperial de Toledo, cabeza de las Españas)での言及。

³² *Ibid.*, sin foliar. 冒頭の参考一覧(Los autores y libros que yo sigo o se citan en esta obra)

ズス会士フアン・デ・マリアナなどの、スペイン全体やカスティーリャ王国、アラゴン連合王国を対象とした歴史書を参照したとされている。しかし、『トレード記』の本文中でもっとも頻繁に参照されたのは、半世紀前に公刊されたペドロ・デ・アルコセールの『トレード史』であった。というよりも、ピサの『トレード記』には典拠を明記しないまま『トレード史』の文章をそのまま書き写した箇所がしばしば見受けられるが、ピサはアルコセールの学識を序言で賞賛しており、アルコセールが記述しなかった16世紀の当代史も叙述することによって、彼の業績を引き継ぐことを意図していたといえよう。

(二)『トレード史』の概要

そのアルコセールによる『トレード史』は、執筆自体は1540年代に進められ、1551年にカスティーリャ顧問会議から出版許可を得たうえで、1554年にトレードで出版された。その大まかな構成としては、序文、第1編(カトリック両王期までの通史的な記述)、第2編(市内の聖俗団体の由来を解説する事項的な記述)にわかれている。アルコセールは、書物の題名にはじまり、本文中でもしばしば「スペイン全体の歴史 historia general de España」という表現を用い、スペインという全体的なまとまりを前提として、そのなかでトレードの歴史を叙述するという姿勢を強調している。したがって通史的な第1編では、章によっては、しばしばトレードが登場しないまま、ローマ帝国の属州ヒスパニア全体のことや、北のアストゥリアス王国やカスティーリャ王国の歴史が叙述される箇所も多い。しかしその一方で、国王修史官による『スペイン総合年代記』と同じく、西ゴート王国滅亡後の時代に関しては、スペインという名称を用いても、実質的にはアストゥリアス王国からカスティーリャ王国という、トレード市と関係のあるものとして位置づけられた地域国家は言及される一方で、アラゴン連合王国にあたる諸地域は『トレード史』のなかでもほとんど登場しなかった。

このような『トレード史』第1編の流れを要約すると、次のようになる。

ノアの大洪水後、世界各地に散っていったその子孫のなかで、大洪水から 143 年後にイベリアに到達したのはノアの孫トバルであった(1章)。このトバルの子孫のうち、4代目のタゴ Tago がトレードにはじめて至った人物であり、タホ川の語源ともなった(2章)。トバル以降、イベリアに到来した外来民族としてはフェニキア人、エジプト人、ギリシア人、トロイア人、ガリア人、カルタゴ人、ローマ人、ヴァンダル人、ゴート人、モーロ人が挙げられ、これらの諸民族の興亡のなかでも聖書に記された時代からトレードという土

地が連綿と存在しつづけてきたことが述べられた(3章)。そして、そのような古くからの都市トレードにキリスト教の福音がもたらされたのは、使徒ペテロやパウロの同時代人であるエウへニオによる宣教の賜物であり、これが当代までつづくトレード教会の始点となった(13章)。当初、ローマ帝国はキリスト教を禁じ、とくにディオクレティアヌス帝はキリスト教徒に対する最後の大迫害をおこなったため、トレードでもレオカディアをはじめとする殉教者を出したものの、その後、キリスト教はローマ帝国で認められることになった(19章)33。

その一方でキリスト紀元前 1300 年頃、ゴート人はエスコンディアの地を旅立ち、ヨーロッパへとむかっていた(26 章)。エンリコ(エウリック)王の代にトレードが西ゴート王国に攻略されると(30章)、トレード公会議が開催されるなど都として栄えた(34章)。さらに、トレード大司教イルデフォンソの前には聖母マリアが顕現するという奇蹟が起き、神と王に守護された都市として西ゴート時代のトレードは描かれた(34章)。イスラーム勢力によって西ゴート王国が滅亡した後も、トレードではキリスト教徒が生きつづけ、幾人もの殉教者も出していた(43章)。その一方ではるか北方では、トレードで生まれ育った「シンダスンド [キンダスウィント] 王の孫であるペラーヨ王子」による対イスラーム戦争が開始され、アストゥリアス王国が誕生していた(59章)34。

そして、11世紀中頃には即位前のアルフォンソ6世が、モーロ人のトレード王との協定にもとづいて、イスラーム支配時代の同市に亡命していたが(60章)、後にアルフォンソ6世はレオン・カスティーリャ王としてトレードを攻略した(63章)。征服後のトレードでは、従来のモサラベ住民と北方から入植したカスティーリャ人には別々の法が適用された。アルフォンソ6世は「全スペインの皇帝 emperador de las Españas、トレードの統治権をもつ王 rey del Imperio de Toledo」を名乗ったため、トレード市にも「皇帝の都 Ciudad Imperial」という称号が与えられた(66章)。その孫アルフォンソ7世も、イスラーム諸侯からも貢納金を徴収したことを根拠として、トレード大聖堂で「全スペインの皇帝」として戴冠し、同市の「皇帝の都」という称号を再確認した(73章)。またアルフォンソ7世は、娘婿であるフランス王ルイ7世をトレードで歓待するなど(75章)、カスティーリャ王国のなかでトレードは重要な都市として位置づけられた。その後の中世末期にあたる時代には、フ

³³ Alcocer, *op. cit.*, ff. 2r-21r.

³⁴ *Ibid.*, ff. 26r-50r.

アン2世期に市参事会と教区代表が導入されたにもかかわらず (93 章)、貴族の党派抗争などによって市内の治安は悪化していったが、イサベル1世の下で国王代官制度が導入され、カスティーリャ王国全体が安定していくなかでトレードにも平和が訪れた時点で『トレード史』第1編の記述は結ばれている³⁵。

第2編では市内の聖俗諸団体の由来が解説されているが、使徒の同時代人エウへニオによる創建とされたトレード大聖堂からはじまり、修道院 30 γ 所、施療院 5 γ 所、そしてトレード大学という教会関連の団体について論じられた36。そのうえで市参事会の概要が示され、市参事会は国王代官、大判事、警吏長、市参事会員 24 名によってのみ構成される「閉じられた市会 ayuntamiento cerrado」と表現されたが、それに都市貴族と教区代表 42 名がくわわったものが「当市とその属域の統治と管理についての最高権限を有する市会」とされた $(43 \ \hat{\pi})^{37}$ 。

以上のようにアルコセールの『トレード史』は、都市年代記とはいえ、一都市の内部の歴史だけを叙述したものではなく、著者自身が明言しているように「スペイン全体の歴史」を前提とし、その文脈のなかでトレードの歴史を記述するものであった。章の内容によっては、トレードはほとんど言及されずにもっぱらゴート族やアストゥリアス王国の歴史が論じられている場合もあった。このような歴史叙述をつうじていかなる歴史解釈が提示されたかは次節で分析することとし、次項ではもうひとつの都市年代記の内容を概観しておきたい。

(三)『トレード記』の概要

前述のようにフランシスコ・デ・ピサの『トレード記』では、アルコセールの『トレード史』を前提としたものであることが序文で明言されているが、ピサもアルコセールと同じく、通史的な記述の第一部と諸団体についての事項的な記述の第二部からなるものとして全体を構想していた³⁸。ただし、実際に 1605 年に出版されたのは第一部のみであり、第二部は手稿としては書きつづけられたものの、近世に出版物として公刊されることはなかった³⁹。その通史的な第一部としての『トレード記』は、次の 5 編と補論によって成り立

³⁵ *Ibid.*, ff. 50r-98r.

³⁶ Ibid., ff. 98v-122v.

³⁷ *Ibid.*, ff. 122v-123v.

³⁸ Pisa, op. cit., sin foliar. 冒頭の読者への序言 (Prólogo al lector) での言及。

³⁹ F. de Pisa, Apuntamientos para la II parte de la «Descripción de la Imperial Civdad de Toledo

っていた。

第1編は、トレードの創建者についての伝承(ヘラクレス説、カルデア王国説、ヘブライ人説)に触れたうえで、当代の都市としての物理的な景観(属域、市門、王宮、貴族の邸宅、広場、通り、橋、粉ひき水車など)とならんで、都市社団としての制度の変遷が論じられた⁴⁰。征服当初のトレードでは、6名の市政官 fieles(騎士身分と市民身分が3名ずつ)が2名の大判事、1名の警吏長とともに市会を構成して自治を司っていたが、騎士身分の者であれば誰でも市会に出席することができたため、混乱が生じることが多かった。それを憂慮したフアン2世が、「都市の統治を職務とする終身制の市参事会員」の制度を導入し、同時に教区代表も設置されたことが述べられており、事実経過としてはトレードに市参事会と教区代表が導入されたことがほぼ正確に記述されている⁴¹。このような都市当局だけでなく、第1編では聖堂参事会、市内にある各種の信心会、異端審問所、大学なども言及された。また、地方名称としてのトレード王国 reino de Toledo の範囲にある諸都市(マドリード、グアダラハーラ、シウダー・レアル、タラベーラ・デ・ラ・レイナ、アルカラ・デ・エナレスなど)の繁栄も、その中心であるトレード市の栄光として述べられた。そしてこの第1編では、トレード市の栄誉として「王の都」と「皇帝の都」の称号の由来が述べられているが、この点については次節で検討することにしたい。

第2編以降は通時的な都市の歴史になっており、まず第2編ではローマ帝国から西ゴート王国の時代が扱われている⁴²。そこでは、トレードを支配した歴代ローマ皇帝が列挙され、使徒ヤコブやその7人の弟子によるスペイン全体での宣教を述べたうえで、トレードに最初に布教をおこなったエウへニオの事績が論じられ、「それ以来、神の恩寵によって、今日まで一日も欠けることなく、当市では信仰とキリスト教が存続しつづけてきた」という、キリスト教共同体としての歴史の長さが強調された⁴³。また、ディオクレティアヌス帝の大迫害ではレオカディアの殉教がとりあげられている。さらに西ゴート王国の時代にも大司教イルデフォンソの前に聖レオカディアが出現する奇蹟が起きるなど、トレードは古代以来、キリスト教の加護の下にある都市であることが述べられた。

^{≫,} Toledo, 1976. ただし、本稿の注では煩雑な表記になることを防ぐため、ピサの著作は『トレード記』のみをさすことにしたい。

⁴⁰ Pisa, op. cit., ff. 9v-61v.

⁴¹ *Ibid.*, f. 34r.

⁴² Ibid., ff. 62r-128v.

⁴³ Ibid., f. 80r-80v.

第3編では、まずペラーヨからはじまるアストゥリアス=レオン王、フェルナンド1世からはじまる歴代カスティーリャ王が当代のフェリーペ3世にいたるまで列挙され、トレード市の歴史がこれらの君主とともにあったことがまず明記された。そのうえで第3編は、イスラーム支配時代からアルフォンソ6世による攻略までの期間を扱っている⁴⁴。この時期に関する記述としては、イスラーム支配下でのモサラベの殉教などが主な題材になっているが、トレード征服前の時期でもカスティーリャ諸王の事績が言及されている。そのうえで第3編の末尾では、アルフォンソ6世が「全スペインの皇帝、トレードの支配権をもつ王」を称しはじめたことが述べられている。

つづく第4編では、アルフォンソ7世からカトリック両王までの歴代国王と、それぞれの時期のトレード大司教がどのような行動をとっていたかが軸になっている⁴⁵。アルフォンソ7世は1135年に「ほぼ全スペインを覆う宗主権 monarquia」を備え、「スペインのほとんどの君主たちからの忠誠」を得たことを根拠として、「その帝権 Imperio の栄光と偉大さを称え、全スペインの皇帝として厳粛に戴冠することを決定」し、トレード市に「皇帝の都」の称号を与えたとされた⁴⁶。また、アルフォンソ7世がフランス王ルイ7世をトレードで歓待したことをピサも指摘している。その後、中世末期にあたる時代は混乱がつづくが、それをカトリック両王が克服するという評価も、ピサはアルコセールを踏襲している。ピサは両王の事績として、国内平和の確立、後のプロテスタントに対抗しうる異端審問所の創設、トレードでのカスティーリャ議会開催や、同市での王家の慶事(フアナ1世の誕生や、フアン王太子への忠誠誓約式)、そして1492年のグラナダ攻略・ユダヤ教徒追放・インディアス発見を同列に挙げている。このように、エンリケ4世までのカスティーリャ王国史を混乱の時代として描き、カトリック両王が平和と安定を回復したとする解釈は、ピサやアルコセールなどの都市年代記の作者だけでなく、マリアナをはじめとする16世紀スペインの文筆家に共通の認識であったといってよい。

そして第5編では、カルロス1世からフェリーペ3世までのハプスブルク朝の時代が描かれたが、アルコセールの『トレード史』がカトリック両王の治世で終わっているため、この編はピサ独自の歴史叙述ということになる⁴⁷。そこではまず、トレード大司教シスネ

⁴⁴ *Ibid.*, ff. 129r-164r.

⁴⁵ Ibid., ff. 164r-218v.

⁴⁶ Ibid., ff. 166v-167v.

⁴⁷ *Ibid.*, ff. 219r-277r.

ーロスが果たした役割として、聖職者やアルカラ・デ・エナレス大学創設者としてのそれだけでなく、イサベル1世没後における摂政としての政治・軍事上の業績が強調された。そして、カルロス1世の治世冒頭については大規模な反乱であるコムニダーデスの乱が論じられたが、それが具体的にはどのような叙述になっているかは次節で検討したい。このような最後の都市反乱をへて、ハプスブルク期のトレード市は安定していくが、後述するように、フェリーペ2世の下で「トレードという都市にして政体 ciudad y república de Toledo」は王に忠誠を尽くしてきたと論じられた⁴⁸。

以上のように、『トレード史』と『トレード記』という 2 冊の都市年代記は、基本的にはほぼ同一の構図にもとづいて都市の歴史を叙述するものであった。両者の共通点としては、都市年代記をトレードだけの歴史として描くのではなく、ピサが参照元としてマリアナなどを明示していることからもわかるように、「スペイン全体の歴史」を前提として、そのなかに自都市の歴史を位置づけていることがわかる。とくに征服後についての記述では、アルフォンソ6世、アルフォンソ7世、そしてカトリック両王がトレードの歴史にとって重要なカスティーリャ王として描かれていたことがわかる。

次節では、このような歴代王権との関係が都市年代記における歴史解釈のなかでどのような位置を占めていたかを分析したい。

第三節 歴史叙述のなかの都市と王権

本節では、アルコセールの『トレード史』とピサの『トレード記』のなかで、歴代の王権と都市との関係性がどのように描かれたかを分析することをつうじて、トレードの都市年代記における歴史解釈を明らかにしたい。ケーガンやマルティネス・ヒルの先行研究にもあるように、王権と都市との良好な関係が描かれるという意味では、これら2冊も近世スペインにおける都市年代記の全般的な特徴を共有しているといってよいが、各都市がたどってきた歴史上の歩みにそれぞれ異同がある以上、その具体的な歴史の物語り方における語彙と論理には都市ごとの特色があるのではないだろうか。そのため本節では、トレー

⁴⁸ *Ibid.*, ff. 264v-265r.

ドの都市年代記が具体的にはどのような叙述によって論を組み立てているかを分析したい。 前節でみたように、どちらの都市年代記でも強調されていた点のひとつとして、トレード市に与えられた称号として、「王の都 Civitas Regia」と「皇帝の都 Ciudad Imperial」があった。アルコセールは、イベリア半島に進出した西ゴート王エウリック(在位 466~484年)がトレードを攻略したことが王国の都としての歴史のはじまりであったとし、「王の都、すなわち全スペインの首府 cabeza de las Españas」という表現を多用しているが、ピサもこれを踏襲している。またアルコセールもピサも、ペラーヨをトレードで生まれ育ったゴート王族の一員とし、彼が建国したアストゥリアス王国からカスティーリャ王国にいたるという意味では、カスティーリャ王国を西ゴート王国の後継国家とみなす国王修史官モラレス、アラゴン王国修史官スリータ、イエズス会士マリアナにみられた歴史解釈と同一の立場にあったといってよい。このような西ゴート時代については、前述のように王都であると同時に公会議が開催された都市であり、大司教イルデフォンソ(在任 657~667年)の前で奇蹟(聖母マリアまたは聖レオカディアの顕現)が起きたように、カトリック共同体としての歴史にとっても重要な時期として描かれた。

もうひとつの称号である「皇帝の都」についても、アルコセールとピサの見解は同一といってよく、アルフォンソ6世(在位レオン王 1065~1109年、カスティーリャ王 1072~1109年)が与え、アルフォンソ7世(在位 1126~1157年)が確認した特権を根拠としている。もちろん、ここでいう皇帝とは、ローマ皇帝の直接的な後継者としての西ローマ皇帝や神聖ローマ皇帝のことではなく、中世イベリアの諸勢力に宗主権を行使する実力をもつ君主としての呼称であり、イベリア外では意味をもたない称号であるが、都市年代記では前述のように強調されている⁴。その記述によれば、「全スペインの皇帝 emperador」を称し、「トレードの支配権 imperio をもつ王」とも呼ばれたことから、「皇帝の imperial」という形容詞をアルフォンソ6世がトレード市に与えたことが、「皇帝の都」という称号の発祥であった。アルコセールはさらに、アルフォンソ7世が「スペインにおけるほとんどすべてのモーロ人がパーリア[貢納金]を納め、その臣下となった」ことも理由として、「全スペインの皇帝」として戴冠したと記述し、トレードには紋章(法廷に座す皇帝の図柄)

_

⁴⁹ 中近世スペインにおける皇帝・帝国理念については、宮﨑和夫「スペイン帝国の成立とローマ帝国」歴史学研究会編『幻影のローマー〈伝統〉の継承とイメージの変容』青木書店、2006 年、343-375 頁。

も下賜されたとしている⁵⁰。都市年代記のなかでは、西ゴート王国に由来する「王の都」という称号も重要なものとして位置づけられたが、当代のスペイン王権へと直結するカスティーリャ王国にトレードが帰順した際の君主であるアルフォンソ6世と、その孫アルフォンソ7世からの称号がより具体的に描かれているといってよい。ピサは、このカスティーリャ中世王権が僭称した皇帝号を次のように称揚している。

皇帝の威厳 dignidad de emperadores は、カスティーリャとレオンの諸王がもつ至高の尊厳と偉大さに固有のものである。その理由は、かつてローマ皇帝が世界のなかでそうであったように、きわめて強力な君主としてスペインを統治しはじめて以来、そのような存在であったためである。このため[アルフォンソ6世とアルフォンソ7世は]皇帝と呼ばれたが、諸王の王であり、諸王国の王であり、皇帝としての威光 majestad imperial にふさわしかったからである⁵¹。

このように、1085年にトレードを攻略し、キリスト教世界の版図にくみいれたアルフォンソ6世と、その孫でイベリア諸国に宗主権を行使したアルフォンソ7世の栄光を称えることで、両皇帝との特別な結びつきをもつ「皇帝の都」トレードの特権性が強調されたのである。またアルコセールは『トレード史』の末尾において、トレードが歴史をつうじて王権に対して忠実であったことを結論として次のように述べている。

トレードの大いなる栄誉としてはさらに、長年にわたってローマ人、後にはゴート人、そしてそれを継いだ王たちに厚い忠誠心 lealtad を抱いてきたことがある。 彼らによってトレードは「王の都にして全スペインの首府」の称号によって称えられた。これは、後にキリスト教の諸王によって「皇帝の都」と呼ばれることで高められた⁵²。

このようにローマ帝国、西ゴート王国、そしてカスティーリャ王国の時代をつうじて、 トレードが歴代の君主に忠誠を尽くしつづけたという歴史像が、その都市年代記の基本的

⁵⁰ Alcocer, *op. cit.*, f. 68v.

⁵¹ Pisa, op. cit., f. 167v.

⁵² Alcocer, *op. cit.*, f. 124r.

な歴史解釈であった。トレードの場合、ローマ帝国時代にもトレトゥム Toletum という名で栄えたため、古代からの歴史を主張することが可能であり、その都市を支配した君主権力としてローマ、ゴート、カスティーリャというキリスト教国家との結びつきが強調されたのである。たしかに、ディオクレティアヌス帝にいたるまでしばしばキリスト教への追害が記述されるが、それへのトレード市民の対抗手段はレオカディアのような殉教であって、武力による反乱ではない。そして、キリスト教を公認して以降のローマ帝国、それを継いだ西ゴート王国の時代についても、市民による反抗は記述されず、歴代の君主権力に対して従順でありつづけたことがトレードの歴史の基調になっているといってよい。

さて、このような歴史解釈にとってもっとも危険な要素になりかねなかったのは、中世末期のトレードではしばしば騒擾が発生し、1520年代初頭にはコムニダーデスの乱という反王権の反乱が発生したという歴史的な事実である。そのため『トレード史』と『トレード記』のなかでは、そのような反乱が起きたという事実そのものは言及しつつ、それを一時的・例外的な暴動として描くことによって、王権に忠実な都市としての歴史解釈が破綻しないように叙述された。たとえばアルコセールは、1449年に発生したペドロ・サルミエント主導による反乱をあくまで「悪漢 malos」、「騒動を起こす者 alborotadores」、「騒ぎ立てる者ども escandalosos」によるものだとしている⁵³。この反乱をピサは次のように描き、不法に都市の統治権を奪った首謀者サルミエントと下層民によるものだと断じ、王権の下での正当な統治を阻害したものだと論じた。

トレードで騒擾と暴動が起きていたこの当時、ペドロ・サルミエントは民衆 el común と結託してこの都市の所有権と全統治権を横領し、国王陛下がご不在の隙に、国王にお仕えするという口実の下、この者は盗み、殺人、圧制 tiranías、悪事の限りを尽くした⁵⁴。

このように都市年代記のなかで矮小化されて描かれた反乱のなかでも、もっとも露骨に それがなされたのがコムニダーデスの乱であった。『トレード史』はカトリック両王期まで が対象のためにアルコセールはこの反乱にふれていないが、ピサは言及せざるをえなかっ

⁵³ *Ibid.*, f. 80r-80v.

⁵⁴ Pisa, *op. cit.*, f. 201r-201v.

た。前述のように、現在の歴史学研究ではこの反乱の多面的な性格が指摘され、少なくともトレードでは、反王権運動としての側面と、都市内部での権力闘争としての側面が絡みあって展開した複雑な事象であったとされている。これをピサは、都市と王権との関係性の文脈において次のように叙述した。

まずピサは、トレードにかぎらず、この反乱が発生した都市では「あらゆる場所においてコムニダーの首謀者は下賤の卑しい職業の者であった」とし、手工業がさかんであったトレードの場合では剪毛職人、仕立職人、皮なめし職人などの毛織物業を中心とする手職の職人層であったとする55。『トレード記』のなかでは、この反乱はあくまでこれらの下層民の暴動として描かれ、都市全体による反王権運動ではなく、むしろ貴族をはじめとする上層市民や一般民衆 el común までもが反徒と敵対していたと論じられ、この反乱参加者が次のように痛罵された。

国王への忠誠を守ろうとする者は、夜間の外出も、日中に出歩くこともしなかった。通りでは窃盗があり、女性は強姦され、村々は略奪をうけた。ひとつの村や一軒の家のなかでも不和と混乱が甚だしく、父と息子のあいだでもコムネーロスと国王派の殺し合いが発生した⁵⁶。

セビーリャの年代記作者がみずからの故郷を賞賛し、罪を免れようとするために我らの故郷を著しく貶めて悪名を着せようとしているが、この危機と混乱に際しても、当市は王冠への信頼と忠誠を保っていた。身分が低く卑しい者たちのなかの特定の反徒たちの罪を、都市全体のものとすることはできないのだ。[都市当局を意味する]司法 justica、市参事会、高貴な人々は誰もコムニダーには与せず、ただ二、三人の騎士がそれに味方したにすぎない。その他の者はこの醜聞を免れた場所にいたのである⁵⁷。

このようにして、この「皇帝の都」は一人の傲慢な女[コムニダー指導者フアン・パディーリャの妻マリア・パチェーコ]によって圧制を敷かれ tiranizada、支

⁵⁵ *Ibid.*, f. 245r.

⁵⁶ *Ibid.*, f. 245v.

⁵⁷ *Ibid.*, f. 245v.

配されていた。人々のなかには彼女に従った卑しいごろつき vil canalla がいたが、 そこには貴族、騎士、市参事会員、教区代表、名誉ある人々はひとりもいなかった 58 。

このときの罪を負っているのは、暴動と蜂起を引き起こした者たちだけである。 この者たちは、騎士たちとよき市民ら buenos ciudadanos が武装して聖なる教会から出てきたときに、その罪を贖った。[騎士とよき市民は]この者たちを打ち破り、捕え、罰し、その家々を打ち壊して塩で浄め、コムネーロスとよばれた首謀者どもを鞭で打ち、縛り首にし、その首を刎ねた。反徒どもが犯した過ちが絶頂に達したなかにあっても、この都市そのものとその民衆 común は国王陛下に忠実にお仕えするという熱情をもってそれを罰したのである⁵⁹。

このようにピサは、コムニダーデスの乱に際しての都市社会の内部での、また都市の外部との複雑な事象の展開に言及することなく、この反乱を一部の下層民による暴走として単純化して描いた。そのような暴徒と対置されるものとしてピサが位置づけているのが、市参事会を頂点とするトレード支配層と、一般の民衆層をふくむ都市共同体そのものであり、最後の引用文にあるように、下層民の反徒を鎮圧した主体もトレードという共同体全体であったと主張されたのである。このような叙述によって、コムニダーデスの乱によって王権に対する忠誠は断絶したのではなく、圧制者としての反徒を打倒して王権に帰順するという、王権との紐帯が再建される物語に読み替えられたのである。

このように都市年代記のなかでのトレードの歴史は、王権の担い手が移り変わっても、都市が王権に忠誠を尽くしつづけ、それが下層民による暴動によって一時的に阻害されたとしても、市参事会を頂点とする都市内部の力学によって正常な状態が回復されるものとして提示された。都市と王権のあいだの関係性としては、都市側の忠誠に対して王権が「王の都」「皇帝の都」という高貴な称号をはじめとする特権や恩恵を与えるという、君主と臣下のあいだの理想化された関係性として描かれた。その一方で、『トレード史』も『トレード記』も「スペイン全体の歴史」を前提として論述をはじめながら、そのスペイン España

⁵⁸ *Ibid.*, f. 248r.

⁵⁹ *Ibid.*, ff. 51v-52r.

はもっぱら王権のみによって表象され、その地理的・政治的な空間としての内実はほとんど言及されない。この点はケーガンも指摘しているように、都市年代記では都市そのものの歴史と都市・王権間の関係性が主題的にとりあげられるため、他の都市をはじめとして広域の政治単位(トレードの場合はカスティーリャ王国とスペイン王国)や、それと都市との関係性は後景に退いてしまうのである⁶⁰。したがって、序章でみたように現実の都市社団トレードは議会都市としてカスティーリャ王国における最重要の地位を占めていたものの、このような地域国家のなかでの自都市の地位は都市年代記のなかではほとんど強調されない。むしろ、トレードの都市年代記による歴史解釈の帰結として提示されるのは、そのような現実の序列的な編成のなかでの社団としての地位ではなく、固有の歴史を歩んできたなかで都市トレードが歴代王権と個別的・特権的に直結するという、王権への直属性が都市の歴史をつうじて不変であったという意味での歴史的連続性の主張であった。

このような王権との直属性を希求する都市年代記における歴史像を、国制史研究として はどのように解釈すべきであろうか。そのためには、直接に都市年代記を分析した先行研 究よりも、むしろカスティーリャ近世社会における帰属意識を考察したトンプソンの論文 が参考になりうるため、その論文で都市がどのように位置づけられているかを参照したい ⁶¹。トンプソンは、従来の研究ではスペインと等閑視されてきた 16 世紀から 17 世紀にか けてのカスティーリャ王国における帰属意識を分析するなかで、カスティーリャ知識人の なかでも、カスティーリャとスペインを同一視しようとする方向性と、スペイン王権を支 えるための財政的な負担感のためにスペインへの帰属意識を忌避しようとする方向性とい う、相反する二つの潮流があったと指摘している。さらに後者のなかでは、カスティーリ ャ王国は再征服運動の進展によって諸地域が順次編入されることで形成された複合体とし て観念され、「これらの諸王国 estos reinos」とも称されたように、均一的な帰属意識が醸成 されづらい政体とみなされていたという。身分制議会における都市代表も、カスティーリ ャ王国全体を統一的に代表するというよりも、議会都市が管轄権を行使する一定の地域を それぞれ代表する性格が強く、カスティーリャ王国はこのようないくつもの地域的な政治 社会によって分節化された形でイメージされたという。したがって、都市を中心とする制 度的な実体をもつ一定の広さの地域的な政治社会と、古代のヒスパニア以来の文化的な存

⁶⁰ Kagan, op. cit., "Clio and the Crown...", pp. 95-96.

⁶¹ Thompson, op. cit.

在感をもつスペインという枠組みの狭間にあって、カスティーリャ王国としての帰属意識は容易には醸成されなかったとされる。このような、政治社会の中核としての都市という観念は17世紀初頭までは強固にのこり、都市年代記などをつうじて特権を強調して、凝集力を保とうとする動きがカスティーリャ都市には認められる。しかし17世紀中頃以降は、各地の都市支配層が宮廷都市マドリードに居住して地元都市での不在が常態化すると、各都市では市参事会の機能不全が生じ、年代記の編纂や祭典の挙行も減少した結果として、政治社会としての凝集力が失われていった、とトンプソンは考えている。

このようなトンプソンの議論をふまえてみると、16世紀後半から17世紀初頭に出版されたトレードの都市年代記における歴史解釈の意味が明瞭になる。彼の指摘にあるように、この時期はカスティーリャ都市が中世以来の自立性をいまだ保っていた時期にあたり、トレードでも都市年代記の編纂と次章でみるような祭典の挙行がさかんであった。その2冊の都市年代記では、王権と直結する特権的な地位をトレード市が享受すべきだと主張される一方で、複合王政によって統治されたスペイン王国も、その下にある地域国家カスティーリャ王国も有機的な政治体としては描かれることはなかった。トンプソンの議論を援用するならば、このような王権への特権的な直属性を基調とする歴史解釈とは、地域的な政治社会によって分節化されたカスティーリャ王国としての帰属意識の希薄さと表裏の関係にあったといってよい。そのため、現実の統治構造のなかでは地域国家の特権的な都市社団としての地位を享受していたトレード市にとって、理念として望ましい地位とは、そのような制度的な枠組みを超越した形でよき王に直結する臣民団体としてのそれであった。このような意図をもった歴史叙述として、ピサは直近の歴史であるフェリーペ2世の時代を次のように総括している。

このいともカトリック信仰篤き君主 [フェリーペ2世] の幸いなる御代に、このトレードという都市と政体 ciudad y república de Toledo はつねに輝かしい幸福を享受し、あらゆる機会においてつねに忠誠心を保っていた。それと同じく、国王陛下がつねにトレードに示された愛情を享受した。その多くの実例を示すことができるが、手短に言及しよう。つねに陛下がトレードになされた愛情と恩寵の高まりは大きなものであり、聖エウヘニオと聖レオカディアという二人の守護聖人の貴重な聖遺物と聖骸によってトレードを高貴にし、繁栄させた。王の権威と領導、そしてキリスト教徒としての熱情によって、いとも荘厳にこの聖なる教会に

もたらされたのである⁶²。

ここで留意すべきなのは、王と都市のあいだの関係性をもっとも端的に象徴するものとして、聖人の聖遺物が強調されている点である。というのも、1605年に出版された『トレード記』の場合は、1561年を最後としてトレードに宮廷がおかれることはなくなり、王と都市のあいだの特権的な紐帯のひとつが失われつつある時代に執筆されたために、1554年の『トレード史』とまったく同一の語り方で王との直属性を訴えるわけにはいかなかったからである。そのようななかでピサは、忠誠と恩寵によって結ばれるべき都市と王権の論拠として、トレード固有の聖人に関してフェリーペ2世がとった行動を称揚することによって、現実政治のなかでは希薄化しつつあった理想的な関係性に新しい表現の形を与えようとしたのである。そのために用いられた具体的な語彙と論理については、章をあらためて考察することにしたい。

小括

本章ではまず、トレード市における聖俗権力の担い手として、世俗の都市支配層と地方教会としてのトレード教会を主に制度面から概観し、本章と次章にとっての予備的な考察とした。そのうえで、トレードの都市年代記であるペドロ・デ・アルコセールの『トレード史』(1554年)とフランシスコ・デ・ピサの『トレード記』(1605年)の書誌情報をふまえたうえで、それぞれの歴史書としての叙述内容を整理した。これらをふまえ、両者に共通してみられた歴史解釈として、トレード市は歴史をつうじて王権に忠実な臣民団体でありつづけ、一部の暴徒による反乱が発生してもそれは都市内部で最終的には鎮圧されて正常な状態に回帰し、王に忠誠を誓いつづけることが都市トレードの歴史として表現された。それに対して王権は、西ゴート王国由来の「王の都」や、カスティーリャ王アルフォンソ6世とアルフォンソ7世の特権を根拠とする「皇帝の都」という称号をはじめとして、さまざまな恩寵を与えることで報いてきたとされ、王権の担い手が変化しようとも、都市と王権のあるべき姿である理想的な直属性は不変のものとして描かれたのである。このよう

⁶² Pisa, op. cit., ff. 264v-265r.

なトレードの都市年代記における歴史解釈は、カスティーリャ王国がかならずしも統一 的・均一的な帰属意識を醸成できないなかで、地域国家の分節単位であるカスティーリャ 都市としての凝集力を背景としたものであったといってよい。

なお、このような歴史解釈を前章でみた『スペイン総合年代記』と比較すると、両者の あいだには重視されている王に違いがあることがわかる。王権のための国史では、6 世紀 末の西ゴート王レカレドがスペイン史を貫流するカトリック王国の王朝の始祖としてもっ とも重視されていたが、『トレード史』と『トレード記』ではレカレドが特筆されているわ けではなく、むしろ後代のアルフォンソ6世とアルフォンソ7世が強調されていた。その 一因としては、『スペイン総合年代記』が 11 世紀前半までしか描いていないために、11 世 紀後半以降のアルフォンソ6世とアルフォンソ7世を直接的に論じていない点を挙げるこ とができる。しかしより根本的な理由としては、これらのカスティーリャ王こそが、トレ ードの歴史像のなかで王権と都市との特権的な直属性をもっとも端的に象徴する存在であ り、その歴史解釈にとっての要であったという、『トレード史』と『トレード記』という歴 史書に固有の論理があったことを指摘せねばならない。本章でみたトレードの都市年代記 のなかでの歴史解釈とは、王に忠実な臣民団体としての連続性を主張するという意味では 王権にとっても好ましいものであったが、それはあくまで在地社会の側から望まれた王と の関係性を論じるためのものであった。地域国家カスティーリャ王国において王権の地方 統治を支えつつも自治的な権力を有していた特権身分層であるトレード支配層にとって、 みずからの都市の歴史とはみずからに固有の文脈にそくして解釈され、論じられるべきも のだったのである。そのため、共通してカスティーリャ王国の歴史を基盤として描かれた 歴史像でありながらも、王権側と特権身分層側の歴史解釈のあいだには差異が生じざるを えないのであり、カスティーリャ王国における歴史意識のあり方は史料の内在的な読解に よってそれ自体として明らかにされるべきものであるといえよう。

さて、現実の 16 世紀後半という時代のなかでは、マドリードへの宮廷の固定化によって、かつてはしばしば宮廷の逗留地となっていたトレード市は一地方都市への転落を迫られていた。そのようななかトレードでは、聖人崇敬を媒介として王権とトレードの聖俗権力の協働がさかんにおこなわれた。次章ではこの点に着目し、年代記のテクストのなかだけでなく、都市でおこなわれた祭典にまで視野を広げることによって、在地の特権身分層からみた王権との関係のあり方をより近世社会に近い地平で考察していきたい。

第四章 16世紀後半のカスティーリャ都市における祭典と歴史

はじめに

本章では、トレードの都市年代記における歴史解釈をふまえながら、そのなかで言及されたトレード史上のできごとについての記述が 16 世紀後半におこなわれた祭典にどのような影響を与えたかを、聖人崇敬をてがかりとして考察したい。都市年代記はあくまで文字によって叙述された書物である以上、読書行為をつうじてその内容を理解し受容できた人々は近世社会のなかでは少数派であると考えざるをえない。そのためケーガンも示唆しているように、都市年代記の内容が民衆層へ波及するためには、教会での説教や祭りでの出し物などの文字に拘束されない表現手段をとる必要があった¹。そこで本章では、トレードの聖人崇敬を具体例として、書物の叙述内容が祭典の場で可視化されていく側面を確認していきたい。

さて、スペイン近世史における聖人崇敬についての研究の傾向をみると、聖人崇敬を固定的なものとは捉えず、ある歴史的な時点で人為的に創出され、再編される文化的な構築物として認識していることが指摘できる。前章で紹介したマルティネス・ヒルの研究でもトレードの聖人崇敬が都市支配層によって政策的に創出されたものとされていたが、地誌報告書を史料として村落レベルでの民衆信仰としての聖人崇敬を分析したW・A・クリスティアンも、現世的な利益を期待できるか否かによって崇敬の対象となる聖人が自在に変更されたことを明らかにしている²。また M・J・リオ・バレードによると、宮廷都市マドリードでは1561年以降、都市固有の聖人である農夫の聖イシドロへの崇敬行為が宮廷にも波及し、宮廷と都市支配層が一体となって聖人に関わる儀礼をおこなうようになったという³。この研究は、主に16世紀後半から17世紀前半にかけて「カトリック王国の儀礼の都」としてのマドリードがどのように形成されたかを分析したものだが、聖人崇敬を人為的・可変的な構築物として把握する視点も強調されているといってよい。

¹ Kagan, op. cit., "Clio and the Crown...", pp. 99-100.

² W. A. Christian, *Local Religion in Sixteenth Century Spain*, Princeton, 1981.

³ M. J. del Río Barredo, *Madrid, Urbs Regia. La capital ceremonial de la Monarquía Católica*, Madrid, 2000.

このような、聖人崇敬を一定の歴史的な環境のなかで変化しうる構築物として捉える視 点を前提としつつ、本章ではトレードという具体的な事例にそくして、その変化が歴史に 関わる知のあり方とどのような関係にあったかを考察していきたい。第一節では、まだ宮 廷がトレードをふくむ有力都市を巡行していた時代に著された1554年の『トレード史』で は、都市固有の聖人についてどのような情報が記載され、いかなる語彙によって叙述され たかを整理する。そのうえで第二節では、1565年におこなわれた聖エウヘニオの遷座 translación (聖遺物をあるべき場所に戻すこと)を祝う祭典(以下、遷座祭)では聖俗権力 がどのような表象をおこない、さらにフェリーペ2世がどのように振る舞ったかを明らか にする。 第三節では 1587 年の聖レオカディア遷座祭について同様の分析をおこなうが、こ れらの二つの遷座祭でおこなわれた行為や装飾がもっていた意味は、たんにその時点での できごととしてのみ理解できるのではなく、トレードの歴史についての認識を前提として はじめて理解できることに留意したい。また、これらの遷座祭がおこなわれたこと自体は 先行研究でもしばしば言及されているが、その祭典における装飾や儀礼の具体的な内容に まで立ち入った分析はおこなわれていないため、本稿では後述の史料にもとづいてその詳 細を明らかにしていきたい。さらに第四節では、マルティネス・ヒルをはじめとする先行 研究では検討の俎上にのぼっていない、エウヘニオとレオカディアの聖遺物を用いた祈願 行列をとりあげ、トレードの聖俗権力が聖人崇敬をどのように利用したかを具体的に明ら かにする。そして第五節では、このように16世紀後半に創出された聖人崇敬が1605年出 版の『トレード記』ではどのように描かれたかを検討し、歴史書と祭典のあいだの関係性 を考察したい。

このような分析をつうじて本章では、歴史に関わる知がどのように利用されたかをみることによって、政治権力の下での歴史編纂を近世社会との接点において考察したい。

第一節 『トレード史』における聖人に関する記述

1554年出版の『トレード史』における聖人についての記述をみておくと、記述量そのものは少なくないことに気づく。たとえば、イスラーム支配時代には多くの殉教者が信仰を守ったことが言及されるが、イスラームからの改宗者の例としても聖カシルダが挙げられ

ている(第1編43章)⁴。それによると、トレードのズンヌーン朝の君主マームーン(在位 1043~1075年)をさす「アルメノン王」の娘であったカシルダは、自身はイスラーム教徒ではあったが、キリスト教徒の虜囚とも交流し、父の反対にもかかわらず彼らに施しをおこなっていた。このように徳に秀でたカシルダが血の病に罹ると、イスラームの医師では治療できなかった。そのようななか、北のカスティーリャ王国にあるサン・ビセンテの泉で浄化すれば治ると聞くと、父王はカスティーリャ王フェルナンド1世に書状を送り、治療の許可を得た。解放されたキリスト教徒の虜囚とともにカスティーリャ王国にむかったカシルダは、フェルナンド1世に歓待され、泉によって病が癒えると、キリスト教の洗礼をうけて改宗した。その後、カシルダはカスティーリャ王国にとどまってよきキリスト教徒として暮らしたため、死後に聖人として崇敬の対象になったという。このように、もとはイスラーム教徒の王侯の娘であっても、トレードで生まれ育った徳高いカシルダは、最終的にはカトリック信仰に帰依した人物として描かれ、カスティーリャ王権の温情的な庇護をうけたことが強調されている。ただし、カシルダは他の聖人と同じく、この章でしか言及されない揮話的な存在にすぎなかった。

このような挿話として紹介された聖人に対して、複数回にわたって言及される聖人として登場するのが、マルティネス・ヒルも着目するように、聖エウへニオと聖レオカディアであった。前述のようにエウへニオは、1世紀のトレードにはじめてキリスト教の福音をもたらした伝道者であり、多くの住民に洗礼を施し、信徒たちから「司教にして牧者 prelado y pastor」に選ばれた聖職者であった(第1編23章)5。アルコセールはエウへニオをアレオパゴスのディオニシウスの弟子とみなし、師の命によってヒスパニアに派遣され、トレードでの伝道を終えてガリアに赴く際に殉教したと記述している。なおフェルナンデス・コリャードによると、16世紀にこのような伝承によって語られたエウへニオ像とは、西ゴート時代のトレード大司教エウゲニウス3世(在任646~657年)が9世紀のモサラべのあいだで最初の伝道者として誤解されたことを起源とするものであり、1世紀に実在した人物というよりは、中世のトレードで形成された伝承によって生み出された存在であるとしている6。

-

⁴ Alcocer, *op. cit.*, f. 40r-40v.

⁵ *Ibid* f 20v

⁶ Á. Fernández Collado, "El regreso a Toledo de las reliquias de San Eugenio y Santa Leocadia", *Memoria Ecclesiae*, XXXV, 2011, pp. 469-483.

『トレード史』の記述にもどると、エウへニオの遺骸はガリアで葬られたが、時代が下ってアルフォンソ7世の治世のときに、その聖遺物がトレードに一部ではあるが戻ってきた事情が記されている(第1編75章)7。それによると、アルフォンソ7世の王女を妃としたフランス王ルイ7世は妃が非嫡出子ではないかと疑い、サンティアゴ巡礼を口実としてみずからカスティーリャ王国を訪問して真偽を確かめようとした。「全スペインの皇帝」アルフォンソ7世はフランス王を歓待するために、臣従するバルセローナ伯ラモン・ベレンゲール4世をはじめとする諸侯を「皇帝の都」トレードに参集させ、ルイ7世もそれに満足したため、二人の王のわだかまりは解かれた。すると、「皇帝は彼に対して、この偉大な殉教者であり聖なる大司教であったエウへニオの聖遺物を所望した」8。そして、ルイ7世がそれを承諾して聖遺物の一部をフランスから送ってくると、アルフォンソ7世は次のような行動をとったとされた。

皇帝みずからがそれを受け取るために [トレードに] 出発した。聖遺物が当市の近くに到着すると、下馬し、聖遺物を運んできた担架を肩で担いだ。彼の息子である王子たちや大貴族たちがそれを助けた。彼らは荘厳な行列をもって聖遺物を当市に運び入れ、主が数多くの奇蹟をなし給うた聖なる教会の主祭壇においた。

このようにアルコセールは、アルフォンソ7世がみずから聖遺物をトレードの都市と大 聖堂に運び入れたと記述した。ここには、「皇帝の都」の称号を確立した君主として都市年 代記のなかで重視されたアルフォンソ7世とトレード市との特別な紐帯が表現されている といってよい。そればかりではなく、トレードの初代司教とされたエウへニオの聖遺物が、 カスティーリャ王とフランス王の友誼の証しとされている点にも留意しておきたい。

その一方で、『トレード史』で複数回言及されているもうひとりの聖人である聖レオカディアは、4世紀初頭のディオクレティアヌス帝による最後の大迫害で殉教したトレード出身の少女であり、その遺骸が埋葬された場所には後にサンタ・レオカディア教区教会が建てられたとされている。このレオカディアも、その死後のできごとが2回言及されている。ひとつは西ゴート時代の奇蹟譚であり、大司教イルデフォンソがレケスウィント王(在

⁷ Alcocer, *op. cit.*, f. 70r-70v.

⁸ *Ibid.*, f. 70r.

⁹ *Ibid.*, f. 70r.

位 649~672 年)に同行してこの教区教会に参詣した際、レオカディアの墓に近づくとこの 聖女が現れ、「あなたの周りに聖母様はおられるのです」と告げたことでイルデフォンソは 聖母崇敬を深めたとされる。このときイルデフォンソは、レオカディア顕現の証拠として 彼女のベールの一部をナイフで切り取ったと記された¹⁰。また二つ目の言及としては、西 ゴート王国滅亡時に彼女の遺骸はサンタ・レオカディア教会から運びだされ、最終的には フランドルにもたらされたとし、「そこから我らの時代にその一部が、我らの主君フアナ [1世] 女王陛下の命によってもたらされた」と記された¹¹。ただし、なぜはるか遠くのフランドルまでレオカディアの聖遺物が運ばれたのかという、詳しい事情についてアルコセールは説明していない。いずれにせよ、このレオカディアについても、4世紀初頭の殉教だけで終わるのではなく、死後に起きた奇蹟や王権との結びつきにふれながら言及されている点に留意しておきたい。

しかし、1554年に出版された『トレード史』では、著者アルコセールが俗人と想定されることもあってか、聖人についての言及の多くがカシルダのような挿話的なものにとどまり、エウへニオとレオカディアについても上記のような記述しかない。さらにアルコセールは、この二人をふくむトレードの聖人に冠する語として、個人としての徳目を根拠とした聖人 santo/santa、牧者 pastor、殉教者 mártir、乙女 virgen という語を頻繁に用いた一方で、都市を庇護し、人々からの集団的な崇敬をうける対象としての守護聖人 patrón/patrona という呼称をほとんど用いなかった点に注目したい¹²。すなわち、アルコセールは個々の聖人を称揚してはいるが、後のトレードという都市がみずからの聖人をどのように位置づけているかという問題には、関心が希薄であるといってよい。この点を考慮すると、『トレード史』のなかの聖人崇敬に関する記述には、書物全体をつうじての歴史解釈そのものを規定しうるほどの重要性が与えられているとはいいがたい。そのため『トレード史』においてはあくまで、前章でみたように、王権との個別的・特権的な直属性は世俗的な文脈において主張されることになるのである。それに対して、1605年に公刊された『トレード記』

¹⁰ *Ibid.*, ff. 31r-32r.

¹¹ *Ibid.*, f. 21r.

^{12 17} 世紀初頭のスペイン語辞典 (S. de Covarrubias Orozco, *Tesoro de la lengua castellana o española*, edición por F. Maldonado, Madrid, 1995) では、「聖人 santo」は神に選ばれた聖母、使徒、証聖者、乙女、および「徳高く敬虔で、よき生を送り、範となる者」とされており、一義的にはその者の徳目によって定義されていた(*Ibid.*, p. 884)。それに対して「守護者 patrón」は、守護聖人だけにかぎられず、「我々を助け、庇護する者」とされ、他者との関係性によって定義づけられた語とされていた(*Ibid.*, p. 808)。

では、教会知識人としての著者ピサの知的背景にくわえて、16世紀後半に彼が目撃したであろうできごとが歴史書の構成に反映され、それによって聖人に関する歴史叙述のあり方が半世紀前の『トレード史』とは異なっていることが認められる。次節以降では、その前提となった16世紀後半のトレードにおける聖人崇敬のあり方を検討していきたい。

第二節 聖エウヘニオ遷座祭

前節でみたように 1554 年の『トレード史』では、エウヘニオの聖遺物はアルフォンソ7世によって、レオカディアのそれはフアナ1世によって、それぞれの一部がトレード教会に返還されたという記述があった。ただし、それはあくまで部分的な遷座であって、『トレード史』出版の時点では聖遺物の本体は、前者はフランスに、後者はフランドルに留めおかれているままであった。

そのようななかフェリーペ2世は、敬虔な信徒として、また対抗宗教改革期のカトリック王国を率いる君主として、スペイン各地の聖遺物収集を熱心におこない、各地固有の聖人への崇敬を実践することによって、諸地域にまたがるカトリック王国の統合力を高めようとしていた¹³。というのも、フランスやイングランドの王権と異なり、中世イベリアの諸王国における各王権には治癒奇蹟のような聖性の観念がそなわらなかったため、近世スペインの王は、カトリック教会を守護して全世界への伝道を支援するものの、聖性は帯びない地上の権力の担い手として表象されたからである¹⁴。そのため、信仰の実践に関してはあくまで一信徒にすぎなかった近世スペインの君主にとって、聖遺物をあるべき場に戻すための遷座という行為は、カトリック信徒としての敬虔さを表出する宗教的かつ政治的な行為にほかならなかったのである。たとえばアルカラ・デ・エナレスでは、第二章で言及したように、フストとパストール兄弟の聖遺物がアラゴン王国領のウエスカから 1568 年に遷座され、その報告記を国王修史官モラレスが公刊していたが、スペイン最大の地方教会があるトレードにおける遷座はより大規模におこなわれたのである。

¹³ G. Lazure, "Possesing the Sacred; Monarchy and Identity in Philip II's Relic Collection at the Escorial", *Renaissance Quarterly*, LX-1, 2007, pp. 58-93.

¹⁴ J. H. Elliott, "Power and Propaganda in the Spain of Philip IV", *Spain and its World*, *1500-1700*, New Haven, 1989, pp. 162-188.

まず遷座が実現したのは、聖エウへニオであった。その聖遺物とされるものを所蔵していたのは、パリ近郊にある、師ディオニシウスの名を冠するサン・ドニ修道院であった。フランス王家の霊廟でもある同修道院からの聖遺物遷座が可能になったのは、イタリア戦争終結による西仏和平を定めたカトー・カンブレジ条約(1559年)と、それにもとづくフェリーペ2世とフランス王女エリザベートの結婚という、両王家の慶事のためであった。トレードは、1560年にフランスから来た王妃が入市式をおこない、王とはじめて対面し、新婚時代をすごした都市であった¹⁵。そのようなつながりから、1564年、フェリーペ2世はトレード聖堂参事会に対して、フランス王シャルル9世(在位 1560~1574年)と王太后カトリーヌ・ド・メディシスに聖遺物返還を打診するように命じた。フランス王権はこれに同意し、パリ高等法院に聖遺物の真正性を保証させたうえで、聖堂参事会の使者にそれを返却した。そして 1565年11月18日、マドリードから王家と宮廷の行幸を仰ぎ、聖エウへニオの遷座を祝う祭典がトレードで挙行されたのである。本節では、このときに聖堂参事会の使者としてフランス側との交渉にあたり、トレードまで聖遺物をもちかえったアントニオ・デ・リベーラ自身による遷座祭報告記にもとづいて、その様子を概観しておきたい¹⁶。

18 日早朝、郊外で待機していた聖遺物を運ぶ一行はトレード市の正門であるビサグラ門の前にあるタベーラ施療院に到着した¹⁷。フェリーペ2世は、嫡男カルロス王太子と甥のルドルフとエルンスト(王妹マリアと皇帝マクシミリアン2世の子)とともにこの施療院で聖遺物を待っており、トレード市内と属村からきた各種の信心会を帯同していた。一方、市内の大聖堂ではミサが挙げられ、聖遺物を迎えるための総行列が送り出された。その総行列には、大聖堂付属の学院の教師と学生、修道士、市内と属村の教区司祭、大聖堂の礼拝堂付き司祭、聖堂参事会の構成員、トレード教会管区の付属司教たち、国王代官、市参事会の構成員、トレードの上層市民たちが参加していた。なお、トレード大司教カランサは異端審問所に拘束されているため参加しておらず、代わってトレード管区会議に出席中

^{15 1560} 年にトレードでおこなわれた王妃の入市式についての報告史料(1561 年出版)として、Á. Gómez de Castro, *Recebimiento que la imperial ciudad de Toledo hizo a la magestad de la reina nuestra señora doña Isabel, hija del rey Enrique II de Francia*, edición por C. Fernández Travieso, La Coruña, 2007.

¹⁶ A. de Ribera, Copilación de los despachos tocantes a la translación del bendito cuerpo de san Eugenio mártir primer Arzobispo de Toledo, hecha de la Abadía de Sandonis en Francia a esta santa Iglesia, Toledo, 1566.

¹⁷ *Ibid.*, ff. 19v-21r.

であった所属司教のなかで最初に叙任されたコルドバ司教が代役を務めている。この総行 列はカンブロン門から市外に出てからタベーラ施療院にむかうと、すべての市門が閉じられた。

総行列がタベーラ施療院で聖遺物と合流すると、コルドバ司教が祈りを捧げたうえで、 総行列が市内にこの聖遺物を運び入れるのだが、そこでフェリーペ2世は次のような行動 をとったと報告記に描かれている。

その後、国王陛下が輿でお見えになったが、先祖であり、皇帝とよばれた王アルフォンソ7世陛下を模倣すべく、聖遺物を運ぶために手伝いたいと思われた。
[アルフォンソ7世は] 二人の息子と王国の大貴族1名とともに、410年前にこの偉大な聖人の腕[の聖遺物]をトレード市に運び入れた(その記憶にもとづいて遷座の日にこの祝福された腕を聖なる教会から総行列で持ち出し、2名の聖堂参事会員が肩で担いでいたが、それは他の聖遺物にはなされないことであった)18。

この報告記では、フェリーペ2世はアルフォンソ7世の行為を模倣することを明確に意識しながら、王みずからが王子たちとともに聖遺物をトレード市内に運び入れるために行列にくわわった、と記述されている。たしかに前節でみたように、『トレード史』ではアルフォンソ7世はみずから聖遺物を担いでトレードに運び入れたと記されていた。ただし、カルロス王太子らは年少のために聖遺物が入った聖櫃を肩で担ぐことはできず、爵位貴族がその代わりを務めたという。そのためアルフォンソ7世がおこなった行為をそのまま模倣することはできなかったものの、聖遺物の返還のためにフランス王と交渉するという政治的な行為としての遷座だけでなく、みずから聖遺物を運ぶという身体的な行為としての遷座にも王が直接参加することになったのである。ただし、フェリーペ2世がここから最後まで担ぎつづけたわけではなく、ビサグラ門をくぐって市内に入ると、聖櫃は市参事会員に任せられた。

市内に入った総行列は、王と聖遺物とともに、目的地である大聖堂にむかって行進をしたのだが、その順路上には、この祭典のために市参事会と聖堂参事会がいくつかの凱旋門

¹⁸ *Ibid.*, f. 21r-21v.

を建立していた¹⁹。市参事会がビサグラ門から市庁舎広場までの道程に建立した凱旋門はそれぞれ、聖ディオニシウス、トレード市民エルシルド(エウへニオの遺体を発見したとされる)、アルフォンソ7世とトレード大司教ライムンドゥス、フェリーペ2世、そしてカルロス王太子に捧げられたものであった。その一方で聖堂参事会は、大聖堂の前にフェリーペ2世、聖エウへニオ、カルロス王太子、フランス王シャルル9世、ルイ7世の王妃イサベル(アルフォンソ7世の娘)、シャルル9世の王太后カトリーヌ・ド・メディシスに捧げる凱旋門を用意していた。聖堂参事会による凱旋門は明らかに西仏和平を祝福するものであったが、ここでは市参事会によって建立された凱旋門のうち、王家のための三つの凱旋門をみてみよう。

まず、市内でもっとも広いソコドベール広場に建てられ、アルフォンソ7世と大司教ライムンドゥスへ捧げられた凱旋門には、ラテン語で書かれた文章が掲載され、フランス出身のライムンドゥスは聖遺物がフランスにあるという情報をトレードにもたらし、アルフォンソ7世はそれにもとづいて聖遺物の一部(右手)を得たために、トレード市民からの感謝の証しとしてこの門を献じることが説明されていた。そしてこの凱旋門には絵が飾られており、アルフォンソ7世がトレードでルイ7世に聖遺物を所望する場面と、アルフォンソ7世とその王子たちがそれをトレードに運び入れる場面が描かれていたという²⁰。いわば、11年前に出版された『トレード史』のなかで文字によって記述され、フェリーペ2世が模倣することを意図していた400年以上前のできごとを表す伝承が、この祭典では文字を読めない民衆もふくめた誰の目にも明らかな形で可視化されていたのである。

ソコドベール広場から大聖堂につづくアンチャ通りの入り口に建てられた凱旋門にもラテン語の文章が添えられ、トレード市民がフェリーペ2世にこれを献じる理由として、聖エウへニオの聖遺物をトレードに戻したこととならんで、今現在、マルタ島に援軍を送ってオスマン帝国を打ち破るために尽力することによって、「宗教と国家」を守る王であることが述べられた。この凱旋門にも絵画が付けられ、擬人化された「敬虔 la Piedad」と「信心 la Religión」をともなったフェリーペ2世とカルロス王太子が聖エウへニオの聖遺物をトレード市に運び入れる様子が描かれた²¹。これは、さきほど市内に入るときにフェリーペ2世がとった行動そのものであり、その際に意識されていたアルフォンソ7世の行為を

¹⁹ *Ibid.*, ff. 22r-35r.

²⁰ *Ibid.*, f. 25r-25v.

²¹ *Ibid.*, ff. 28r-29v.

描いたひとつ前の凱旋門での絵画と連作になって、王が聖エウへニオの遷座を助けるというイメージを反復するものであったといってよい。

このように、過去と現在の王による聖遺物遷座を称える文言と絵画が飾られた凱旋門をくぐると、大聖堂が近づいてくることになるが、その手前ではカルロス王太子のための凱旋門が建てられていた²²。そこでも絵画が飾られていたが、その主題はこれまでとは少し異なったものだった。そこには、聖イルデフォンソと聖レオカディアが聖エウへニオにむかって到着時刻を知らせ、聖エウへニオはフェリーペ2世とカルロス王太子に視線を送り、イルデフォンソとレオカディアの聖遺物も遷座することを求める、という絵画が飾られていた。そしてラテン語の文章には、カルロス王太子は信仰心に篤いのであるから、もしフェリーペ2世が他の国事に追われてイルデフォンソとレオカディアの聖遺物遷座をできなければ、カルロス王太子がそれをおこなうべき旨が述べられたと報告記には記されている。レオカディアの聖遺物はフランドルにあったが、イルデフォンソの聖遺物とされるものはサモーラ市の大聖堂に収蔵されており、これもトレードにはなかったため、その遷座を王権に訴えかけるものであったといってよい。いわばこの凱旋門は、未来の王となるべき人物に対して、過去と現在において王がトレードにもたらしてきた恩恵を将来も継続してほしいという、未来にむけての願いを表明するものであった。

市参事会が準備したこれらの凱旋門をくぐって市庁舎広場に到着した総行列は、聖堂参事会による凱旋門をくぐり、大聖堂に聖遺物を運び入れた。その際、聖櫃を担いでいた市参事会員たちはそれをトレード教会管区の司教たちに渡し、司教らはそれを大聖堂の主祭壇に安置してミサが挙げられ、1565年の遷座祭は終了した²³。

以上が、聖堂参事会の使者リベーラによる報告記史料から再構成される聖エウへニオ遷座祭の概要である。この祭典は、トレードにキリスト教の福音をもたらした人物とされたエウへニオの聖遺物がトレード大聖堂に戻されることを祝うことを主目的としており、基本的には宗教的な慶事を祝うものであった。しかし、その場での凱旋門の装飾内容やフェリーペ2世の行動をみると、過去の歴史を参照軸として構成された、複数の政治的な意図がこめられた祭典でもあったことがわかる。

まず、大聖堂にいたる街路に凱旋門を建立した市参事会の意図は、それぞれの凱旋門に

²² *Ibid.*, f. 30r.

²³ *Ibid.*, f. 35v.

添えられた絵画の内容に集約的に示されているといってよい。上でみた三つの凱旋門のう ちアルフォンソ7世に捧げられたものでは、「全スペインの皇帝」アルフォンソ7世が、フ ランス王ルイ7世との友誼にもとづいて聖遺物の一部をトレードに返還させただけでなく、 みずからもそれを担いで運び入れるという身体的な所作をつうじて聖エウヘニオへの帰依 を示したという「過去」が称揚された。つづくフェリーペ2世に奉献された凱旋門では、 今まさにフェリーペ2世がおこないつつある遷座という「現在」の行為が称えられたが、 それはアルフォンソ7世がかつておこなった政治的・身体的な行為を反復することを絵画 でも描いてみせることによって表現された。そして最後のカルロス王太子への凱旋門では、 そこまでの「過去」と「現在」におけるアルフォンソ7世とフェリーペ2世による聖エウ ヘニオの遷座をうけて、来るべき「未来」の王カルロスがイルデフォンソとレオカディア の遷座もおこなうことが期待され、聖遺物を介在として王と都市のあいだの恩寵的な関係 を継続することが希求された。このように、市参事会による凱旋門では、「過去」「現在」 「未来」を貫いてトレード市と王権のあいだにあるべき歴史物語が示されたのである。そ して、このような歴史物語にもとづく祭りの場での表象とは、『トレード史』という都市年 代記のなかで言及されていた、中世から語られてきた聖人と聖遺物についての伝承(アル フォンソ7世による遷座)を参照し、それにもとづいて都市の歴史をみずから紡ぎだすも のであった。いわば聖遺物は、都市が王権へ特権的に直属すべきという、都市年代記のな かで示された両者のあいだの理想的な関係を象徴的に表す装置として用いられたのである。 その一方でこの祭典では、フェリーペ2世自身の参加もふくめて、スペイン王権の関与 が明確である。ビサグラ門の前で輿を降り、聖遺物が入った聖櫃をみずから担ぐという身 体を使った所作は、明らかにアルフォンソ7世のそれを模倣して反復するものであり、こ の演劇的な行為が意図的におこなわれたことを明示している。前述のようにフェリーペ 2 世は、対抗宗教改革期のカトリック君主として聖遺物の収集に熱心であったが、スペイン 最大の地方教会があり、カスティーリャ王国における最上位の都市社団であるトレードに おける遷座に際して、たんにフランスとの外交交渉を支援するだけでなく、王が宮廷を率 いてそれに参加するというきわめて積極的な関与をおこなったのである。これは、トレー ドの都市と教会が有していた重要性のためだけでなく、王権側からみてもこの都市祭典が カトリック王国理念の発露のために看過できない価値をもっていたためであろう。王と臣 民が唯一の信仰に帰依すべきというカトリック王国理念は、それだけではあくまで抽象的 な理念にすぎず、異端審問所や「血の純潔」規約などの教化装置や、その理念を実体化す

るための具体的な場がなければ、近世社会へ浸透する経路はかぎられてしまう。そのようななかで聖エウへニオ遷座祭とは、カトリック王国を率いる君主としての理念的な姿を示すことができる絶好の機会であったのである。

このように、1565年のトレードでおこなわれた遷座祭は、王権にとっても都市社団にとっても、みずからの宗教的かつ歴史的な正統性を近世社会のなかで提示する場としての意味をもっていた。そして、その場で実践された王の所作や、凱旋門を飾った表象においては、過去から未来へといたるトレードのあるべき歴史物語が描かれたのである。次節では、もうひとつの遷座祭である聖レオカディア遷座祭を検討してみたい。

第三節 聖レオカディア遷座祭

本節では、1587年におこなわれた聖レオカディア遷座祭を、それに尽力したイエズス会士ミゲル・エルナンデスの報告記史料にもとづいて再構成する²⁴。第一節でみたように『トレード史』の記述としては、4世紀初頭に殉教したトレード出身のレオカディアが埋葬された場所にはサンタ・レオカディア教区教会が建てられ、西ゴート時代にはそこで大司教イルデフォンソの前にレオカディアが顕現して聖母崇敬を確信させたという奇蹟譚が語られていた。ただし、かつてアルフォンソ7世が部分的な遷座に協力したエウへニオについての記述と比較すると、『トレード史』におけるレオカディアへの言及はごく限定的なものであった。しかし、1565年の聖エウへニオ遷座祭のなかでトレード市参事会がカルロス王太子に献じた凱旋門の装飾を利用して、将来におけるレオカディア遷座への期待感を表明したように、聖エウへニオ遷座の経験をへた16世紀後半のトレードでは、王権の下での聖遺物回復を求める機運が高まっていった。

エルナンデスによると、そもそもレオカディアの聖遺物がフランドルにある事情とは、 次のようなものであった²⁵。まず 8 世紀中葉に、後ウマイヤ朝がキリスト教への弾圧をは じめると、トレードのモサラベはこの聖女の聖遺物をアストゥリアス王国の都オビエドに

²⁴ M. Hernández, Vida, martirio y translación de la gloriosa virgen y mártir Santa Leocadia. Que escribió el padre Miguel Hernández de la Compañía de Jesús. Con la relación de lo que pasó en la última translación que se hizo de las santas reliquias de Flandes a Toledo, Toledo, 1591.
²⁵ Ibid., ff. 59v-72v.

移葬した。さらに11世紀末にアルフォンソ6世がトレードに入城した際、はるかフランドルから援軍で駆けつけていたエノー伯が恩賞として所望したため、王はこの聖遺物を下賜した。伯はこれをフランドルの領地にもちかえり、ベネディクト会の修道院に寄進したため、聖遺物は故地トレードから遠く離れることになった。そして時は流れて1502年に、トレードで生まれたフアナ王女とその夫でフランドルを治めるフィリップ大公(後にカスティーリャ王フェリーペ1世)がトレード大聖堂でカスティーリャ王国の王太子夫妻としての宣誓をおこなうために来訪した際、聖女の右手が大聖堂に寄進されたものの、なお聖遺物の本体はフランドルにあったのである。

そのようなレオカディアの聖遺物がトレードに移される契機になったのは、16世紀後半にフランドルでスペイン王権に対する反乱が発生し、プロテスタントによる聖画像破壊運動が激化したことによって、フェリーペ2世が聖遺物の保護対策をとったことであった。その一環として、フランドルに駐留するスペイン軍と同行していたイエズス会士エルナンデスに対して、フェリーペ2世はレオカディアの聖遺物遷座を命じ、1583年にエルナンデスは修道院との交渉に成功して、聖遺物を譲りうけた。この聖遺物をトレードに戻すべく旅にでたエルナンデスは、ローマで教皇からの遷座許可をうけたうえで、1587年春にトレード近郊まで到達した²⁶。そして、マドリードからの国王と宮廷の到着を待って、同年4月26日に聖レオカディア遷座祭が挙行されたのである。

この遷座祭の基本的な流れは、22年前の聖エウへニオ遷座祭とほぼ同じであった。すなわち、ビサグラ門の前で総行列が聖遺物を受領し、複数の凱旋門で飾られた市内の通りを練り歩いたうえで、中心部にあるトレード大聖堂に運び入れるという祭典の展開は、この聖レオカディア遷座祭でも踏襲された。ただし今回は、フェリーペ2世は総行列には参加せず、行列が大聖堂前の市庁舎広場に着くまでは隣接する大司教館のなかで待機していたため、フェリーペ2世自身が1565年におこなったように、あるいは12世紀にアルフォンソ7世がおこなったように、聖遺物とともにみずから都市に入るという所作はおこなっていない。このような前回との相違点もふまえつつ、この祭典の場でなにがおこなわれたかを整理しておこう。

今回も、まず大聖堂でミサが挙げられ、聖遺物を迎えるための総行列が送り出されるこ

²⁶ *Ibid.*, ff. 150r-208r.

とからはじまった²⁷。総行列は、いったん市壁の外にでて、聖遺物を運んできたエルナンデスー行と合流したうえでビサグラ門から市内に入ることになるが、その際にレオカディアの聖遺物が入った聖櫃のうえには市参事会員によって天蓋がかざされた。カトリック教会では本来、天蓋はキリストを象徴する聖体にかざすべきものであり、トレード市では国王入市式において市参事会員が王にかざすものでもあったが、そのような儀礼装置を転用することによって、この祭典では聖レオカディアをキリストや王にも匹敵する重要な存在として位置づけていたといえよう²⁸。ビサグラ門の先にある小広場には 4 人の王の彫像が飾られ、トレード市とその教会にゆかりのあるカスティーリャ王として、アルフォンソ 6世(トレード征服)、フェルナンド3世(大聖堂の再建)、フェリーペ1世(レオカディアの部分遷座)、そして当代のフェリーペ2世の像が見守るなかで行列は市内に入っていった²⁹。

その先にあるソコドベール広場周辺には、市参事会が建立した二つの凱旋門があった。 広場の手前に建てられた凱旋門はフェリーペ王太子(後のフェリーペ3世)に捧げられた ものであり、それに添えられた文言としては、この凱旋門は小さなものだが、父王がさら に長きにわたって平和の下で統治されれば、より立派なものをあらためて建立する旨がラ テン語で記されていた³⁰。

ソコドベール広場からアンチャ通りにつながる地点には、市参事会が建立したもうひと つの凱旋門があった³¹。この凱旋門は大がかりな造りであり、広場側と通り側にそれぞれ 意匠を凝らした装飾がなされていた。まず広場に面している側には2枚の絵画が添えられ、生前のレオカディアが大迫害に抗して牢に捕らわれている場面と、西ゴート時代に聖レオカディアが墓から立ちあがって大司教イルデフォンソとレケスウィント王の前に顕現し、イルデフォンソがその証拠として聖女のベールを切り取ろうとしている場面が描かれた。 そして次のように聖レオカディアへの献辞がラテン語で綴られていた。

郷土の母、市民にして聖女、殉教者たる聖レオカディアに捧げる。貴女は高潔

²⁷ *Ibid.*, ff. 215r-221v.

²⁸ ジャック・ル=ゴフ (池田健二・菅沼潤訳) 『中世とは何か』藤原書店、2005 年、176-180 頁。

²⁹ Hernández, *op. cit.*, ff. 224r-225v.

³⁰ *Ibid.*, ff. 225v-227r.

³¹ *Ibid.*, ff. 227r-232v.

に貞節を守り、ただ十字架への愛によって生き、その前で殉教し、そのベールで魅了し、守護聖人として郷土を照らし高め、900年以上の歳月をへて、はるか遠方より戻ってこられた。ここにトレードの元老院と人民はこの凱旋門を奉献する32

その一方で、この凱旋門のアンチャ通りに面している側には、別の3枚の絵画が添えられていた。1枚目の絵画では、鎧姿のフェリーペ2世が擬人化された「剛毅 la Fortaleza」と「正義 la Justicia」をしたがえて玉座に座り、さらに脇にはこれも擬人化された「カスティーリャ」と「ポルトガル」が控え、フェリーペ2世にひとつの王冠を捧げていた。そして王の足元では「不和 la Discordia」が息絶えている、という場面が1枚目の題材であった。2枚目の絵画は、豊饒の角飾りをもった老翁(河川 el Río を表す)が闘技場にもたれかかり、そこから流れでたタホ川では帆を張った小船が走り、その風景を木陰からフェリーペ2世、フェリーペ王太子、イサベル・クララ・エウへニア王女が見守っている様子が描かれたものであり、次のような献辞が添えられていた。

全スペインの王フェリーペ2世に捧げる。武勲と助言により国家を強大になされた。ポルトガルとの合邦によりスペインを強国になされた。タホ川を行き交う船によって大洋の富を運ばれた。我らの至聖なる守護聖人たる聖レオカディアの聖遺物を旧に復された。ここにトレードの元老院と人民はこの凱旋門を奉献する33。

そして3枚目の絵画には、レオカディアとイルデフォンソに対してフェリーペ2世が王太子と王女を捧げ、聖人たちも彼らを喜んで迎えるという場面が描かれた。したがってこの凱旋門は、広場側では聖レオカディアを聖人として称え、通り側ではフェリーペ2世とその王家を称え、トレードの聖人と結びつける表現がなされていたことがわかる。

以上のような大がかりな凱旋門をくぐってソコドベール広場をあとにした総行列は、市 庁舎広場に到着するが、そこでは聖堂参事会が大聖堂前に凱旋門を建立していた³⁴。それ

³² *Ibid.*, f. 229r-229v. 元老院 Senado とは、市参事会を表す雅称として用いられた。

³³ *Ibid.*, ff. 230v-231r.

³⁴ *Ibid.*, ff. 232v-244r.

には、トレード教会の創始者である聖エウへニオからはじまる大司教の像が飾られており、 その最上部には聖レオカディアが左右に聖エウへニオと聖イルデフォンソをしたがえた彫 像が配されていた。このような装飾が施された大聖堂前に総行列が着くと、それまで大司 教館で待機していたフェリーペ2世と王家が市庁舎広場に姿を現し、聖櫃を王みずからが 肩で担ぎ、大聖堂に運び入れた。そのなかでは大司教キローガが王と聖遺物を迎え、ミサ を挙げた。テ・デウムが歌われるなかで王、王家、トレード市民に祝福が与えられて、こ の遷座祭は終了したのである³⁵。

以上が、エルナンデスの報告記史料から再構成される 1587 年の祭典の流れである。王自身が祭典の場でとった行動としては、今回は総行列が大聖堂前に到着してからそのなかに運び入れるまでのごく短時間のものに限定されている。そのため、前回の遷座祭ではフェリーペ2世がアルフォンソ7世の行動を模倣して、市内に入ってから大聖堂に入場するまでの全区間を同行したことと比較すると、王の関与は限定的であったといえる。ただし、これは祭典がその最高潮に達した瞬間にあわせて王が登場したものとも解釈が可能であり、遷座の核心である王が聖遺物とともに大聖堂に入るという演劇的な所作は聖レオカディア遷座祭でもおこなわれているため、祭りの構造そのものや、そのなかで王が果たした役割は今回も原理的には同一であったといってよい。

その一方で、市参事会による凱旋門で強調された君主のイメージに関しては、前回はアルフォンソ7世、フェリーペ2世、カルロス王太子によって象徴される過去、現在、未来のつながりが主題になっていたのに対して、今回の祭典では過去の王についてはほとんど強調されず、もっぱらフェリーペ2世が称揚された点が相違点として指摘できる。ソコドベール広場に建立された最大の凱旋門では、聖レオカディアの殉教と奇蹟という過去の歴史における宗教的なできごとについての表象だけでなく、むしろ宗教とは直接の関係がないフェリーペ2世の当代における事績が絵画と献辞によってとりあげられていた。擬人化された「カスティーリャ」と「ポルトガル」がフェリーペ2世にひとつの王冠をささげるという図柄は、1580年にフェリーペ2世が宣言したポルトガル王位継承による両国の同君連合を祝福するものであり、これも擬人化された「不和」が息絶えている様子とは、ポルトガル継承時における紛争が武威(「剛毅」)と正統性(「正義」)を兼ねそなえた王によって鎮められたことを称えるものであったといってよい。

³⁵ *Ibid.*, ff. 244r-245r.

しかしより注目されるのは、このようなスペイン王国あるいはカスティーリャ王国の君主としてのフェリーペ2世の事績だけでなく、トレード固有の文脈からみた、自都市を治める君主としての偉業が描かれている点である。というのも、この凱旋門の絵画では、タホ川を船が行き交う風景が示され、献辞ではタホ川によって「大洋の富」が運ばれることがフェリーペ2世の業績として称えられているが、これらはトレードという都市に固有の観点からみてこそ、その意味を理解できるからである。この点を明らかにするために、遷座とは関係のないタホ川がなぜ唐突に現れているのかを考えてみたい。

現実のタホ川は、水量と傾斜角度の問題から船舶による恒常的な河川交通は不可能であ り、カスティーリャ王国の重要都市トレードからポルトガル王国の首都リスボンまで流れ ているといっても、両都市を結ぶ交通路としての機能はなかった。しかし 1580 年代には、 ポルトガル王国が複合王政の下でカスティーリャ王国と結びつくという状況のなかで、ス ペイン王権に仕えるイタリア人軍事技術者ジョヴァンニ・バティスタ・アントネッリの献 策により、スペイン各地の河川における船舶航行を可能にするための計画が立案され、そ の第一歩としてタホ川を曳き船で航行できるように工事が開始されたのである³⁶。この工 事は 1581 年にはじまり、1588 年に完成してリスボンからトレードへのタホ川遡航が実現 することになる。 ただし、技術上の困難さからこのタホ川航路は 1590 年代には放棄されて しまうのだが、聖レオカディア遷座祭がおこなわれた 1587 年とは、まさにこの航路整備の ための工事が完成段階に近づきつつあった時期であった。したがって、この祭典の凱旋門 で市参事会が用意させた絵画に描かれていたタホ川を象徴する老翁や、川を行き交う船と それを見守るフェリーペ2世と王太子たちという表象は、この時点のトレード市からみれ ば、リスボンからもたらされるべき「大洋の富」という、まさに実現しつつある栄光を指 し示しているのである。そしてそれは、カスティーリャ王国とポルトガル王国を武威と正 統性にもとづいて統治する君主フェリーペ2世だからこそトレードにもたらしうる特権的 な恩寵の証しであった。

このように聖レオカディア遷座祭における表象を丹念にみていくと、そこにはトレード の聖俗権力の担い手たちがこめていた二つの意図を読み解くことができる。第一には、こ

_

³⁶ この事業については、J. Porres Martín Cleto, *Toledo. Puerto de Castilla*, Toledo, 1982; A. López Gómez, *La navegación por el Tajo. El reconocimiento de Carduchi en 1641 y otros proyectos*, Madrid, 1998; 内村俊太「16 世紀カスティーリャにおける商業都市と王国議会―タホ川航行可能化(1581~1588 年)をてがかりとして」『スペイン史研究』24 号、2010 年、16-30 頁。

の祭典は基本的には宗教的なものであり、初代司教エウへニオの聖遺物遷座をアルフォンソ7世とフェリーペ2世自身がかつて実現したように、今またフェリーペ2世が殉教者レオカディアの聖遺物をトレードに戻すことを称え、これらの聖遺物を介してトレード市が歴代王権に直属する特権的な地位にあることを主張する意図があった。しかし第二の意図としては、宗教的な文脈を離れて、船舶が行き交い「大洋の富」をもたらすタホ川という表象を用いることによって、ポルトガル王も兼ねる君主に直結することによって享受すべき世俗面での特権的な地位を誇示する意図があったといってよい。この祭典が有していた意味とは、殉教した聖女が体現するカトリック共同体としてのトレードがもつ過去からの連続性と特権性を示すことだけではなく、王に直結する地位にあるトレードが今またポルトガル王国との同君連合によって可能となったタホ川の船舶交通という果実を与えられつつあるという、未来にむかっても連続してつづくべき王との理想化された関係性の維持を願うものであった。

第四節 スペイン王権のための戦勝祈願

前節までにみたように 16 世紀後半のトレードでは、都市年代記『トレード史』に記されたアルフォンソ7世による聖遺物遷座についての伝承をなぞるように、1565年にはフェリーペ2世による聖エウヘニオ遷座が、1587年には聖レオカディアのそれが実現した。しかし、これらの聖遺物は大聖堂の門外不出の品になったわけではない。むしろ、二つの聖遺物は祭りの後のトレードにとって、未来にむけての祈願のために欠かせない装置として活用されていくことになった。本節では、この点を聖堂参事会の議事録と儀典書を史料として再構成することによって、一過性の遷座祭だけでなく反復的におこなわれていた祭典においても、聖遺物を媒介とすることによって、過去から未来にいたるトレード市の王権への直属性と一体感が表されていた点をみていきたい³⁷。

_

³⁷ 本稿で用いる手稿の『聖堂参事会議事録』(トレード聖堂参事会付属文書館 Archivo y Biblioteca Capitulares de Toledo 所蔵) は以下のとおり。Actas Capitulares de Toledo, núm. 11 (1558-1562); núm. 12 (1563-1567); núm. 15 (1568-1574); núm. 16 (1575-1580); núm. 17 (1581-1583); núm. 18 (1584-1586); núm. 19 (1587-1589); núm. 20 (1590-1592); núm. 21 (1593-1596); núm. 22 (1597-1601). なお、13 巻と 14 巻が欠落しているのは、たんに管理上の番号の振り間違いであり、史料自体は欠落なくつづいている。

本節であつかうトレードの祈願行列 rogativas とは、大聖堂の内部でおこなわれる場合もあったが、多くの場合、大聖堂から市内の目的地(主に修道院)にむかって宗教行列が練り歩き、なんらかの目的で神への祈願をおこなうカトリック的な信仰実践であった。教会暦にくみこまれて毎年おこなわれる聖週間や聖体祭の行列とは異なり、この祈願行列は、旱魃や蝗害に代表される天災の収束や、スペイン王権の戦勝祈願を目的としていたため、定期的なものではなかった。むしろ、危機の沈静化や王の勝利を祈願する行列は、非日常的な事態への近世都市の対処方法であったといってよい³⁸。A・ロドリゲス・ゴンサレスによると、1478 年から 1599 年にかけてのトレードでは計 305 回の祈願行列がおこなわれたが、飢饉や疫病をはじめとする天災を原因とするものは 61 回にすぎないのに対して、王家のできごと(病気回復、王妃の安産など)や、王権の対外政策や戦争における成功を祈願する行列は 180 回を数え、全体の 6 割にあたるという³⁹。このようにトレードにおける祈願行列とは、宗教的なものである以上に、社会的・政治的な性格が強いものだったが、本節では先行研究では注目されていない祈願行列における聖遺物の役割に注目して論を進めていきたい。

まず、トレード教会による祈願行列の一般的なあり方を確認しておこう。たとえば 1578 年の旱魃に際しては、まず大聖堂のなかで雨乞いのミサがおこなわれた(2月5日、同20日、3月20日)。それでも雨が降らなかったため、聖堂参事会は総行列を4回にわたって実行し、大聖堂から修道院などを目的地として市内を練り歩き、神に救いを求めた(4月27日、同29日、5月1日、同4日)。このような祈願行列には、聖職者だけでなく、市参事会、異端審問所、各種の信心会などが参加し、トレード社会の上層身分の代表者が参加していたといってよい。さらに大聖堂の内部では聖職者のみでの行列がおこなわれたが、その際には聖エウへニオの聖遺物が掲げられた(5月19日)40。このようなトレードにおける祈願行列とは、基本的には屋外で都市民の目にふれることを前提としたものであり、公開性を高めることによって、異常事態を前にして都市民が抱く不安の沈静化が図られた

³⁸ 旱魃に際しての祈願行列の記録にもとづく先行研究として、R. Gonzálvez, "El clima toledano en los siglos XVI y XVII", *Boletín de la Real Academia de la Historia*, CLXXIV-1, 1977, pp. 305-332.

³⁹ A. Rodríguez González, "Itinerarios sagrados en el Toledo de la Edad Moderna", J. C. Vizuete Mendoza y J. M. Sánchez (coords.), *op. cit.*, pp. 369-398.

⁴⁰ Actas Capitulares de Toledo, núm. 16, ff. 171v-201v.

といえよう41。

では、スペイン王権の政治的・軍事的な行動に関しては、どのような祈願行列がおこなわれていたのであろうか。聖堂参事会の議事録と儀典書の情報を総合し⁴²、16世紀のトレード教会による戦勝祈願、あるいは戦勝祝賀の行列について整理すると、表Ⅲのようになる。これをみると、異教徒であるオスマン帝国やその服属勢力との戦争(第1次ウィーン包囲、チュニス遠征、アルジェ遠征、マルタ島攻防戦、レパントの海戦)や、カトリックからみた異端であるプロテスタント勢力との闘争(シュマルカルデン戦争、オランダ独立戦争、「無敵艦隊」によるイングランド遠征)が目をひく。しかしその一方で、同じカトリック国であるフランス王国との戦争(パヴィーアの戦い)やポルトガル出兵に際しても、カトリック地方教会であるトレード教会がカルロス1世やフェリーペ2世の勝利を祈願する行列を積極的におこなっていたことがわかる。

本節ではその最大の事例である、いわゆる無敵艦隊によるイングランド遠征に際して 1588 年におこなわれた一連の儀礼をみてみよう。カトリック信徒であった前スコットランド女王メアリ・ステュアートの処刑を契機として、フェリーペ2世はプロテスタント国家イングランドへの侵攻を決定した。その目標は、カスティーリャ王国とポルトガル王国という二つの地域国家の艦隊を動員した無敵艦隊によってドーバー海峡を制し、フランドルに駐留する軍勢をイングランドに上陸させ、一挙にエリザベス1世を打倒することであった。1588 年初頭、この遠征準備がリスボンで進むなか、宮廷で異端審問長官を務めるトレード大司教キローガから聖堂参事会に通達が届き、「教会とカトリック信仰のために陛下が結集を命じられた艦隊」のために、トレード大聖堂および市内の教区教会で戦勝祈願のためのミサや行列をおこなうように命じられた(1月27日)43。

これをうけて聖堂参事会はまず、本来は年に一度の聖体祭でしか公開されない聖体 Santísimo Sacramento の開示を大聖堂でおこなった (2月21日)。その際にはミサがおこな

41 ペスト流行に際しての宗教行列の社会的意図については、立石博高「近世のバルセローナ―地中海と疫病」歴史学研究会編『地中海世界史3ネットワークのなかの地中海』青木書店、1999年、285-314頁。

⁴² Copia del libro original que escribió el racionero D. Juan de Chavez Arcayos repartidor del coro de esta S. Iglesia Primada de las Españas por los años de 1589 a 1643, t. I, ff. 2r-167v. 通称『アルカージョス儀典書』として知られるこの手稿史料は、17世紀前半の聖職者アルカージョスがトレード大聖堂における儀礼細目を『聖堂参事会議事録』などにもとづいて編集したものである。ただし本稿では、1765 年に聖堂参事会によって作成された写本(トレード聖堂参事会付属文書館所蔵)を用いる。

⁴³ Actas Capitulares de Toledo, núm. 19, ff. 83r-84r.

われ、トレードの聖俗当局や異端審問所だけでなく、一般の都市民にも参加が許された。 またその翌日からは、1日ずつ聖体が市内の教区教会と修道院を巡回したが、キリストを 象徴する聖体がこのように利用されるのは異例のことであった(2月22日~3月下旬)⁴⁴。

さらに5月には、ローマ教皇が無敵艦隊への祝福を与えたことが宮廷から伝えられると、 次のように3回の戦勝祈願行列が3週間にわたって挙行された⁴⁵。まず、前年の遷座祭で トレードに戻されたばかりの聖レオカディアの聖遺物を擁した行列がおこなわれ、大聖堂 からサンタ・レオカディア教区教会へと赴いた(5月15日)。その翌週には、23年前の遷 座祭でトレードに戻った聖エウへニオの聖遺物をともなった行列が、大聖堂からサン・ク レメンテ修道院へとむかった(5月22日)。さらにその翌週には、聖母像(サグラリオの 聖母像)を掲げた行列が催され、ほぼ100年前にカトリック両王がトロの戦い(1476年) での勝利を記念して建立したサン・フアン・デ・ロス・レイエス修道院まで市内を練り歩 いた(5月29日)。なお、この3行列によってトレード市で戦勝祈願がなされていたあい だに、リスボンでは無敵艦隊が出征の途についていた(5月20日)。

その後も、市参事会を介して諸信心会から戦勝祈願のためのミサを大聖堂でおこないたい旨の申し込みが聖堂参事会になされた一方で(6月27日) 46 、聖堂参事会は大聖堂において計 6回の祈祷ミサをおこなった(7月31日~8月13日) 47 。だが、すでにドーバー海峡では戦闘がはじまっており(7月21日)、開戦の一報がパリ経由でトレードにもたらされたのは約1ヶ月後だった(8月19日) 48 。そして、9月にも聖堂参事会は祈祷のためにふたたび聖体開示をおこなっているが(9月23日)、これはもはや戦勝祈願というよりは、カトリック信仰に殉じた戦没者の追悼としての意味あいがあったのではないだろうか 49 。

以上が、1588年の無敵艦隊出征に際してトレードでおこなわれた、戦勝祈願のための一連の祭典であった。フェリーペ2世の治世における最大の軍事作戦を前にして、戦場となったドーバー海峡からはもちろん、艦隊の拠点となったリスボンからも遠く離れたトレードでも、半年にわたって密度の濃い戦勝祈願行事がおこなわれていたことがわかる。リオ・バレードが示唆しているように、このようなカトリック王国のための戦勝祈願は他の都市

⁴⁴ *Ibid.*, ff. 89v-91r.

⁴⁵ *Ibid.*, ff. 109v-110r.

⁴⁶ *Ibid.*, f. 118r.

⁴⁷ *Ibid.*, ff. 124v-125v.

⁴⁸ *Ibid.*, f. 129v.

⁴⁹ *Ibid.*, f. 136r.

でもおこなわれていたものであり、トレードだけが独占していた行為ではない⁵⁰。しかし本稿の問題関心から注目されるのは、16世紀後半にフェリーペ2世が支援した遷座によって戻った聖遺物がこの戦勝祈願では総行列の核として転用されている点である。

1588年5月に挙行された3回の総行列では、カトリック世界全体で共通して崇敬対象である聖母マリアの像と同じ格式によって、初代司教エウへニオと殉教者レオカディアという、トレード固有であり、その崇敬もこの都市に限定される地方的な聖人の聖遺物が用いられていた。前節まででみたようにこれらの聖遺物は、遷座祭において過去から現在にかけての王権が都市に与えた特権的な恩寵を象徴するものであり、かつ未来にあるべき栄光を指し示す機能を与えられていたものであった。そのため戦勝祈願でも、歴史をつうじて存続すべき王権と都市との恩寵にもとづく関係を象徴する聖遺物が、未来における王権の勝利を都市が願う装置として転用されたのである。

なお、このように聖遺物を利用する祈願行列の最初の事例は、聖堂参事会議事録によって確認できるかぎりは、1575年に聖エウヘニオの聖遺物を掲げてフェルナンド王太子の病気快癒を祈願した行列である⁵¹。エウヘニオとレオカディアの聖遺物の右手部分は1565年と1587年の遷座祭以前からトレード教会が所蔵していたにもかかわらず、遷座祭以前の祈願行列に利用された記録がないことは、遷座祭というフェリーペ2世の下での大規模な祭典を経験したからこそ、その成果である聖遺物を王権のために用いる慣行が成立したことを示唆している。したがって、王とともに祝った2回の遷座祭をへることによって、トレードでは聖エウヘニオと聖レオカディアという固有の聖人とその聖遺物に対する認識が変化し、都市と王権のあいだの紐帯としての意味を強めていったといってよい。

第五節 『トレード記』における聖人に関する記述

本節では、16世紀後半のトレードでおこなわれた聖エウへニオ遷座祭(1565年)、聖レオカディア遷座祭(1587年)、そして無敵艦隊の戦勝祈願(1588年)をはじめとする祈願行列の概要をふまえたうえで、1605年に出版されたフランシスコ・デ・ピサの『トレード

⁵⁰ Río Barredo, *op. cit.*, pp. 176-177.

⁵¹ Actas Capitulares de Toledo, núm. 16, f. 25v.

記』ではトレードの聖人についての記述がどのような語彙と論理によって構成されていたかを分析する。それによって、1554年出版のアルコセールによる『トレード史』の記述からの変化を確認し、16世紀後半のできごとがピサの歴史叙述にどのような影響を与えたかを考察したい。

ピサによる聖人に関する記述は、アルコセールのそれを否定するわけではなく、教会知識人としての知見にもとづいて、より詳細になっているといってよい。たとえば、「トレード市固有の聖人一覧」という題名の章では(第5編36章)、トレード固有の聖人であることの根拠として、その出身者であること、守護聖人であること、トレード教会の聖職者であること、トレードで埋葬された人物であることという4点が挙げられ、いずれかに該当する19名の聖人を列挙している。そのなかにはここまでで言及したエウへニオ、レオカディア、イルデフォンソ、カシルダもふくまれたが、それ以外にも歴代の大司教や大助祭、殉教者などの名が挙げられた。さらに、聖人とは認定されていないが、トレードの歴史に登場する人物のなかで信仰心に篤かった者として、ペラーヨ王や、「聖ステファノと聖アウグスティヌスみずからの手によって遺体が埋葬された」オルガス領主ゴンサーロ・ルイス・デ・トレードが挙げられたが、後者は明らかに、ピサの友人と伝えられるエル・グレコが描いた『オルガス伯の埋葬』(1588年完成)の着想源となったトレードの伝承を都市年代記にも記述したものであった52。

このようにさまざまな聖人やそれに準ずる存在について網羅的に言及したピサであるが、そのなかでも重要な役割を与えられていたのは、エウヘニオとレオカディアであった。聖エウヘニオについてみると、基本的な情報としてはアルコセールと同様のことが記されているが、その記述内容は次のようにより詳細になっている。まず、ギリシア人の子としてローマで生まれたエウヘニオは、ディオニシウスを師としてキリスト教の信仰を深め、トレードでの宣教のためにヒスパニアに派遣された。殉教した場所はガリアであったが、その年は97年であったと断定的に記され、エウヘニオからつづく「トレードのキリスト教信仰の歴史」は1500年以上の長さを誇ることが強調された(第2編8章)53。さらに、殉教後はパリ近郊に埋葬されたが、その情報はトレードには伝わらなかったため、トレード市民がエウヘニオの埋葬場所について知ったのは、12世紀の大司教ライムンドゥスがサ

⁵² Pisa, *op. cit.*, ff. 275r-277r.

⁵³ *Ibid.*, ff. 80r-81v.

ン・ドニ修道院に聖遺物が所蔵されていることを伝えたときであった。その情報を得たアルフォンソ7世がルイ7世から聖遺物の返還をうけて、トレードに遷座させた年についても、ピサは1156年だと断定している(同9章)⁵⁴。このときにルイ7世は、まずアルフォンソ7世とともにサンティアゴ・デ・コンポステーラに巡礼し、その足でトレードを訪ねたのだが、そこで「皇帝はキリスト教徒とモーロ人のすべての諸王国にあまねく召集をかけ」ルイ7世を歓待したため、感銘をうけたフランス王は右手の聖遺物をトレードに返還した。遷座に際して、アルフォンソ7世と王子たちは下馬してみずから聖櫃を肩で担いでトレード市とその大聖堂に運び入れたと『トレード記』では記されたが、ここまでの基本的な流れとしては『トレード史』の記述と同一であるといってよい(第4編6章)⁵⁵。

そのうえでピサは、1554年の『トレード史』では書き得ない情報として、1565年11月18日におこなわれた聖エウへニオ遷座祭に言及していた。ただし、第二節でみたようなフェリーペ2世自身による行為は描かれず、空前の人出であり、歌舞音曲のなかで複数の凱旋門で飾られた都市のなかを聖遺物が運ばれたとは述べられているが、その詳細は説明されていない(第2編9章)⁵⁶。そのため、1565年時点で30代前半であったピサ自身はこの聖エウへニオ遷座祭を目撃していない可能性も想定できるが、少なくとも、16世紀後半にエウへニオの聖遺物全体がトレードに戻ったことは『トレード記』では明記されている。

それに対して、『トレード記』では通史的な記述につづいてレオカディアの聖人伝が書物全体の結論部分として付され、『トレード記』という書物の構成そのものが聖レオカディアと不可分のものになっている。通史部分でも、ディオクレティアヌス帝による大迫害で306年に殉教したトレード出身のレオカディアについて、ピサは次のように述べている。

この栄光に満ちた聖女に対して(乙女 virgen と殉教者 mártir という二つの称号と異名のほかに)、特別な理由と義務感から、トレード市民は彼女を自分たちの守護聖人 patrona tutelar として認め、敬意を払ってきた。[彼女は] つねにそのようなものとして見做されてきて、あらゆる業績と苦難において祈願をうけてきた。彼女は庇護者 patrona にして弁護者 abogada としての務めをあらゆる機会において

⁵⁴ *Ibid.*, ff. 81v-84v.

⁵⁵ *Ibid.*, ff. 167v-168v.

⁵⁶ *Ibid.*, ff. 83v-84r.

果たしてきた⁵⁷。

ここで注目されるのは、レオカディアに冠する語についてピサが自覚的に論じている点である。前述のように、アルコセールはトレードの聖人を形容する際には個人的な属性にもとづいて聖人、乙女、殉教者などを用いる一方で、後代の人々からの集団的な崇敬をうけていることを意味する守護聖人という語は用いなかった。それに対してピサは、上記の守護聖人・庇護者・弁護者だけでなく、擁護者 defensora という語もしばしばレオカディアに冠しているが、それらは地上の人間たちのために神へのとりなしをおこなう者をさす呼称であった。聖人自身の徳目をあらわす語も併記されているが、『トレード記』のなかでは都市の庇護者としてのレオカディア像が強調されているといってよい。聖レオカディア遷座祭とその聖遺物を用いた祈願行列を目撃してきた教会知識人であり、大聖堂の聖職者でもあるピサにとって、聖レオカディアは一般的な聖人のひとりではありえず、『トレード記』では都市固有の聖人のなかでも「筆頭守護聖人 patrona principal」の称号に値する者として叙述されたのである58。このような語彙の違いは、それぞれの歴史叙述のなかで聖人が担っている意味作用の違いを示唆しているといえよう。

そして、このような語彙の用い方は、『トレード記』の末尾にあたる聖人伝の部分でも明確に示されている。そこでも乙女や殉教者という語とならんで、「トレードの住民は彼女を我々の守護聖人、擁護者、弁護者として認め、尊んでいる」と記述されている⁵⁹。ピサはその理由として、トレードで生まれそこで殉教したレオカディアこそ、「子供の苦難をひきうける母親のように、我々の聖俗両面での苦難を考慮している」聖人だからであると論じている⁶⁰。さらにピサは次のように、レオカディアとトレードの不可分性を強調している。

結局、聖レオカディアが当市の守護聖人であることは、理解しやすく、確実なことである。というのも、そこで彼女は生まれ、生涯を過ごし、苦しみ、その栄 光に満ちた死によって[トレードを]聖別したからである。まずここに埋葬され、

⁵⁷ *Ibid.*, f. 88r-88v.

⁵⁸ *Ibid.*, f. 275r.

^{59 &}quot;Historia de la gloriosa virgen y mártir santa Leocadia patrona de Toledo" en Pisa, *op. cit.*, f. 7r. 『トレード記』のなかでこの聖人伝の部分は独立したフォリオの数え方になっている。60 *Ibid.*, f. 7r.

奇蹟と顕現を起こした。そして、神の慈悲によって、彼女の聖なる聖遺物と遺体はここに戻ってきたのである⁶¹。

そして、この引用文の末尾でふれているように、ピサは 1587 年の聖レオカディア遷座 祭も記述しているが、その章を都市年代記『トレード記』そのものの最終章として位置づ ける手法を用いている。そこでは、本稿でも依拠したイエズス会士エルナンデスによる報 告記にもとづいて記述することが明言され、第三節でみた遷座祭の概要と同一の流れで祭 典が進んだことがまとめられている。ただし、ここでもピサはさまざまな装飾を逐一詳述 するのではなく、凱旋門などが設置されたという事実のみが言及されているにすぎない。 しかし、この聖レオカディア遷座祭については、フェリーペ2世が大聖堂の直前で姿をあ らわし、聖櫃とともに大聖堂に入場したことが明言されている⁶²。そして、トレードのキ リスト教徒が「野蛮な異教徒ども」を恐れて難を逃れさせた聖遺物が、フェリーペ2世と トレード大司教キローガの時代、すなわち「当市と全スペインが、神の恩寵によって、大 いなる平和と安穏を享受する当代」 にトレードに帰ってきたとされている⁶³。 いわば、1605 年に出版された『トレード記』のなかでの聖レオカディア遷座祭とは、イスラーム教徒に よる「スペインの崩壊」によって失われた状態が回復し、王と都市とが理想的な紐帯で結 びつくという、トレードという都市が歩むべき歴史の到達点として位置づけられたもので あった。したがって、聖レオカディア遷座祭という祭典は、『トレード記』のなかで示され た都市と王権のあいだの理想的な直属性をもっとも劇的に表現しうる歴史上のできごとと してこの歴史叙述のなかにとりこまれ、その歴史解釈を明示する表象として用いられたの である。

そしてこの最終章は、聖エウヘニオと聖レオカディアの遷座が達成されたことをうけて、 次のように未来にむかっての展望が示されて結びとされ、『トレード記』全体の最後の文章 とされていた。そこには、守護聖人という存在を媒介としてピサが提示した、過去から現 在をへて未来へといたる歴史解釈が記されていたといってよい。

その[神の] 慈悲によって、次のように確信することができる。スペインのカ

⁶¹ *Ibid.*, f. 7v.

⁶² *Ibid.*, ff. 12r-13r.

⁶³ *Ibid.*, f. 13v.

トリック王の権威とキリスト教徒としての心によって、いつの日か、偉大なる我 らの守護聖人にして司牧者たる聖イルデフォンソの聖なる遺体の帰還は容易にな されることになるだろう⁶⁴。

マルティネス・ヒルが指摘しているように、結果としては、サモーラ大聖堂が所蔵する 聖イルデフォンソの聖遺物のトレードへの遷座は実現しなかった⁶⁵。しかしこの結語から は、ピサが提示しようとした、「スペインのカトリック王」に直結する特権的な都市として の歴史解釈に対する彼自身の確信を読み解くことができよう。

小括

本章では、都市年代記という書物に描かれた伝承が、都市祭典のためにどのように参照されたか、そしてその祭典そのものが次の都市年代記のなかにどのようにとりこまれたかという、歴史書と祭典のあいだの相互的な循環関係をみてきた。第一節では、1554年に出版された『トレード史』における聖人についての記述を検討したが、その著者アルコセールはトレード固有の聖人をあくまで個人的な徳目に由来する呼称で記述し、『トレード史』における歴史叙述そのものを規定するほどの重要性は与えていなかったことを確認した。しかし、そのなかでも記述された、12世紀のアルフォンソ7世が聖エウへニオの部分的な遷座に尽力し、そのトレード入市に際しては王みずからが運び入れたという伝承が16世紀後半の都市祭典のために参照され、フェリーペ2世によって反復されることになった。第二節では1565年の聖エウへニオ遷座祭、第三節では1587年の聖レオカディア遷座祭をそれぞれの報告史料にもとづいて再構成したが、その祭りの場ではフェリーペ2世が大聖堂に聖遺物とともに入場するという演劇的な所作がおこなわれたことを確認した。祭典のためにトレード側が用意した凱旋門を中心とする装飾では、過去から現在をへて未来へといたる歴史をつうじてトレードという都市が王権に特権的に直属し、物心両面での恩寵をうけるべきことが訴えかけられていた。また第四節では、これらの遷座祭でもたらされた聖

⁶⁴ *Ibid.*, f. 13v.

⁶⁵ Martínez Gil, op. cit., "Religión...", pp. 28-30.

遺物がカトリック王国を率いるフェリーペ2世のための戦勝祈願行列に転用され、都市と 王権のあいだの不可分の結びつきが祭典をつうじてくりかえし強調されたことをみた。そ して第五節では、これらの聖遺物にまつわる 16世紀後半の祭典をへて、1605年に公刊さ れた『トレード記』ではレオカディアが明確に「筆頭守護聖人」の称号によって記述され、 都市共同体との関係において聖人の価値が論じられる一方で、王権との特権的な関係性を 象徴する記号としても用いられていた点を一瞥した。このように、16世紀後半から 17世 紀初頭のトレードにおいては、市参事会の下で都市年代記の編纂がおこなわれていたが、 その成果として編まれた歴史書の叙述内容を理解するためには、都市社会でおこなわれて いた祭典との相互的な循環関係をふまえる必要があり、この点にこそ歴史編纂を近世社会 との接点で考察しうる可能性があるといえよう。

ただし、前章と本章でみてきたトレードの特権身分層の下での歴史編纂にせよ、祭典にせよ、それらはあくまで政治権力の担い手とその庇護をうけた知識人が発信することを計画し、受容されることを望んでいた表象にすぎない。年代記や祭典をつうじて王権との特権的な直属性がどれだけ強調されようとも、1561年を最後としてトレードの宮廷逗留地としての機能は失われ、宮廷都市としての地位がトレードに戻ってくることはもはやなかった。その意味では、トレードの聖俗権力がとった表象の戦略は奏功せず、首都としてのマドリードが人口と資本を吸収していくなかで、17世紀のトレードは人口規模も16世紀初頭の段階まで落ち込み、一地方都市に転落していくことになる。前述のようにマルティネス・ヒルは、そのような17世紀のトレードでは都市の世俗的な栄光ではなく、スペイン首席大司教の座としての性格が強調されるようになると指摘している。

それに対して本稿では、16世紀後半の都市年代記と祭典のなかで醸成された歴史解釈がもっていた意味を、国制史としての観点から考察して本章を閉じることにしたい。たしかに宮廷都市としての地位は失いつつあったものの、16世紀後半のトレードはカスティーリャ王国の統治構造における最上位の地位を占める都市社団でありつづけ、不定期にしか逗留しない移動宮廷の存在だけに依存していたわけではない。むしろ、カスティーリャ王国の政体のなかでトレード市が有していた権限は、マドリードをふくむ他のどの都市と比較しても遜色のないものであった。しかしながら、前章と本章でみたように、トレード支配層が希求した自都市のあるべき地位とは、どれだけ高次のものであっても社団的な編成のなかでの地位ではなく、西ゴート王国や中世カスティーリャ王国の時代と変わらぬ、王権に直属するという意味での特権的な地位であった。本章でみた聖人崇敬とは、歴史書と祭

典のなかでアルフォンソ7世とフェリーペ2世という生身の身体をもつ王が演劇的な所作をつうじてトレード固有の聖人への帰依を表し、それをつうじて都市への特権的な恩寵を示すという、都市の側からみた理想的な直属性をもっとも劇的に表現できる素材であった。このような、王との具体的・個別的な紐帯によって王権と直接に結ばれることこそ、トレード支配層の下で希求された自都市のあるべき姿であった。したがって、実体として存在する統治構造のなかでの中間権力としての特権的な地位を享受する一方で、王権との直属性という理念的な意味での特権的地位こそがトレード支配層側からみた近世王権との関係のあるべき形であり、そのための表象手段として用いられたのが歴史書と祭典であった。

このような前章と本章での考察の結果を、複合王政論の観点から総括しておきたい。カ スティーリャ王国はスペイン王権を財政的・軍事的に支える地域国家ではあったが、前章 でトンプソンの議論をつうじてみたように、その地域国家としての凝集力は強固であった とはいいがたく、むしろ分節化された地域的な政治社会の複合体としての性格が 16 世紀後 半の段階でも強かった。そのようななか、在地の都市社団を掌握して新カスティーリャ地 方における政治社会での政治的・制度的な実権を握るトレード支配層は、現実政治のうえ では、国王代官が都市において代理する王権との同盟関係を保ちつつ、自治的な権力を享 受して地域支配をおこなっていた。このトレード支配層の下で16世紀後半から17世紀初 頭にかけて編纂された都市年代記においても、聖人崇敬に関しておこなわれた祭典におい ても、多様な語彙や表現方法を用いながら示されたのは聖俗両面における、そして歴史を つうじての、王権への直属性であった。このような在地の特権身分層からの希求とは、王 権の側からみれば、それ自体が複合的な性格をもつ地域国家カスティーリャ王国の統治に とって、きわめて好適な政治的環境をなしていたといってよい。地域国家全体を代表しう る身分制議会と対峙することなく、トレードのような有力な社団を掌握する特権身分層か ら個別的に王権との結びつきを求められることは、カスティーリャ王国においてすら一円 的な官僚機構の創出など望むべくもないスペイン王権にとって、在地社会を治めるために 欠かせない前提であったといえよう。いわば王権にとっては、複合王政を維持していくた めの要諦であった特権身分層との双務的な同盟関係を機能させるための手段のひとつとし て、トレード支配層からのこのような希求を少なくとも祭典の場ではみずからの身体を使 った所作によって満たし、その理念的な紐帯を確認してみせることが統治技法として重要 な意味をもっていたのである。このような特権身分層側からの個別的な働きかけがあった ことこそ、複合王政の下での地域国家カスティーリャ王国の統治が安定的に展開できた一

因であったといってよい。

しかしその一方で、王権と特権身分層がそれぞれ抱いていた、あるいは普及させようと した歴史像は、全体としては親和性をもちながらも、力点の置き所は異なっていたことが 本章までの検討をつうじて明らかになった。両者は、カトリック信仰を守護する王権とい う歴史的イメージを共有しており、スペインという枠組みをカスティーリャ王国によって 代表させて論じる点も共通している。そのため、モラレス国王修史官が『スペイン総合年 代記』で示したカスティーリャ王国を中核とするカトリック王国としての歴史解釈は、ト レードの都市年代記や祭典の内容と両立しうるものであった。しかし、具体的な歴史の論 じ方、あるいは歴史に関する表象の技法にまで立ち入ってみると、トレード支配層の下で 示された歴史解釈はトレードに固有の歴史の歩みに規定されたものであり、王権のための 歴史物語とは強調点が異なるものであった。ここまでみてきたように、王権にとっての王 朝の始祖レカレドについては、西ゴート王国の古都であったにもかかわらず、トレードで はほとんど重要視されていなかった。それに代わって強調されていたのは、「皇帝の都」と いう称号を与え、初代司教たる聖エウヘニオの遷座を助けたアルフォンソ7世であり、さ らに 400 年以上の時をへてその後継者としてトレードに聖俗の恩寵を与える「スペインの カトリック王」フェリーペ2世であった。それは、これらの王こそがトレードからみると 王権との特権的な紐帯を端的に指し示す表象であったからにほかならず、都市年代記も祭 典もあくまでトレード支配層による表象戦略にもとづいて生み出されたものだったために、 その利害がもっとも優先された結果である。地域国家のひとつカスティーリャ王国は、現 実の統治構造としても在地の特権身分層の自治的権力に依存するものであったが、歴史に 関わる知の次元としてみても、特権身分層がみずから歴史を解釈し、王権に対してそれを 提示しうる活力のある地域的な政治社会からなっていたといえよう。そして王権は、みず からの歴史解釈と決定的に背反しないかぎり、このような特権身分層からの歴史解釈を容 認し、利用することによって、地域国家カスティーリャ王国における安定的な地方統治を 試みていたのである。

第五章 16世紀後半のアラゴン王国における歴史編纂

はじめに

前章までは、スペイン王権とトレード支配層の下での歴史編纂や、歴史に関わる知の利用についてみてきた。第一章・第二章では、国王修史官を中心としておこなわれた王権のための修史事業を全体像として把握したうえで、その中核であった国史『スペイン総合年代記』における歴史解釈を検討し、レカレド王朝史観ともいうべき、カトリック王国を治めるカスティーリャ王家のゴート起源論がその基盤となっていたことを確認した。また第三章・第四章では、地域国家カスティーリャ王国の在地社会において自治的な権力を享受していた特権身分層のひとつであるトレード支配層に着目し、その下では都市年代記と祭典をつうじてどのような歴史解釈が示されたかをみた。16世紀後半のトレードでは、書物としての歴史叙述や、聖人崇敬のための祭典をつうじて、都市と王権との直結性が主張され、王は都市に聖俗両面での恩寵をもたらすべき存在として描かれた。このようにトレード支配層が王権との個別的・直接的な結びつきを志向したことは、地域的な政治社会を掌握する特権身分層との協力関係を構築する必要があった王権にとっても、複合王政を統治していくにあたって好適な政治的環境を提供することになったのである。

本章では、このような議論の展開をふまえながら、複合王政の下にあったもうひとつの地域国家であり、歴史編纂にも積極的であったアラゴン王国をとりあげ、そのなかでの歴史解釈を分析する。序章でみたように、アラゴン連合王国の一角を占めるアラゴン王国では、ハプスブルク期をつうじて身分制議会、議会常設代表部、アラゴン大法官をはじめとする独自の政体が維持され、固有の法と制度が守られていた。そのようなアラゴン王国では、16世紀中葉から歴史編纂を担う官職であるアラゴン王国修史官 cronista del Reino de Aragón が設けられ、新組織王令と連動して廃止される 1709 年まで独自の官職として存続し、議会常設代表部の下で歴史編纂に従事した。本章では、このようなアラゴン王国独自の歴史編纂を一瞥することによって、地域国家アラゴン王国ではどのような歴史解釈が提示されたかを考察したい。

さて、本章に関わる先行研究としては、主にR・E・ギーゼイ、X・ジル・プジョル、フェルナンデス・アルバラデホ、ガスコン・ペレスを挙げることができよう。

ギーゼイは、「(陛下が法と特権を尊重する誓約を) なされないのであれば、(我々臣下も 忠誠の誓いを)なさず Si no, no」という文言がアラゴン王の即位儀礼で交わされるという 言説が 16 世紀後半に広まっていったことをてがかりとして、そのイメージの源泉である中 世アラゴンの法学者による議論と隣国ナバーラでの歴史叙述の伝統を検討し、両者が合流 したものとして 16 世紀のアラゴン王国における政体理念を分析している¹。そのなかでギ ーゼイは、後述するアラゴン王国の建国物語であるソブラルベ伝承に注目し、中世から16 世紀にかけての法学者や歴史家の著作のなかで建国譚であるソブラルべ伝承が形作られ、 建国とともに政体が確立したというイメージが定着していった様相を整理している。 つま りギーゼイは、中世盛期から近世にかけての統治契約主義の起点を中世初期における建国 そのものに求める知的潮流の存在を長期的な視点から明らかにしており、本章における議 論もギーゼイの解釈を出発点としている。ただし、ギーゼイは初代アラゴン王国修史官ス リータの『アラゴン連合王国年代記』については立ち入った検討をおこなっているとはい いがたいため、歴史編纂を主題とする本稿においてはこれを主たる史料として議論を進め ていきたい。また本稿では、複合王政論による国制理解を前提とすることによって、スペ イン王国の全体秩序のなかでのアラゴン王国の歴史編纂という視点から考察し、かつ王権 側のそれと比較することによって、16世紀後半における歴史編纂をより立体的にとらえる ことをめざしたい。

ジル・プジョルは、16世紀末から17世紀前半のアラゴン王国における政体観を検討した論文において、君主による王政と、王国 Reinoと表現された諸身分が享受する自由(特権)libertades がどのように両立しうるかという議論がこの時期のアラゴン王国でさかんになったと指摘している²。これは、1591年のサラゴーサ暴動に対してフェリーペ2世がカスティーリャから軍を越境させて鎮圧し、アラゴン大法官の処刑にいたった事件をふまえて、王権との双務的な協力関係としての統治契約主義を再構築するために生まれてきた議論であったといえよう。ジル・プジョルは、この時期に登場する議論のなかで自由(特権)の担い手とされたのは、アラゴン王国全体ではなく、後述するソブラルべ伝承のなかで建国時に王を選んだとされた貴人たちの子孫である大貴族層だとされ、彼らが有していた中

_

¹ R. E. Giesey, *If not, not. The Oath of the Aragonese and Legendary Laws of Sobrarbe*, Princeton, 1968

² X. Gil Pujol, "Aragonese Constitutionalism and Habsburg Rule; The Varying Meanings of Liberty", R. L. Kagan and G. Parker (eds.), *op. cit.*, pp. 160-187.

間権力の強固さが主張されるようになったと指摘している。そして、このような「貴族制的・社団的な政体理念」を守るものとして、王権・身分制議会・大法官などがその擁護者としてイメージされたとし、自由(特権)をめぐる議論が王権と特権身分層とのあいだの協力関係を再建する論として提示されたとジル・プジョルはみなしている。

一方、フェルナンデス・アルバラデホは、1616年にサラゴーサ大学の民法教授カリクス ト・ラミレスが著した法学書を史料として、17世紀前半にはアラゴン王国の政体理念がど のように論じられたかを検討している3。この法学書の議論では、アラゴン王国では建国時 点で臣民が王を選び、その王に権限を移譲することで政体が成立したが、その権力移譲は 全面的なものではなく臣民が最終的な同意権を留保していたために、王は臣民の同意がな ければ統治できないという理念が形成されたとする。そして、このようなアラゴン王国と は、頭である君主と、四肢に喩えられた共同体としての王国が一体となって構成する政治 体 cuerpo político であり、その政治体を律する原理である慣習法を尊重する王政こそがその 政体だとされた。このようにカリクスト・ラミレスは、慣習法にもとづく秩序を守る王と 王国が政治体として不可分の関係にあることがアラゴン王国の政体理念だとしたが、さら に、このようにひとつひとつがそれ自体の法原理にもとづく固有の政治体であるアラゴン 王国をはじめとする諸王国(本稿でいう地域国家)が集まることによって形成された複合 体がスペイン王国であるとみなした。フェルナンデス・アルバラデホによると、このよう にアラゴン王国を法制上の実体をもつ一次的な政体として位置づけ、かつそれをスペイン 王国という複合体を構成する基礎的な要素とみなす視点は、複合王政にもとづく近世スペ インの国制を支える秩序観念と位置づけることができるという。

またガスコン・ペレスは、アラゴン王国の統治契約主義についての研究動向を整理した 論文において、16世紀後半の常設代表部による歴史の利用について、次のように言及して いる。それによると、地域国家の民刑事裁判権の体系と対立しうる異端審問制度が導入さ れ(1484年)、16世紀後半にはフェリーペ2世がアラゴン副王にカスティーリャ貴族を任 命しようとするなか、王の恣意的な権力行使を牽制するために、議会常設代表部は統治契 約主義の歴史的な背景となっていた建国伝承(ギーゼイのいうソブラルベ伝承)を公的に 承認したとしている⁴。その例として、後述するアラゴン王国修史官による歴史叙述や、1552

³ P. Fernández Albaladejo, "Lex Regia Aragonensium; monarquía compuesta e identidad de reinos en el reinado de Felipe III", *op. cit.*, *Materia de España*, pp. 65-91.

⁴ J. Gascón Pérez, "Los fundamentos del constitucionalismo aragonés; una aproximación",

年に出版されたアラゴン王国の法令集のなかで建国伝承が記載されたことが挙げられ、議会常設代表部に結集するアラゴン王国の特権身分層は、地域国家の政体の枠外で行動しようとする王権を制約するためのイデオロギー上の武器として建国伝承を利用したという。ただしガスコン・ペレスは、本章で扱う16世紀後半のアラゴン王国修史官による歴史書そのものについては、立ち入った検討をおこなっているわけではない。

以上のような先行研究をふまえ本章では、16世紀後半のアラゴン王国では具体的にはどのように歴史叙述がなされ、そしてそれがいかなる解釈にもとづいていたかを明らかにするため、次のように論を進めていきたい。まず第一節では予備的な考察として、アラゴン王国修史官の制度を確認したうえで、初代のヘロニモ・スリータの経歴を一瞥し、その主著『アラゴン連合王国年代記 Anales de la Corona de Aragón』(1562~1579 年)の概要を示す。第二節では、スリータによる歴史解釈の礎になっていた建国の物語(本稿でもギーゼイの表現に倣い、アラゴン王国の建国伝承を「ソブラルベ伝承」と表記する)がどのように描かれたかを史料にそくして確認する。そして第三節では、このソブラルベ伝承の要諦を整理したうえで、中世末期のウニオンという歴史事象を例にとり、その歴史叙述のなかではソブラルベ伝承にどのような役割が与えられたかを考察する。第四節では、『アラゴン連合王国年代記』全編をつうじて示されたアラゴン王国史解釈を把握したうえで、第五節では、その歴史解釈が次代のアラゴン王国修史官ブランカスのそれとどのような異同があったかを確認したい。そのうえで、アラゴン王国における歴史編纂には、複合王政論の観点からみればどのような意義があったかを考察する。

第一節 アラゴン王国修史官と『アラゴン連合王国年代記』

本節では、まずアラゴン王国修史官の制度とそれに任命された人物たちを概観したうえで、『アラゴン連合王国年代記』を編纂したヘロニモ・スリータについて整理する。また、書物としてのこの年代記の概要を確認し、本章における予備的な考察としたい。なお、スペイン王権に仕える国王修史官やインディアス修史官との区別を明確にしておく必要があ

Manuscrits: Revista d'història moderna, 17, 1999, pp. 253-275.

⁵ J. Zurita, *Anales de la Corona de Aragón*, edición por Á. Canellas López, 8 tomos, Zaragoza, 1967-1985.

るため、煩雑な表記にはなるものの、以下本稿では国王修史官、インディアス修史官、ア ラゴン王国修史官をそれぞれの正式名称で表記することにしたい。

(一) アラゴン王国修史官の概要

アラゴン王国修史官の制度が発足したのは、1540年代末のことであった。前述のように、16世紀のスペイン王権は国王修史官に人文学者や聖職者などを登用し、実録や国史などの形式で王権のための歴史書を執筆させていた。1539年に国王修史官に任命されたフロリアン・デ・オカンポは国史を担当し、1543年には『スペイン総合年代記』の第1巻初版を出版するなど、1540年代には王権の下での修史事業が活発化しつつあった。そのようななか、アラゴン王国の特権身分層も独自の歴史編纂をおこなうべく、1547年の議会に出席したフェリーペ王太子(後のフェリーペ2世)に対して、独自の修史官職の設置を許可するように請願した。そして、翌1548年に議会常設代表部が人文学者へロニモ・スリータをアラゴン王国修史官に任命したことによって、この官職が新設されたのである。6

このアラゴン王国修史官は、議会常設代表部の下におかれた地域国家独自の官職であった。そのため、国王修史官がカスティーリャ起源の官職でありながらも、王権に直属したためにカスティーリャ王国の特権身分層が関与できなかったこととは対照的に、アラゴン王国修史官に関しては、王権の側が関与できなかった。この常設代表部は、地域国家の自治の一環として、活版印刷技術が導入された15世紀後半以降、アラゴン王国の法や歴史に関する出版物を積極的に公刊していた7。法書としては、1552年に出版されたアラゴン王国の法令集や、数度にわたって刊行された議会議事録(1554年、1584年、1586年、1593年)、フェリーペ2世から付与された特権文書(1564年)などがふくまれる。歴史書としては、ファブリシオ・デ・バガーの『アラゴン諸王史 Historia de los reyes de Aragón』(1499年出版)などが公刊されていたが、代表部による歴史書出版が本格化するのは初代アラゴン王国修史官スリータがその成果を公にしはじめた1560年代以降のことであった。このように、アラゴン王国修史官に託された歴史編纂は、議会常設代表部によって印刷物として出版されることを前提におこなわれており、地域国家としての公的な事業であった点をま

⁶ Kagan [2009], pp. 104-106.

⁷ M. J. Pedraza Gracia y R. Santos Lorite, "La edición de libros parte de la Diputación del Reino de Aragón en los siglos XV y XVI", A. Ubieto (ed.), *Il jornadas de estudios sobre Aragón en el umbral del siglo XXI*, Zaragoza, 2001, pp. 905-922.

ず確認しておきたい。

このように地域国家における歴史編纂を担ったアラゴン王国修史官は、定員 1名の終身職とされ、年 200 リブラの俸給が支給された。この官職には、1548 年から 1709 年までのあいだに通算 14 名の人物が任命された8。これらの歴代アラゴン王国修史官にとって最重要の任務こそ、初代のスリータが執筆した『アラゴン連合王国年代記』(1562~1579 年)とその続編である『カトリック王フェルナンド実録 Historia de Fernando el Católico』(1580年)の編纂を続行することであった。後述するように、この二つの書物は連続した歴史叙述になっており、前者では 1492 年のグラナダ降伏までの歴史が、後者では 1516 年のフェルナンド 2 世の死去までが描かれた。スリータの死後は、後任のアラゴン王国修史官たちがこの 1516 年以降の内容を加筆していった。この作業は、第13 代のホセ・ルペルシオ・パンサーノ(在任 1703~1705 年)がカルロス 1 世死去(1558 年)までを描いた歴史書をスペイン継承戦争中の 1705 年に出版するまでつづいた。このように、16 世紀後半に著された『アラゴン連合王国年代記』を書き継ぐことこそ、アラゴン王国における修史事業の中核となるものであった。

ただし、アラゴン王国修史官による歴史書の執筆はこれのみにとどまるものではなかった。たとえば、後述する第2代のヘロニモ・ブランカス(在任1580~1590年)がラテン語で出版した『アラゴン王国要覧 Aragonensium rerum comentarii』(1588年)は、歴代アラゴン王の事績を称える前半部分と、大法官を筆頭とするアラゴン王国の官職を歴史的な由来に遡って解説する後半部分からなり、通史的な歴史書であると同時に、歴史的な観点からアラゴン王国の政体を解説する書でもあった。

_

⁸ 歴代のアラゴン王国修史官は以下の 14名 (括弧内は在任期間)。ヘロニモ・スリータ (1548 ~1580 年)、ヘロニモ・ブランカス (1581~1590 年)、フアン・コスタ (1590~1597 年)、ヘロニモ・マルテル (1597~1608 年)、ルペルシオ・レオナルド・デ・アルヘンソーラ (1608 ~1613 年)、バルトロメ・リョレンテ (1613~1614 年)、バルトロメ・レオナルド・デ・アルヘンソーラ (1615~1631 年)、フランシスコ・ヒメネス・デ・ウレア (1631~1647 年)、フアン・アンドレス・デ・ウスタロス (1647~1653 年)、フランシスコ・ディエゴ・デ・サヤス (1653~1669 年)、フアン・ホセ・ポルテル (1669~1677 年)、ディエゴ・ホセ・ドルメル (1677~1703 年)、ホセ・ルペルシオ・パンサーノ (1703~1705 年)、ペドロ・ミゲル・デ・サンペル (1705~1709 年)。歴代のアラゴン王国修史官については、F. Solano, "La escuela de Jerónimo Zurita", VV. AA., Jerónimo Zurita. Su época y su escuela, Zaragoza, 1986, pp. 23-53; E. Solano Camón, "Los últimos cronistas de Aragón; una construcción literaria entre la permanencia y el cambio", Jerónimo Zurita, 88, 2013, pp. 145-170. また、アラゴン自治州の文書館・図書館ネットワーク・プロジェクトによる以下のサイトも有用である (http://dara.aragon.es/opac/apjz/index.html 最終閲覧日 2015 年 2 月 13 日)。

⁹ J. Blancas, Comentarios de las cosas de Aragón. Obra escrita en latín por Jerónimo de Blancas,

また 16世紀末から 17世紀前半にかけての時期には、前述のサラゴーサ暴動についてカスティーリャ王国の知識人や国王修史官がおこなった議論に対して、アラゴン王国修史官が反論を試みるという事態が生じた。この時期には、フェリーペ2世に対するアラゴン王国側の忠誠心の欠如を批判する言説がカスティーリャ側の知識人から著されたが、その最大の論者は国王修史官とインディアス修史官を兼任するアントニオ・デ・エレーラであった。ケーガンによると、第一章で言及した当代史である『慎重王フェリーペ2世治下の世界史』第1巻(1601年)においてエレーラは、アラゴン王国の法と特権は王権を制約しうるものではなく、王が王国に法を与えるのであって、臣下の義務は君主に服従することであると論じ、サラゴーサ暴動を非難したという10。この論理は、後述するように、アラゴン王国における政体理念とまったく相容れないものであった。ガスコン・ペレスによると、このようにアラゴン王国を批判する議論の高まりに対して、議会常設代表部はアラゴン王国修史官ルペルシオ・レオナルド・デ・アルヘンソーラ(在任 1608~1613年)に反駁書『1590年と 1591年のアラゴンにおける諸事件の顛末 Información de los sucesos de Aragón de los años de 1590 y de 1591』を執筆させ、統治契約主義の歴史的な根拠を解説することでアラゴン王国の立場を弁護しようとした(ただし出版はされず)11。

なお、16世紀末の時点では、アラゴン王国の知識人のあいだでもサラゴーサ暴動に際してのフェリーペ2世の行動については評価が分かれ、英邁なフェリーペ2世も奸臣(個人的にアラゴン貴族と対立していたチンチョン伯)の讒言によって判断を誤ったとする解釈や、王国の法を守るべきアラゴン王としての責務をわきまえなかった暴君としてのフェリーペ2世が積極的に弾圧を指示したという解釈などが錯綜していたという。しかし17世紀に入って時間が経過すると、王権とアラゴン王国の関係性を再建するためにサラゴーサ暴動の記憶を消し去ることがアラゴン貴族層によって望まれた。後にアラゴン王国修史官に起用されるフアン・アンドレス・デ・ウスタロス(在任1647~1653年)が1634年に著した『歴代アラゴン王についての記述 Descripción de los reyes de Aragón』では、フェリーペ2世はもはやサラゴーサ暴動への弾圧者としてではなく、ソロモンにもたとえられるほど英

cronista del Reino, traducción por M. Hernández, Zaragoza, 1878. 『アラゴン王国要覧』はブランカスによってラテン語で執筆された書物であり、本来なら原テクストにもとづいて読解していかなければならないため、上記のスペイン語版はスリータの『アラゴン連合王国年代記』についての検討に対する補足的な史料として用いるにとどめたい。

¹⁰ Kagan [2009], pp. 189-190.

¹¹ J. Gascón Pérez, "El ideario político de los cronistas aragoneses", *Aragón en la monarquía de Felipe II. I. Historia y pensamiento*, Zaragoza, 2007, pp. 207-229.

明であったがゆえに対イスラーム戦争にも勝利できた君主として描かれ、サラゴーサ暴動 の衝撃をアラゴン王国史のなかで最小化させることが試みられたという¹²。

このような、王権と特権身分層のあいだの緊張関係とその克服の動きのなかでの17世紀における歴史編纂についても複合王政論の立場から検討すべきではあるが、本稿ではさしあたり、スペイン王権の下でモラレス国王修史官が国史『スペイン総合年代記』の編纂を進めていた1560年代から1580年代にかけての時期に、平行するようにおこなわれていた地域国家アラゴン王国における歴史編纂に着目したい。次項では、その礎を築いたスリータの経歴を確認しておこう。

(二) 初代アラゴン王国修史官へロニモ・スリータ

ヘロニモ・スリータは 1512 年にサラゴーサで生まれた¹³。 スリータ家は、もとは新カスティーリャ地方の出身であったが、15世紀にアラゴン王国に移住した家系だと伝えられている。父ミゲルが 1495 年からアラゴン王フェルナンド 2世に侍医として仕え、カルロス1世にも登用されたため、ヘロニモもスペイン宮廷に近い立場にあったとされる。彼は、はやくも 1522 年にはカスティーリャ王国のアルカラ・デ・エナレス大学に出され、そこでラテン語とギリシア語を学び、人文学者としての素養を磨いていった。1530 年にはカルロス1世からアラゴン王国内の代官職を与えられたものの、任地に赴くことはなく、青年時代をカスティーリャ王国で過ごし、バリャドリード異端審問所官吏の娘と結婚している。そして、1548 年に議会常設代表部からアラゴン王国修史官に任命され、帰国することになった。

スリータはカスティーリャ語、アラゴン語、カタルーニャ語、プロヴァンス語、イタリア語、シチリア語、ポルトガル語、ラテン語、ギリシア語、古典アラビア語が理解可能であったとされる。このような人文学者としての基盤をアルカラ・デ・エナレス大学で身につけたスリータは、そこで同世代のアンブロシオ・デ・モラレスやフアン・パエス・デ・カストロといった、後に国王修史官に起用される人物たちと親交を結んでいる。彼らとスリータは、16世紀前半にアルカラ・デ・エナレス大学で学問形成をおこない、後に王権や

¹² Idem, "Felipe II, príncipe y tirano en el Aragón del siglo XVII", *Ibid., II. Oposición política*, pp. 89-127.

¹³ Á. Canellas, "El historiador Jerónimo Zurita", VV. AA., *Jerónimo Zurita. Su época y su escuela*, Zaragoza, 1986, pp. 7-22; G. Redondo Veintemillas, "Jerónimo Zurita, primer cronista oficial de Aragón (1512-1580)", *Jerónimo Zurita*, 88, 2013, pp. 11-46.

特権身分層という政治権力の担い手のための修史官になったという共通点があるが、さら に、歴史を叙述するためにはできるかぎりの史料を収集する必要があることを明確に認識 し、かつそのために実際に行動していた点も共通している。スリータはアラゴン王国修史 官に就任すると、バルセローナにあるアラゴン連合王国文書館 Archivo de la Corona de Aragón に所蔵されていた裁判史料や外交書簡などを参照することが可能になり、カタルー ニャやバレンシアの諸都市でも文書を収集した。また、1550年にはイタリアに渡り、当時 ローマに滞在していた旧友パエス・デ・カストロの助けを借りて、ローマ、シチリア、ナ ポリ、フィレンツェで文書の探訪をおこなった。この活動は、歴代アラゴン王による地中 海世界への勢力拡大に関する描写に活かされたといってよい。その一方で、E・サラーサ・ サンチェスが指摘するように、スリータは中世からの伝統的な年代記についても広く参照 し、文書調査の成果と組みあわせることで歴史を叙述した。スリータが依拠した年代記に は、12世紀末以降のアラゴン王国とカタルーニャで著された歴史書(1370年頃に編纂され た『サン・フアン・デ・ラ・ペーニャ年代記 Crónica de San Juan de la Peña』や、前述のフ ァブリシオ・デ・バガーの『アラゴン諸王史』など)だけでなく、カスティーリャ王国に 関わる年代記(前述の『アルフォンソ3世年代記』や、14世紀のロペス・デ・アヤーラに よる年代記など) もふくまれたという¹⁴。

このような多様な史料収集にもとづく準備をへて、スリータは 1562 年に『アラゴン連合 王国年代記』の第 1 部をサラゴーサで出版した。この第 1 部は、ソブラルベ伝承にもとづくアラゴン王国の建国物語と、フランク王権の下でのカタルーニャ諸伯領の成立からはじまり、マルティン 1 世 (在位 1396~1410 年)の死によってアラゴン連合王国の王朝が断絶するまでが描かれた。その内容は次項で概観するが、スリータ個人の経歴として注目すべきなのは、この歴史書が国史形式を好むフェリーペ2 世によって高く評価された点である 15。フェリーペ2 世は、1567 年に王室直属のシマンカス文書館における文書の閲覧許可をスリータに与えたが、前述のように、本来この特権は国王修史官にのみ与えられるべきものであった。また 1568 年には、宮廷におかれていた異端審問顧問会議の秘書官職も与えられている。もともとスリータ家自体がカトリック両王の代から親スペイン王権の立場だったこともあり、アラゴン王国修史官という地域国家の官職にあったものの、ヘロニモ・スリー

¹⁴ E. Sarasa Sánchez, "Los anales de la Corona de Aragón de Jerónimo Zurita", *Jerónimo Zurita*, 88, 2013, pp. 61-80.

¹⁵ Kagan [2009], pp. 105-106.

タ個人はフェリーペ2世から恩顧をうけ、王権と良好な関係にあったといってよい。なお、 スリータの息子も 1593 年にサンティアゴ騎士団の騎士に叙されており、スリータ家が 1 世紀にわたってスペイン王権に近い立場にあったことが窺われる。

なお、『アラゴン連合王国年代記』の内容がカスティーリャ王国の役割を軽視するものだと批判したセビーリャ通商院地理編纂官サンタ・クルスに対し、友人のモラレス国王修史官が反論したことは前述した。クアルト・モネルによるとその際にモラレスは、スリータはさまざまな文書を見聞しているのに対して、サンタ・クルスは既存の年代記類の記述のみに頼っている点をスリータの学問的な優位性として強調していたという¹⁶。そしてスリータは、1579年には『アラゴン連合王国年代記』の第2部をサラゴーサで公刊して、カスペの国王選定会議(1412年)からグラナダ攻略(1492年)までを描き、さらに翌1580年には『カトリック王フェルナンド実録』においてフェルナンド2世の治世後半を叙述したが、同年に亡くなったのである。

以上のような経歴をたどったスリータは、アラゴン王国のみで生涯を送ったのではなく、 少年時代から 26 年間にわたってカスティーリャ王国で過ごしており、帰国してからもアラ ゴン連合王国を構成するカタルーニャ、バレンシア、イタリア諸国に史料収集へ赴くなど、 行動範囲の広さが目につく。また、パエス・デ・カストロやモラレスとの親交が示唆する ように、少なくともヘロニモ・スリータという具体的な事例に注目してみると、彼らは国 王修史官とアラゴン王国修史官としての職務のみに拘束されていたわけではなく、それぞ れが仕える王権や特権身分層の利害のみに従属していたわけでもないことがわかる。むし ろスリータ個人は、みずからの知識人としてのネットワークのなかで歴史書を執筆し、論 争にも対処していた点を見落とすことはできないであろう。さらに、フェリーペ2世との 良好な関係も考慮すると、アラゴン王国という一地域国家の文脈のみでスリータとその歴 史書を評価することはできず、むしろスペイン王国全体のなかで知的活動を展開した人物 として位置づけられるべきであろう。次項でみるように、『アラゴン連合王国年代記』にお いても対象時代が下るにしたがって、舞台がイタリアをはじめとする地中海世界や、アラ ゴン連合王国と関係が深まるカスティーリャ王国に移っていく点は、このようなスリータ 個人の経歴からも理解することができよう。ただし、この点は歴代のアラゴン王国修史官 のなかでは例外的であり、第2代ブランカス以降は主にサラゴーサ大学で人文学や法学を

¹⁶ Cuart Moner, *op. cit.*, "La larga marcha hacia...", pp. 103-110.

習得した人物が登用されるようになったことも指摘しておきたい。

さて、このスリータが執筆した『アラゴン連合王国年代記』の編纂を引き継ぐことが、 アラゴン王国修史官による修史事業の中核となる作業であった。次項では、この歴史書が 具体的にはどのような叙述内容になっていたかを確認しておこう。

(三)『アラゴン連合王国年代記』の概要

まず大枠を確認しておくと、1562年に出版された第1部(1~10編)ではアラゴン王国とカタルーニャ諸伯領の起源から、12世紀における両国の同君連合によるアラゴン連合王国の成立をへて、バレンシア、マジョルカ、サルデーニャ、シチリアへと勢力を拡大していく過程が描かれ、1410年のマルティン1世死去までが対象とされた。1579年に出版された第2部(11~20編)では、カスペでアラゴン王国、カタルーニャ、バレンシア3国の代表者による国王選定会議によってフェルナンド1世(在位1412~1416年)がアラゴン連合王国共通の王に迎えられてトラスタマラ朝がはじまり、アルフォンソ5世(在位1416~1458年)のナポリ政策やフアン2世(在位1458~1479年)治世の混乱などが述べられた。そのうえで、カトリック両王としてスペイン王国を誕生させたフェルナンド2世の治世がアラゴン王国史の到達点として位置づけられ、1492年のグラナダ降伏によって『アラゴン連合王国年代記』の叙述は閉じられている。その概要は表IVのとおりである。なお、『カトリック王フェルナンド実録』(21~30編)では、グラナダ降伏直後から1516年にフェルナンド2世が死去するまでが描かれたが、それは『アラゴン連合王国年代記』の叙述をつづける形になっていた。

さて、スリータが『アラゴン連合王国年代記』全 20 編で叙述した内容について、第 2 編 (1137年のアラゴン王女ペトロニーラとバルセローナ伯ラモン・ベレンゲール4世の結婚によるアラゴン・カタルーニャ間の同君連合成立からはじまる) 以降は、少なくとも事実経過のレベルとしては、現在の歴史学で示されるアラゴン王国史およびアラゴン連合王国史と大きな齟齬はない。スリータによる叙述は、歴代君主の活動を中心として、アラゴン王国とカタルーニャ諸伯領 Condados de Cataluña (時代が下るにしたがってカタルーニャ公国 Principado de Cataluña と表記される) の歴史が交互に描かれる形になっている。その際、両国の大貴族(スリータはどちらの大貴族もリコス・オンブレス ricos hombres と表記する) が君主に対してどのように行動したかが明記され、各国君主とその国の特権身分層の関係が逐一説明される。そして、それにもとづいて王権が対外政策 (対イスラーム戦争、

南フランス・地中海地域・カスティーリャ王国との戦争や交渉)を遂行していくという、 政治的な事件史が『アラゴン連合王国年代記』の大筋になっているといってよい。

しかしながら、スリータは短期的な事件の継起をただ淡々と書き綴ったわけではなく、 少なくともアラゴン王国史については、建国からの歴史をある展望の下に描いている。ま た、そのアラゴン王国史解釈は一国の歴史として完結するものではなく、他の地域国家と 結びつくことで形成されたアラゴン連合王国としての歴史像とも関わるものであった。次 節以降では、その歴史解釈をテクストの内在的な読解をつうじて考察していきたい。

第二節 『アラゴン連合王国年代記』におけるソブラルベ伝承

本節では、『アラゴン連合王国年代記』における歴史解釈の要としての役割を担っていた、アラゴン王国の建国物語であるソブラルベ伝承がどのように描かれたかを確認したい。ソブラルベは、現在のアラゴン自治州最北部の地方名であり、ピレネーを越えればフランスにいたる位置にある、険峻なピレネー山脈に抱かれた地である。ソブラルベ伝承とは、この地の山野でアラゴン王国の前身となる国が建てられたとする伝承であるが、ギーゼイが明らかにしたように、中世から16世紀にかけていくつかのバリエーションがあった。たとえば初代の王の名前すら、アストゥリアス王国の建国者ペラーヨ、ヒメーノ朝の創設者ガルシア・ヒメネス、アリスタ朝の祖イニゴ・アリスタのあいだで一定していなかった。しかし伝承の大筋としては、イスラーム勢力との戦いをはじめたアラゴンとナバーラの武人たちがソブラルベの山野に集まり、自分たちの王を選ぶことで王国(パンプローナ王国またはソブラルベ王国と称された)の歴史がはじまり、その流れを受け継いだ一国がアラゴン王国であるということは共通している。

スリータは、『アラゴン連合王国年代記』の記述を西ゴート王国の滅亡からはじめ、次いでカタルーニャ諸伯領とアラゴン王国の起源を論じている。ただし、イベリア半島でもっともはやく対イスラーム戦争をはじめたのは、714年にアストゥリアス王国を建国したペラーヨだとして、アラゴンやカタルーニャはそのはるか後に建てられた国だということを認めている¹⁷。さらに、第二章でみたように『スペイン総合年代記』のなかで重要な存在

¹⁷ Zurita, *op. cit.*, t. 1, pp. 6-7.

として登場したカンタブリア公ペドロについてもスリータは言及し、「ゴート人の王レカレドの血筋から生まれた」人物であると明言している¹⁸。それによって、その血筋を受け継ぐ王家を戴くアストゥリアス王国とその後継国家であるカスティーリャ王国が王朝として西ゴート王国と連続しているという、モラレスが『スペイン総合年代記』で提示することになるレカレド王朝史観をスリータも共有していることをまず指摘しておきたい。

このように、8世紀から9世紀初頭にかけてのイベリア半島北部のうち、西側では西ゴート王国を受け継ぐアストゥリアス王国が生まれ、東側のカタルーニャではフランク王国によって諸伯が任命されていったなか、中央にあたるピレネー山脈西部での独自勢力の台頭について、スリータは第1編5章「イニゴ・アリスタ王の選定について」でソブラルベ伝承として叙述している。本節では、その具体的な内容を整理しておきたい。

まずスリータは、アラゴン王国の前身パンプローナ王国の起源については諸説があるこ とを認め、二つの説を併記している¹⁹。そのひとつが、8世紀中頃以降、パンプローナ王と して6代の王(ガルシア・ヒメネス、ガルシ・イニゴ、フォルトゥーニョ・ガルシア、サ ンチョ・ガルシア、ヒメーノ・ガルシア、ガルシア)がつづいたが、そこでこの王家(ヒ メーノ朝)は断絶したとする解釈であり、この王朝はアラゴン地方を治めるアラゴン伯家 の主君でもあったとされた。しかしスリータは、このヒメーノ朝を最初のパンプローナ王 家とする説を明確に否定することはないものの、明らかに別の解釈を蓋然性が高いものと している。それが、パンプローナ王国建国を初代の王イニゴ・アリスタの選出に求める解 釈であり、その典拠として、いずれも年代記を執筆した人物であるアラゴン王ハイメ1世 (在位 1213~1276年)、ペドロ4世(在位 1336~1387年)、ナバーラ王太子カルロス・デ・ ビアナ(後のアラゴン王フアン2世の子)らを挙げている。それによってスリータが描き 出したソブラルベ伝承を訳出すると、以下のようになる(筆者が下線部に付した番号はで きごとが継起した時系列の順番を表している)²⁰。この場面は、ピレネー山脈西部一帯は イスラーム勢力も掌握しきれないまま、北のフランク王国による散発的な遠征がありなが らも、土着のアラゴン人とナバーラ人が徐々に力を蓄え、イスラーム教徒との戦いを開始 した819年からはじまる。

¹⁸ *Ibid.*, t.1, p. 11.

¹⁹ *Ibid.*, t. 1, p. 26.

²⁰ *Ibid.*, t. 1, pp. 28-29.

ナバーラ人とアラゴン人は大いに不和と対立を抱えていたため、和合するためにソブラルベのフェロ fuero de Sobrarbe と呼ばれるフェロを定め、モーロ人から土地を勝ち取った者として居住地を築き、法を定めた。モーロ人から勝ち取られたスペインに王がいなかったときにそれが定められたことが、このフェロの冒頭で言及されている。① [ナバーラ人とアラゴン人は] 教皇、ランゴバルド人、フランク人に使者を送った。彼らにとってより良いと思われたものを、その人々の法から選び取るためである。

このフエロによると、③彼らは全員一致して彼[イニゴ・アリスタ]を王に選び、モーロ人から勝ち取ったものを与えた。これらすべてのできごとの前に、②彼らに対してイニゴ・アリスタは次のように誓ったという。彼らの権利を守り、つねにフエロを改善し、土地をその出身者や、リコス・オンブレス、騎士、郷士infanzones と分かち合うことを誓った。臣下と封臣の助言なしに裁判を開くことも、判決を下すこともしないと誓った。12名のリコス・オンブレス、つまりその土地のもっとも年輩で賢明な 12名の者たちの同意がなければ、他国の君主との戦争や停戦、和睦、重要な国事を決定しないことを誓った。

このようにして、この王国においてこの慣習は不可侵のものとして守られた。 リコス・オンブレスの権威が非常に大きかったため、彼らの意見と同意を求める ことなしには、また彼らの賛同なしには、何事も進められなかった。これ以降、 国事、戦争、裁判の運営全体を、この選定に参加して土地の防衛を担った貴族たちと主だった者たちが担った。この者たちとその正当な子孫がリコス・オンブレスとよばれた。リコス・オンブレスに対して、王は自分と対等な者であるかのように厚く遇し、奪い取った主な都市からの収入を分かち合う義務を負った。リコス・オンブレスは、彼らに与えられた都市や町で得た金額に応じて、騎士と封臣を率いて[王に]奉仕する義務を負った。モーロ人の侵入以降にスペインを治めた諸王が、私たちが聖書で目にする、地上において尊厳の域に達した最初の王たちにきわめて似ていることは否定できない。彼らは永遠の統領であり、軍勢の指揮官であった。

広く受容されているところによると、④<u>このときにアラゴン大法官という裁判</u> <u>官が導入された</u>。[15 世紀前半の大法官] フアン・ヒメネス・セルダンがこの裁 判官の起源を論じた際のように、王が選定されるよりも前にアラゴン大法官が任 じられたと信じる者たちさえもいる。いずれにせよ信憑性が高いのは、法で定められた権限を王が乱用できるような状態からは [まだ] 程遠かった時代に [大法官の] 起源はあるということである。法は当時、王が有する権力よりも大きな権力とより大きな効力にもとづいて、そして王国そのものよりも大きな力 [である慣習法] にもとづいて定められた。

[後代になって] 王とリコス・オンブレスのあいだで不和が生じたために、王国の総意によって少しずつアラゴン大法官の裁判権が定められた。それは明らかに、自由の擁護、すなわちフエロと慣習の維持にとって望ましいことであった。⑤王が選定されたときに、イニゴ・アリスタはアラゴン人たちに対して次のように認めたと書き記した者もいる。もし法やフエロに反して彼が彼らを抑圧した場合には、あるいは法や、彼らが彼を王に選定した際に彼らの間で定めたことを[王が]破った場合には、彼らの助けによって皆で勝ち取ったものの取り分も、土地に関する権利も[王が]有することはない。このような場合には、彼らはより望ましいとみなした者を、キリスト教徒であれ異教徒であれ、別の王に選ぶことができる[とイニゴ・アリスタは認めた]。異教徒を王に選べるという点に関しては、あまりに不名誉なことであり、彼らはそれを固辞した。

このことが認められたときに、王国の力は、法がもつ権威と対等ではなく、王を選出した場にいた最初のリコス・オンブレスと騎士たちによって全員の総意として命じられ導入されたこととも同等ではなかった。とはいえ、ゴート族の時代におこなわれていたように、彼らにとって好ましいことと思われた⑥自由の護持のために、国王を選定できる権利が [王国には] 留保された。後世において反乱としての非難をうけないために、この王国のリコス・オンブレス、騎士、諸身分が当初より、権利を守ることにつねにこだわりつづけたことは、自由を守るために結集し、盟約を交わす権利とともに、非常に賢明なことであった。

これに関して、後に二つの特権がアルフォンソ3世から王国に与えられ、ウニオンの特権とよばれたようである。これらは、ペドロという名の最後の王[ペドロ4世]が治めた時代の議会によって廃止された。ウニオンは平穏と平和と両立せず、さまざまな不正によって国内の不和の口実になっていると考えられていた。そのため、抑圧と暴力を避けるためには、アラゴン大法官に訴え出ることがもっとも慎み深い手段であった。

このようにスリータが描いたソブラルベ伝承の要点は、以下のように整理することができよう。

①819 年にアラゴン人はナバーラ人とともに教皇、フランク王国、ランゴバルド王国に使者を送り、法を定めた後に王を選ぶことを助言され、まず法を定めた。②アラゴン人とナバーラ人はイニゴ・アリスタを王に指名し、イニゴ・アリスタは法や権利を尊重すること、土地を臣下と共有すること、そしてリコス・オンブレスと称される貴人の同意にもとづいて統治と戦争をおこなうことを誓った。③そのうえでイニゴ・アリスタは王に推戴された。④王の選出と前後してアラゴン大法官が設けられた。⑤王が法を破る暴君に堕した場合には、アラゴン人には暴君を廃位して新王を選ぶ権利が認められた。⑥王を選定する権利は王国 Reino に留保され、貴族は王国の特権を守るために盟約を結ぶ権利を有しているとされた。

このような建国伝承をどのように読み解くべきかについては次節で検討したいが、本節では、スリータもふくめてソブラルベ伝承を物語る文筆家たちが共有していた「アラゴン・ナバーラ合同起源論」ともいうべき側面を確認しておきたい。

現在の歴史学研究では、アラゴン伯領 Condado de Aragón(アラゴン王国の前身)とナバーラ王国(初期はパンプローナ王国とも称された)は9世紀初頭に形成された別個の小国家として認識されている(図II参照)²¹。8世紀のピレネー山脈西部は、北のフランク王国と南のカシ一家(西ゴート貴族であったムラディー豪族)が影響力をおよぼしつつも、どちらも制圧することはできずにいた辺境世界であり、そこで次第に力をつけた土着勢力がアラゴン伯領とナバーラ王国であった。両国は、カシー家との婚姻もふくめて、辺境地域における実利的な離合集散をくりかえしており、宗教上の差異は二次的な意味しかもたない状態であった。このような辺境世界としてのあり方は、法を破る暴君を廃して新王を選ぶ際には異教徒でもよいという、イニゴ・アリスタ王が言ったとされる誓約内容にも痕跡をとどめているといえるが、もちろんこれは修辞上の技法にすぎず、アラゴン史において非キリスト教徒が君主とされたことはない。

_

²¹ 現在の歴史学研究においても初期のアラゴン・ナバーラ史には不明な点も多いが、さしあたり以下の水準的概説書の記述を参照した。A. Domínguez Ortiz, S. Serrano, M. Tuñón de Lara y J. Valdeón Barque, *Historia de España*, Valladolid, 1999, pp. 94-96; J. Tusell (dir.), *Historia de España*, Madrid, 1998, pp. 86-88. レイチェル・バード (狩野美智子訳)『ナバラ王国の歴史』彩流社、1995 年、31-53 頁。

そのようななか、アラゴン地方は当初はフランク王権の下でフランク族の伯が統治していたが、9世紀初頭には土着のアラゴン人であるアスナル・ガリンデス1世(在位 809~820年)を祖とするアラゴン伯家がはじまった。一方のナバーラ王国は、イニゴ・アリスタ(在位 820~852年)にはじまるアリスタ朝、それから禅譲されたヒメーノ朝がつづき、そのガルシア・サンチェス1世(在位 925~970年)がアラゴン伯家の継承者であった女伯アンドレゴート・ガリンデス(在位 922~943年)と結婚したことで、両国は結びつくことになった。以上のように現在の歴史学研究では、初期のアラゴン伯領とナバーラ王国は、近接していたために密接な関係にありながらも、辺境世界においてそれぞれ別個に形成された小国家として認識されている。

それに対して、中世から近世にかけてのソブラルベ伝承においては、アラゴン人とナバーラ人が合同でキリスト教国としてのパンプローナ王国(あるいはソブラルベ王国)を建国したとされた。さきほどの引用箇所の前では、イニゴ・アリスタの国王選出が819年のこととされた記述につづいて、当時のアラゴン伯が国王選出にくわわっていたとされている²²。このように、ソブラルベ伝承においてはアラゴン人とナバーラ人が合同で王を選び、建国したことになっており、その後、11世紀にナバーラ王国とアラゴン王国が別々の王を立てたために分裂するという流れになっている。ギーゼイによると、これは13世紀中頃に編纂されたナバーラ王国法の序文における建国物語を受け継いだ歴史解釈であり、スリータをふくめた16世紀アラゴン王国の知識人にも共有されていた(ただし、ナバーラ王国法序文ではソブラルベで王に選ばれた人物がペラーヨだとされている)²³。したがって、このようなアラゴン・ナバーラ合同起源論がソブラルベ伝承の特徴のひとつになっていたといってよい。

第三節 ソブラルベ伝承と政体理念

本節では、このソブラルベ伝承にはアラゴン王国の政体につながる要素がどのように組

²² Zurita, *op. cit.*, t. 1, p. 27.

²³ Giesey, *op. cit.*, pp. 32-60. 13 世紀のナバーラ王国法序文ではペラーヨ説がとられたが、1450 年代のカルロス・デ・ビアナによる『ナバーラ諸王年代記』以降、イニゴ・アリスタ説が優勢となった。ナバーラ王国法序文における建国伝承については、バード前掲書、39頁で言及されている。

みこまれていたかを整理したうえで、『アラゴン連合王国年代記』で叙述されたその後のア ラゴン王国史の展開にとってソブラルベ伝承で示された内容がどのような意味をもってい たかを考察し、スリータによる歴史解釈を明らかにしたい。

(一) 政体起源論としてのソブラルベ伝承

前節でみたように、スリータはたんに建国時のできごとだけを述べているのではなく、 明らかに後代の歴史と関連づけながらソブラルベ伝承を語っている。これをふまえながら、 スリータが描いた建国物語の要諦を整理すると、次の4点に要約することができよう。

(a) 君主権に対する法の先行性と優越性。

ソブラルベ伝承でいう法 leyes とは、かならずしも具体的な文言をもつ法令をさす語ではない。前節でみたように、王を選ぶよりも先に、教皇やフランク王国、ランゴバルド王国で用いられている法を参照し、それにもとづいて法の存在が宣言されたことが建国の起点となっており、イニゴ・アリスタはその法を尊重することを誓ってはじめて君主として認められたことが述べられているが、その法の文言自体は言及されていない。そのためソブラルベ伝承でいう法とは、具体的な規定をもつ個々の法令というよりも、その源となる慣習法そのものを指し示しているとみなすことができる。F・ケルンの用語法を援用すれば、国家が制定し、それゆえに国家が改変しうる実定法・成文法としての法ではなく、国家に先行して存在し、国家の上にあるために国家が改廃することはできないものとして観念された慣習法・理想法としての意味で用いられているといえよう24。このような慣習法としての法の存在が建国時に宣言され、それにもとづいて個々の成文法や特権文書がその後のアラゴン王国史のなかで登場してくることになるが、これらの法と特権を尊重することはアラゴン王国の君主としてもっとも重要な資格に位置づけられていくことになるだろう。

(b) 王国を代表する大貴族による王への助言権と、それに対する王の被拘束性。

ソブラルベ伝承では、イニゴ・アリスタが王に選ばれた際に、リコス・オンブレスに国政に関する助言の権利が与えられ、王はそれにもとづいて統治することを義務づけられた。 この歴史物語のなかのリコス・オンブレスとは、最初の国王選定に参加した人々の子孫である大貴族であり、国王の同輩であると位置づけられ、配下の騎士を養って王に軍役奉仕

²⁴ フリッツ・ケルン(世良晃志郎訳)『中世の法と国制』創文社、1968年。

をおこなう義務を負っているとされた。

(c) 王国に留保された国王選定権と、それにもとづく暴君廃位権と新王選定権。

建国時にまず、リコス・オンブレスをはじめとする共同体としての王国が法の存在を宣言し、次いでそれを尊重する義務を負う王を選び、王政を政治形態として採用したとされた。その際に行使された国王選定権は王国側が留保しつづけ、もし法の尊重義務を守らない暴君が出現する場合には、暴君を廃し、新王をあらためて選定する権利がイニゴ・アリスタから王国に認められた。ただし、暴君を武力によって放伐する権利までが王国に認められたとは述べられてはいない。

(d)「王と王国 Rey y Reino」のあいだの裁定者としてのアラゴン大法官。

王と王国の関係性としては、王国が先行して誕生し、みずから王を選び、その際の国王 選定権を留保し、王国を代表するリコス・オンブレスには王に助言する権利が与えられた とされている。このように、王国には君主に対する大幅な権限を認められたが、選挙王政 が定められたわけではなく、政体の基本はイニゴ・アリスタの子孫による世襲王政として 描かれていった。そのため、世襲制の王権と、それを補佐すると同時に牽制する王国のあ いだでの均衡を保つため、アラゴン大法官が建国時点で設けられ、王と王国のどちらにも 従属しない裁き手として、建国以来、アラゴン王国史に存在しつづけたものとして描かれ ていくことになる。

スリータが叙述したソブラルベ伝承は以上の四つの原則に要約できるが、その原理は、「王と王国」という語に象徴される、君主と臣民のあいだの協調関係にもとづく政体理念であったといってよい。これは統治契約主義の原理にほかならないが、その起源が建国時に遡って論じられたのである。もちろん現代歴史学のなかでは、これらが現実の819年に起きた史実だとみなされているわけではない。たとえば、歴史上に実在したアラゴン大法官は13世紀末から形成された官職であり、9世紀から存在していたという記述をそのまま鵜呑みにすることはできない。しかし本稿の問題意識からみると、スリータというアラゴン王国修史官がこのような建国伝承を描いたこと自体を、16世紀後半における歴史編纂に関わる史実として認識しておきたい。その意味でより注目されるのは、あくまで政体を大枠として規定するものにすぎなかった上記の4点の原理が、アラゴン王国の歴史が展開していくなかで、歴史上のできごとの顛末を説明する論理として一貫して用いられていく点であろう。次項では、王権とリコス・オンブレスとの関係性を例にとり、この点を確認していきたい。

(二) 政体理念とアラゴン王国史の展開

本項では、大貴族(リコス・オンブレス)と王権との関係性に着目し、建国物語のなかであらかじめ示された政体理念に規定されながらアラゴン王国史が叙述された様相を確認していきたい。

まずスリータが確認した点は、ソブラルベの山野でイニゴ・アリスタを王に選んだ武人たちの子孫であり、国王の同輩としての地位を認められた大貴族には世襲の領地が与えられ、大貴族はそこからの収入によって騎士や郎党を養い、王に軍役で奉仕する封建貴族であったことである(第 1 編 21 章)²⁵。『アラゴン連合王国年代記』では、君主が戦争をおこなう箇所において、アラゴン王またはバルセローナ伯の下に参陣した大貴族の氏名が列挙されているが、各貴族が率いる軍勢はこのような封建的な軍隊であることが前提となっていた。そして王の同輩である大貴族には、これらの世襲領以外にも、王領地の都市・城塞におけるオノール honor とよばれる軍役用収入源や裁判支配権が与えられ、その防備を担っていた²⁶。しかし、大貴族の勢力伸長を恐れたアラゴン王ペドロ2世(在位 1196~1213年)は、世襲領の安堵や世襲年金の付与とひきかえにオノールを回収し、王領地における裁判権の担い手をアラゴン大法官に一元化した(第 2 編 64 章)²⁷。このようにして、大貴族が王領地で享受していた特権的な地位は失われ、王権による王領地の掌握が回復されたとスリータは記している。

しかしスリータは、アラゴン王国における王権と大貴族の関係が決定的に変化したのは、 13世紀末から 14世紀中頃にかけての時期であったとしている。その焦点になったのが、 ソブラルベ伝承のなかでも言及されていた、ウニオンという貴族の盟約団体であった。ス リータは次のように叙述している。

ペドロ3世(在位1276~1285年)の時代にアラゴン連合王国は、「シチリアの晩鐘」(1282年)を契機として、シチリア王国をめぐってアンジュー家およびフランス王権との対立を深めていた。しかし、ペドロ3世の地中海政策に利害をもつのは海上交易がさかんなカタルーニャ公国であり、内陸国のアラゴン王国には直接的な利益はなかった。このような状

²⁵ Zurita, *op. cit.*, t. 1, p. 78.

²⁶ 現在の中世史研究からみたホノール (オノール) については、足立孝「アラゴン王国東部辺境における城塞・定住・権力構造 (1089~1134 年) (上)」『人文社会論叢 人文科学篇』(弘前大学) 18 号、2007 年、33-54 頁。

²⁷ Zurita, *op. cit.*, t. 1, pp. 350-351.

況に不満を抱いたアラゴン王国の大貴族は、たがいに盟約を結び、王に対してアラゴン王国の法と特権の確認を求めた。この盟約団体ウニオン Unión の要求としては、対外開戦には大貴族と都市の同意が必要なこと、先代ハイメ1世がカタルーニャから導入した新税を廃止すること、大貴族にオノールを返還すること、大貴族の助言をうけた大法官による判決がないかぎりウニオン参加者を処刑してはならないこと、などが主張された。スリータは、この時点のウニオンは平民からの支持もうけていたため、1283年にペドロ3世はウニオンからの要求に屈したと記している(第4編38章)²⁸。その子アルフォンソ3世(在位1285~1291年)もウニオンの要求を承認し、議会を毎年開催することや、ウニオンに認められた特権を王が害した場合には大貴族は新王を選出する権利をもつことなどを認めさせられた。しかしスリータは、この時点のウニオンはもはや王国全体を代表しうるものではなく、各貴族が自分の利害を追求する党派争いの場になっていたと否定的に記述している。そして、直後にウニオンは「王国と、王国の平穏にとって悪をなし、害となるもの」としていったん解体されたとしている(第4編97章)²⁹。

このような王権とウニオンの対立に決着がついたのは、14世紀中葉にあたるペドロ4世の治世のことであった。当初男子のいなかったペドロ4世に対して、王弟を担いでふたたびウニオンが1340年代後半に結成され、王権に対抗しようとした(第8編7章)30。ウニオンは議会において、アルフォンソ3世がかつて認めた特権や、議会による国王顧問官の任命権を要求したが、ペドロ4世は拒否した(第8編15章)31。その結果、国王派とウニオンの内乱が勃発し、一時は王自身がウニオンの虜囚となるまで王権は追い込まれたが、最終的にはウニオンはエピカの戦い(1348年)で国王軍に敗北し、その指導者は処刑された(第8編19~30章)32。そのうえでペドロ4世は議会を開き、最終的なウニオン解体とその特権廃止を宣言した。スリータの叙述では、王はその場でウニオン特権が記された文書をみずから短剣で切り裂き、これによって「自由 libertad を称するあの行き過ぎと奔放」が王の武力と権威によって退けられたと記された。その一方で、ペドロ4世はアラゴン大法官がもつ「公の自由 libertad pública」の保護者としての地位は再確認し、王と王国のあいだの裁定者としての裁判権を有することが最終的に確立したとスリータは論じ、ウニオン

²⁸ *Ibid.*, t. 2, pp. 138-141.

²⁹ *Ibid.*, t. 2, pp. 335-338.

³⁰ *Ibid.*, t. 4, pp. 36-41.

³¹ *Ibid.*, t. 4, pp. 68-69.

³² *Ibid.*, t. 4, pp. 91-150.

に関する記述を終えている。(第8編32章)³³。

さて、このようなウニオンについての『アラゴン連合王国年代記』の解釈を理解するた めには、歴史上に実在したウニオンについて現在の歴史学研究ではどのように言及されて いるかを一瞥しておく必要があろう³⁴。それによると、アラゴン貴族と一部都市が結成し た盟約団体であるウニオンは、1283年にはペドロ3世から31条のウニオン総特権 Privilegio General de la Unión (王国法の遵守、アラゴン大法官の地位確認、対外開戦時の議会への諮 問義務、議会の例年開催、領主所領の不入権など)を、1287年にはアルフォンソ3世から ウニオン諸特権 Privilegios de la Unión (ウニオンを弾圧する王の廃位権をふくむ) を獲得し たが、1301年にアラゴン大法官によってウニオン特権は無効とされた。現在の歴史学では ウニオン結成の背景として、第一にカタルーニャ利害を優先する王権へのアラゴン王国の 反発、第二に国王行政機構の整備による王権の伸長に対するアラゴン貴族身分の反発が挙 げられている。 そして、1346年に再結成されたウニオンは一部のバレンシア貴族とも連携 し、アラゴン王国の法と特権の遵守と、国王顧問会議からのカタルーニャ人排除を求めて ペドロ4世と対立したが、最終的には1348年に武力で鎮圧された。以上のように事実経過 についていえば、『アラゴン連合王国年代記』は現代の歴史学研究における認識と大きな齟 齬はない。なお、このウニオンによる武力反抗は鎮圧されるものの、王権と諸身分のあい だでの統治契約主義そのものは、王権が現実的な政治上の配慮から法と特権を尊重するこ とによって確立していき、定期的な身分制議会の開催とその常設代表部の定着として結実 していくことになる。

これに対して、スリータはウニオンにどのような意味づけを与えていたのであろうか。 彼がソブラルベ伝承のなかで記述したように、大貴族は本来、王国を代表して王に助言し、 王権と協調して国政にあたる権利と義務を有しており、王国の法と特権を守るためには貴 族が盟約を結ぶこと自体は認められていた。しかし、建国から数百年が経過した後に登場 してきたウニオンは、「王国全体の善bien universal del reino」よりも各人の個別的な利害が 追求される場になった、とスリータは明らかに否定的な評価を下している(第4編45章、 97章)³⁵。

³³ *Ibid.*, t. 4, pp. 155-157.

³⁴ V. Á. Álvarez Palenzuela (coord.), *Historia de España de la Edad Media*, Barcelona, 2002, pp. 614-617 y 640-642.

³⁵ Zurita, *op. cit.*, t. 2, p. 168 y pp. 337-338.

また、ウニオンが主張し、いったんはアルフォンソ3世も認めた暴君廃位権とは、ソブラルベ伝承のなかでも国王選定権に由来する王国の権利とされていたが、それはあくまで法という語が象徴する王国全体の公共善を守るためのものという前提があった。それに対して、『アラゴン連合王国年代記』に登場したウニオンは、各貴族の個別的な利害に堕してしまった「自由を称するあの行き過ぎと奔放」にすぎず、結局は王権の正当な武力によって処断された、とスリータは叙述した。このように、王国全体のためのものであった暴君廃位権という政体理念に背反するウニオンは、ソブラルベ伝承の引用中にあるように「平穏と平和と両立せず、さまざまな不正によって国内の不和の原因」になってしまったことが明言されており、この点からもソブラルベ伝承とその後のアラゴン王国史の展開についての解釈が密接に関わっていることがわかる。いずれにせよ、ウニオンという歴史事象に関するスリータの否定的な評価とは、アラゴン王国の建国時点からつづく政体理念そのものの否定ではなく、むしろそれからの逸脱によって公共善を乱す存在に対するものであったことに留意したい。

ここで、スリータにとっての政体理念とアラゴン王国史解釈の関係を整理しておくと、次のようになろう。まずソブラルベ伝承は、アラゴン王国における「王と王国」の協調関係にもとづく政体理念を、それ以降の歴史の展開に先立って予示する役割を果たしていた。その政体理念とは、(a) 君主権に対する法の先行性と優越性、(b) 王国による王への助言機能、(c) 王国による国王選定権の留保と暴君廃位の可能性、(d) アラゴン大法官による王と王国のあいだでの裁定、の4点に集約することができる。そして建国以降のアラゴン王国史は、ソブラルベ伝承で予示されたこれらの政体理念を前提として叙述されていくことになる。そのなかでウニオンのように政体理念に反する存在が出現したとしても、最終的には修正され、王と王国の協調にもとづく政体が回復されるものとして歴史が描かれたのである。とくに王権に対する諸身分による制約については、自立的な封建貴族であるリコス・オンブレスを中心とする盟約団体ウニオンの軍事力によってではなく、王国の法と特権を具現化するアラゴン大法官をつうじてなされるようになっていく過程がアラゴン王国史の柱のひとつとして提示されたといってよい。

第四節 地域国家としての政体理念と歴史解釈

本節では、前節で確認した政体理念がウニオン以外の歴史事象についての説明にも用いられた点を確認したうえで、ソブラルベ伝承には由来しないもうひとつの政体理念(諸王国の不分割原則)がアラゴン王国史の展開のなかで追加されていった流れをみていきたい。まず、前述の四つの政体理念が他の歴史事象を解釈するためにはどのように用いられたかを概観しておこう。

(一) ソブラルベ伝承由来の政体理念と歴史解釈

第一に、(a) 君主権に対する法の先行性・優越性は、アラゴン王国政体の根本原理とい ってよく、王が法を守ることが「王と王国」の正常な関係を保証するものとされた。その ため『アラゴン連合王国年代記』のなかでは、新王がたつ際、また王太子が諸身分からの 承認をうける際に、王権側がまず法と特権の尊重を誓約し、それをうけて諸身分も忠誠を 誓うという慣行が成立していくとされた。たとえばハイメ2世 (在位 1291~1327年) の治 世についてスリータは、ウニオンと対峙した兄アルフォンソ3世とは異なり、ハイメ2世 は王国の特権を尊重したので穏やかな統治がつづいたとし、王に反抗する大貴族の陰謀が あったときも、法を守る王への反抗は認められないと考えたアラゴン大法官によって、そ の動きは斥けられたとする (第5編51章) 36 。そのうえでハイメ2世は、息子ハイメ王太 子が幼少であったために自身が王太子権限の代行者として法と特権の尊重を誓約し(第5 編 52 章)、王太子が成長すると 1311 年に同様の誓約をあらためておこなわせている (第5 編 90 章) ³⁷。 さらに 1319 年にハイメ王太子が修道士になるために王位継承権を返上する と、次男アルフォンソ(4世)にも同じ尊重誓約をさせたと記述され(第6編36章)、法 の尊重が王位継承者の条件としてくりかえし強調されている³⁸。こうしてスリータによる アラゴン王国史叙述では、まず王太子・国王が先に誓約をおこない、その後に諸身分が忠 誠を誓う儀礼が慣行化していくものとして描かれた。

第二に、(b) 王国による王への助言機能とは、ソブラルベ伝承では最初の王を選定した 人々の正当な子孫である大貴族が行使すべき権能として描かれていた。その際、王国に属 するすべての人間がこの権利を行使するのではなく、あくまで大貴族をはじめとする特権 身分層がその担い手として想定されていた点に留意したい。ただし、すでに前節でみたよ

³⁶ *Ibid.*, t. 2, pp. 608-613.

³⁷ *Ibid.*, t. 2, p. 615 y p. 742.

³⁸ *Ibid.*, t. 3, p. 133.

うに、当初はもっぱら大貴族が行使していたこの機能は、軍事力によって王権と対峙した ウニオンが解体された後は、大法官や身分制議会が行使するようになっていくとされた。

第三の (c) 王国に留保された国王選定権や暴君廃位の可能性についても、これを王国側が乱用することはウニオンの事例のように否定的に描かれ、また国王選定権が選挙王政の可能性として記述されることもない。むしろスリータは、初代イニゴ・アリスタ以来の血統を前提とし、アラゴン王国の政体が世襲王政であることを自明のこととして論を進めていく。したがって、彼が国王選定権の行使事例として述べているのは、初代イニゴ・アリスタの選定時、第9代アルフォンソ1世(在位1104~1134年)の死去時、第21代マルティン1世の死去時の3回のみである(図Ⅲ参照)。ここでは、後二者の国王選定がどのように描かれたかをみておきたい。

アルフォンソ1世には男子がなく、宗教騎士団にアラゴン王国を遺贈するとしたため、 大貴族は僧籍に入っていた王弟をラミーロ2世(在位1134~1137年)としてアラゴン王に 選び、王国の解体を防いだ。またこのとき、アラゴン王国と同じように国王選定権を行使 したナバーラ王国はガルシア・ラミレスという貴族を王に選んだため、3代つづいた両国 の同君連合は解消された(第1編53章)³⁹。

1410年にマルティン1世が死去した際の国王選定については、スリータは第11編全体をカスペでの国王選定会議の記述に費やしている。それによると、王が不在になったアラゴン王国では、サラゴーサ大司教、アラゴン大法官(フアン・ヒメネス・デ・セルダン)、そして人望ある騎士ベレンゲール・デ・バルダヒーらが「自由 libertad」を暴政 tiranía から守る防壁とみなされていた(第11編54章)40。この大法官らが推薦した国王選定人9名がアラゴン王国、カタルーニャ公国、バレンシア王国の代表として議論した結果、カスティーリャ王国摂政フェルナンド(マルティン1世の甥)が選出された。その際、対立候補だったカタルーニャの大貴族ウルヘル伯は暴政に傾く人物であったため、カスティーリャ王国ですでに統治の経験を積んでいたフェルナンドこそ、血統からも能力からも「国家repúblicaの正当な継承者」だとみなされたとスリータは表現している(第12編1章)41。ここでいう国家とは、アラゴン王国などの地域国家レベルと、アラゴン連合王国という複合的な国制のレベルをどちらも含意していると考えることができるが、国王選定権を行使

³⁹ *Ibid.*, t. 1, pp. 170-172.

⁴⁰ *Ibid.*, t. 5, p. 167.

⁴¹ *Ibid.*, t. 5, pp. 286-287.

して新王を選ぶ基準として、暴政に陥らない政治的な資質をスリータが強調していたことがわかる。このように『アラゴン連合王国年代記』のなかでは、王国に留保された国王選定権とは、平時には世襲王政の下で潜在して表面化することはないが、王朝の断絶によって王国が暴政に呑みこまれる危機が生ずると、公共善を維持するために王国によって思慮深く行使されるべきものとして描かれていた。

そして第四の(d)「王と王国」の裁定者としてのアラゴン大法官については、大貴族の 軍事力にもとづくウニオンが解体された後、法にもとづく大法官による裁定が「もっとも 慎み深い手段」になったことは、ソブラルベ伝承の箇所であらかじめ示されていた。この 大法官についてスリータは、第2編64章においてその権能をまとめている⁴²。それによる と、大法官は王と聖俗貴族による審議をへたうえで判決を下すが、王はその上級審を主宰 し、王国の最終審としての機能は王が留保していた。その一方で大法官は、かつて大貴族 が都市で任命していた代官の裁判権を吸収し、王領地における裁判を統括する立場にあっ た。このような大法官の裁判権についてスリータは、王からであれ、大貴族からであれ、 王国をあらゆる抑圧や暴政から守るためのものであり、王国の特権と慣習を保護すること を務めとすると記し、古代ローマの護民官に匹敵するものとして描く。ただし、大法官は 王が任命するのであって、王国側が恣意的に任命することは禁じられていたこともスリー タは強調している。また、前述のハイメ2世期には王に反抗する大貴族がいたが、大法官 は彼らに対する説論や財産没収宣告によって王国の秩序を維持したとされた(第 6 編 30 章) ⁴³。このような大法官とは、王と王国のあいだに立つ裁定者として、どちらか一方に 従属することのない公正な立場から、両者の協調関係を維持することによってアラゴン王 国の政体を健全な状態に保つための存在として描かれたのである。

前節でみたようにアラゴン大法官は、ウニオン解体にともなって、王と、王から不当な 侵害をうけた者のあいだの裁定者としての裁判権を最終的に確立したとされた。そのため の権限としては、「権利の保障 firma de derecho」とよばれる、アラゴン臣民を保護する権限 が強調されている(第 10 編 37 章)⁴⁴。これは、正当な裁判手続きなしに法と正義に反し て臣民が王や王の官吏から身体・財産への侵害をうける恐れが生じた時点で、その者が大 法官に訴えると大法官が王権側の措置を停止させ、臣民を保護する権能であり、スリータ

⁴² *Ibid.*, t. 1, pp. 351-352.

⁴³ *Ibid.*, t. 3, pp. 113-114.

⁴⁴ *Ibid.*, t. 4, pp. 702-704.

はこれを建国時点からつづいてきたものだと記した。そして、この権限こそ古代ローマの 護民官にも匹敵するものであり、臣民を暴政から庇護するために「アラゴン人の心のなか に、ほとんど神が定め給うた法として広く受け入れられていた」ものだとした⁴⁵。

以上のように『アラゴン連合王国年代記』では、ソブラルベ伝承で予示された政体理念にもとづいてその後のアラゴン王国史が叙述されたといってよい。これまでみたように、ソブラルベ伝承ではあくまで大枠の理念が提示されたにとどまったため、ウニオンの解体やアラゴン大法官の確立などの歴史事象をへて、政体理念を十全に機能させるための制度として結実していく具体的な様相はその後の歴史の展開をつうじて述べられた。そのような『アラゴン連合王国年代記』のなかで描かれたアラゴン王国の歴史的連続性とは、ピレネーの山麓で法を定め、王を選んだときに創りだされた政体のあるべき姿が具現化していくという、建国以来の政体理念の一貫性として描かれていたことがわかる。

ただし、議会常設代表部の下で歴史を編纂したアラゴン王国修史官の位置づけを考えれば、アラゴン王国の政体が特権身分層の権力を保障するものであったことを示唆する記述にも留意しなければならない。たとえばアラゴン大法官は、理念としては「王と王国」のあいだの理想的な裁定者として考えられていたが、15世紀には有力貴族ラヌーサ家が世襲化し、アラゴン王国の特権身分層の一翼を担うことになった。その様相についてスリータは、次のように論じている。

15 世紀前半のアルフォンソ 5 世は、アラゴン大法官が終身制であったにもかかわらず、前任者を横領の廉で罷免したうえで、側近の貴族フェレール・デ・ラヌーサを任命した(第 14 編 52 章) 46 。これに対して、アラゴン王国議会が国王単独での大法官罷免はできないとして抗議したため、ナポリ平定のためには諸身分との協力を必要としていたアルフォンソ 5 世も法と特権の尊重は約束したが、大法官にはラヌーサがとどまった(第 15 編 8 章) 47 。最終的には、フアン 2 世期にフェレール・デ・ラヌーサが息子に大法官職を譲り、ラヌーサ家による世襲化が達成されることになった(第 20 編 26 章) 48 。ただし、当初は王の側近として台頭したラヌーサ家は、大法官としての地位を確立していくにしたがって、むしろ特権身分層の名門としての性格を強め、16 世紀にまでつづくのである。

⁴⁵ *Ibid.*, t. 4, p. 704.

⁴⁶ *Ibid.*, t. 6, pp. 187-188.

⁴⁷ *Ibid.*, t. 6, pp. 247-249.

⁴⁸ *Ibid.*, t. 8, pp. 350-351.

このように『アラゴン連合王国年代記』においては、アラゴン王国史の主題としては、 アラゴン王国の政体がソブラルベで生まれた理念にもとづいて制度化されていったと論じられる一方で、地域国家の政体を自治的な権力の基盤としていた16世紀後半における特権 身分層の由緒も同時に歴史叙述のなかに織りこまれていた点も見落とすことはできない。

(二) 諸王国不分割の原則の追加

さらに、これらのソブラルベ伝承に由来する政体理念にくわえて、スリータはもうひとつの理念をアラゴン王国の歴史物語に組みこんで叙述している。1137年のペトロニーラとラモン・ベレンゲール4世の結婚以降、アラゴン王国とカタルーニャ公国は結果的には一度も分離することなく、同君連合を維持しつづけた。それによって形成されたアラゴン連合王国は、征服または相続の結果として、マジョルカ、バレンシア、サルデーニャ、シチリア、ナポリといった諸王国を連合にくわえていった。このような同君連合国家の形成から年月が経過し、それが常態化した14世紀の記述になるとスリータは、アラゴン王国とその他の諸王国を分割しないこと、または、王権を象徴する王冠 corona real とアラゴン王国をふくめた諸王国との結びつきを解かないことを、アラゴン王国の正当な君主としての要件に追加して描いていった。この諸王国の不分割原則が確立する過程は次のように描かれている。

まず、ハイメ2世が1319年にアラゴン王国、カタルーニャ、バレンシアの3国を王冠から分離しないことを決定していたが、その子アルフォンソ4世はさらにマジョルカとロセリョンも王冠と不可分であることを定め、王がこの規定を順守することを誓約するまでは諸身分は忠誠の誓約をしてはならないと決定した。アルフォンソ4世はこの規定を記した証書を4通作成し、王家、アラゴン王国、カタルーニャ公国、バレンシア王国がそれぞれ保管することを定めた(第7編5章)49。次代のペドロ4世も、アラゴン王国、カタルーニャ、バレンシアの3国とマジョルカ、メノルカ、イビーサ、ロセリョン、サルデーニャ等の諸地域を永久に統合することを命じ、これらの諸王国はアラゴン王冠 corona de Aragónから分離できないと定めた。この記述では、アラゴン王家の分家が統治していたマジョルカ王国を最終的に統合したことが主題であったため、ペドロ4世はマジョルカ諸身分に対して、もし王家がマジョルカを他の諸王国から分離させようとした場合には、武力をもっ

⁴⁹ *Ibid.*, t. 3, pp. 315-316.

てそれに抵抗するための団結権を認めた、と記された(第7編74章)50。

これらによって、アラゴン王国の君主として即位する際には、アラゴン王国そのものの 法と特権の尊重と、アラゴン王国をはじめとして連合王国を構成する諸王国の不分割の遵 守が、対になって王権側の誓約内容になったと描かれた。たとえば、マルティン1世の即 位時については次のように叙述された。王は、アラゴン王国諸身分の前で大法官に対して、 アラゴン王国の特権尊重と諸王国の不分割を誓約し、ソブラルべでの建国から当代にいた るまで歴代アラゴン王がおさめてきた勝利は軍勢の力によってではなく、臣民からの忠誠 心によって達成されたと述べたとされた。そしてマルティン1世が臣民からの協力を要請 し、諸身分も王に忠誠を誓ったことが記述されており、『アラゴン連合王国年代記』のなか では君主が尊重すべきアラゴン王国の政体理念のなかに他の諸王国との不分割原則が組み こまれていったことがわかる (第 10 編 64 章) 51。これはトラスタマラ朝の時代について の記述にも受け継がれ、たとえばフアン2世は、アラゴン王としての即位時に大法官から 諸王国不分割の誓約をおこなうことを勧められ、シチリアとサルデーニャを「アラゴン王 国と王冠」に永久に結びつけることを誓ったとされた(第17編2章)52。そして『アラゴ ン連合王国年代記』の末尾にあたるグラナダ攻略については、イサベル女王とともにそれ を遂行したフェルナンド2世の最大の功績は、異教徒に対する戦いに勝利したこと以上に、 アラゴン諸国とカスティーリャ王国の共同事業によって「スペイン諸王国 reinos de España に大いなる団結をもたらした」ことであったとされている(第20編92章)⁵³。

したがって、スリータが提示しようとしたアラゴン王国の政体理念とは、建国とともに 定められた固有の政体に関する理念と、歴史の過程のなかで育まれたアラゴン王国と他の 諸王国の不分割という理念からなっていた。このような二つの面をくりかえし提示するこ とによって、地域国家としての法と特権を保つことと、地域国家が複合的な国家編成のな かに組みこまれることは矛盾するものではなくなり、むしろ両者は一体となってアラゴン 王国史を律する政体理念としての意味を付与されたといえよう。

⁵⁰ *Ibid.*, t. 3, pp. 576-577.

⁵¹ *Ibid.*, t. 4, pp. 831-832.

⁵² *Ibid.*, t. 7, pp. 278-279.

⁵³ *Ibid.*, t. 8, p. 604.

第五節 地域国家にとっての歴史編纂

本節では、スリータの後任であるヘロニモ・ブランカスが編纂した『アラゴン王国要覧』 ではどのように政体理念が描かれたかを一瞥したうえで、16世紀後半のアラゴン王国修史 官がおこなっていた地域国家としての歴史編纂の意義を考察したい。

(一) ブランカスが提示した政体理念

前節でみたようなスリータの歴史解釈は、彼の死後にアラゴン王国修史官に任命された ヘロニモ・ブランカス (在任 1581~1590 年) にも受け継がれた⁵⁴。ブランカスの生年は不詳であるが、サラゴーサ市民の家系に生まれ、サラゴーサ大学で人文主義の素養を磨いた知識人であった。スリータの後任となったブランカスが取り組んだのは、アラゴン王国の政体に特化した『アラゴン王国要覧』(1588 年) の編纂であった。この書物は、歴代アラゴン王の事績を述べた前半部分とアラゴン王国官職の歴史的な由来を論じる後半部分からなり、時代順にできごとを叙述する年代記形式とは異なっている。しかし、政体の由来を論じる書としての性格は共通しているため、本項では『アラゴン王国要覧』での歴史解釈とそれにもとづく政体理念にもふれておきたい。

ブランカスもスリータと同じく、ソブラルベ伝承によって建国時における政体理念の誕生を説明している。ブランカスが特徴的なのは、アラゴンとナバーラの合同起源論の体裁をとりながらも、両国には明確に優劣の差があるとされ、アラゴン王国こそがより完成された政体をもつことが称揚されている点である。ブランカスは、724年にゴート王家またはヒスパニア旧家の出身であるガルシア・ヒメネスがソブラルベ王に選ばれ、その後4代にわたって最初の王朝(ヒメーノ朝)がつづいたが、それが断絶した868年にアラゴン人とナバーラ人がイニゴ・アリスタを王に選定したとしている(図IV参照)55。そのため、ブランカスはイニゴ・アリスタを最初の王としているわけでないが、後述するように、その国王選定をつうじて政体理念が確立したとする点はスリータと共通している。ただしブランカスは、アラゴン人とナバーラ人が同じ王を選んだという合同起源論をとっているが、『アラゴン王国要覧』においては、まずナバーラ人が先にイニゴ・アリスタを王に選び、

⁵⁴ G. Colás Latorre, "Jerónimo Blancas y los fueros de Sobrarbe", *Jerónimo Zurita*, 88, 2013, pp. 81-115.

⁵⁵ Blancas, *op. cit.*, pp. 28-36.

その後にアラゴン人も同じ王を推戴したという、できごとの順序が強調されている。しかし、これはアラゴン側が追従したという意味ではなく、むしろアラゴン王国の政体を称揚するものとして記述されているため、ブランカスの叙述内容をみてみよう56。

まず、ヒメーノ朝の断絶によってイスラーム教徒に対して劣勢になったため、狼狽したナバーラ人はイニゴ・アリスタを拙速に自分たちの王(パンプローナ王)に選び、みずからの生命と財産を王に無制限に委ねてしまった。それに対してアラゴン人はナバーラ人よりも深慮があり、王を選ぶ前にまず政体の優劣について熟考し、王の力が突出する形の王政では臣民への抑圧が生じる恐れがあり、貴族による寡頭政でも大貴族の専横を招く危険性があると考えた。そのため、軍事のためには王政が必要だが、暴政に堕することを抑止するための制度が必要だと考えたアラゴン人たちは、12名の古老を暫定的な指導者として選出し、教皇とランゴバルド人に使者を送り、まず法を定め、その後にそれを尊重する王を選ぶべきだという助言を得た。それをうけて、アラゴン人は法を定め、王が法を侵害しないように「ソブラルべのフエロ」をとりきめて、パンプローナ王イニゴ・アリスタにそれを認めさせたうえで自分たちのソブラルべ王として推戴した、とブランカスは論じている。つまり、合同起源論ではあるのだが、アラゴンとナバーラは明確に別個の集団とされ、古のアラゴン人の政治的な腎慮が称揚されているといってよい。

このときの「ソブラルベのフエロ」としては、アラゴン人がまず定めた五つの規定が以下のように述べられている。(1) 王は平和と公正のうちに王国を治め、よりよいフエロを王国に与えること。(2) モーロ人から勝ち取ったものは大貴族だけでなく、騎士や郷士とも分かち合い、外国人に与えてはならないこと。(3) 臣民の同意なしに王がフエロを定めても無効であること。(4) 貴人の同意なしに戦争などの国事を王の独断で決定してはならないこと。(5) 王と王国のあいだで裁定する裁判官を設け、国家(レスプブリカ)を害する行為についてはこの裁判官に訴え出るべきこと。アラゴン人はこれらを定めたうえで、パンプローナ王イニゴ・アリスタをソブラルベ王に指名した。イニゴ・アリスタはこれら5 点を了承したうえで、さらに、(6) もし王が法やフエロに反して暴政をおこなった場合には、臣民は新しい王を選ぶ権利を有し、その新王は異教徒であっても構わないこと、という規定を追加したとされた。そしてブランカスは、これら六つの内容からなる「ソブラルベのフエロ」によって、アラゴン王国では「王に先立って法が存在した hubo leyes antes que

⁵⁶ *Ibid.*, pp. 37-41 y 263-277.

reyes」という観念が定着していったと論じている⁵⁷。

以上のようにブランカスも、ソブラルベでイニゴ・アリスタを王に選んだときに政体の 礎が確立したという意味では、ソブラルベ伝承にもとづいて建国の物語を描いている。ただし、スリータによる記述とは違いがあり、王国の国王選定権についてはこの箇所では明示はされていない。ただし、これはブランカスがそれを否定していることを意味しているのではなく、むしろ国王選定権を王国が留保していることは自明のこととして、図IVにあるように4回あった空位時代を解決するために王国によって行使されたことをブランカスは強調している。つまり、ヒメーノ朝が断絶した第1回、フォルトゥン2世が修道士になるために退位した第2回、アルフォンソ1世が戦死した第3回、そしてマルティン1世死去による第4回の各空位時代において、アラゴン人は法・自由・特権を守るために国王選定権を行使し、そのつど政体を遵守する君主を選んだとされている58。このため、ブランカスは王朝の断絶をかならずしも否定的には描かず、むしろ王朝交代をこえてアラゴン王国の政体が維持されたことを評価しており、ブランカスにあってもスリータと同様に、アラゴン王国の歴史的連続性は建国時点からの政体理念の持続性として捉えられていたことがわかる。

また、『アラゴン王国要覧』の主眼のひとつは、政体を象徴する大法官の歴史的な由来を語ることであったが、大法官に関しても基本的な解釈はスリータと同じであり、建国とともに設けられ、王と王国のあいだの対立が生じないように両者の中間にあって裁定をする裁判官として描かれた59。したがって大法官の役割としては、一方では王による権力濫用を防ぎ、他方では臣民による反抗を防止することが期待され、大法官は12名の貴人とともに王を補佐するものとされた。ただしブランカスは、大貴族(リコス・オンブレス)の祖先であるこれらの貴人たちは王国の法と特権を守るために盟約団体ウニオンを建国直後に結成したとし、大法官とウニオンはともに王国そのものの起源と同じ古さをもつと叙述している。そしてブランカスは、大法官、大貴族、ウニオンが「祖国の自由」を守る城壁であったとし、大法官は裁判を司る文官として、大貴族は国内統治を補佐する重臣として、ウニオンは軍事において活躍する武力の担い手として、王を補佐すると同時にその暴走を抑える役割を担っていたとする。これら三者が王を制約しつつ、王も賢慮をもって統治す

⁵⁷ *Ibid.*, p. 41.

⁵⁸ *Ibid.*, pp. 74-77, 137-138 y 201-229.

⁵⁹ *Ibid.*, pp. 267-278.

ることで王国の自由が保たれている状態こそ、アラゴン王国本来の政体であったとされた。 しかし、12世紀前半のサラゴーサ攻略前後から大貴族とウニオンが力をつけすぎると大法 官は後景に退き、大貴族とウニオンが王権と対立する局面が多くなったため、最終的には ペドロ4世によってウニオンは解体された。その後、アラゴン大法官は「鞘に収められて いた剣がふたたび抜き出されたように」アラゴン王国の政体の中心的な存在になり、王と 王国の均衡を保つ政体上の役割を担っているとするのが、ブランカスによるアラゴン王国 史の解釈であった⁶⁰。

このようなブランカスによる歴史解釈とそれにもとづくアラゴン王国の政体理念についての認識は、大枠としてはスリータと共通しているものの、相違が大きい点もある。とくにウニオンについての解釈としては、スリータは貴族の盟約権という理念そのものはソブラルべ伝承に遡るとしながらも、ウニオンという実際の団体が登場するのは13世紀末としていたのに対して、ブランカスは建国時点ですでにウニオンも誕生していたとしている。またブランカスは、王を補佐しつつ掣肘するウニオンの目的は政体理念に合致するものとして描いており、きわめて否定的に叙述したスリータとは一線を画している。しかし最終的には、貴族の軍事力にもとづくウニオンはペドロ4世によって解体され、大法官が政体の守り手としての立場を確立するというアラゴン王国史の枠組みは両者に共通している。また、王朝の連続性には副次的な重要性しか与えず、ソブラルべ伝承にもとづく政体理念が一貫していることこそがアラゴン王国の歴史的連続性として位置づけられている構図も、両者に共有されているといってよい。

そしてブランカスは、このような固有の政体をもつアラゴン王国が当代においてはどのような地位を享受すべきかを、歴史的な観点から次のように論じている⁶¹。

かつて、西ゴート王国はひとりの王とひとつの法によって治められた統一的な国家であったが、その滅亡後、キリスト教徒たちはイベリア各地で諸王国を建国した。これらの諸王国は別々の起源を有しているため、それぞれが固有の政体を維持しながら独自の発展を遂げてきた。したがって、当代にあってすべての諸王国がフェリーペ(アラゴン王としてはフェリーペ1世)というひとりの君主を戴くという意味では結びついているとはいえ、それぞれの王国において古来よりの法が保たれ、それが他の王国の法とは異なったままであることは道理にかなったことである。王が勅令においてみずからがもつさまざまな称号

⁶⁰ *Ibid.*, p. 278.

⁶¹ *Ibid.*, p. 262.

を記すのは、虚栄心からそうしているのではなく、すべての王国を同じものと考えてはならないということを明示するためにおこなわれているのである。ブランカスはこのように論じた後で、そのような諸王国のなかでも、ペラーヨの下でゴートの支配権を再興したアストゥリアス王国とならんで、ソブラルベ(アラゴン)王国が重要な地位を占めているとしている。

このブランカスによる議論において注目すべきは、独自の政体をもつという意味での固有性はアラゴン王国だけに認められるものではなく、イベリア半島で生まれたすべての諸王国に該当するものだとされている点であろう。フェリーペ2世がポルトガル王位を継承したことによって、1580年代には西ゴート王国滅亡後はじめてひとりの君主がすべてのイベリア諸国を統治する状態になっていた。しかし、そのフェリーペ2世の下にある個々の王国は中世におけるそれぞれの形成過程の結果として独自の政体を有しているのであり、法によって象徴される政体は、アラゴン王国だけでなく、どの王国であっても尊重されるべきだとブランカスは強調している。そして、そのように固有の法と政体が維持されるかぎりは、複合的な国家編成のなかに組みこまれ、その一部として位置づけられることは、スリータ同様、ブランカスにとっても否定されることではなかったのである。

(二) アラゴン王国における歴史編纂の意義

ここまでみてきたように、アラゴン王国修史官による歴史叙述のなかでは、複合的な国制にもとづく全体秩序(『アラゴン連合王国年代記』では主としてアラゴン連合王国として、『アラゴン王国要覧』ではスペイン王国として)のなかに、みずからの地域国家の歴史的固有性をいかに矛盾なく位置づけるかが課題になっていた。スリータもブランカスも、アラゴン王国史をソブラルベ伝承で予示された政体理念が具現化していく過程として描き、王と王国がそれぞれの役割を果たす双務的な協力関係にもとづく政体が建国から当代にいたるまで一貫している点にアラゴン王国が歴史的に連続している論拠を求めた。そして、この地域国家としての政体理念が尊重されるかぎりは、王権による他の地域国家との結びつきが否定的に評価されることはなく、複合王政のなかの地域国家としての現状を肯定する形で歴史が叙述されたのである。

その一方で、アラゴン王国修史官による歴史叙述を王権側の『スペイン総合年代記』と 比較すると、国王修史官モラレスは西ゴート王国からカスティーリャ王国をへて当代のフェリーペ2世にいたるまでの歴史的連続性を保証するものとして、レカレド王の末裔によ るカトリック王国としての宗教的・王朝的な連続性に拘りつづけた点が、アラゴン王国修史官による歴史叙述のなかでは政体理念の一貫性が執拗に強調される一方で、王朝的な連続性は重視されず、王の宗教的な資質も個人的な美徳以上の意味をもたなかった。たとえばスリータは、アラゴン王家の祖であるイニゴ・アリスタについてすら、生国がピレネー山脈のビゴールであると述べるにとどまり、ソブラルベで王に選ばれた理由はもっぱら、イスラーム教徒と戦うための武勇と采配、そして法を尊重する姿勢に求め、血統上の祖先や彼自身の宗教的な資質はまったく問題にしなかったのである。したがって歴史解釈の構図としてみると、レカレド王朝史観によってカスティーリャ王国の王朝とカトリックという宗教を不可分に結びつけ、それをスペイン王権の歴史的正統性と同一視した国王修史官による歴史解釈とは著しい対照をなしていることがわかる。ギーゼイは、16世紀のアラゴン王国における建国伝承を、中世のアラゴンやフランスにおける建国伝承との比較において、宗教性が希薄になった世俗的・法学的な性格のものと表現しているが、この評価は、16世紀後半におけるアラゴン王国側の歴史叙述を同時期のスペイン王権側のそれと比較した場合にも浮き彫りになるものだといえよう。。

ただし、このようにアラゴン王国修史官と国王修史官による歴史解釈は対照的なものではあったが、前者の歴史叙述においても、アストゥリアス王国を西ゴート王国の後継国家とし、王朝として連続していることに言及していた点に注目しなければならない。すなわち、ソブラルベ伝承によって建国時における法の制定から政体の歴史的起源を論じるアラゴン王国修史官にとって、アラゴン王国の正統性は西ゴート王国との連続性にまったく依存しておらず、国王修史官やカスティーリャ王国の知識人が物語るゴート起源論とは棲み分けが可能であった。したがって、地域国家アラゴン王国における歴史編纂が有していた意義とは、世俗的・法学的な性格の政体理念が建国以来の歴史的な一貫性をもつというアラゴン王国史解釈を構築し、その政体理念が守られるかぎりは他の地域国家との紐帯は称揚されるべきものであることを示しつつ、アラゴン王国としての歴史的正統性の論理はスペイン王権のそれとけっして矛盾しないことを膨大な歴史叙述をつうじて論じた点に求められる。それによって、16世紀におけるスペイン王国の全体秩序のあり方と、その下での

-

⁶² Zurita, *op. cit.*, t. 1, p. 27.

⁶³ Giesey, *op. cit.*, pp. 242-246.

アラゴン王国の歴史的固有性が整合的に理解されえたのである。

その一方で、アラゴン王国の政体を700年以上前の建国にまで遡って論じ、その政体理念が曲折をのりこえながら成就していく過程としてアラゴン王国史を解釈し、歴史書として世に問うことは、その政体を基盤として成り立っていた現状の支配体系をそのまま肯定することにほかならなかった。『アラゴン連合王国年代記』では、自由 libertad や特権privilegios という語が頻出するが、ジル・プジョルが指摘するように、これらは大貴族を頂点とする特権身分層だけが享受できる身分制的・社団的な意味での自由や特権であった。特権身分層による自治の牙城であった議会常設代表部によって任命されたスリータとブランカスが、『アラゴン連合王国年代記』や『アラゴン王国要覧』をその下で出版することによって、彼らの歴史叙述は特権身分層の政治的な利害を歴史的な観点から正当化する論理としての役割も果たしたのである。

序章で述べたように、政治権力のために編纂された歴史書がその権力の来歴を論証し、現実に存在する支配体系を肯定する機能を果たすこと自体はとりたてて珍奇なことではない。だが、アラゴン王国の特権身分層が王権との同盟関係にもとづいて有していた中間権力の正統性を提示するためには、一方では地域国家としての独自な政体の起源を論じて複合王政の下でもその固有性が維持されるべきことを論じつつ、他方では地域国家のなかで特権身分層が育んできた政体上の支配的な地位の由来を明らかにする必要があった。そのため、本章で検討してきたアラゴン王国修史官による歴史叙述は、16世紀後半のアラゴン王国と、それを複合的な国家編成の一部として成り立っていたスペイン王国という特定の歴史的・文化的な場において、具体的にはどのような語彙と論理によって特権身分層のための歴史書というテクストが編みあげられたかを明示する史料としての価値を有しているのである。

小括

本章では、16世紀後半のアラゴン王国修史官が執筆した『アラゴン連合王国年代記』と『アラゴン王国要覧』を史料として用い、そのなかで示されたアラゴン王国史解釈の枠組みを考察した。第一節では、アラゴン王国修史官の制度を概観したうえで、ヘロニモ・スリータの経歴と彼による『アラゴン連合王国年代記』の概要をみた。第二節ではその歴史

解釈の要になっていたソブラルベ伝承を訳出し、第三節においてその建国物語のなかで提示されたアラゴン王国の政体理念を、君主権に対する法の先行性・優越性、大貴族による王への助言権、王国に留保された国王選定権、王と王国の裁定者としてのアラゴン大法官の4点に要約できるものとして考察した。そして『アラゴン連合王国年代記』のなかでは、13、14世紀に登場したウニオンがこの政体理念から逸脱したものとして叙述され、アラゴン王国史の展開がソブラルベで誕生した政体理念が実現し、逸脱が生じた場合も修正されるものとして描かれたことを確認した。第四節では、同書におけるアラゴン王国史全体の展開がうえの4点からなる政体理念にもとづいて語られただけでなく、アラゴン連合王国の歴史が進むにしたがって、他の地域国家との不可分性もアラゴン王国としての政体理念に組みこまれたことを考察した。そのうえで第五節では、ブランカスも『アラゴン王国要覧』においてほぼ同一の歴史解釈を提示したことをみたうえで、1580年代におけるスペイン王国の複合的な国制を前提としながら、地域国家としての歴史的固有性を主張することと、複合的な国家編成の一部として組みこまれることがアラゴン王国修史官にとっては整合的に理解されていたことを確認した。

このように、アラゴン王国の特権身分層の下で編纂された歴史書のなかでは、スペイン 全体を視野に入れつつも、地域国家アラゴン王国の政体が歴史的固有性をもつものとして 描かれ、固有の法と制度をもつアラゴン王国の政体が建国以来、理念として一貫している ことが地域国家の歴史的連続性を保証するものとして位置づけられた。その一方で、『アラ ゴン連合王国年代記』でも『アラゴン王国要覧』でも、アラゴン王国が他の地域国家と結 びつくことによって複合的な国家編成に組みこまれることは、地域国家としての固有性が 否定されないかぎりは、肯定的に描かれていた。そして、このような歴史叙述のなかでは、 理想的な君主のイメージとは、諸王国からなるスペイン王国を統べる君主であっても、あ くまで地域国家に固有のアラゴン王としてその政体を尊重する君主として描かれたのであ る。この王のあるべき姿こそ、地域国家の側から君主との理想的な結びつきを希求した結 果として生成された君主像にほかならない。第三章・第四章では有力なカスティーリャ都 市トレードを例にとり、都市支配層の下での歴史叙述と祭典をつうじて、聖俗両面から都 市に恩寵を与える王という理想的な君主像が在地社会の特権身分層の側から希求された様 相をみてきたが、本章でとりあげたアラゴン王国による歴史編纂においてもまた、特権身 分層の側から君主の理想像が示されたことが明らかになった。このように考えると、王権 側が一方的に歴史解釈を宣布するだけでなく、カスティーリャ王国やアラゴン王国の特権 身分層がそれぞれの立ち位置からあるべき王権のあり方を主体的に表象していたという姿が、歴史編纂や、歴史に関わる知の利用という観点からみた 16世紀後半のスペイン王国の側面であったといえよう。そして、少なくとも本章でみたアラゴン王国修史官による歴史解釈にそくして考えれば、地域国家アラゴン王国における王権のあるべき姿を独自に論じてはいても、その王権による支配を否定的には描かず、さらに王を紐帯とする複合的な国家編成のなかでの結びつきを是認する内容の地域国家による歴史編纂は、スペイン王権にとっても容認できるものであったといえよう。スペイン王国の一角を占めるアラゴン王国の側から本章でみたような理念が生成されたことが、複合王政に安定をもたらす作用をもちえたといえるのではないだろうか。

なお本章では、アラゴン王国という地域国家とスペイン王国という複合国家のレベルにおいてアラゴン王国修史官による歴史叙述を検討したが、ジル・プジョルの指摘によると『アラゴン連合王国年代記』は、地域国家が結びついて複合的な国制を生みだした歴史的事例を論じた書として、より広い範囲で参照された可能性があるという。その一例として挙げられているのは、イングランドとスコットランドがステュアート朝の下で同君連合を形成すると、統合形式についての議論が盛んになるなか、1607年にジェームズ6世の駐マドリード大使がスペイン王権によるイベリア諸国の統治様式を調査した際、『アラゴン連合王国年代記』の要約を作成したことである⁶⁴。近世ヨーロッパ諸国では複合的な性格の国制が広くみられた以上、ジル・プジョルが示唆するように、それぞれの国制のあり方や政体理念を扱った書物が近世ヨーロッパの知識人のあいだで相互に参照された可能性を想定すべきであろう。したがって今後の研究においては、このような観点もふまえながら、近世スペインにおける歴史編纂を考察していくことを課題としていきたい。

⁶⁴ X. Gil Pujol, "Visión europea de la Monarquía española como monarquía compuesta, siglos XVI y XVII", C. Russell y J. Andrés-Gallego (dir.), *Las monarquías del Antiguo Régimen, ¿monarquías compuestas?*, Madrid, 1996, pp. 65-95.

第一節 本論の総括

本稿は、16世紀後半のスペイン王国における全体秩序のあり方を複合王政論にもとづいてふまえたうえで、スペイン王権の宮廷、カスティーリャ都市トレード、アラゴン王国でそれぞれ編纂された歴史書の分析をつうじて、王権と特権身分層が示したそれぞれの歴史的正統性の論理を国制史として考察するものであった。

第一章では、スペイン王権の下で歴史編纂に従事した国王修史官とインディアス修史官、そして彼らによる歴史書について概観したうえで、修史事業の基礎作業として国王修史官フアン・パエス・デ・カストロが示した史料収集の構想を建白書「歴史叙述に必要な事柄について」(1555年)にもとづいて分析した。そして、1570年代にカスティーリャ王国領(新カスティーリャ地方とインディアス植民地)で集められた地誌報告書をパエス・デ・カストロが不可欠とみなした重要な史料のひとつとして位置づけ、この収集を修史事業の一環として再評価した。そこでみたように、スペイン王権という16世紀ヨーロッパにおける最大の政治権力のための歴史編纂ではあっても、その内容が人文主義を身につけた同時代の知識人にむけての学的な説得力をもつためには、恣意的な記述ではなく、一定の学問的な規範にしたがって多様な史料を集め、それにもとづいて叙述することが必要であるとフェリーペ2世の宮廷でも認識されていたのである。スペイン王権の下での歴史編纂を理解するためには、このような史料に関する認識もふくめた修史事業の全体像をまず把握しておくことが必要であった。

そのうえで第二章では、16世紀後半における王権の下での国史『スペイン総合年代記』 (1553~1586年)のなかで示された歴史解釈を検討した。アンブロシオ・デ・モラレス国 王修史官による第3巻(西ゴート王国史)と第4巻(11世紀前半までのアストゥリアス、レオン、カスティーリャ史)では、アリウス派からカトリックに改宗した6世紀末の西ゴート王レカレドの歴史的な意義が強調されていた。それは、西ゴート王国、アストゥリアス=レオン王国、カスティーリャ王国、そして当代のスペイン王国にかけてカトリック信仰を守護する王権が連続していることを示すために、レカレド王からフェリーペ2世までの王家の血統的な連続性を主張するための議論であり、『スペイン総合年代記』のなかでは

レカレドを始点とするカトリック王国としての王朝的かつ宗教的な連続性が強調されたのである。その歴史解釈を支えていたのはレカレドの末裔としての王家のゴート起源論であったが、それは同時にカスティーリャ王とカトリック王を同一視し、一地域国家であるカスティーリャ王国の歴史物語と一体化しようとする、あるいはそれを横領しようとする、王権の側から解釈されたカスティーリャ中心主義によってのみ成り立ちうる歴史像でもあった。

それに対して、カスティーリャ王国の在地社会では特権身分層の下でどのような歴史解 釈が育まれていたかを検討するため、第三章・第四章では有力なカスティーリャ都市トレ ードにおける歴史編纂と歴史に関わる知の利用についてみた。

第三章では、16世紀後半のトレードにおける聖俗権力の担い手について概観したうえで、都市年代記を史料として用い、そのなかで世俗面についてはどのような歴史解釈が示されていたかを検討した。トレードでは、ペドロ・デ・アルコセールの『トレード史』(1554年)とフランシスコ・デ・ピサの『トレード記』(1605年)という2冊の都市年代記が出版されたが、どちらにおいても、西ゴート王権に由来する「王の都」や、皇帝を称したカスティーリャ王アルフォンソ6世とアルフォンソ7世から与えられた「皇帝の都」という称号が示すような、都市と歴代王権との直結性を主張する歴史像が描き出された。このようなトレードの都市年代記のなかでは、複合王政によって緩やかに諸王国が結びついたスペイン王国だけでなく、トレード市が現実の統治構造のなかで特権的な都市社団としての地位を享受していた地域国家カスティーリャ王国すらも、実体的な国家としては描かれず、スペインあるいはカスティーリャという枠組みは王権のみによって代表されていた。その王権に直属する自都市の地位を描くことは、カスティーリャ王国を分節化する単位である有力都市を核とする地域的な政治社会を掌握する特権身分層であるトレード支配層からみた、都市と君主のあいだの理想化された関係性を希求するものであった。

さらに第四章では、このような王権への直属性を求める歴史意識が読み解けるものとして、16世紀後半のトレードにおける聖人崇敬に関わる歴史書と祭典のあいだの循環的な関係を考察し、近世社会により近い地平における歴史に関わる知の利用についてみた。まず『トレード史』(1554年)では、アルフォンソ7世が12世紀にフランス王権と交渉して聖エウへニオの聖遺物の一部を返還させ、みずからトレードの都市と教会に運び入れたことが記述された。この伝承を参照しながら、フェリーペ2世の下では聖エウへニオ遷座祭(1565年)と聖レオカディア遷座祭(1587年)が実現し、若干の異同があるものの、どち

らの祭典でもフェリーペ2世自身がアルフォンソ7世の所作をなぞる演劇的な行為を反復したのである。これらの祭典の場では、都市当局が用意した凱旋門やそれに添えられた絵画などの表象装置によって、歴代の王が聖俗両面でトレードにもたらしてきた恩恵が称えられ、将来にわたってこの特権的な関係が永続すべきことが求められた。またこれらの聖遺物は、イングランド遠征のための一連の戦勝祈願行列(1588年)のように、トレードで活発におこなわれていた王権のための儀礼に転用され、カトリック信仰を守護する王権の栄光と、その王権に直属する自都市の地位を誇示する表象装置として期待された。そして、聖レオカディア遷座祭は『トレード記』(1605年)のなかでは末尾を飾るトレードの歴史の到達点として位置づけられ、「スペインのカトリック王」とトレード市とのあいだの分かちがたい紐帯の証しとして描かれたのである。

このように、地域国家のひとつカスティーリャ王国の在地社会であるトレードにおいて は、歴史書のテクストと祭典における表象をつうじて、都市が王に直結し、その王は都市 に聖俗両面での恩寵をもたらしてきたことが、過去から未来へとつづく歴史そのものとし て示された。カスティーリャ王国の在地支配を担っていた特権身分層のひとつであるトレ ード支配層の側から、このように王権との直接的な結びつきを求められることは、特権身 分層との同盟関係によってしか地域国家を把握できないスペイン王権にとって、好適な政 治環境をもたらすものであったといってよい。また、都市の側から求められた「スペイン のカトリック王」としての君主像は、カトリック王国としての歴史的連続性を主張する王 権にとってもきわめて好ましいものであったといえよう。しかしその一方で、トレードの 都市年代記や祭典で示された歴史物語のなかでは、王権がカトリック王国の始祖として位 置づけた西ゴート王レカレドはほとんどとりあげられず、トレード固有の聖人の聖遺物遷 座に尽力したアルフォンソ7世とフェリーペ2世が前面に出ていた。したがって、あくま でトレードという都市に固有の歩みにもとづいて歴史が語られていたことを見逃すことは できない。スペイン王権の歴史解釈とトレード支配層のそれは、全体としては親和性の高 いものであったが、後者における具体的な歴史の論じ方までみてみると、在地の特権身分 層としての利害が優先されていることが読みとれるのである。したがって、カスティーリ ャ王国という地域国家は他の地域国家と比較すると王権に対する財政的・軍事的な貢献が 大きかったものの、その在地レベルで生成された歴史解釈のあり方はあくまで地域的な政 治社会における固有の文脈を前提としてはじめて理解できるものであり、王権による歴史 解釈と地域国家カスティーリャ王国におけるそれを安易に同一視すべきできないことに注 意したい。

このような歴史解釈の多元性は、アラゴン王国における歴史編纂の検討においてより明 瞭になったといえよう。第五章では、1548年に地域国家アラゴン王国に独自な官職として 設けられたアラゴン王国修史官について概観したうえで、初代のヘロニモ・スリータによ る『アラゴン連合王国年代記』(1562~1579年)における歴史解釈を分析した。スリータ は、中世から育まれてきたソブラルベ伝承にもとづいてアラゴン王国の建国を語り、建国 時点ですでに君主と特権身分層の協調関係を前提とする四つの政体理念が確立したものと して叙述した(君主権に対する法の先行性・優越性、王国による王への助言機能、王国に よる国王選定権の留保、「王と王国」のあいだの裁定者としてのアラゴン大法官)。この『ア ラゴン連合王国年代記』では、ソブラルベ伝承に起源をもつとされたアラゴン王国の政体 理念が十全に開花していく過程として歴史が論じられ、貴族の盟約団体ウニオンのように それに反する存在が登場したとしても最終的には淘汰され、理想的な状態が回復されるも のとして描かれた。さらに第五の政体理念として、アラゴン王国と他の地域国家との不分 割性がくわえられ、アラゴン連合王国を構成する諸国との結びつきを保つことが、アラゴ ン王国そのものの法と特権を尊重することに匹敵する重要性をもつものとして論じられた のである。そして次代のアラゴン王国修史官へロニモ・ブランカスによる『アラゴン王国 要覧』(1588 年)では、このような独自の政体をもつアラゴン王国の歴史的固有性をふま えつつも、イベリア半島に誕生した諸王国はそれぞれが二つとない固有性をもつ歴史的存 在であり、フェリーペ2世というひとりの君主を共通して戴いているとしても、それぞれ の政体が尊重されるべきだと述べられた。このような歴史を描くことによって、アラゴン 王国という地域国家としての歴史的固有性と、それを構成要素のひとつとして成り立って いた複合王政という全体秩序が整合的に両立しうるものとして示されたのである。

このように、本稿で検討してきたスペイン宮廷、アラゴン王国、トレード市という三つのレベルに着目すると、16世紀後半のスペイン王国では統一的な歴史解釈が存在していたわけではなく、多層的に権力を分有していた王権と特権身分層の下で複数の歴史解釈が併存していたことがわかる。国王修史官による歴史解釈としては、西ゴート王レカレドを起点とするカトリック王国の宗教的かつ王朝的な連続性が強調され、複合王政によってスペイン王国を治めるフェリーペ2世の王権にとっての歴史的正統性が主張された。アラゴン王国修史官による歴史解釈では、アラゴン王国の政体理念が建国以来一貫してつづいていることを地域国家としての歴史的連続性とする法学的・世俗的な論が展開され、法と特権

を尊重するアラゴン王という、地域国家の政体にそくした君主像が希求された。トレード 支配層の下での歴史に関わる表象のなかでは、自都市に聖俗両面での恩寵をもたらす王へ 直結することが願われ、そのような特権的な地位にあるべき自都市の栄光がさまざまな手 段によって都市社会に示された。まして、本稿では若干の言及しかできなかったカタルー ニャにおける建国伝承や、「山麓の民」伝承の存在も考慮するならば、スペイン王国におけ る歴史の語り方の多元性はきわめて豊かなものであったとみなさなければならない。

それでは、これらの歴史解釈のあいだにはどのような関係性があったのであろうか。さしあたりここでは、本稿での検討結果をふまえて、公的な歴史編纂によって示された歴史解釈のあいだの関係性について整理しておきたい。本稿で言及してきたように、『スペイン総合年代記』の基盤になっていたレカレド王朝史観は、『アラゴン連合王国年代記』でも言及されていた。また、王権とトレードの歴史解釈のなかでは、カスティーリャ王とカトリック王を同一視する構図は共通していた。このように三つの歴史解釈のあいだには、イベリア中世史という同じ対象を描くものであったために、たがいに共有できる部分があったといえよう。しかし、アラゴン王国修史官による歴史叙述のなかでは、アラゴン王国史の解釈そのものは地域国家の政体としての法学的・世俗的な一貫性にもとづいており、西ゴート王国との連続性や王朝としての持続性は軽視されていた。また、トレードの歴史解釈のなかではカトリック王との直結性が執拗に願われたが、レカレドはほとんど言及されず、カトリック王の原型はトレードに聖遺物を戻したアルフォンソ7世に求められていた。したがって、それぞれの解釈における中核部分は固有の文脈にそくして主張されたのであって、三者の解釈はひとつの歴史物語には回収しきれないものであったといわなければならない。

しかし、同時に本稿の検討結果から導き出されるのは、フェリーペ2世が『アラゴン連合王国年代記』を高く評価してスリータに個人的な恩顧を与えていたことや、トレードの祭典の場ではフェリーペ2世自身がトレードの歴史物語に沿った所作をくりかえしていたことが象徴的に示すように、ひとつの歴史物語に回収できない複数の歴史像が併存する状況は、王権にとってはかならずしも否定すべきものではなかった点である。たとえ、アラゴン王国の法学的・世俗的な政体理念が宗教色の強いレカレド王朝史観と対蹠的であったとしても、あるいはカスティーリャ王国の在地社会でカトリック王として重視されていた王が宮廷におけるそれと異なっていたとしても、地域国家の君主としての政体上の地位を否定するものでなければ、あるいはカトリック信仰を守護する君主としての理想像を否定

するものでなければ、スペイン王権にとっては許容しうるものであったといえよう。

したがって、本稿でとりあげた時期のスペイン王国では、王権の下で国王修史官やイン ディアス修史官による歴史編纂が進められていたが、王権側から歴史解釈を政策的に統一 する動きはみられず、アラゴン王国やトレード市の特権身分層の下では自立的・主体的な 歴史編纂が並行しておこなわれており、王権もそれらの歴史解釈がみずからの正統性の論 理に背反しないかぎりはその動きを容認していたことがわかる。このような、それぞれの 権力の担い手の下でおこなわれた歴史編纂とその歴史解釈が併存している状況は、序章に おいてエリオットの複合王政論にもとづいて概観したスペイン王国の国制そのものと相似 したものではないだろうか。国制としてみると、16世紀後半のスペイン王権は制度上の統 一を強いることなどできず、それぞれの地域国家における特権身分層による地域支配を認 めたうえで、彼らとの個別的な同盟関係を構築することによって、複合王政による緩やか な、しかし同時に柔軟性のある統治をおこなっていた。各国の特権身分層にとっても、王 権からの過度な干渉は排しつつも、みずからの地域国家における支配体系を維持していく ためには、王権による後見が不可欠であった。このように、王権側も強引な中央集権化を おこなわず、地域国家の特権身分層側も固有の政体が認められるかぎりは王権との良好な 関係を保つという、複合王政という国制のなかでの相互交渉のあり方は、本稿でとりあげ た三つの歴史解釈が、固有の文脈から歴史を語りながらも、相互に衝突するような破局的 な論争は生じなかった点と共通する構図であった。むしろ特権身分層側の歴史編纂におい ては、現実政治における王権との同盟関係をなぞるように王権側の歴史物語をたくみに利 用しながら、みずからの立場からの歴史が語られたといえよう。

このような構図を前提とすると、特権身分層側が地域国家や都市の歴史を積極的に提示したことの政治的な意味が明確になろう。ケーガンをはじめとする都市年代記についての先行研究でも述べられているように、既存の地域国家やそのなかの社団としての由緒を物語るという行為は、複合王政の全体秩序のなかで、あるいは地域国家の政体のなかで、みずからが占めている地位の正統性を歴史的な論拠にもとづいて明らかにし、その保全を王権に対して働きかけるという、きわめて政治的な性格をもつ行為であった。16世紀後半にはカスティーリャ都市マドリードが首都化していくなかで、カスティーリャ王国以外の地域国家にとっても、マドリード以外のカスティーリャ都市にとっても、王権との直結性が希薄になりかねない可能性があったが、そのようななか、特権身分層の下での歴史編纂には全体秩序のなかでのみずからの特権的地位を守るための行為としての意義があったとい

えよう。

そして、これらの歴史叙述のなかでは、それぞれの歴史的正統性の論理が展開されながらも、みずからに固有の文脈からみた「君主」のあるべき姿を論ずるという構図は共通していた点に注目したい。王について論じることはマドリード宮廷でのみ許されたことではなく、むしろ特権身分層の下でこそ、彼らにとっての理想的な君主像と、その王権とのあいだに取り結ぶべき関係性が歴史的な観点から活発に論じられていたのである。国王修史官はレカレド王の末裔としてのカトリック王にしてカスティーリャ王を、トレードでの歴史に関する表象では同じカトリック王にしてカスティーリャ王ではあるがアルフォンソ7世の後継者として都市に恩寵をもたらす君主を、アラゴン王国修史官は地域国家の政体を尊重するアラゴン王を、それぞれの立場からみた君主のあるべき姿として構想し、その規範の論拠を過去に求め、歴史叙述として示していた。

ここでエリオットの複合王政論に立ち戻るならば、彼は「複合王政のヨーロッパ」論文において、近世ヨーロッパを「君主制原理にもとづく世界 monarchical world」と表現し、近世的な政治秩序の固有性を強調していた¹。エリオットの問題意識にそくして考えるならば、複合王政(複合君主制)という概念の名称そのものが示すように、近世ヨーロッパにおける国制をさまざまな時代や地域にみられた複合的な国家編成のひとつとして一般化してしまうのではなく、地域国家レベルにおいても、複合国家レベルにおいても、国制のなかの欠くことのできない主柱として君主が統合機能を果たしていたヨーロッパ近世という時代に特有の政治秩序として考察するためにこそ、分析概念としての複合王政論が提起されたといえよう。もちろん、近世ヨーロッパにおける政治秩序は君主制原理だけで理解できるものではなく、むしろ、君主を政体のなかに包摂しつつ、身分制的・社団的な意味での特権身分層が君主とともに政体を構成するという、近世的な共和制原理とあわせて考察すべきであり、複合王政論もこのような視点をくみこんでいく必要があろう²。しかし、本稿でみてきた多様な歴史解釈とは、たがいに重なりあう部分がありながらも同一の歴史物語に回収されることはないまま、君主に関する複数の解釈が併存したものであり、このように多様な解釈を許容する柔軟な君主制原理こそ、16世紀後半のスペイン王国における全

¹ Elliott, op. cit., "A Europe of Composite Monarchies", p. 69.

² H. G. Koenigsberger, "Republicanism, Monarchism and Liberty", R. Oresko, G. C. Gibbs and H. M. Scott (eds.), *Royal and Republican Sovereignty in Early Modern Europe*, Cambridge, 1997, pp. 43-74; 小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西―共和政の理念と現実』山川出版社、2004年。

体秩序である複合王政を安定化させた要因のひとつであったといってよい。これらの歴史 叙述のなかで用いられた語彙と論理は、王権、地域国家、都市社団ごとの独自な歴史的背 景に規定されていたため、本稿ではそれをひとつひとつの史料の内在的な読解によって明 らかにしてきた。今後も、複合王政論をはじめとする分析概念によって巨視的にスペイン 王国の構造を考察しつつ、近世国家の全体秩序のなかで王権とさまざまな特権身分層がそ れぞれの正統性の論理をどのように展開させていたかを、具体的な史料に沈潜しながら分 析していくことが、国制史研究にひとつの素材を提供することになろう。

第二節 『スペイン全史』との比較

さて本稿は、『スペイン総合年代記』、『アラゴン連合王国年代記』、トレードの都市年代記など、王権と特権身分層という公的な政治権力の担い手の下で編纂された歴史書を主たる史料として考察をしてきた。前節での総括をふまえて、本節では近世スペインで最重要の歴史書となったフアン・デ・マリアナの『スペイン全史』と比較したうえで、次節において今後の課題を確認して稿を閉じることにしたい。

まず、マリアナの経歴を確認しておきたい³。1536 年生まれのマリアナは、本稿で登場したパエス・デ・カストロ、モラレス、スリータよりも後の世代に属すが、彼もまた、アルカラ・デ・エナレス大学で学んだ 16 世紀スペインにおける知識人のひとりであった。イエズス会士となったマリアナは学識を評価され、1560 年代にはローマ、ロレート、メッシーナ、パリのイエズス会学院で教鞭をとり、この国外経験によって「スペインの歴史」を書物にまとめる必要を感じるようになったという。1574 年に帰国してからは、トレードのイエズス会施設で死去する 1624 年まで過ごし、トレード大司教のキローガやロアイサと親交を結んだ。1580 年代には『スペイン全史』の草稿を書き進め、インディアス修史官ロペス・デ・ベラスコを介して出版支援を王権に求めたが、この時点では『スペイン総合年代記』が優先されたため支援は得られなかった。しかし、1592 年にはラテン語版の『スペイン全史』を出版し、さらに広範な読者に届けるために、1601 年には彼自身によってカステ

³ 林邦夫「マリアーナの抵抗権論」『西洋史学』130号、1983年、107-120頁; García Hernán, op. cit., "Construcción de las historias de España…", pp. 127-136.

ィーリャ語版が公刊されている。1599年には『王と王の教育について De rege et regis institutione』を著している⁴。1609年には貨幣論についての論文がフェリーペ3世の寵臣レルマ公への批判と受けとめられたため、逮捕されて宮廷から追放されるが、フェリーペ4世に代替わりした晩年の1622年には、俸給なしの国王修史官の称号を贈られている。マリアナは、暴君放伐論に連なる『王と王の教育について』でも著名ではあるが、前述のように『スペイン全史』もまた、近世スペインにおける第一級の歴史書として評価されていき、結果として国王修史官による『スペイン総合年代記』の修史事業としての価値を失わせていくことになったのである。

もちろん本来であれば、このような『スペイン全史』はそれ自体として綿密な内在的読 解の対象とすべききわめて重要な史料であるが、ここでは、本稿の検討結果との関連にお いて若干の言及をしておきたい。

まず、『スペイン全史』の構成を確認しておこう。1592年のラテン語初版では第20編(アラゴン連合王国でのカスペ国王選定会議、カスティーリャ王国における「アラゴンの王子たち」の勢威、ポルトガル王国におけるエンリケ航海王子の活躍など)までが対象とされ、1595年のラテン語2版では第25編(1492年のナスル朝降伏)までが追加された。そして1601年のカスティーリャ語初版において、第30編(1516年のフェルナンド2世の死去まで)にいたる内容が加筆されて完成した。また、国王修史官の称号が贈られた後の1623年に出版されたカスティーリャ語3版には、1621年(フェリーペ4世の即位)までのできごとを要約した年表形式の文章が付され、当代史も視野に入れたものになった。

このような『スペイン全史』は、旧約聖書に記されたトバル到来から歴史を語りはじめ、古代地中海世界での諸民族の興亡(第1編)、ポエ二戦争(第2編)、ローマ帝国の属州ヒスパニアの確立(第3編)、ローマ帝国の成熟とキリスト教の伝来(第4編)をつうじて、イベリア古代史を描いている。この点は、『スペイン総合年代記』の第1巻・第2巻とほぼ同じ構図であるといってよい。そして、西ゴート王国の繁栄と滅亡(第5、6編)をへて、イベリア各地での諸王国の誕生と対イスラーム戦争が論じられ、中世初期のアストゥリアス王国史(第7編)とナバーラ・アラゴン・カタルーニャ史(第8編)がともに叙述の対象となっていた。この点は、『スペイン総合年代記』第4巻がアストゥリアス史からレオン・

⁴ フアン・デ・マリアナ「王と王の教育について」上智大学中世思想研究所監修『中世思想原典集成 20 近世のスコラ学』平凡社、2000 年所収。

カスティーリャ史に特化していたこととは対照的である。さらにマリアナは、ポルトガル 建国(第10編)もふくめて、当代のスペイン王国の下にあるイベリア諸国(カスティーリ ャ王国、アラゴン連合王国、ナバーラ王国、ポルトガル王国)の歴史を網羅的に描いてい ったが、それにとどまらず、それぞれの時代におけるフランス、ブリテン諸島、イタリア 諸国、神聖ローマ帝国、中東欧諸国についても言及し、万国史としての体裁をとっている ことも見落とすことはできない。前述のようにクアルト・モネルは、『スペイン全史』の構 図として、カスティーリャ王国史が中心になりながらも、イベリア諸王国の歴史が相互に 関連づけられながら論じられている点を強調しており、たしかにそれぞれの地域国家の歴 史を建国から描いたうえで、カトリック両王の時代(第23編以降)に合流していく過程を 示す構図は、『スペイン全史』の最大の特徴であるといってよい。しかしそれと同時に、十 字軍 (第 13 編)、アナーニ事件と教皇のバビロン捕囚 (第 15 編)、オスマン帝国の建国 (第 15編)、ビザンツ帝国の滅亡(第22編)、ブルゴーニュ公国の解体(第24編)などを挿入 することによって、スペインを中心としながらも、それぞれの時代におけるヨーロッパと 地中海世界を見渡す万国史としての性格もそなえていたことが、『スペイン全史』が近世ス ペインにおける第一級の歴史書としての地位を保ちえた一因であったのではないだろうか。 この視野の広さこそ、『スペイン総合年代記』や『アラゴン連合王国年代記』を凌ぐ『スペ イン全史』の特長であり、国外経験の長かったマリアナの学識と筆力の成果であったとい えよう。

この点をふまえたうえで、『スペイン全史』ではスペイン王国の下にあった地域国家がどのように位置づけられていたかを一瞥しておこう。まず、カスティーリャ王国の源流であるアストゥリアス王国はペラーヨが建てた国であるが、ペラーヨは西ゴート王国を滅ぼした「スペインのペスト、汚点、業火」である従兄弟ロデリック王とは対照的な、信仰心篤く、武勇に秀でた王だとされている⁵。そして、そのペラーヨの挙兵にカンタブリア人を率いて協力し、娘婿となったアルフォンソ(1世)を「ビスカーヤ公ペドロの息子であり、公はレカレド王のいとも高貴なる血を受け継いでいた」とすることで、レカレド王朝史観を支えていた、広義のアストゥリアス王家がレカレドの末裔であったという解釈をマリアナも共有しているのである⁶。ただし、マリアナもモラレスと同様に、カンタブリア公ない

⁵ Mariana, *op. cit.*, t. I, p. 178.

⁶ *Ibid.*, p. 193.

しビスカーヤ公がレカレドの血筋を具体的にはどのような系譜で受け継いでいたかは明示できておらず、唐突に言及するのみである。とはいえ、第二章でみたように『スペイン総合年代記』で示された、フェリーペ2世にいたるカスティーリャ王家に直接的につながるカンタブリア公の家系も西ゴート王レカレドの血統を継いでいるという意味でのレカレド王朝史観は、『スペイン全史』のなかにもとりこまれているといってよい。

その一方で、イベリア諸国の歴史を仔細に描くマリアナは、カスティーリャ以外の地域 国家についても、その政体のあり方にそくした叙述をしていた。ここでは、第五章でみた アラゴン王国の政体がどのように論じられたかをみておきたい。

まずマリアナは、「アラゴンの人々はスペインの他の人々とは非常に異なった法と特権を 有し、用いている。その最大の目的は、王の行き過ぎた権力に対して自由を維持する conservar la libertad contra el demasiado poder de los reyes ことである。自由の権利を失うのは いつもささやかなことからだということを理解しているため、「自由を〕瑞々しさをもって 保ち、暴政 tiranía に陥らないためにそのようにしている」と述べている'。もちろん、ここ でいう自由とは身分制的な特権にほかならないが、マリアナがアラゴン王国の政体を高く 評価していることはわかる。そしてマリアナは、信憑性については論争があるとしつつも、 ナバーラ王家のヒメーノ朝が断絶した後の国王選定をソブラルべ伝承にもとづいて記述し ている8。それによると、王家が絶えてから4年後、人々は教皇レオ4世、フランク人、ラ ンゴバルド人に使者を送り、その助言にもとづいてそれらの国々の法を選びとった。そし て、君主が臣民を抑圧することがないようにソブラルべのフエロを定め、王は12名の貴族 による補佐なしには統治できないとされた。また、その際に古代ローマの護民官に匹敵す るアラゴン大法官という官職が設けられ、それによって「濫用にいたらないように、一定 の枠組みのなかに王の権力が閉じ込められて現在にいたっている」と記されている。そし て王に選ばれたイニゴ・アリスタは、もし王が法を侵害する場合には、新しい王としてモ 一口人でもキリスト教徒でも選ぶ権利があることを臣民に認めたとして、この伝承が締め くくられている。

このようなマリアナの記述は、信憑性に留保をつけているものの、第五章で訳出したス リータによるソブラルベ伝承とほぼ同じ内容であるといってよい。また、イニゴ・アリス

⁷ *Ibid.*, p. 5.

⁸ *Ibid.*, pp. 220-221.

タの出自についてもアキテーヌ地方のビゴール伯とされているが、血統的な背景に言及しない点もアラゴン王国修史官の歴史叙述と共通している。暴君放伐論を理論的には是としたマリアナにとって、暴君の出現を未然に防ぐことを企図したアラゴン王国の政体理念は肯定的に描かれたが、それはマリアナの独力によるものというよりは、少なくともその世俗的・法学的な政体起源に関してはスリータやブランカスによる歴史叙述が踏襲されているといってよい。このように国王修史官やアラゴン王国修史官による歴史の描き方をとりいれつつも、『スペイン総合年代記』や『アラゴン連合王国年代記』が対象とした時間や空間よりもはるかに網羅的な記述をすることで、マリアナの『スペイン全史』はこれらの公的な歴史書を凌駕する完成度を得ることができたのではないだろうか。また『スペイン全史』のなかでは、レカレド王朝史観もソブラルベ伝承もひとつの歴史叙述のなかに包摂され、すべての地域国家が当代のスペイン王国へといたる歴史が描かれたものの、それらが統一的なスペイン国家としての単一的な歴史物語に強引に回収されたわけではないことにも留意しておきたい。その意味では、マリアナに国王修史官の称号が贈られて『スペイン全史』が事実上の正史としての地位を獲得できたことは、複合王政の時代のスペイン王国における歴史の描き方の到達点あるいは限界点を象徴的に示しているといえよう。

第三節 今後の課題

最後に今後の課題を明確にして、稿を閉じることにしたい。

第一には、前節で一瞥したマリアナの『スペイン全史』を、より体系的に、より内在的に読み解いていくことが必要であろう。本稿でとりあげた『スペイン総合年代記』、『アラゴン連合王国年代記』、『アラゴン王国要覧』、『トレード史』、『トレード記』などの歴史書は、何らかの政治権力の下で編纂されたという意味では史料価値が高かったが、同時代や後世の人々にもたらした影響の大きさという点では、『スペイン全史』がより重要であることは明らかである。また、マリアナは完全に在野の文筆家であったわけではなく、イエズス会という巨大な修道会に属し、宮廷やトレード大司教との接点をもちながら『スペイン全史』を執筆したのであり、広い意味での権力の磁場のなかで著された歴史書として位置づけたうえで、王権にとってのマリアナとその『スペイン全史』の意義を考えていく必要があるだろう。

第二には、本稿では王権、カスティーリャ王国の都市社団、アラゴン王国に議論が限定されてしまったが、カタルーニャをはじめとする他の地域国家おいては、特権身分層の下で歴史がどのように語られたかを視野に入れることが必要であろう。同時に、本稿では複合王政がスペイン王国の全体秩序として安定を保ちえた要因を分析する視点から考察したため、複合王政が危機に瀕した局面では歴史叙述や歴史に関する知がどのように利用されたか、あるいは危機を前にしたときにはいかなる歴史解釈が構築されたのかという、より動的な側面からスペイン王国の国制と歴史編纂の関連性を考察していかねばならない。

そのためのてがかりとしては、第一章で言及したように、1640年にスペイン王国からの 分離を試みたカタルーニャにおいてバルセローナ市当局が出版した『カトリック的声明 $Proclamación\ católica$ 』が挙げられる 9 。ケーガンによるとこのパンフレットは、バルセロー ナ伯としてのフェリーペ4世がカタルーニャ公国の法と特権を侵害したことを批判する書 物であり、地域国家の君主としての不適格性を根拠としてカタルーニャ特権身分層がスペ イン王権を攻撃するためのものであった。これに対して、同じく第一章で言及したように、 オリバーレスに起用されたホセ・ペリセール国王修史官が『カタルーニャ公国の理念』(1642 年)で反論を試みていた。ペリセール自身はアラゴン王国の出身だが、この書物は、カタ ルーニャ特権身分層には君主を廃立する権利がないことを歴史的な由来に遡って示し、複 合王政から分離しようとするカタルーニャ支配層の行動を歴史に関わる知を用いて論難す るという、スペイン王権のための歴史叙述であったという¹⁰。このように、1640年にはじ まる政治的・軍事的なカタルーニャ反乱と並行して、歴史をめぐる言説の次元でも王権と カタルーニャ特権身分層の戦いが展開していたといえよう。また、後代のことになるもの の、このカタルーニャ反乱をめぐっては、フェリーペ4世側でのアラゴン人の活躍をアラ ゴン王国の王権への忠誠の証しとして論じる書がアラゴン王国修史官フアン・ホセ・ポル テル(在任 1669~1677 年)によって編纂されたという¹¹。

これらの点をふまえると、ある地域国家が複合王政からの離脱をめざす局面、王権がそのような事態に直面する局面、そして他の地域国家がそのような事態に関与する局面において、どのような語彙と論理にもとづいた歴史についての議論が展開されたのかを考察す

⁹ Los conselleres y consejo de ciento de la ciudad de Barcelona, *Proclamción católica a la majestad piadosa de Felipe el Grande rey de las Españas, y emperador de las Indias, nuestro señor*, Barcelona, 1640.

¹⁰ Kagan [2009], pp. 239-242.

¹¹ Solano Camón, *op. cit.*, pp. 154-156.

ることによって、複合王政という国制と歴史編纂の関係をより動態的なものとして考えていくことができるのではないだろうか。

第三の課題としては、本稿で扱ってきた政治権力の下で編纂された歴史書は、いかなる 人々によって、どのように読まれ解釈されたのかという疑問が残っている。第四章では、 都市年代記に記述された伝承が人々の目に触れる祭典の場での表象や王による所作のため に参照された点を確認できたものの、都市年代記というテクストも遷座祭という祝祭も聖 俗権力によって用意されたものであり、それが近世社会のなかでどのように読まれ、解釈 されたかまでは本稿では検討することはできなかった。文字文化の精華でもある歴史書を みずからの読書行為によって受容できる、あるいはみずからの読み解きによって解釈しう る人物は、一定の文化的な規範を身につけている知識人が想定されるが、彼らが本稿でと りあげた歴史書をどのように読み、いかなる反応を示したのかは今後の検討課題としたい。 また、そのような知識人とは別個に、基本的には文字を読めない民衆層に対しては、王 権や特権身分層による歴史解釈がどのように浸透しえたか、あるいは浸透できなかったの かという問題も視野に入れておかねばならない。というのも、トレードの特権身分層の下 での歴史解釈とそれにもとづく祭典の場で、もっとも重要な表象装置としての意味を与え られていた初代司教の聖エウヘニオや「筆頭守護聖人」聖レオカディアすら、民衆信仰と して定着した形跡は認められないからである。たしかに両聖人は、古代からのカトリック 共同体としてのトレードを象徴し、かつ、その遷座に尽力した王権との紐帯になりうる表 象装置であった。しかしその一方で、病気治癒や天災回避のような民衆の生活にそくした 現世的な利益をもたらす聖人としての属性は、都市年代記のなかで一切語られていなかっ た。いわば聖エウヘニオ崇敬・聖レオカディア崇敬とは、特権身分層の下でエリート文化 として政策的に創出されたものにすぎず、それらの聖遺物を祈願行列で掲げたとしても、 民衆文化からは切り離された事象であったといわねばならない。その結果として、17世紀 以降のトレードではエウヘニオもレオカディアも民衆信仰の対象としては定着せず、エリ ート文化のなかでのみ存在しうる表象にすぎなくなるのである。このように、エリート文 化が近世社会のなかでどのように読み解かれたか、あるいは無力さを露呈していたのかを 検討することは、近世史研究として無視しえない重要性をもっているといえよう。

そして第四の課題として、本稿では断片的に言及してきたものの、歴史の書き手である 各種の修史官をはじめとする知識人が形成していたネットワークを明らかにしていく必要 性を挙げておきたい。国王修史官のモラレスやパエス・デ・カストロと、アラゴン王国修

史官スリータのあいだで親交がつづいていたことや、『トレード記』の著者ピサが国王修史 官やアラゴン王国修史官の歴史書を参照していたことが示唆するように、彼らが歴史を叙 述していたのは、カスティーリャ語で文筆活動をおこなう16世紀後半の知識人が形づくっ ていたネットワークのなかであった点を見落とすことはできない。このネットワークのな かでは、セビーリャ通商院地理編纂官サンタ・クルスがスリータを批判してモラレスと論 争を交わしたように、あるいは17世紀にはエレーラ国王修史官がアラゴン王国側を非難し たためアラゴン王国修史官が反論をおこなったように、論争という形での関係性も存在し ていた。本稿では、国王修史官としてのアンブロシオ・デ・モラレスや、アラゴン王国修 史官としてのヘロニモ・スリータという、政治権力に仕える歴史の書き手という側面を重 視してきたが、それをいったん相対化し、近世における一定の学問的な規範を共有する知 識人ネットワークの一員としての側面から再検討したうえで、それを本稿での分析結果と 交差させることによって、16世紀後半における歴史編纂をより立体的な地平で捉えなおす ことが可能になるのではないだろうか。そして、このような参照・共鳴・論争などの多様 な側面をもつ知識人によるネットワークは、カスティーリャ王国やアラゴン王国という地 域国家や、スペイン王国という複合国家が形成していた政治的な枠組みをこえて、近世ヨ ーロッパにおける知識人ネットワークへと接続されていた可能性を想定することによって、 スペイン王国における歴史編纂をとりまいていた歴史的な環境をより総合的に明らかにす ることができると思われる。

ハプスブルク期の国王修史官 表

氏名	在任期間	任命者	出身地	主な著作と歴史編纂活動
ピエトロ・マルティレ・ダンギエラ	1520-26	カルロス1世	14JF	[新世界](1516)
ベルナルディーノ・デ・ジェンティーレ	1523-26	II	14JF	
アントニオ・デ・ゲバラ	1526-45	11	カスティーリャ	チュニス遠征報告記を執筆
フアン・ヒネス・デ・セプルベダ	1536-73	11	カスティーリャ	カール5世の実録を執筆
フロリアン・デ・オカンポ	1539-58	H	カスティーリャ	[第一総合年代記]校定出版(1541)、『スペイン総合年代記』第1巻(1553)
ベルナルベ・ブスト	1546-?	11	カスティーリャ	シュマルカルデン戦争報告記を執筆
ペドロ・メヒア	1548-51	11	カスティーリャ	カール5世実録を執筆
フアン・パエス・デ・カストロ	1555-70	11	カスティーリャ	「歴史叙述に必要な事柄について」(1555)
アンブロシオ・デ・モラレス	1564?-91	フェリーペ2世	フェリーペ2世 カスティーリャ	『スペイン総合年代記』第2巻(1573)、第3巻(1577)、第4巻(1586)
エステバン・デ・ガリバイ	1592-99	11	バスク	[スペイン諸王国全史概略](1571)
アントニオ・デ・エレーラ	1598-1625	11	カスティーリャ	『インディアス年代記』(1601,15)、『フェリーペ2世期の世界史』(1601,12)
プルデンシオ・デ・サンドバル	1599-1620	フェリーペ3世	-ペ3世 カスティーリャ	[皇帝カール5世実録](1614)
アタナンオ・デ・レベラ	1603-?	11	カスティーリャ	
フアン・デ・ラ・プエンテ	1605-?	11	カスティーリャ	『二つのカトリック王国の利点』(1612)
ペドロ・デ・バレンシア	1608-20	11	カスティーリャ	「モリスコ論」(不明)
ヒル・ゴンサレス・ダビラ	1617-58	11	カスティーリャ	フェリーペ3世実録を執筆、『エンリケ3世実録』(1638)
フランシスコ・デ・リオハ	1621-59	フェリーペ4世	フェリーペ4世 カスティーリャ	『カタルーニャ人のカトリック声明への反論』(1640)
トマス・タマーヨ・デ・バルガス	1625-41	11	カスティーリャ	[バイーアの奪還] (1628)
ホセ・ペリセール	1629-79	11	アラゴン	『カタルーニャ公国の理念』(1642)、『スペイン王国年代記』(1681)
アントニオ・デ・ソリス	1661-86	11	カスティーリャ	『メキシコ征服史』(1684)
フランシスコ・デ・ソタ	1679-?	カルロス2世	3	『アストゥリアス・カンタブリア諸君主年代記』(1681)
ペドロ・アバルカ	1682-97	11	アラゴン	『年代記に記述されたアラゴン諸王』(1678-82)
ルイス・デ・サラサール・イ・カストロ	1685-1734	11	カスティーリャ	「スペイン王国顕職についての歴史にもとづく覚書」(1701)

E. García Hernán, Políticos de la Monarquía Hispánica (1469-1700). Ensayos y diccionario, Madrid, 2002. の該当箇所をもとに作成 R. L. Kagan, Clio and the Crown. The Politics of History in Medieval and Early Modern Spain, Baltimore, 2009.

[・]二重括弧の書名は、出版された書籍とその出版年を表す ・一重括弧の題名は、建白書、覚書などの手稿文書とその作成年を表す

表Ⅱ 地誌報告書の質問項目

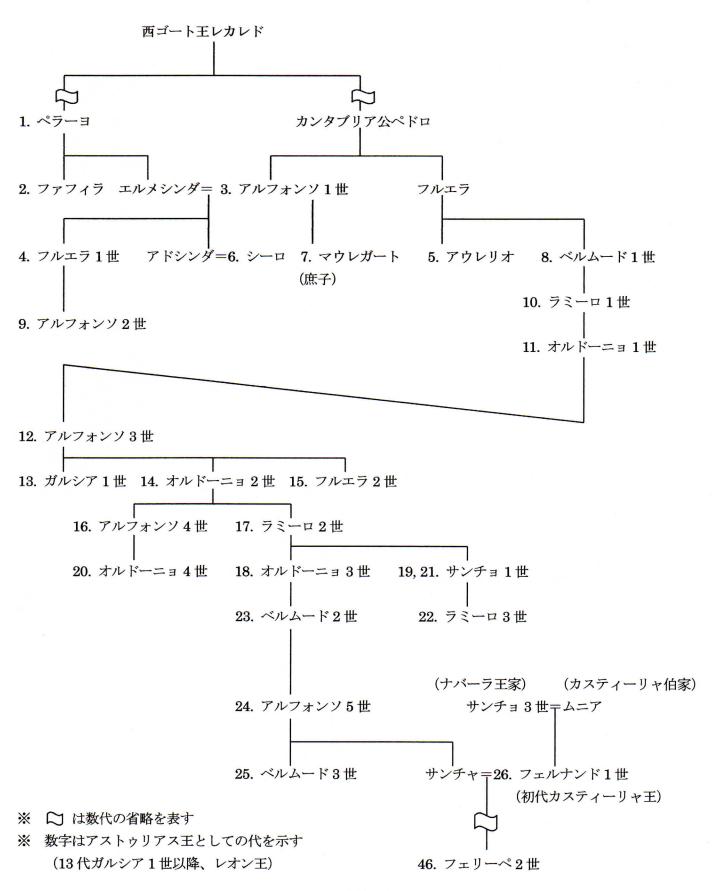
	1559年案	1574年	1575年	1577年	1578年
1	所在地	村落の名称	村落の名称	所属する地方	村落の名称
2	所属する地方	紋章	建設・征服の時期	発見•征服事業	世帯数とその増減
3	住民数	社団としての地位	社団としての地位	気候	建設・征服の時期
4	河川	所属する地方	所属する地方	土地質	社団としての地位
5	教区	王領地•領主所領	国境•海岸	インディオの人口・言語	
6	教会裁判権	国王代官管区	紋章	緯度	国境·海岸
7	教会収入	議会代表都市	王領地·領主所領	植民地当局管区	紋章
8	村落収入	周辺村落	議会代表都市	他都市との距離	王領地·領主所領
9	領主	土地質	高等法院管区	都市の変遷	高等法院管区
10	領主収入	河川関連	国王代官管区	所在地の高低	国王代官管区
11	租税	鉱山	教会行政管区	インディオ村落の首邑	教会行政管区
12	参事会	海岸からの距離	騎士団領管区	他集落との距離	騎士団領管区
13	世俗裁判権	世帯数、職種	東隣の村落	現地語での呼称	東隣の村落
14	避難場所	家屋	南隣の村落	異教時代の領主	南隣の村落
	外国人居留区	軍事施設	西隣の村落	異教時代の歴史	西隣の村落
16	領主への奉仕	著名な建造物	北隣の村落	土地の状態	北隣の村落
17	硬貨	著名なできごと	土地質、気候	土地の健全さ	土地質
	国王の権能	著名な人物	薪、狩猟	山脈からの距離	薪、狩猟
	結婚	特権	山地	河川	山地
	持参金	教会、修道院	河川	湖	河川
21	夫婦間贈与	祝祭	川沿いの農地	洞窟	水源
22	既婚女性の財産	聖遺物	粉ひき場、橋、渡し	樹木	牧草地
23	相続	廃村	水源	林業	牧畜
24	遺言	その他	牧草地	穀物	鉱脈
25	遺言の設定項目		農地	外来の穀物	海岸からの距離
26	寄進		十分の一税	インディオの家畜	港
27	後見人		鉱山	土着・外来の動物	岩
28	子弟の財産		岩塩·大理石	鉱山	所在地の高低
29	不許可結婚		海岸からの距離	宝石の鉱脈	城塞
30	教育施設		港湾設備	岩塩鉱	家屋
31	大学		砦	家屋	著名な建造物
	民兵		所在地の高低		著名なできごと
33	守備隊		城塞		著名な人物
34	民兵の財源		城代職		名家
35	装束		家屋		生計手段
_	食物	-	著名な建造物	修道院	聖俗の裁判権
	訓練		著名なできごと	施療院	属域
_	騎馬		著名な人物	海岸	教会
	祝祭		世帯数とその増減		施療院
_	公職		貴族		聖遺物
_	疫病対策		家紋		祝祭
	飢饉対策		貧富		修道院
	火災対策		聖俗の裁判権	港湾設備	廃村
	金貨•銀貨		聖俗の公職者		その他
45	同盟•兄弟団		属域		署名

	1559年案	1574年	1575年	1577年	1578年
46			特権の由来	薪·飲料水	
47	耕作		領主裁判権·特権	付属の島嶼	
48	果樹•狩猟		教会	廃村	
49	薪		聖職者	その他	
50	貴族	-	司祭の収入	署名	
51	貴族・平民の差	×	聖遺物		
52			祝祭		
53			修道院	1	
54			施療院]	
55			街道		
56			廃村	,	
57			その他		
5556575859			近隣の所領		
59			市		

典出

- F. J. Campos y Fernández de Sevilla, "Las relaciones topográficas de Felipe II; índices, fuentes y bibliografía Anuario jurídico y económico escurialense, 36, 2003, pp. 447-468.
- F. de Solano (ed.), *Cuestionarios para la formación de las Relaciones Geográficas de Indias, siglos XVI-XIX* Madrid, 1988, pp. 81-86.
- ・1559年案はフアン・パエス・デ・カストロ修史官による私案
- ・1574年の地誌集成はコリア司教区のみで試験的に実施
- ・1575年、1578年の地誌集成は新カスティーリャ地方を中心に実施
- ・1577年の地誌報告はインディアス全土で実施

図 I 『スペイン総合年代記』から再構成される王家の系図



表Ⅲ 16世紀のトレード大司教座による戦勝祈願・祝賀儀礼

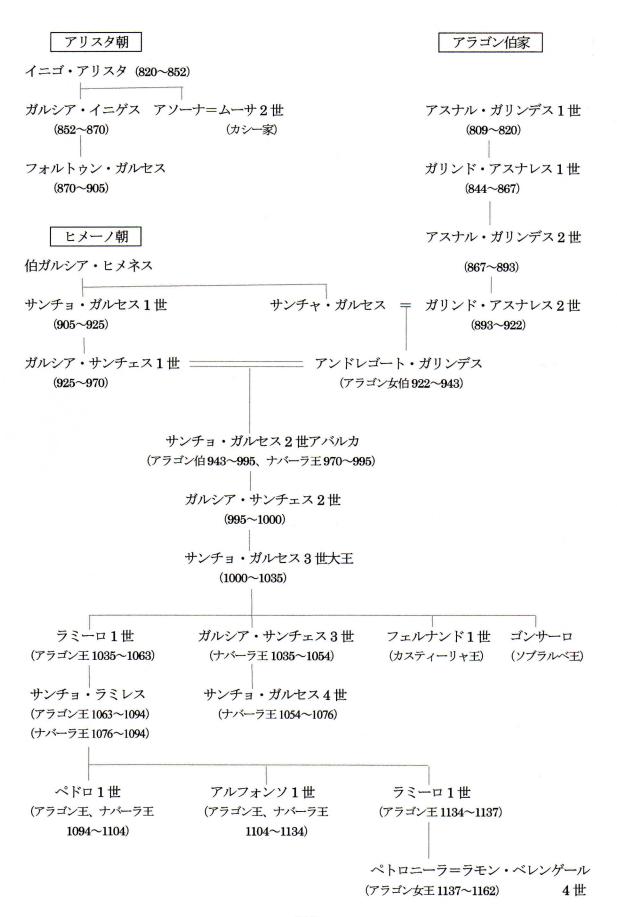
年	月	ш	(括弧内は行列の目的地、記載がたい場合は大型党内でおこた。)
1571	11	5	レパントの海戦の戦勝祝賀行列(ラ・マードレ・デ・ディオス修道院)
1572	10	19	神聖同盟艦隊の戦勝祈願行列(ラ・マードレ・デ・ディオス修道院)
		21	! (サン・フアン・デ・ラ・ペニテンシア修道院)
		22	』(サンタ・イサベル修道院)
1576	10	21	ナバーラとフランドルでのキリスト教護持のための祈願行列(ラ・マードレ・デ・ディオス修道院)
1580	5	14	K
		17	11 (サンタ・イサベル修道院)
		28	』(サン・ファン・デ・ラ・ペニテンシア修道院)
	7	18	ポルトガル出兵のためのミサ
1583	6	9	アソーレス諸島制圧の戦勝祝賀行列
1588	2	21	イングランドに対する無敵艦隊のための聖体公開
	3	30	
	5	8	無敵艦隊のための祈願行列(ラ・マードレ・デ・ディオス修道院)
		15	11 (サンタ・レオカディア数区教会、聖レオカディアの聖遺物)
		22	』(サン・クレメンテ修道院、聖エウヘニオの聖遺物)
		29	』(サン・フアン・デ・ロス・レイエス修道院、サグラリオの聖母像)
1589	9	15	イングランドとの戦争に関する祈願行列
1593	3	6	フランス問題(イサベル・クララ王女のフランス王位継承)に関する祈願行列(ラ・マードレ・デ・ディオス修道院)
		11	1
		13	』(サン・クレメンテ修道院)
		28	』(サン・フアン・デ・ロス・レイエス修道院)
1595	5	23	イングランド、フランス、ドイツ、トルコに対して信仰を守るためのミサ
1595	2	27	フランス問題に関する祈願行列
	3	3	
		4	11
1596	5	10	アルベルト大公の戦勝祝賀行列
	7	19	イングランド艦隊のカディス攻撃に関する行列(サン・フアン・デ・ラ・ペニテンシア修道院)
1597	10	3	

史料: Actas Capitulares de Toledo, núm. 11 (1558-1562); núm. 12 (1563-1567); núm. 15 (1568-1574); núm. 16 (1575-1580); núm. 17 (1581-1583); núm. 18 (1584-1586); núm. 19 (1587-1589); núm. 20 (1590-1592); núm. 21(1593-1596); núm. 22 (1597-1601).

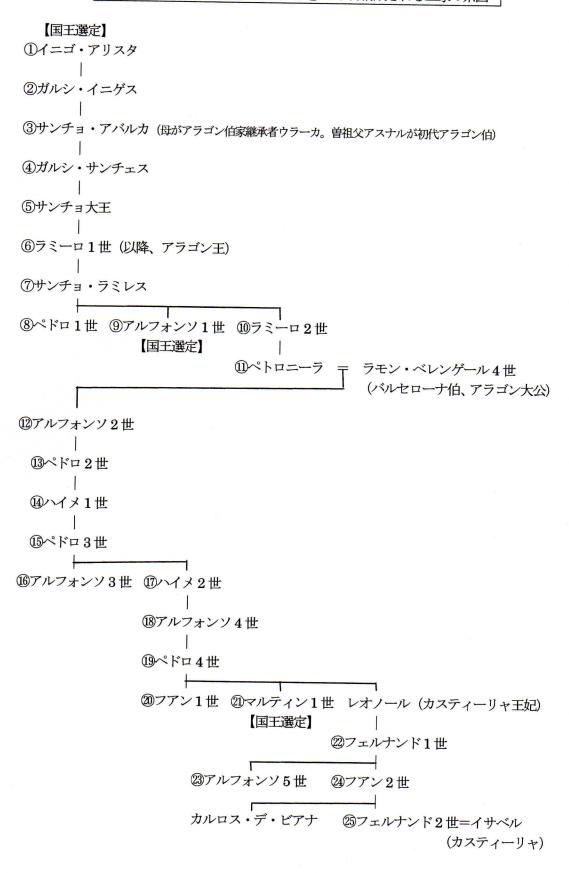
Copia del libro original que escribió el racionero don Juan de Chavez Arcayos repartidor del coro de esta SantaIglesia Primada de las Españas por los años de 1589 a 1643, t. I, ff. 2r-167v. (王家の健康、教皇の選出、雨乞いなどに関する情報は省略)

表IV 『アラゴン連合王国年代記』の概要

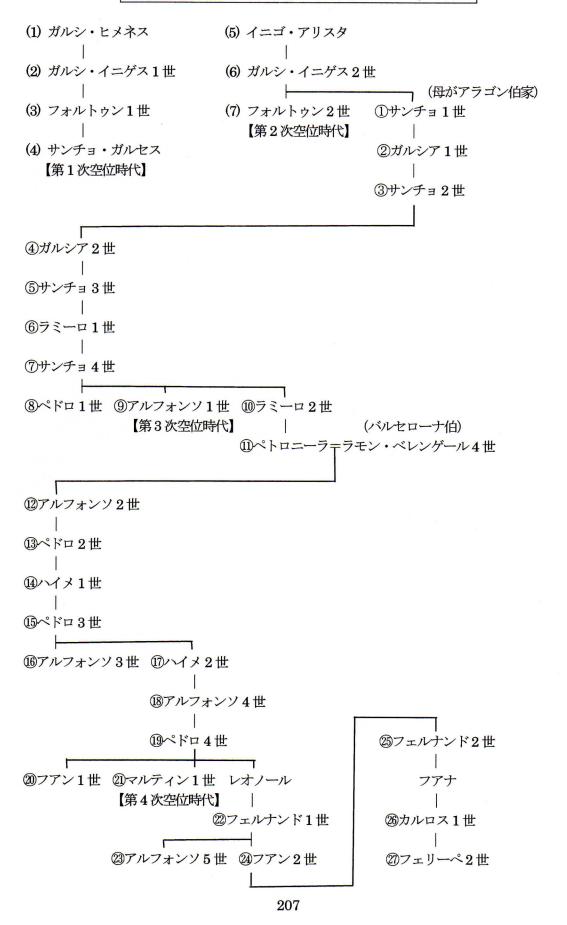
J. Zurita, Anales de la Corona de Aragón, edición por Á. Canellas López, 8 tomos, Zaragoza, 1967-1985. より作成



図Ⅲ 『アラゴン連合王国年代記』から再構成される王家の系図



図IV 『アラゴン王国要覧』から再構成される王家の系図



史料

- *Actas Capitulares de Toledo, núm. 11 (1558-1562); núm. 12 (1563-1567); núm. 15 (1568-1574); núm. 16 (1575-1580); núm. 17 (1581-1583); núm. 18 (1584-1586); núm. 19 (1587-1589); núm. 20 (1590-1592); núm. 21 (1593-1596); núm. 22 (1597-1601). (トレード聖堂参事会付属文書館所蔵)
- Alcocer, P., Historia o descripción de la Imperial Ciudad de Toledo con todas las cosas acontecidas en ella desde su principio y fundación. A donde se tocan y refieren muchas antigüedades y cosas notables de la Historia General de España, Toledo, 1554.
- Antonio, N., Biblioteca hispana nueva, o de los escritores españoles que brillaron desde el año MD hasta el de MDCLXXXIV, 2 tomos, edición por M. Martín Sánchez, Madrid, 1999.
- Apianus, P., La cosmografia de Pedro Apiano, Amberes, 1575.
- Blancas, J., Comentarios de las cosas de Aragón. Obra escrita en latín por Jerónimo de Blancas, cronista del Reino, traducción por M. Hernández, Zaragoza, 1878.
- Copia del libro original que escribió el racionero D. Juan de Chavez Arcayos repartidor del coro de esta
 S. Iglesia Primada de las Españas por los años de 1589 a 1643.

(トレード聖堂参事会付属文書館所蔵)

- · Cortes de los antiguos reinos de Castilla y León, t. IV, Madrid, 1882.
- Covarrubias Orozco, S. de, Tesoro de la lengua castellana o española, edición por F. Maldonado, Madrid, 1995.
- Gómez de Castro, Á., Recebimiento que la imperial ciudad de Toledo hizo a la magestad de la reina nuestra señora doña Isabel, hija del rey Enrique II de Francia, edición por C. Fernández Travieso, La Coruña, 2007.
- Hernández, M., Vida, martirio y translación de la gloriosa virgen y mártir Santa Leocadia. Que escribió el padre Miguel Hernández de la Compañía de Jesús. Con la relación de lo que pasó en la última translación que se hizo de las santas reliquias de Flandes a Toledo, Toledo, 1591.
- Herrera y Tordesillas, A. de, Historia general de los hechos de los castellanos en las islas y Tierra Firme del mar océano o décadas de Antonio de Herrera y Tordesillas, edición por M. Cuesta Domingo, 4 tomos, Madrid, 1991.
- Mariana, J. de, Historia general de España, 2 tomos, Madrid, 1950.
- Morales, A. de, La vida, el martirio, la invención, las grandezas y las translaciones de los niños mártires
 San Justo y Pastor y el solemne triunfo con que fueron recibidos sus santas reliquias en Alcalá de Henares, Alcalá de Henares, 1568.
- · Idem, La crónica general de España, Alcalá de Henares, 1574.
- Idem, Las antigüedades de las ciudades de España, Alcalá de Henares, 1575.

- Idem, Los otros dos libros undécimo y duodécimo de la crónica general de España, Alcalá de Henares,
 1577.
- Idem, Los cinco libros postreros de la crónica general de España, Córdoba, 1586.
- Ocampo, F. de, Las cuatro partes enteras de la crónica de España que mandó componer el sereníssimo rey don Alonso llamado el Sabio, Zamora, 1541.
- · Idem, Los cuatro libros primeros de la crónica general de España, Zamora, 1543.
- Idem, Los cinco libros primeros de la crónica general de España, Medina del Campo, 1553.
- Páez de Castro, J., "De las cosas necesarias para escribir la Historia", La ciudad de Dios, 28, 1892, pp. 601-610 y 29, 1892, pp. 27-37.
- Pisa, F. de, Descripción de la Imperial Ciudad de Toledo y historia de sus antigüedades y grandeza y cosas memorables que en ella han acontecido de tiempos. Y de los arzobispos de Toledo principalmente de los más celebrados. Primera parte, repartida en cinco libros con la historia de Santa Leocadia, dirigida y dedicada al Senado de la misma ciudad, Toledo, 1605.
- Idem, Apuntamientos para la II parte de la «Descripción de la Imperial Civdad de Toledo», Toledo, 1976.
- Ribera, A. de, Copilación de los despachos tocantes a la translación del bendito cuerpo de san Eugenio mártir primer Arzobispo de Toledo, hecha de la Abadía de Sandonis en Francia a esta santa Iglesia, Toledo, 1566.
- Sarmiento de Gamboa, P., Historia de los incas, Madrid, 2007.
- Zurita, J., Anales de la Corona de Aragón, edición por Á. Canellas López, 8 tomos, Zaragoza, 1967-1985.

参考文献

- Alvar Ezquerra, A., "Sobre la historiografía castellana en tiempos de Felipe II", *Torre de los Lujanes*, 32, 1996, pp. 89-106.
- Idem, "La historia, los historiadores y el rey en la España del humanismo", A. Alvar Ezquerra (coord.),
 Imágenes históricas de Felipe II, Alcalá de Henares, 2000, pp. 217-254.
- Idem, "Memoria de un reinado; los Reyes Católicos y la Descripción de los pueblos de España de setenta años después", L. A. Ribot García, J. Valdeon Barque y E. Maza Zorilla (coords.), Isabel la Católica y su época, vol. 2, Valladolid, 2007, pp. 1099-1105.
- Idem, "Sobre la descripción de los pueblos de España y su ambiente historiográfico (circa 1575)", D.
 García Hernán (ed.), La historia sin complejos. La nueva visión del Imperio Español, Madrid, 2010, pp.
 79-98.
- Álvarez Palenzuela, A., (coord.), Historia de España de la Edad Media, Barcelona, 2002.
- · Aranda Pérez, F. J., Poder municipal y cabildo de jurados en Toledo en la Edad Moderna (siglos

- XV-XVIII), Toledo, 1992.
- Idem, Poder y poderes en la ciudad de Toledo. Gobierno, sociedad y oligarquías urbanas en la Edad Moderna, Cuenca, 1999.
- Idem, "<Nobles, discretos varones que gobernáis a Toledo.> Una guía prosopográfica de los componentes del poder municipal en Toledo durante la Edad Moderna (corregidores, dignidades y regidores)", F. J. Aranda Pérez (coord.), Poderes intermedios, poderes interpuestos. Sociedad y oligarquías en la España moderna, Cuenca, 1999, pp. 227-309.
- Arroyo Ilera, F., "Las Relaciones Geográficas y el conocimiento del territorio en tiempos de Felipe II",
 Estudios Geográficos, LIX-231, 1998, pp. 169-200.
- Azcona, T. de, "Reforma del episcopado y del clero de España en tiempos de los Reyes Católicos y de Carlos V (1475-1558)", García Villoslada (dir.), Historia de la Iglesia en España, III-1, 1980, pp. 115-210
- Berthe, J. P., "Juan López de Velasco (ca. 1530-1598), cronista y cosmógrafo mayor del Consejo de Indias; su personalidad y su obra geográfica", *Relaciones*, 75, 1998, pp. 143-172.
- Blinkoff, J., The Avila of Saint Teresa. Religious Reform in a Sixteenth-Century City, New York, 1989.
- Bouza Álvarez, F. J., "Monarquía en letras de molde; tipografía y propaganda en tiempos de Felipe II",
 Imagen y propaganda. Capítulos de la historia cultural del reinado de Felipe II, Madrid, 1998, pp. 134-152.
- Boyd, C. P., Historia Patria. History and National Identity in Spain, 1875-1975, Princeton, 1997.
- Burke, P., "How to be a Counter-Reformation Saint", K. Greyerz (ed.), Religion and Society in Early Modern Europe, 1500-1800, Boston, 1984, pp. 45-55.
- · Campos y Fernández de Sevilla, F. J., La mentalidad en Castilla la Nueva en el siglo XVI, Madrid, 1986.
- Idem, "Las relaciones topográficas de Felipe II; índices, fuentes y bibliografía", *Anuario Jurídico y Económico Escurialense*, 36, 2003, pp. 441-574.
- Canellas, Á., "El historiador Jerónimo Zurita", VV. AA., Jerónimo Zurita. Su época y su escuela,
 Zaragoza, 1986, pp. 7-22.
- Capel Margarito, M., "Ambrosio de Morales y la moderna investigación histórica", VV. AA., *Jerónimo Zurita. Su época y su escuela*, Zaragoza, 1986, pp. 443-450.
- Carretero Zamora, J. M., "Las fuentes fiscales y la división territorial de los servicios de Cortes", Corpus documental de las Cortes de Castilla (1475-1517), Toledo, 1993, pp. 45-57 y 143-192.
- Cepeda Adán, J., "La historiografía", J. M. Jover Zamora (dir.), Historia de España fundada por Rámon Menéndez Pidal, t. XXVI, Madrid, 1986, pp. 523-643.
- Christian, W. A., Local Religion in Sixteenth-Century Spain, Princeton, 1981
- Cline, H. F., "The Relaciones Geográficas of the Spanish Indies, 1577-1586", Hispanic Historical Review, 44, 1964, pp. 341-374.

- · Colás Latorre, G, "Jerónimo Blancas y los fueros de Sobrarbe", Jerónimo Zurita, 88, 2013, pp. 81-115.
- Corteguera, L. R., "Popular Politics in Composite Monarchies; Barcelona Artisans and the Campaign for a Papal Bull against Hoarding (1580-5)", Social History, 26-1, 2001, pp. 22-39.
- Cuart Moner, B., "Los romanos, los godos y los Reyes Católicos a mediados del siglo XVI; Juan Ginés de Sepúlveda y su De Rebus Gestis Caroli Quinti Imperatoris et Regis Hispaniae", Studia histórica. Historia moderna, 11, 1993, pp. 61-87.
- Idem, "La larga marcha hacia las historias de España en el siglo XVI", R. García Cárcel (coord.), La costrucción de las historias de España, Madrid, 2004, pp. 45-126.
- Domínguez Ortiz, A., "Las sociedades ibéricas a finales del siglo XVI", L. A. Ribot García y E.
 Belenguer Cebriá (coords.), Las sociedades ibéricas y el mar a finales del siglo XVI, t. VI, Lisboa, 1998, pp. 319-329.
- A. Domínguez Ortiz, S. Serrano, M. Tuñón de Lara y J. Valdeón Barque, Historia de España, Valladolid, 1999.
- Elliott, J. H., Imperial Spain, 1469-1714, London, 1963 (藤田一成訳『スペイン帝国の興亡 1469-1714』岩波書店、1982年)
- Idem, "A Provincial Aristocracy; The Catalan Ruling Class in the Sixteenth and Seventeenth Centuries",
 J. Maluquer de Motes (ed.), Homenaje a Jaime Vicens Vives, vol. II, Barcelona, 1967, pp. 125-141.
- Idem, "Revolution and Continuity in Early Modern Europe", Past and Present, 42, 1969, pp. 35-56.
- Idem, "Revolts in the Spanish Monarchy", R. Forster and J. P. Greens (eds.), Preconditions of Revolution in Early Modern Europe, Baltimore, 1970, pp. 109-130.
- Idem, "Power and Propaganda in the Spain of Philip IV", *Spain and its World, 1500-1700*, New Haven, 1989, pp. 162-188.
- Idem, "A Non-revolutionary Society; Castile in the 1640s", J. Viguerie (ed.), Études d'Histoire Européenne, Angers, 1990, pp. 253-269.
- Idem, "The Spanish Monarchy and the Kingdom of Portugal, 1580-1640", M. Greengrass (ed.), *Conquest and Coalescence. The Shaping of the State in Early Modern Europe*, London, 1991, pp. 48-68.
- Idem, "A Europe of Composite Monarchies", Past and Present, 137, 1992, pp. 48-71.
- Fernández Albaladejo, P., Fragmentos de Monarquía. Trabajos de historia política, Madrid, 1992.
- Idem, Materia de España. Cultura política e identidad en la España moderna, Madrid, 2007.
- Fernández Collado, Á., Catedral de Toledo en el siglo XVI, Toledo, 1999.
- Idem, "Jerarquía e instituciones eclesiásticas", F. García González (coord.), *Castilla-La Mancha en la Edad Moderna*, Ciudad Real, 2004, pp. 213-235.
- Idem, "El regreso a Toledo de las reliquias de San Eugenio y Santa Leocadia", Memoria Ecclesiae, XXXV, 2011, pp. 469-483.
- · Fortea Pérez, J. I., Monarquía y Cortes en la Corona de Castilla. Las ciudades ante la política fiscal de

- Felipe II, Salamanca, 1990.
- Idem, "The Cortes of Castile and Philip II's Fiscal Policy", Parliaments, Estates and Representation, 11-2, 1991, pp. 117-138.
- Freedom, P., "Cowardice, Heroism and the Legendary Origins of Catalonia", Past and Present, 121, 1988, pp. 3-28.
- García Hernán, E., "Construcción de las historias de España en los siglos XVII y XVIII", R. García Cárcel (coord.), La construcción de las historias de España, Madrid, 2004, pp. 127-193.
- Idem, "La España de los cronistas reales en los siglos XVI y XVII", Norba. Revista de Historia, 19, 2006, pp. 125-150.
- García Rey, V., "Recuerdos de antaño; El Greco y la entrada de los restos de Santa Leocadia", Arte Español, VIII-1, 1926, pp. 125-129.
- Gascón Pérez, J., "Los fundamentos del constitucionalismo aragonés; una aproximación", Manuscrits: Revista d'història moderna, 17, 1999, pp. 253-275.
- Idem, "Aragón y la Monarquía de los Austrias", Aragón en la monarquía de Felipe II. II. Oposición política, Zaragoza, 2007, pp. 11-32.
- Idem, "Felipe II, príncipe y tirano en el Aragón del siglo XVII", *Aragón en la monarquía de Felipe II. II.*Oposición política, Zaragoza, 2007, pp. 89-127.
- Idem, "El Aragón del siglo XVI y la rebellion de 1591", *Aragón en la monarquía de Felipe II. II. Oposición política*, Zaragoza, 2007, pp. 129-167.
- Idem, "El ideario político de los cronistas aragoneses", Aragón en la monarquía de Felipe II. I. Historia y pensamiento, Zaragoza, 2007, pp. 207-229.
- Idem, "El reino de Aragón a principios del siglo XVII", J. Martínez Millán (coord.), *La monarquía de Felipe III*, vol. 4, 2008, pp. 173-195.
- · Giesey, R. E., If not, not. The Oath of the Aragonese and Legendary Laws of Sobrarbe, Princeton, 1968.
- Gil Fernández, L., "Líneas maestras del humanismo español", J. M. Jover Zamora (dir.), Historia de España fundada por Rámon Menéndez Pidal, t. XXI, Madrid, 1999, pp. 211-303.
- Gil Pujol, X., "Aragonese Constitutionalism and Habsburg Rule; The Varying Meanings of Liberty",
 R. L. Kagan and G. Parker (eds.), Spain, Europe and the Atlantic World, Cambridge, 1995, pp. 160-187.
- Idem, "Visión europea de la Monarquía española como monarquía compuesta, siglos XVI y XVII", C.
 Russell y J. Andrés-Gallego (dir.), Las monarquías del Antiguo Régimen, ¿monarquías compuestas?,
 Madrid, 1996, pp. 65-95.
- Gonzálvez, R., "El clima toledano en los siglos XVI y XVII", Boletín de la Real Academia de la Historia,
 CLXXIV-1, 1977, pp. 305-332.
- Gustafsson, H., "The Conglomerate State; A Perspective on State Formation in Early Modern Europe", Scandinavian Journal of History, 23-3/4, 1998, pp. 189-213.

- Hillgarth, J. N., "Spanish Historiography and Iberian Reality", History and Theory, 24-1, 1985, pp. 23-43.
- Isla Frez, A., "Consideraciones sobre la monarquía astur", *Hispania*, 189, 1995, pp. 151-168.
- Jago, C., "Habsburg Absolutism and the Cortes of Castile", American Historical Review, 86, 1981, pp. 307-326.
- Kagan, R. L., "Felipe II y los geógrafos", R. L. Kagan (dir.), Ciudades del Siglo de Oro. Las vistas españolas de Anton Van den Wyngaerde, Madrid, 1986, pp. 40-53.
- Idem, "Contando vecinos; el censo toledano de 1569", Studia historica. Historia moderna, 12, 1994, pp. 115-135.
- Idem, "Clio and the Crown; Writing History in Habsburg Spain", G. Parker and R. L. Kagan (eds.),
 Spain, Europe and the Atlantic World, Cambridge, 1995, pp. 73-100.
- Idem, "La corografía en la Castilla moderna; género, historia, nación", *Studia historica. Historia moderna*, 13, 1995, pp. 47-60.
- Idem, "La historia y los cronistas del rey", VV. AA., *Philippus II Rex*, Barcelona, 1998, pp. 87-119.
- Idem, "Urbs and Civitas in Sixteenth- and Seventeenth Century Spain", D. Buisseret (ed.), Envisioning the City. Six Studies in Urban Cartography, Chicago and London, 1998, pp. 75-108.
- Idem, "Los cronistas del emperador", VV. AA., Carolus V Imperator, Barcelona, 1999, pp. 183-211.
- Idem, El rey recatado. Felipe II, la historia y los cronistas del rey, Valladolid, 2004.
- Idem, Clio and the Crown. The Politics of History in Medieval and Early Modern Spain, Baltimore, 2009.
- Koenigsberger, H. G, "Monarchies and Parliaments in Early Modern Europe; Dominium Regale or Dominium Politicum et Regale", *Theory and Society*, 5-2, 1978, pp. 191-217.
- Idem, "Composite States, Representative Institutions and the American Revolution", *Historical Research*, 62, 1989, pp. 135-153.
- Idem, "Republicanism, Monarchism and Liberty", R. Oresko, G. C. Gibbs and H. M. Scott (eds.), Royal
 and Republican Sovereignty in Early Modern Europe, Cambridge, 1997, pp. 43-74.
- · Laborda, A., Descripciones de don Fernando Colón, 1517-1523, Madrid, 2002.
- Ladero Quesada, M. Á., "El poder central y las ciudades en España del siglo XIV al final del Antiguo Régimen", Revista de Administración Pública, 94, 1981, pp. 173-198.
- Idem, "Monarquía y ciudades de realengo en Castilla; siglos XII a XV", *Anuario de Estudios Medievales*, 24, 1994, pp. 719-774.
- Lazure, G, "Possesing the Sacred; Monarchy and Identity in Philip II's Relic Collection at the Escorial", Renaissance Quartely, LX-1, 2007, pp. 58-93.
- López Gómez, A., La navegación por el Tajo. El reconocimiento de Carduchi en 1641 y otros proyectos, Madrid, 1998.
- · Lorente Toledo, E., Gobierno y administración de la ciudad de Toledo y su término en la segunda mitad

- del siglo XVI, Toledo, 1982.
- Lunenfeld, M., Keepers of the City. The Corregidores of Isabel I of Castile (1475-1504), Cambridge, 1987.
- Mansilla, D., "Geografia eclesiástica", Q. Aldea Vaquero (dir.), Diccionario de historia eclesiástica de España, t. II, Madrid, 1972, pp. 983-1015.
- Idem, "Panorama histórico-geográfico de la Iglesia española en los siglos XV y XVI", R. García Villoslada (dir.), Historia de la Iglesia en España, III-1, 1980, pp. 3-23.
- Manso Porto, C., "El diccionario geográfico-histórico de España de la Real Academia de la Historia",
 Iura Vasconiae, 2, 2005, pp. 283-332.
- Martín Martín, T., "Juan Páez de Castro; aproximación a su vida y obra", La ciudad de Dios, 201, 1988, p. 35-55.
- Martínez Carreras, J. U., "Las <Relaciones> histórico-geográficas del siglo XVI", M. Jiménez de la Espada (ed.), Relaciones geográficas de Indias. Perú, t. I, Madrid, 1965, pp. XLI-LXVI.
- Martínez Díez, G., Las comunidades de Villa y Tierra de la Extremadura castellana, Madrid, 1983.
- Idem, "Estructura administrativa local en el naciente reino de Toledo", VV. AA., *Estudios sobre Alfonso VI y la reconquista de Toledo*, t. II, Toledo, 1988, pp. 43-162.
- Martínez Gil, F., La ciudad inquieta. Toledo comunera, 1520-1522, Toledo, 1993.
- Idem, "Historia y cohesión urbana; la escuela historiográfica toledana del Siglo de Oro", R. Villena Espinosa (coord.), Ensayos humanísticos. Homenaje al profesor Luis Lorente Toledo, Cuenca, 1997, pp. 303-318.
- Idem, "Imagen social y privilegio en las ciudades de España de los Austrias", F. J. Aranda Pérez (coord.), Poderes intermedios, poderes interpuestos. Sociedad y oligarquías en la España moderna, Cuenca, 1999, pp. 183-194.
- Idem, "Religión e identidad urbana en el arzobispado de Toledo (siglos XVI-XVII)", J. C. Vizuete Mendoza (coord.), Religiosidad popular y modelos de identidad en España y América, Cuenca, 2000, pp. 15-57.
- Idem, "Religión e identidad en una ciudad colonial; la Villa Imperial de Potosí", Anuario de estudios bolivianos, archivísticos y bibliográficos, 11, 2005, pp. 297-338.
- Idem, La invención de Toledo. Imágenes históricas de una identidad urbana, Ciudad Real, 2007.
- Idem, "De civitas regia a civitas Dei. El imaginario histórico de Toledo en los siglos XVI y XVII", J. C.
 Vizuete Mendoza y J. Martín Sánchez (coords.), Sacra loca toledana. Los espacios sagrados en Toledo,
 Cuenca, 2008, pp. 319-367.
- Mateo Royo, J. A., "All the Town is a Stage; Civic Ceremonies and Religious Festivities in Spain during the Golden Age", *Urban History*, 26-2, 1999, pp. 165-189.
- · Monteagudo Robledo, M. P., "La ciudad, escenario de la fiesta política en el Antiguo Régimen", VV. AA.,

- La fiesta en el mundo hispánico, Cuenca, 2004, pp. 321-350.
- Montemayor, J., Tolède entre fortune et déclin (1530-1640), Limoges, 1996.
- Moxó, S. de, Los antiguos señorios de Toledo, Toledo, 1974.
- Nader, H., Liberty in Absolutist Spain. The Sale of Towns, 1516-1700, Baltimore, 1990.
- Palencia Herrejón, J. R., Los Ayala de Toledo. Desarrollo e instrumentos de poder de un linaje nobiliario en el siglo XV, Toledo, 1995.
- Parker, G., Grand Strategy of Philip II, New Haven and London, 1998.
- Idem, The World is not Enough. The Imperial Vision of Philip II of Spain, Waco, 2000.
- Idem, "A Man's gotta know his Limitations; Reflections on a Misspent Past", T. Andrade and W. Reger (eds.), *The Limits of Empire. European Imperial Formations in Early Modern World History*, Farnham, 2012, pp. 309-375.
- Pedraza Gracia, M. J. y Santos Lorite, R., "La edición de libros parte de la Diputación del Reino de Aragón en los siglos XV y XVI", A. Ubieto (ed.), II jornadas de estudios sobre Aragón en el umbral del siglo XXI, Zaragoza, 2001, pp. 905-922.
- Porres Martín Cleto, J., *Toledo. Puerto de Castilla*, Toledo, 1982.
- Quesada, S., La idea de ciudad en la cultura hispana de la Edad Moderna, Barcelona, 1992.
- Rawling, H., "The Secularization of Castilian Episcopal Office under the Habsburg, c. 1516-1700", *Journal of Ecclesiastical History*, 38-1, 1987, pp. 53-79.
- · Idem, Church, Religion and Society in Early Modern Spain, New York, 2002.
- Redondo Veintemillas, G., "Jerónimo Zurita, primer cronista oficial de Aragón (1512-1580)", *Jerónimo Zurita*, 88, 2013, pp. 11-46.
- Río Barredo, M. J. del, Madrid, Urbs Regia. La capital ceremonial de la Monarquía Católica, Madrid, 2000.
- Ríos Saloma, M. F., La Reconquista. Una construcción historiográfica (siglos XVI-XIX), Madrid, 2011.
- Rodríguez González, A., "Itinerarios sagrados en el Toledo de la Edad Moderna", J. C. Vizuete Mendoza y J. M. Sánchez (coords.), Sacra loca toledana. Los espacios sagrados en Toledo, Cuenca, 2008, pp. 369-398.
- Ruiz, T., "Un Sacred Monarchy; the Kings of Castile in the Late Middle Age", S. Wilentz (ed.), *Rites of Power: Symbolism, Ritual and Politics since the Middle Ages*, Philadelphia, 1983, pp. 109-133.
- Salomon, N., La vida rural castellana en tiempos de Felipe II, Barcelona, 1973.
- · Sánchez Alonso, B., Historia de la historiografía española, Madrid, 1947.
- Sánchez León, P., Absolutismo y comunidad. Los orígenes sociales de la guerra de los comuneros de Castilla, Madrid, 1998.
- Idem, "La constitución histórica del sujeto comunero; orden absolutista y lucha por la incorporación estamental en las ciudades de Castilla, 1350-1520", F. Martínez Gil (ed.), En torno a las Comunidades

- de Castilla, Cuenca, 2002, pp. 159-208.
- Sánchez Martínez, A., "La institucionalización de la cosmografía americana; la Casa de la Contratación de Sevilla, el Real y Supremo Consejo de Indias y la Academia de Matemática de Felipe II", Revista de Indias, LXX-250, 2010, pp. 715-748.
- Sarasa Sánchez, E., "Los anales de la Corona de Aragón de Jerónimo Zurita", *Jerónimo Zurita*, 88, 2013, pp. 61-80.
- Solano, F., "La escuela de Jerónimo Zurita", VV. AA., Jerónimo Zurita. Su época y su escuela, Zaragoza, 1986, pp. 23-53.
- Solano, F. de (ed.), Cuestionarios para la formación de las Relaciones Geográficas de Indias, siglos XVI-XIX, Madrid, 1988.
- Solano Camón, E., "Los últimos cronistas de Aragón; una construcción literaria entre la permanencia y el cambio", *Jerónimo Zurita*, 88, 2013, pp. 145-170.
- Tate, R., "El cronista real castellano durante el siglo quince", VV. AA., Homenaje a Pedro Sáinz Rodríguez, t. III, Madrid, 1986, pp. 659-668.
- Thompson, I. A. A., "Castile, Spain and the Monarchy; The Political Community from Patria Natural to Patria Nacional", R. L. Kagan and G. Parker (eds.), *Spain, Europe and the Atlantic World*, Cambridge, 1995, pp. 125-159.
- Tusell, J. (dir.), Historia de España, Madrid, 1998.
- Valladares, F., Portugal y la Monarquía Hispánica, 1580-1668, Madrid, 2000.
- Yun Casalilla, B., "Entre el imperio colonial y la monarquía compuesta. Élites y territorios en la Monarquía Hispánica (ss. XVI y XVII)", B. Yun Casalilla (dir.), Las redes del Imperio. Élites sociales en la articulación de la Monarquía Hispánica, 1492-1714, Madrid, 2009, pp. 11-35.
- VV. AA., Historia de Aragón, vol.1, Zaragoza, 1989.
- ・足立孝「アラゴン王国東部辺境における城塞・定住・権力構造(1089~1134 年)(上)」『人文社会論叢 人文科学篇』(弘前大学) 18 号、2007 年、33-54 頁。
- ・五十嵐一成「16世紀スペイン帝国における諸調査の実態と意義―「スペイン諸村落の報告」 を中心に」『北大史学』15号、1975年、10-20頁。
- ・同「16世紀新カスティーリャにおける諸村落の売却と村落自治」『史学雑誌』84巻7号、1975年、1-38頁。
- ・同「16 世紀後半の新カスティーリャにおける領主制の構造」『土地制度史学』70 号、1976 年、40-55 頁。
- ・同「16 世紀末から 17 世紀初めのカスティーリャ王室財政と王国コルテス、而してメスタ協議会問題」『経済と経営』31 巻 2 号、2000 年、67-84 頁。
- ・同「帝国と『モナルキーア・イスパニカ』(中)」『経済と経営』34巻2号、2003年、107-126 頁。

- ・同「1640年カタルニャ大反乱の諸前提」『経済と経営』42巻2号、2012年、25-32頁。
- ・大内一「ブルゴス市寡頭支配層の成立と王権 (1250-1350年)」『Estudios Hispánicos』14号、1989年、57-84頁。
- ・同「15 世紀ブルゴス市の少数支配者層に関する一考察」『Estudios Hispánicos』 15 号、1990 年、47-61 頁。
- ・大津留厚・水野博子・河野淳・岩崎周一編『ハプスブルク史研究入門―歴史のラビリンスへの招待』昭和堂、2013年。
- ・岡田裕成「インカ表象の創出と所有」関雄二・染田秀藤編『他者の帝国』世界思想社、2008 年、274-300 頁。
- ・岡本信照『「俗語」から「国家語」へ―スペイン黄金世紀の言語思想史』春風社、2011年。
- ・小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西―共和政の理念と現実』山川出版社、2004年。
- ・尾崎明夫、ビセント・バイダル訳『征服王ジャウメー世勲功録』京都大学学術出版会、2010年。
- ・フリッツ・ケルン(世良晃志郎訳)『中世の法と国制』創文社、1968年。
- ・近藤和彦「マンチェスタ騒擾とジョージ1世」近藤和彦編『歴史的ヨーロッパの政治社会』 山川出版社、2008年所収。
- ・同「礫岩政体と普遍君主」『立正史学』113 号、2013 年、25-41 頁。
- ・北濱佳奈「近世初頭カスティーリャ王国コルテスについて―最近の研究動向より、フェリーペ2世時代を中心に―」『史学』76巻1号、2007年、67-81頁。
- ・グスタボ・グティエレス(染田秀藤訳)『神か黄金か』岩波書店、1991年。
- ・佐藤真一『ヨーロッパ史学史』知泉書館、2009年。
- ・椎名浩「15世紀末のセビーリャにおける都市・王権関係の一側面―国王役人フアン・デ・シルバと下級役人の動向を中心に、1482~92年」『スペイン史研究』20号、2006年、1-14頁。
- ・芝修身『近世スペイン農業―帝国の発展と衰退の分析』昭和堂、2002年。
- ・ロジェ・シャルチエ(松浦義弘訳)『フランス革命の文化的起源』岩波書店、1994年。
- ・同(長谷川輝夫訳)「壁のない図書館」 『書物の秩序』 ちくま学芸文庫、1996 年所収。
- ・関哲行・立石博高・中塚次郎編『世界歴史体系スペイン史1』山川出版社、2008年。
- ・立石博高「『スペイン王国』の構造」立石博高・関哲行・中川功・中塚次郎編『スペインの歴 史』昭和堂、1998 年、138-144 頁
- ・同「近世のバルセローナ―地中海と疫病」歴史学研究会編『地中海世界史3ネットワークのなかの地中海』青木書店、1999年、285-314頁。
- ・同「『スペイン王国』の成立とコンベルソ問題に関する覚書」『Quadrante』1号、1999年、142-154頁。
- ・同「『スペイン王国』成立に関する一考察―バルセローナ市への異端審問制度導入をめぐって ―」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』東京大学出版会、2002 年、339-360 頁。

- ・鶴島博和「「歴史」の誕生―エドワード・デリング卿の知的ネットワークと「歴史学」c. 1620-c. 1644」高田実・鶴島博和編『歴史の誕生とアイデンティティ』日本経済評論社、2005 年、1-37 頁。
- ・レイチェル・バード (狩野美智子訳)『ナバラ王国の歴史』彩流社、1995年。
- ・橋本一郎訳註『第一総合年代記』大学書林、1981年。
- ・服部良久「地域と国家 非「国民国家」型統合」谷川稔編『歴史としてのヨーロッパ・アイ デンティティ』山川出版社、2003 年、135-151 頁。
- ・林邦夫「カトリック両王期の教会政策」『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』 34号、1982年、21-44頁。
- ・同「マリアーナの抵抗権論」『西洋史学』130号、1983年、107-120頁。
- ・同「ペドロ1世時代史関係史料覚書―ペドロ1世時代史研究序説(二)」『東京学芸大学紀要第3部門』54号、2003年、1-17頁。
- ・ルイス・ハンケ(染田秀藤訳)『スペインの新大陸征服』平凡社、1979年。
- ・成瀬治『絶対主義国家と身分制社会』山川出版社、1988年。
- ・二宮宏之『フランス アンシアン・レジーム論―社会的結合・権力秩序・叛乱―』岩波書店、 2007年。
- ・吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』木鐸社、1979年。
- ・ジャン・マビヨン(宮松浩憲訳)『ヨーロッパ中世古文書学』九州大学出版会、2000年。
- ・フアン・デ・マリアナ「王と王の教育について」上智大学中世思想研究所監修『中世思想原典集成 20 近世のスコラ学』平凡社、2000 年所収。
- ・宮﨑和夫「スペイン帝国の成立とローマ帝国」歴史学研究会編『幻影のローマー〈伝統〉の 継承とイメージの変容』青木書店、2006 年、343-375 頁。
- ・ジャック・ル・ゴフ (池田健二・菅沼潤訳)『中世とは何か』藤原書店、2005年。
- ・内村俊太「カスティーリャ近世都市における聖人崇敬一都市権力による表象の戦略」『スペイン史研究』21号、2007年、14-26頁。
- ・同「16 世紀カスティーリャにおける商業都市と王国議会―タホ川航行可能化(1581~1588年)をてがかりとして」『スペイン史研究』24号、2010年、16-30頁。
- ・同「16 世紀スペインにおける王権の歴史意識―『スペイン総合年代記』をてがかりとして」 『西洋史学』240 号、2011 年、36-52 頁。